



毎月2回10日・25日発行
 発行所
 川崎市役所
 (総務企画局総務部法制課)
 川崎市川崎区宮本町1
 電 話 044-200-2062
 F A X 044-200-3748

目 次

条 例

◇川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例(第1号) 1050

◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(第2号) 1050

◇川崎市職員定数条例の一部を改正する条例(第3号) 1051

◇川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(第4号) 1051

◇川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例及び川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例(第5号) 1052

◇川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例(第6号) 1053

◇川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例(第7号) 1053

◇川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(第8号) 1053

◇川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(第9号) 1063

◇川崎市地震対策条例の一部を改正する条例(第10号) 1064

◇川崎市市税条例の一部を改正する条例(第11号) 1064

◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第12号) 1066

◇川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(第13号) 1069

◇川崎市個人市民税の控除対象となる

寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第14号) 1070

◇川崎市工場立地に関する市準則を定める条例の一部を改正する条例(第15号) 1071

◇かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例(第16号) 1071

◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第17号) 1071

◇川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例(第18号) 1072

◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第19号) 1072

◇川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例(第20号) 1073

◇川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例(第21号) 1073

◇川崎市学校給食センター条例(第22号) 1073

◇川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(第23号) 1074

◇川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第24号) 1074

◇川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第25号) 1075

◇川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第26号) 1076

規 則

◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第7号) 1076

◇川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則(第8号) ……………	1083	改正する規則(第26号) ……………	1100
◇川崎市公印規則の一部を改正する規則(第9号) ……………	1087	◇川崎市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則(第27号) ……………	1105
◇川崎市情報化施策の推進に関する規則の一部を改正する規則(第10号) ……………	1088	◇福祉措置による川崎市乗合自動車特別乗車証交付規則の一部を改正する規則(第28号) ……………	1105
◇川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第11号) ……………	1088	◇川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則(第29号) ……………	1106
◇川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第12号) ……………	1088	◇川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則(第30号) ……………	1106
◇川崎市職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則(第13号) ……………	1090	◇川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(第31号) ……………	1107
◇川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則(第14号) ……………	1090	◇川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則(第32号) ……………	1113
◇川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則(第15号) ……………	1091	◇川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(第33号) ……………	1114
◇川崎市市民ミュージアム条例施行規則の一部を改正する規則(第16号) ……………	1095	◇川崎市エネルギーの使用の合理化等に関する法律第87条第14項に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則を廃止する規則(第34号) ……………	1114
◇川崎市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則(第17号) ……………	1096	◇川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(第35号) ……………	1114
◇川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第18号) ……………	1097	◇川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第36号) ……………	1114
◇川崎市自転車競走実施規則の一部を改正する規則(第19号) ……………	1097	◇川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則(第37号) ……………	1115
◇川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則及び川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第20号) ……………	1097	◇川崎市消防立入検査証規則の一部を改正する規則(第38号) ……………	1115
◇川崎市休日急患診療所条例施行規則及び川崎市多摩休日夜間急患診療所条例施行規則を廃止する規則(第21号) ……………	1098	◇危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則(第39号) ……………	1116
◇川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第22号) ……………	1098	告 示	
◇川崎市医療法施行細則の一部を改正する規則(第23号) ……………	1098	◇道路区域の変更(第127号) ……………	1116
◇川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則(第24号) ……………	1098	◇道路の供用開始(第128号) ……………	1116
◇川崎市介護認定審査会規則の一部を改正する規則(第25号) ……………	1100	◇道路区域の変更(第129号) ……………	1117
◇川崎市母子保健法施行細則の一部を		◇道路の供用開始(第130号) ……………	1117
		◇道路区域の変更(第131号) ……………	1117
		◇道路の供用開始(第132号) ……………	1117
		◇道路区域の変更(第133号) ……………	1118
		◇議決された予算の公表(第134号) ……………	1118
		◇市道路線の認定(第135号) ……………	1150
		◇道路区域の決定(第136号) ……………	1151
		◇道路の供用開始(第137号) ……………	1152
		◇市道路線の廃止(第138号) ……………	1152
		◇生活保護法等による指定介護機関の指定(第139号) ……………	1153
		◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第140号) ……………	1153

◇生活保護法等による指定介護機関の 廃止 (第141号)……………	1153	◇市街化調整区域における容積率等の 指定に関する告示の改正 (第175号)……………	1176
◇生活保護法等による指定医療機関の 指定 (第142号)……………	1153	◇川崎都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針の変更及び図書 の縦覧 (第176号)……………	1179
◇生活保護法等による指定施術機関の 指定 (第143号)……………	1153	◇川崎都市計画都市再開発の方針の変 更及び図書の縦覧 (第177号)……………	1179
◇生活保護法等による指定医療機関の 廃止 (第144号)……………	1153	◇川崎都市計画住宅市街地の開発整備 の方針の変更及び図書の縦覧 (第178 号)……………	1179
◇生活保護法等による指定施術機関の 廃止 (第145号)……………	1153	◇川崎都市計画防災街区整備方針の決 定及び図書の縦覧 (第179号)……………	1179
◇自転車等の撤去と保管 (第146号)……………	1154	◇川崎都市計画区域区分の変更及び図 書の縦覧 (第180号)……………	1179
◇道路区域の変更 (第147号)……………	1154	◇川崎都市計画用途地域の変更及び図 書の縦覧 (第181号)……………	1180
◇道路の供用開始 (第148号)……………	1154	◇川崎都市計画高度地区の変更及び図 書の縦覧 (第182号)……………	1180
◇道路の供用開始 (第149号)……………	1154	◇川崎都市計画防火地域及び準防火地 域の変更及び図書の縦覧 (第183号)……………	1180
◇道路の供用開始 (第150号)……………	1155	◇都市計画マスタープラン全体構想の 改定及び図書の縦覧 (第184号)……………	1181
◇定期予防接種の実施 (第151号)……………	1155	◇川崎市公害防止等生活環境の保全に 関する条例施行規則に規定する調査 の方法並びに処理対策の方法及び管 理の方法の一部改正 (第185号)……………	1181
◇定期予防接種の実施 (第152号)……………	1155	◇都市計画法の規定による変更認可 (
◇定期予防接種の実施 (第153号)……………	1155	第186号)……………	1222
◇定期予防接種の実施 (第154号)……………	1156	◇都市計画法の規定による都市計画事 業の図書の写しの縦覧 (第187号)……………	1222
◇定期予防接種の実施 (第155号)……………	1156	◇道路区域の変更 (第188号)……………	1222
◇定期予防接種の実施 (第156号)……………	1156	◇道路の供用開始 (第189号)……………	1222
◇定期予防接種の実施 (第157号)……………	1157	◇道路の供用開始 (第190号)……………	1223
◇定期予防接種の実施 (第158号)……………	1157	◇道路区域の変更 (第191号)……………	1223
◇定期予防接種の実施 (第159号)……………	1157	◇道路区域の変更 (第192号)……………	1223
◇定期予防接種の実施 (第160号)……………	1158	◇個人情報保護条例の規定による目的 外利用等の届出 (第193号)……………	1223
◇予防接種の業務を行う医師 (第161 号)……………	1158	◇平成29年度川崎市一般廃棄物処理実 施計画 (第194号)……………	1223
◇指定緊急避難場所の指定 (第162号)……………	1168	◇道路区域の変更 (第195号)……………	1237
◇道路区域の変更 (第163号)……………	1168	◇川崎市アートセンターの指定管理者 の指定 (第196号)……………	1237
◇道路の供用開始 (第164号)……………	1169	◇港湾施設の名称、位置、規模等 (第 197号)……………	1237
◇形質変更時要届出区域の指定 (第 165号)……………	1169	公 告	
◇自転車等の撤去と保管 (第166号)……………	1171	◇川崎都市計画地区計画の決定の案の 縦覧 (第175号)……………	1238
◇地域再生推進法人の指定 (第167号)……………	1171	◇川崎都市計画用途地域の変更の案の	
◇指定障害福祉サービスの事業の廃止 (第168号)……………	1171		
◇指定障害福祉サービス事業者の指定 (第169号)……………	1172		
◇指定障害児通所支援事業者の指定 (
第170号)……………	1172		
◇指定障害児通所支援事業者の指定 (
第171号)……………	1172		
◇介護保険法によるサービス事業所等 の廃止等 (第172号)……………	1173		
◇介護保険法によるサービス事業者等 の指定等 (第173号)……………	1174		
◇不燃化重点対策地区の指定 (第174 号)……………	1174		

縦覧(第176号)……………	1239	◇落札者等の公示(第172号)……………	1270
◇川崎都市計画高度地区の変更の案の 縦覧(第177号)……………	1239	◇落札者等の公示(第173号)……………	1271
◇川崎都市計画防火地域及び準防火地 域の変更の案の縦覧(第178号)……………	1239	◇落札者等の公示(第174号)……………	1271
◇一般競争入札の執行(第179号)……………	1240	◇落札者等の公示(第175号)……………	1271
◇農用地利用集積計画の制定(第180 号)……………	1242	◇公募型プロポーザルの実施(第176 号)……………	1272
◇一般競争入札の執行(第181号)……………	1245	◇一般競争入札の公告(第177号)……………	1273
◇公募型プロポーザルの実施(第182 号)……………	1248	◇落札者等の公示(第178号)……………	1275
◇開発行為に関する工事の完了(第183 号)……………	1250	◇一般競争入札の執行(第179号)……………	1275
◇公募型プロポーザルの実施(第184号)……………	1250	◇落札者等の公示(第180号)……………	1277
◇道路位置の指定(第185号)……………	1251	◇一般競争入札の公告(第181号)……………	1277
◇道路位置の指定(第186号)……………	1252	税公告	
◇開発行為に関する工事の完了(第187 号)……………	1252	◇不動産等の最高価申込者の決定等公 告(第50号)……………	1279
◇一般競争入札の執行(第188号)……………	1252	◇差押調書(謄本)の公示送達(第51 号)……………	1279
◇一般競争入札の執行(第189号)……………	1253	◇配当計算書(謄本)の公示送達(第 52号)……………	1279
◇一般競争入札の執行(第190号)……………	1255	◇配当計算書(謄本)の公示送達(第 53号)……………	1279
◇公募型プロポーザルの実施(第191 号)……………	1256	◇差押調書(謄本)の公示送達(第54 号)……………	1279
◇都市計画法第81条第3項の規定によ る同条第1項の命令(第192号)……………	1258	◇配当計算書(謄本)の公示送達(第 55号)……………	1280
◇都市計画法第81条第3項の規定によ る同条第1項の命令(第193号)……………	1259	◇差押調書(謄本)の公示送達(第56 号)……………	1280
◇道路位置の指定(第194号)……………	1259	◇差押調書(謄本)の公示送達(第57 号)……………	1280
◇道路位置の指定(第195号)……………	1259	◇差押書の公示送達(第58号)……………	1280
◇開発行為に関する工事の完了(第 196号)……………	1259	◇差押調書(謄本)の公示送達(第59 号)……………	1280
◇一般競争入札の執行(第197号)……………	1260	◇給与所得等に係る市民税・県民税特 別徴収税額の決定・変更通知書(特 別徴収義務者用)の公示送達(第60 号)……………	1280
◇公募型プロポーザルの実施(第198 号)……………	1266	◇差押調書(謄本)の公示送達(第61 号)……………	1280
◇開発行為に関する工事の完了(第 199号)……………	1266	◇差押調書(謄本)の公示送達(第62 号)……………	1280
◇公募型プロポーザルの実施(第200 号)……………	1267	◇督促状の公示送達(第63号)……………	1281
◇川崎市森林整備計画の変更(第201 号)……………	1267	訓 令	
◇登録建築物エネルギー消費性能判定 機関への建築物エネルギー消費性能 適合性判定の委任(第202号)……………	1268	◇川崎市事務決裁規程の一部を改正す る訓令(第4号)……………	1282
公告(調達)		◇川崎市事業所等事務決裁規程の一部 を改正する訓令(第5号)……………	1282
◇落札者等の公示(第168号)……………	1268	◇川崎市情報セキュリティ基本方針に 関する規程の一部を改正する訓令(第6号)……………	1282
◇落札者等の公示(第169号)……………	1268		
◇落札者等の公示(第170号)……………	1269		
◇一般競争入札の執行(第171号)……………	1269		

◇川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令(第7号) ……………	1282	16号) ……………	1308
◇川崎市職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令(第8号) ……………	1283	◇川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程(第17号) ……………	1308
◇川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令(第9号) ……………	1283	◇川崎市工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程(第18号) ……………	1309
◇川崎市職員提案規程の一部を改正する訓令(第10号) ……………	1283	◇川崎市上下水道局企業職員服務規定の一部を改正する規程(第19号) ……………	1317
◇川崎市職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令(第11号) ……………	1284	上下水道局告示	
上下水道局規程		◇川崎市排水設備指定工事店の指定(第9号) ……………	1317
◇川崎市上下水道局企業職員の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程(第2号) ……………	1284	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定(第10号) ……………	1317
◇川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程(第3号) ……………	1284	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定事項の変更(第11号) ……………	1318
◇川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程(第4号) ……………	1287	◇川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の休止(第12号) ……………	1318
◇川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程(第5号) ……………	1287	上下水道局公告	
◇川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程(第6号) ……………	1288	◇一般競争入札の執行(第24号) ……………	1318
◇川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程(第7号) ……………	1288	◇一般競争入札の執行(第25号) ……………	1320
◇川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程(第8号) ……………	1290	◇一般競争入札の執行(第26号) ……………	1323
◇川崎市上下水道局企業職員の自己啓発等休業に関する規程(第9号) ……………	1290	◇一般競争入札の執行(第27号) ……………	1328
◇川崎市上下水道局企業職員の配偶者同行休業に関する規程(第10号) ……………	1297	交通局規程	
◇川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程(第11号) ……………	1301	◇川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程(第3号) ……………	1329
◇川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程(第12号) ……………	1303	◇川崎市交通局現業機関設置規程の一部を改正する規程(第4号) ……………	1330
◇川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程等の一部を改正する規程(第13号) ……………	1304	◇川崎市交通局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程(第5号) ……………	1330
◇川崎市水道条例施行規程の一部を改正する規程(第14号) ……………	1306	◇川崎市交通局職員総括安全衛生管理者等の設置に関する規程の一部を改正する規程(第6号) ……………	1331
◇川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程(第15号) ……………	1306	◇川崎市交通局被服規程の一部を改正する規程(第7号) ……………	1331
◇川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程(第		◇川崎市交通局企業職員の自己啓発等休業に関する規程(第8号) ……………	1332
		◇川崎市交通局企業職員の配偶者同行休業に関する規程(第9号) ……………	1333
		◇川崎市交通局分課分掌規程の一部を改正する規程(第10号) ……………	1334
		◇川崎市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程(第11号) ……………	1336
		◇川崎市交通局 I C カード取扱規程の一部を改正する規程(第12号) ……………	1336
		交通局告示	
		◇公印の廃止(第1号) ……………	1336
		◇公印の新調(第2号) ……………	1336
		◇公金徴収業務の委託(第3号) ……………	1337
		◇公金徴収業務の委託(第4号) ……………	1337

◇公金徴収業務の委託(第5号) …………… 1337	◇川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(第5号) …………… 1470
交通局公告(調達)	
◇落札者等の公示(第3号) …………… 1337	◇川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(第6号) …………… 1470
病院局規程	
◇川崎市病院局事務分掌規程等の一部を改正する規程(第4号) …………… 1338	◇川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則(第7号) …………… 1471
◇川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程(第5号) …………… 1339	◇指導が不適切な教員に対する人事管理システムに関する規則の一部を改正する規則(第8号) …………… 1471
◇川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程及び川崎市病院局企業職員勤務規程の一部を改正する規程(第6号) …………… 1344	◇川崎市教育委員会安全衛生管理規則の一部を改正する規則(第9号) …………… 1471
◇川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程(第7号) …………… 1344	◇川崎市学校運営協議会規則の一部を改正する規則(第10号) …………… 1472
病院局公告(調達)	教育委員会告示
◇落札者等の公示(第4号) …………… 1345	◇教育委員会定例会の招集(第8号) …………… 1472
消防局訓令	◇教育委員会告示第8号の訂正告示(第9号) …………… 1472
◇消防職員及び主要機械の配置基準(第1号) …………… 1345	◇教育委員会告示第8号及び教育委員会第9号の訂正告示(第10号) …………… 1473
◇川崎市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令(第2号) …………… 1359	◇教育委員会臨時会の招集(第11号) …………… 1473
◇川崎市火薬類取締法事務処理要綱(第3号) …………… 1359	◇公印の廃止(第12号) …………… 1473
◇川崎市火災予防査察規程の一部を改正する訓令(第4号) …………… 1420	◇公印の新調(第13号) …………… 1473
◇川崎市消防職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令(第5号) …………… 1453	教育委員会訓令
◇川崎市消防職員の自己啓発等休業に関する規程(第6号) …………… 1455	◇川崎市学校情報セキュリティ基本方針に関する規程の一部を改正する訓令(第1号) …………… 1474
◇川崎市消防職員勤務規程の一部を改正する訓令(第7号) …………… 1461	◇川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程等の一部を改正する訓令(第2号) …………… 1474
◇川崎市消防職員の配偶者同行休業に関する規程(第8号) …………… 1461	◇川崎市教育委員会職員勤務規程(第3号) …………… 1478
◇川崎市消防職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令(第9号) …………… 1466	◇川崎市立学校教育職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令(第4号) …………… 1488
◇川崎市危険物事務処理規程の一部を改正する訓令(第10号) …………… 1466	◇川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程(第5号) …………… 1519
教育委員会規則	◇川崎市教育委員会職員の配偶者同行休業に関する規程(第6号) …………… 1525
◇川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則(第2号) …………… 1469	◇川崎市教育委員会職員出勤記録整理規程等の一部を改正する訓令(第7号) …………… 1529
◇川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則(第3号) …………… 1469	教育長訓令
◇川崎市教育委員会職員の標準的な職を定める規則の一部を改正する規則(第4号) …………… 1470	◇川崎市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する訓令(第1号) …………… 1529
	◇川崎市立学校事務決裁規程の一部を

改正する訓令(第2号)……………	1529	区公告	
◇川崎市教員宿舍管理規程の一部を改正する訓令(第3号)……………	1530	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第32号)……………	1633
選挙管理委員会告示		◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第33号)……………	1633
◇公職選挙事務執行規程及び川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程の一部を改正する規程(第2号)……………	1532	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第34号)……………	1634
監査公表		◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第35号)……………	1634
◇監査の結果について(第4号)……………	1533	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(川崎区第36号)……………	1635
人事委員会規則		◇住民票の職権消除(川崎区第37号)……………	1635
◇平成29年4月1日における旧県費負担教職員の職務の級の切替え及び昇給等に関する規則(第4号)……………	1587	◇印鑑登録の抹消(川崎区第38号)……………	1635
◇管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(第5号)……………	1587	◇住民票の職権消除(川崎区第39号)……………	1635
◇県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係規則の整備に関する規則(第6号)……………	1588	◇印鑑登録の抹消(川崎区第40号)……………	1635
◇川崎市職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則(第7号)……………	1589	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(幸区第12号)……………	1636
◇川崎市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(第8号)……………	1589	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(幸区第13号)……………	1636
◇川崎市職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則(第9号)……………	1592	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(幸区第14号)……………	1636
◇川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則(第10号)……………	1595	◇国民健康保険料の滞納処分に係る書類の公示送達(中原区第14号)……………	1637
◇川崎市職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(第11号)……………	1598	◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(中原区第15号)……………	1637
◇教員特別手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(第12号)……………	1599	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(中原区第16号)……………	1638
職員共済組合告示		◇介護保険料に係る督促状の公示送達(中原区第17号)……………	1638
◇川崎市職員共済組合定款の一部変更(第1号)……………	1605	◇国民健康保険料の滞納処分に係る書類の公示送達(中原区第18号)……………	1639
職員共済組合公告		◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(高津区第14号)……………	1639
◇平成29年度事業計画及び予算(第2号)……………	1605	◇後期高齢者医療保険料に係る督促状の公示送達(高津区第15号)……………	1639
◇任意継続掛金の標準となる額の算定の基礎となる組合員の平均標準報酬月額(第3号)……………	1631	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(高津区第16号)……………	1640
災害対策本部訓令		◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第16号)……………	1640
◇川崎市災害対策本部規程の一部を改正する訓令(第1号)……………	1631	◇介護保険料に係る督促状の公示送達(宮前区第17号)……………	1641
区告示		◇住民票の職権消除(宮前区第18号)……………	1641
◇自動車臨時運行許可番号標の無効(川崎区第2号)……………	1632	◇住民票の職権消除(宮前区第19号)……………	1641
		◇介護保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第18号)……………	1641
		◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(多摩区第19号)……………	1642
		◇国民健康保険料に係る延滞金納付書	

の公示送達(多摩区第20号) 1642

◇国民健康保険料に係る延滞金納付書の公示送達(多摩区第21号) 1643

◇国民健康保険料に係る配当計算書(謄本)の公示送達(多摩区第22号) 1643

◇印鑑登録の抹消(麻生区第16号) 1643

◇住民票の職権消除(麻生区第17号) 1643

◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第18号) 1644

◇国民健康保険料に係る差押調書(謄本)の公示送達(麻生区第19号) 1644

◇国民健康保険料に係る配当計算書(謄本)の公示送達(麻生区第20号) 1644

◇住民票の職権消除(麻生区第21号) 1644

◇印鑑登録の抹消(麻生区第22号) 1644

◇利用者識別カードの登録の抹消(麻生区第23号) 1645

条 例

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第1号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

川崎市附属機関設置条例(平成27年川崎市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1川崎市本庁舎等設計事業者選定委員会の項、川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会の項及び新川崎・創造のもり産学交流・研究開発施設整備事業推進委員会の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第2号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年川崎市条

例第67号)の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中「地方税関係情報」という。)の次に「、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報」を加え、同表の5の項中「情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同表の7の項中「同じ。)の管理に関する情報」の次に「、国民年金法(昭和34年法律第141号)による年金の被保険者の資格に関する情報」を加え、同表の9の項中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同表の30の項中「給付に関する情報」の次に「、国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報」を加え、同項を同表の32の項とし、同表の29の項を同表の31の項とし、同表の28の項を同表の30の項とし、同表の27の項中「(平成24年法律第65号)」を削り、「生活保護関係情報、地方税関係情報」を「児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置に関する情報」に改め、同項を同表の29の項とし、同表の26の項中「障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は」を「特別児童扶養手当の支給に関する情報又は同法による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは」に改め、同項を同表の28の項とし、同表の25の項を同表の27の項とし、同表の21の項から24の項までを2項ずつ繰り下げ、同表の20の項を同表の21の項とし、同項の次に次の1項を加える。

22 市長	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
-------	---	--------------------------------------

別表第2の19の項を同表の20の項とし、同表の12の項から18の項までを1項ずつ繰り下げ、同表の11の項中「身体障害者手帳又は」を「身体障害者手帳若しくは」に改め、「情報」の次に「又は外国人生活保護関係情報」を加え、同項を同表の12の項とし、同表の10の項中「又は保険料の徴収」を「、保険料の徴収又は保健事業の実施」に、「介護保険給付等関係情報」を「地方税関係情報、国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報又は介護保険給付等関係情報」に改め、同項の次に次の1項を加える。

11 市長	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
-------	--	-------------------------

別表第3の4の項中「住民基本台帳法」を「生活保護関係情報、地方税関係情報、住民基本台帳法」に改め、「事項」の次に「(以下「住民票関係情報」という。)又は外国人生活保護関係情報」を加え、同項の次に次

の1項を加える。

5	教育委員会	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの
---	-------	---	----	------------------------------

第2条 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2の10の項中「又は介護保険給付等関係情報」を「、介護保険給付等関係情報、川崎市重度障害者医療費助成条例による医療費の助成に関する情報、川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例による医療費の助成に関する情報又は川崎市小児医療費助成条例による医療費の助成に関する情報」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条は規則で定める日から施行する。

(川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(平成28年川崎市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち別表第2の30の項を同表の33の項とし、同表の29の項の次に3項を加える改正規定中「別表第2の30の項」を「別表第2の32の項」に、「同表の33の項」を「同表の35の項」に、「同表の29の項」を「同表の31の項」に、「30 市長」を「32 市長」に、「31」を「33」に、「32」を「34」に改める。

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第3号

川崎市職員定数条例の一部を改正する条例

川崎市職員定数条例(昭和26年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「1,234人以内」を削り、同号に次のように加える。

ア 事務部局及び教育機関(学校を除く。)の職員 386人以内

イ 学校の職員 7,064人以内

第2条第8号中「1,405人」を「1,407人」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第4号

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和34年川崎市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。)(小学校就学の始期に達するまでのものに限る。)」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前3項の規定は、第12条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として人事委員会規則で定める者を含む。次項及び第3項において同じ。)(小学校就学の始期に達するまでのものに限る。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が当該子を養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者

を介護」と、第1項中「深夜に」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)に」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。
第9条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 介護時間

第12条の2第1項中「ため、」の次に「任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内」を「指定期間内」に改め、同項ただし書を削る。

第12条の3第3項中「前条第3項」を「第12条の2第3項」に改め、同条を第12条の4とし、第12条の2の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第12条の3 職員は、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、人事委員会規則の定めるところにより、介護時間を受けることができる。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の条例第12条の2の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の条例第12条の2第2項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例及び川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第5号

川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例及び川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

(川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改正)

第1条 川崎市報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和22年川崎市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「場合」の次に「(職務を遂行することができないと認められる状態で死亡した場合を除く。)」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により月額報酬(市長が別に定めるものに限る。)を支給する場合であって、月の初日(月の途中において就職した場合にあつては、就職した日)からその月の末日(月の途中において退職し、又は失職した場合にあつては、その退職し、又は失職した日)までの間に、その職務を遂行することができないと認められる日があるときは、その日については、報酬を支給しない。

(川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例の一部改正)

第2条 川崎市教育委員会委員の報酬及び費用弁償額並びにその支給条例(昭和26年川崎市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「場合」の次に「(職務を遂行することができないと認められる状態で死亡した場合を除く。)」を加え、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により報酬を支給する場合であつて、月の初日(月の途中において就職した場合にあつては、就職した日)からその月の末日(月の途中において退職し、又は失職した場合にあつては、その退職し、又は失職した日)までの間に、その職務を遂行することができないと認められる日があるときは、その日については、報酬を支給しない。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第6号

川崎市特別職員給与条例の一部を改正する条例
川崎市特別職員給与条例（昭和23年川崎市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第4条各号を次のように改める。

(1) 市長 月額 1,200,000円

(2) 副市長 月額 950,000円

第5条中「100分の12」を「100分の16」に改める。

第7条第1項中「100分の52」を「100分の54」に、「100分の38」を「100分の39」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第7号

川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第1条 川崎市常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（平成3年川崎市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「580,000円」を「560,000円」に改める。

第4条中「100分の12」を「100分の16」に改める。

（川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第2条 川崎市上下水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年川崎市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条中「750,000円」を「720,000円」に改める。

第4条中「100分の12」を「100分の16」に改める。

第7条第1項中「100分の30」を「100分の31」に改める。

（川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第3条 川崎市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成16年川崎市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第3条中「830,000円」を「800,000円」に改める。

第4条中「100分の12」を「100分の16」に改める。

第7条第1項中「100分の30」を「100分の31」に改める。
（川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に關

する条例の一部改正）

第4条 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成27年川崎市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「810,000円」を「780,000円」に改める。

第4条中「100分の12」を「100分の16」に改める。

第7条第1項中「100分の30」を「100分の31」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 3月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第8号

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年川崎市条例第97号）の一部を次のように改正する。

附則別表第3の次に3表を加える改正規定中附則別表第5の(2)から附則別表第6までを次のように改める。

(2)旧県費負担教職員で医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級		
	1 級	2 級	3 級
1	8	18	50
2	9	19	51
3	11	19	51
4	11	20	52
5	12	21	52
6	14	22	53
7	14	23	54
8	15	23	54
9	16	24	55
10	17	25	55
11	18	26	56
12	19	27	56
13	20	28	57
14	21	29	58
15	22	30	59
16	23	31	59
17	24	32	60
18	25	33	61
19	26	34	62

20	27	35	63	63	53	68	113
21	28	36	64	64	54	69	114
22	29	37	65	65	54	70	115
23	29	38	66	66	54	71	116
24	30	39	67	67	55	72	117
25	31	39	68	68	55	73	117
26	32	40	69	69	56	73	117
27	33	41	70	70	56	74	117
28	33	42	71	71	56	75	117
29	34	43	72	72	57	76	117
30	35	43	73	73	57	77	117
31	35	44	74	74	57	77	117
32	36	45	75	75	58	78	117
33	37	46	76	76	58	79	117
34	38	46	77	77	59	80	117
35	38	47	78	78	59	81	117
36	39	48	79	79	59	81	117
37	40	48	80	80	59	82	117
38	40	49	81	81	60	83	117
39	41	49	82	82	60	84	117
40	42	50	83	83	60	84	117
41	42	51	84	84	60	85	117
42	43	51	85	85	61	86	117
43	43	52	86	86		87	117
44	44	52	87	87		87	117
45	45	53	88	88		88	117
46	45	54	89	89		88	117
47	46	54	90	90		89	117
48	46	55	92	92		90	117
49	47	56	93	93		90	117
50	47	57	95	95		91	117
51	48	58	96	96		91	117
52	48	58	98	98		91	117
53	49	59	100	100		92	117
54	49	60	101	101		93	117
55	50	61	103	103		93	117
56	50	62	105	105		94	117
57	50	63	106	106		94	117
58	51	64	107	107		95	117
59	51	65	108	108		95	117
60	52	65	110	110		96	117
61	52	66	111	111		96	117
62	53	67	112	112		97	117

106		98	
107		98	
108		99	
109		99	
110		100	
111		100	
112		101	
113		102	
114		102	
115		103	
116		103	
117		104	
118		104	
119		104	
120		105	
121		105	
122		106	
123		107	
124		107	
125		107	
126		107	
127		108	
128		108	
129		109	
130		110	
131		110	
132		111	
133		111	

11	31	49	26	24	14
12	32	49	27	25	15
13	32	50	27	26	16
14	33	51	28	27	17
15	34	51	29	28	18
16	35	52	30	29	18
17	36	53	31	30	19
18	37	54	32	31	20
19	38	55	33	32	21
20	39	56	34	33	22
21	39	56	35	34	22
22	40	57	36	35	23
23	41	58	37	36	24
24	42	59	39	37	25
25	43	60	39	37	26
26	43	61	41	38	26
27	44	62	42	39	27
28	45	63	43	40	28
29	46	64	44	41	29
30	46	65	45	42	30
31	47	66	46	43	30
32	47	67	47	44	31
33	48	68	47	45	32
34	49	69	48	46	33
35	49	70	49	46	33
36	50	71	51	47	34
37	50	72	52	48	35
38	51	73	53	49	35
39	52	74	54	49	36
40	52	75	55	50	36
41	53	75	57	51	37
42	54	76	58	52	38
43	55	77	59	52	38
44	55	78	61	53	39
45	56	79	62	54	39
46	57	80	63	54	40
47	57	81	64	55	40
48	58	82	66	56	41
49	59	83	67	56	41
50	59	84	68	57	41
51	60	85	70	58	41
52	60	86	71	59	42
53	61	87	72	59	42

(3) 旧県費負担教職員で行政職給料表(1)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	22	40	16	13	5
2	22	41	17	14	6
3	23	42	18	15	7
4	24	43	19	16	8
5	25	44	20	17	9
6	26	44	21	18	9
7	27	45	22	20	10
8	28	46	23	21	11
9	29	47	24	22	12
10	30	48	25	23	13

54	62	88	73	60	43
55	62	89	75	61	44
56	63	91	76	62	44
57	64	92	78	62	44
58	64	93	79	63	45
59	65	95	80	64	45
60	65	96	81	65	46
61	66	97	82	65	46
62	67	98	83	66	47
63	67	100	84	67	48
64	68	101	86	68	48
65	68	102	87	68	48
66	68	103	88	70	49
67	69	104	89	71	50
68	69	105	91	72	50
69	70	107	91	72	51
70	70	108	92	73	52
71	71	109	94	74	53
72	71	110	96	75	54
73	72	111	96	75	55
74	72	112	98	76	56
75	72	113	99	78	57
76	72	114	101	79	58
77	72	115	102	79	59
78	73	115	103	80	60
79	73	116	104	82	61
80	73	117	105	83	62
81	73	117	107	84	63
82	73	117	108	85	64
83	73	117	109	87	65
84	74	117	110	88	66
85	74	117	111	89	67
86	74	117	113	90	68
87	74	117	114	91	70
88	74	117	116	92	71
89	74	117	117	94	72
90	75	117	119	95	73
91	75	117	120	96	74
92	75	117	121	97	75
93	75	117	124	99	76
94	75	117	128	101	
95	75	117	133	102	
96	76	117	139	103	

97	76	117	146	105	
98	76	117	149	106	
99	76	117	149	108	
100	76	117	149	109	
101	76	117	149	111	
102	77	117	149		
103	77	117	149		
104	77	117	149		
105	77	117	149		
106	77	117			
107	77	117			
108	78	117			
109	78	117			
110	78	117			
111	78	117			
112	78	117			
113	78	117			
114	79				
115	79				
116	79				
117	79				
118	79				
119	79				
120	80				
121	80				
122	80				
123	80				
124	80				
125	80				

附則別表第6 旧級がこれに対応する附則別表第4の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である旧県費負担教職員の号給の切替表（附則第28項関係）

(1) 旧級が県条例別表第2の学校栄養職給料表の4級である職員の号給の切替表

旧号給	新 級	
	3 級	4 級
1	24	9
2	25	10
3	26	11
4	27	12
5	28	13
6	29	14

7	30	15	50	85	51
8	31	16	51	87	52
9	32	17	52	89	53
10	33	18	53	90	53
11	34	19	54	92	54
12	36	20	55	94	55
13	37	21	56	96	55
14	38	22	57	97	56
15	39	23	58	99	56
16	40	24	59	101	57
17	41	25	60	103	58
18	42	26	61	104	58
19	43	27	62	106	59
20	44	28	63	107	60
21	45	29	64	109	60
22	46	30	65	110	61
23	47	31	66	111	61
24	48	32	67	113	62
25	49	33	68	115	63
26	50	34	69	116	64
27	51	34	70	117	64
28	52	35	71	118	65
29	53	36	72	119	65
30	54	37	73	121	66
31	55	38	74	122	67
32	57	39	75	124	68
33	58	40	76	129	69
34	59	40	77	133	70
35	60	41	78	138	70
36	62	42	79	143	71
37	63	43	80	148	72
38	65	44	81	149	72
39	67	45	82	149	74
40	68	46	83	149	75
41	70	46	84	149	76
42	71	47	85	149	77
43	72	47	86	149	78
44	74	48	87	149	79
45	76	48	88	149	80
46	78	49	89	149	81
47	80	49	90	149	82
48	81	50	91	149	84
49	83	51	92	149	85

93	149	86
94	149	87
95	149	88
96	149	89
97	149	91
98	149	92
99	149	93
100	149	95
101	149	96
102	149	97
103	149	99
104	149	100
105	149	102

26	27	15
27	28	16
28	29	17
29	30	18
30	31	19
31	32	20
32	33	21
33	34	22
34	34	22
35	35	23
36	36	24
37	37	25
38	37	25
39	38	26
40	39	27
41	39	27
42	40	28
43	41	29
44	41	29
45	42	30
46	43	31
47	43	31
48	44	32
49	44	32
50	45	33
51	46	34
52	46	34
53	47	35
54	47	35
55	48	36
56	48	36
57	49	37
58	49	37
59	49	37
60	50	38
61	51	38
62	52	39
63	52	39
64	53	40
65	54	40
66	55	40
67	55	41
68	56	42

(2) 旧級が県条例別表第3の学校行政職給料表の1級である職員の号給の切替表

旧号給	新 級	
	1 級	2 級
1	4	1
2	5	1
3	6	1
4	7	1
5	8	1
6	9	1
7	10	1
8	11	1
9	11	1
10	12	1
11	13	1
12	14	2
13	15	3
14	16	4
15	16	4
16	17	5
17	18	6
18	19	7
19	19	7
20	20	8
21	21	9
22	22	10
23	24	12
24	25	13
25	26	14

69	57	42
70	58	42
71	58	43
72	59	43
73	60	43
74	61	44
75	62	44
76	62	44
77	63	45
78	64	45
79	65	46
80	65	46
81	66	46
82	67	47
83	68	47
84	69	48
85	70	48
86	71	48
87	72	49
88	73	49
89	75	49
90	76	50
91	76	50
92	77	50
93	77	50

別表第5の次に1表を加える改正規定を次のように改める。

別表第5の次に次の1表を加える。

義 務 教 育 諸 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	153,400	169,100	245,600	283,300	397,000
	2	154,900	171,200	248,100	285,900	398,400
	3	156,400	173,200	250,400	288,600	399,900
	4	157,900	175,400	252,700	291,100	401,400
	5	159,500	177,400	255,200	293,600	402,700
	6	161,400	179,600	257,400	295,900	404,100
	7	163,200	181,700	259,400	298,100	405,600
	8	164,900	183,900	261,600	300,200	407,100
	9	166,700	186,200	263,600	302,600	408,500
	10	168,800	189,000	265,600	305,000	409,900
	11	170,800	191,600	267,800	307,600	411,300
	12	172,800	194,300	269,900	310,200	412,500
	13	174,700	197,200	272,000	312,700	413,800
	14	176,900	198,800	274,000	314,600	415,200
	15	179,100	200,500	275,800	316,700	416,500
	16	181,200	202,200	277,800	318,900	417,900
	17	183,500	204,000	279,500	321,100	419,100
	18	186,100	205,700	281,900	323,100	420,400
	19	188,600	207,300	284,200	325,400	421,500
	20	191,000	208,900	286,300	327,500	422,800
	21	193,500	210,700	288,400	329,600	424,000
	22	195,200	212,500	290,600	331,700	425,000
	23	196,900	214,300	292,900	333,800	426,300
	24	198,500	215,900	295,400	335,900	427,600
	25	200,000	217,700	297,700	337,800	428,900
	26	201,700	219,600	300,100	339,700	430,000
	27	203,400	221,500	302,500	341,600	431,000
	28	205,000	223,300	304,800	343,600	432,100
	29	206,400	225,100	307,000	345,400	433,400
	30	207,900	227,400	309,200	347,200	434,400
	31	209,600	230,000	311,200	348,900	435,600
	32	211,100	232,600	313,400	350,700	436,700
	33	212,700	235,200	315,500	352,300	437,900
	34	214,400	237,900	317,600	354,000	438,700
	35	216,200	240,500	319,700	355,600	439,600
	36	217,700	242,900	321,700	357,400	440,300
	37	219,300	245,400	323,800	359,200	441,200
	38	220,800	247,800	325,800	360,700	441,900
	39	222,500	250,000	327,900	362,200	442,600
	40	224,200	252,200	330,100	363,700	443,400
	41	225,800	254,600	332,000	365,000	444,400
	42	227,500	256,900	334,100	366,300	445,100
	43	229,000	259,100	336,200	367,600	445,900
	44	230,500	261,200	338,300	369,200	446,700
	45	232,000	263,400	340,200	370,800	447,600
	46	233,300	265,500	342,100	372,100	448,300
	47	234,400	267,700	344,100	373,700	449,100
	48	235,600	269,700	346,000	375,200	449,900
	49	237,000	271,900	347,700	376,500	450,800

	50	238,300	273,900	349,600	378,000	451,500
	51	239,500	275,700	351,300	379,500	452,300
	52	240,900	277,400	353,200	380,800	453,100
	53	242,000	279,200	355,000	382,000	454,000
	54	243,300	281,300	356,700	383,300	454,800
	55	244,600	283,600	358,400	384,400	455,600
	56	245,700	286,000	359,900	385,500	456,300
	57	247,000	288,100	361,400	386,800	457,200
	58	248,100	290,500	362,900	388,000	
	59	249,200	292,800	364,300	389,200	
	60	250,300	295,400	365,700	390,400	
	61	251,600	297,700	366,800	391,600	
	62	252,900	300,100	368,100	392,600	
	63	254,300	302,500	369,500	393,900	
	64	255,400	304,800	370,800	395,200	
	65	256,800	307,000	372,000	396,400	
	66	258,200	309,200	373,300	397,500	
	67	259,700	311,200	374,500	398,600	
	68	261,300	313,400	375,800	399,700	
	69	262,700	315,500	377,100	400,700	
	70	264,200	317,600	378,200	401,700	
	71	265,300	319,700	379,500	402,700	
	72	266,600	321,700	380,800	403,600	
	73	267,800	323,700	382,100	404,600	
	74	268,800	325,800	382,900	405,300	
	75	270,100	327,900	384,000	406,000	
	76	271,400	330,100	385,000	406,700	
	77	272,700	332,000	386,000	407,400	
	78	273,900	333,700	386,800	408,000	
	79	275,000	335,600	387,900	408,700	
	80	276,200	337,300	389,000	409,400	
再任	81	277,400	339,100	389,800	410,200	
用職	82	278,500	340,800	390,500	410,900	
員以	83	279,600	342,500	391,400	411,600	
外の	84	280,800	344,200	392,300	412,200	
職員	85	282,000	345,600	393,100	412,800	
	86	283,100	347,000	393,900	413,300	
	87	284,100	348,500	394,700	413,900	
	88	285,300	349,900	395,500	414,600	
	89	286,600	351,300	396,100	415,300	
	90	287,700	352,600	396,800	415,900	
	91	288,800	354,000	397,500	416,500	
	92	289,900	355,300	398,200	417,000	
	93	290,700	356,800	398,800	417,500	
	94	291,600	358,100	399,500	418,000	
	95	292,600	359,300	400,200	418,600	
	96	293,800	360,500	401,000	419,200	
	97	294,800	361,500	401,700	419,700	
	98	295,900	362,500	402,500	420,200	
	99	296,800	363,400	403,200	420,700	
	100	297,900	364,400	404,000	421,300	
	101	298,800	365,300	404,600	421,800	
	102	299,900	366,300	405,300	422,300	
	103	300,900	367,300	406,000	422,900	
	104	301,900	368,200	406,700	423,500	
	105	302,700	369,000	407,400	424,000	
	106	303,400	369,900	408,100	424,500	

107	304,200	370,800	408,800	425,000
108	305,000	371,700	409,600	425,600
109	305,800	372,600	410,200	426,100
110	306,200	373,500	410,700	426,600
111	306,600	374,500	411,200	427,200
112	307,200	375,500	411,700	427,800
113	307,800	376,100	412,300	428,300
114	308,100	376,900	412,700	428,800
115	308,600	377,800	413,200	429,300
116	309,100	378,700	413,700	429,900
117	309,700	379,500	414,300	430,500
118	310,100	380,200	414,800	430,900
119	310,500	380,900	415,300	431,500
120	311,000	381,700	415,800	432,100
121	311,600	382,300	416,300	432,500
122	311,900	383,100	416,800	
123	312,400	383,800	417,300	
124	312,900	384,500	417,800	
125	313,500	385,000	418,400	
126	313,800	385,700	418,900	
127	314,100	386,200	419,400	
128	314,300	386,800	419,900	
129	314,600	387,500	420,400	
130	314,800	388,100	420,900	
131	315,100	388,600	421,400	
132	315,400	389,100	421,900	
133	315,600	389,400	422,500	
134	315,800	389,900	423,100	
135	316,000	390,500	423,500	
136	316,300	391,100	424,000	
137	316,600	391,700	424,600	
138	316,800	392,200		
139	317,100	392,800		
140	317,400	393,400		
141	317,600	393,800		
142	317,800	394,300		
143	318,100	394,800		
144	318,300	395,400		
145	318,600	395,900		
146	318,700	396,400		
147	319,000	396,900		
148	319,300	397,500		
149	319,600	398,000		
150	319,700	398,400		
151	320,000	398,900		
152	320,300	399,400		
153	320,600	400,000		
154	320,800	400,400		
155	321,100	400,900		
156	321,400	401,500		
157	321,600	402,100		
158	321,800	402,500		
159	322,100	402,900		
160	322,400	403,500		
161	322,500	404,100		
162	322,800	404,500		
163	323,100	405,100		

	164	323,300	405,600			
	165	323,400	406,200			
	166		406,600			
	167		407,100			
	168		407,600			
	169		408,200			
	170		408,600			
	171		409,200			
	172		409,700			
	173		410,300			
	174		410,700			
	175		411,200			
	176		411,700			
	177		412,300			
	178		412,700			
	179		413,200			
	180		413,700			
	181		414,300			
	182		414,800			
	183		415,400			
	184		415,800			
	185		416,300			
再任用職員		228,100	264,400	289,300	316,500	395,500

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び特別支援学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額
は、この表の額に9,200円を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第9号

川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（イ）を次のように改める。

（イ）その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6箇月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6箇月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日（）」を「子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（）」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第2号中「1歳2か月」を「1歳2箇月」に改め、同条第3号中「から1歳6か月」を「から1歳6箇月」に、「子が1歳6か月に達する日」を「子の1歳6箇月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することがで

きない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第7号を第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第11条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第23条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第12条の3第1項の規定による介護時間(以下「介護時間」という。)の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加え、同条第3項中「が育児時間を承認されている」を「が育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「育児時間を承認さ

れている時間」を「育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市地震対策条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第10号

川崎市地震対策条例の一部を改正する条例

川崎市地震対策条例(昭和56年川崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第19条第1号中「第8条の2第1項」の次に「(これらの規定を同法第36条第1項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第30条第1項(同法第37条の7第3項で準用する場合を含む。)」を「第24条第1項、第64条第1項(同法第84条第1項において準用する場合を含む。)及び第97条第1項」に改める。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第11号

川崎市市税条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第24項の見出し中「平成28年度分」を「平成29年度分」に改め、同項中「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改める。

第2条 川崎市市税条例の一部を次のように改正する。

第14条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

第23条の3中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

第23条の4第1項第1号中「12.1分の2.4」を「8.4分の2.4」に改め、同項第2号中「12.1分の1.2」を「8.4分の1.2」に改める。

第62条を次のように改める。

(軽自動車税の納税義務者等)

第62条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車(法第442条第5号に規定する軽自動車をいう。以下軽自動車税について同じ。)に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等(法第442

条第3号に規定する軽自動車等をいう。以下軽自動車税について同じ。)に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定するもののほか、軽自動車税の納税義務者等については、法第443条及び第444条に定めるところによる。

第63条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条の次に次の6条を加える。

(環境性能割の課税標準)

第63条の2 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として法施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第63条の3 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものの100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものの100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第63条の4 環境性能割の徴収については、法第453条に定める申告納付の方法による。

(環境性能割の申告納付)

第63条の5 第62条に定める環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項の規定により、規則で定める申告書を市長に提出するとともに、その申告した環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第2項の規定により、規則で定める報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第63条の6 環境性能割の納税義務者は、前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について、正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、100,000円以下の過料に処する。

2 前項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第63条の7 次に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、市長が必要であると認めるものに対する環境性能割は、これを減免することができる。

- (1) 公益上その他の事由により、特に減免を必要とす

る軽自動車

- (2) 前号のほか、特別の事由があるもの

2 前項の規定によって環境性能割の減免を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書にその事由を証する書類を添付して納期限までに市長に提出しなければならない。

第64条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改める。

第65条(見出しを含む。)、第66条(見出しを含む。)、第67条の2(見出しを含む。)及び第69条(見出しを含む。)中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第70条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第4項中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に、「法第447条第2項の規定により」を「当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として」に改める。

第71条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第442条の2第2項」を「第444条第1項」に、「報告しなかった」を「報告をしなかった」に改める。附則第24項を附則第28項とし、附則第14項から附則第23項までを4項ずつ繰り下げる。

附則第13項(見出しを含む。)中「軽自動車税」の次に「種別割」を加え、同項を附則第17項とする。

附則第12項の次に次の4項を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

13 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

14 市長は、当分の間、第63条の7の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

15 第63条の5に定める申告納付については、当分の間、同条中「規則」とあるのは「法施行規則第33号の4様式」と、「市長」とあるのは「神奈川県知事」とする。(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

16 軽自動車税の環境性能割の税率の特例は、次のとおりとする。

- (1) 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第63条の3第1号	100分の1	100分の0.5
第63条の3第2号	100分の2	100分の1
第63条の3第3号	100分の3	100分の2

(2) 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第63条の3第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第1条及び附則第3項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(法人の市民税に関する経過措置)

2 第2条の規定による改正後の川崎市市税条例(以下「新条例」という。)第23条の3及び第23条の4第1項の規定は、平成31年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

3 第1条の規定による改正後の川崎市市税条例附則第24項の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。

4 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成31年10月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

5 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部改正)

6 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例(平成21年川崎市条例第7号)の一部を次のように改正する。

題名及び本則中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加える。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 前項の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有に係る軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の規定は、平成32年度以後

の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

8 川崎市市税条例の一部を改正する条例(平成26年川崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例附則第13項」を「川崎市市税条例の一部を改正する条例(平成29年川崎市条例第 号)第2条の規定による改正後の川崎市市税条例(以下「平成31年新条例」という。)附則第17項」に改める。

附則第8項の表以外の部分中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「係る新条例」を「係る川崎市市税条例」に、「新条例附則第13項」を「平成31年新条例附則第17項」に改め、同項の表中「新条例第64条第1項第2号ア(イ)」を「川崎市市税条例第64条第1項第2号ア(イ)」に、「新条例第64条第1項第2号ア(ウ)」を「川崎市市税条例第64条第1項第2号ア(ウ)」に、「新条例附則第13項」を「平成31年新条例附則第17項」に改める。

(川崎市市税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置)

9 前項の規定による改正後の川崎市市税条例の一部を改正する条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

川崎市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第12号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例(昭和25年川崎市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「第265号」を「第269号」に改め、同条第190号中「申請又は」の次に「同法」を加え、同条中第281号を第285号とし、第261号から第280号までを4号ずつ繰り下げ、同条第260号ア中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に、「)第3条第2項」を「。以下「建築物省エネ法施行規則」という。)第25条第2項」に、「第256号ア」を「第259号ア」に改め、同号イ中「第256号イ」を「第259号イ」に改め、同号ウ(ア) a中「第256号ウ(ア)」を「第259号ウ(ア)」に改め、同号ウ(イ) a中「第256号ウ(イ) a」を「第259号ウ(イ) a」に改め、同号ウ(イ) b中「第256号ウ(イ) b」を「第259号ウ(イ) b」に

改め、同号ウ(イ) c中「第256号ウ(イ) c」を「第259号ウ(イ) c」に改め、同号を同条第263号とし、同号の次に次の1号を加える。

(264) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることを証する建築物省エネ法施行規則第11条の規定に基づく書面の交付の申請に対する審査

1件につき第257号に規定する額に2分の1を乗じて得た額

第2条第259号中「第193号」を「第194号」に改め、同号を同条第262号とし、同条第258号中「の変更」の次に「(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)」を加え、同号ア中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同号ア(イ)中「第256号ア(イ)」を「第259号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第256号イ(イ)」を「第259号イ(イ)」に改め、同号ウ(イ)中「第256号ウ(イ)」を「第259号ウ(イ)」に改め、同号を同条第261号とし、同条第257号中「第193号」を「第194号」に、「第259号」を「第262号」に改め、同号を同条第260号とし、同条第256号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)」を「建築物省エネ法」に改め、同号ア中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同号ア(イ) a中「第258号及び第260号」を「第261号及び第263号」に改め、同号ア(イ) b及びc中「第260号」を「第263号」に改め、同号ウ(イ) c(a)中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を「基準省令」に改め、同号を同条第259号とし、同条第255号中「第193号」を「第194号」に改め、同号を同条第256号とし、同号の次に次の2号を加える。

(257) 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定

ア 新築の場合

(ア) 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

- a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
230,000円
- b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの
370,000円
- c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メー

トル以上5,000平方メートル未満のもの

530,000円

d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

650,000円

e 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

770,000円

f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

870,000円

(イ) (ア) 以外の場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

a 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

87,000円

b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

150,000円

c 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

240,000円

d 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

310,000円

e 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

370,000円

f 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

440,000円

イ 増築又は改築の場合

(ア) 増築又は改築に係る部分についてのみ基準省令第1条第1項第1号イ又はロに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合

a 基準省令第1条第1項第1号イに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

230,000円

(b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

370,000円

(c) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の

合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

530,000円

(d) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

650,000円

(e) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

770,000円

(f) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

870,000円

b a以外の場合 1件につき 次に掲げる建築物の区分に応じ次に規定する額

(a) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

87,000円

(b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

150,000円

(c) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

240,000円

(d) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

310,000円

(e) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

370,000円

(f) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

440,000円

(イ) (ア) 以外の場合 1件につき アに規定する額

非住宅部分の床面積の合計の算定については、第192号の非住宅部分の床面積の算定方法を準用する。

(258) 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 1件につき 次に掲げる額を合算した額

ア 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた

建築物エネルギー消費性能確保計画(以下この号において「判定済計画」という。)に係る建築物の部分について前号に規定する額に2分の1を乗じて得た額

イ 判定済計画に係る建築物に新たに追加された部分について前号に規定する額

第2条第254号中「の変更」の次に「(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)」を加え、同号ア中「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同号ア(イ)中「第252号ア(イ)」を「第253号ア(イ)」に改め、同号イ(イ)中「第252号イ(イ)」を「第253号イ(イ)」に改め、同号ウ(イ)中「第252号ウ(イ)」を「第253号ウ(イ)」に改め、同号を同条第255号とし、同条第253号中「第193号」を「第194号」に、「第255号」を「第256号」に改め、同号を同条第254号とし、同条第252号ア中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「第254号、第256号、第258号及び第260号」を「第255号、第259号、第261号及び第263号」に、「登録建築物調査機関等」を「登録建築物エネルギー消費性能判定機関等」に改め、同号イ中「第254号、第256号及び第258号」を「第255号、第259号及び第261号」に改め、同号を同条第253号とし、同条中第251号を第252号とし、第250号を第251号とし、第249号を第250号とし、同条第248号中「の変更」の次に「(工事の着手予定時期又は完了予定時期に係る変更を除く。)」を加え、「第250号」を「第251号」に改め、同号ア中「第246号ア(ア)又は(イ)」を「第247号ア(ア)又は(イ)」に改め、同号イ中「第246号イ(ア)から(ケ)まで」を「第247号イ(ア)から(ケ)まで」に改め、同号ウ中「第246号ウ(ア)又は(イ)」を「第247号ウ(ア)又は(イ)」に改め、同号を同条第249号とし、同条第247号中「第193号」を「第194号」に、「第249号」を「第250号」に改め、同号を同条第248号とし、同条第246号イ中「第248号」を「第249号」に改め、同号を同条第247号とし、同条中第245号を第246号とし、第196号から第244号までを1号ずつ繰り下げ、同条第195号中「第193号」を「第194号」に改め、同号を同条第196号とし、同条中第194号を195号とし、第193号を第194号とし、第192号を第193号とし、第191号の次に次の1号を加える。

(192) 建築基準法第7条第1項の規定に基づく申請又は同法第18条第16項の規定に基づく通知に係る完了検査(当該完了検査の対象に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。)第12条第1項若しくは第2項又

は第13条第2項若しくは第3項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画又は当該計画の変更に係る建築物（以下この号において「判定建築物」という。）が含まれる場合に限る。）

ア 新築に係る完了検査 1件につき 前2号に規定する額に次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額を加えた額

(ア) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

19,000円

(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

38,000円

(ウ) 非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

95,000円

(エ) 非住宅部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

140,000円

(オ) 非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

180,000円

(カ) 非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

220,000円

イ 増築又は改築に係る完了検査 1件につき 前2号に規定する額に次に掲げる場合の区分に応じ次に規定する額を加えた額

(ア) 増築又は改築に係る部分についてのみ建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号、第257号及び第259号において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イ又はロに規定する非住宅部分の設計一次エネルギー消費量が計算されている場合 次に掲げる判定建築物の区分に応じ次に規定する額

a 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの

19,000円

b 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

38,000円

c 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

95,000円

d 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合

計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

140,000円

e 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

180,000円

f 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの

220,000円

(イ) (ア) 以外の場合 1件につき アに規定する額

非住宅部分の床面積の合計は、工場その他エネルギーの使用の状況に関してこれに類する判定建築物の部分で市長が認めるものに係る床面積を除いて算定する。

第5条中「第2条第279号」を「第2条第283号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市条例第13号

川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

川崎市特定非営利活動促進法施行条例（平成23年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

目次及び第3章の章名中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。第12条中「、第3項並びに第4項」を「並びに第3項」に改める。

第13条第2項中「支給を行った場合にあつては遅滞なく、海外への送金又は金銭の持出しを行う場合にあつては事前に（当該海外への送金又は金銭の持出しが災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく）、」を「支給後遅滞なく」に改める。

第14条の見出しを「(特例認定申請)」に改め、同条中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第15条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第18条第1項中「第54条第2項から第4項まで」を「第54条第2項及び第3項」に改め、同条第2項中「及び法第54条第2項から第4項まで」を「並びに法第54条第2項及び第3項」に改め、同条第3項中「第54条第5項」を「第54条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第14号

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例(平成24年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第2号中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第5項中「公告するとともに」を「公告し、又はインターネットの利用により公表するとともに」に改める。

第4条第1項第4号ウ中「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

第9条第4項中「届出」の次に「(第2項及び第3項に規定する当該届出に代わる申請又は届出を含む。)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「次項において同じ。」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による届出に係る指定特定非営利活動法人が所轄庁が市長である認定特定非営利活動法人(以下「市認定法人」という。)である場合において、当該届出が同項第3号に掲げる事項の変更に係るものであるときは、特定非営利活動促進法第53条第1項の規定による届出をもって第1項の規定による届出に代えることができる。

第10条第2項中「翌々事業年度」を「第1号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年間、第2号から第4号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度」に改め、同条中第5項を第8項とし、同条第4項第3号中「前項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 前項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の閲覧に係る指定特定非営利活動法人が市認定法人である場合は、特定非営利活動促進法第54条第4項の規定による書類(同条第2項第2号及び第3号並びに同条第3項の書類に限る。)の閲覧をもって、前項の規定による同項第3号に掲げる書類(第2項第2号及び第3号に掲げる書類並びに第4項の書類に限る。)の閲覧に代えることができる。

第10条第3項中「3年」を「5年」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の作成及び備置きに係る指定特定非営利活動法人が市認定法人である場合は、特定非営利活動促進法第54条第3項の規定による書類の作成及び備置きをもって、前項の規定による書類の作成及び備置きに代えることができる。

第10条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の作成及び備置きに係る指定特定非営利活動法人が市認定法人である場合は、特定非営利活動促進法第54条第2項の規定による同項第1号から第3号までに掲げる書類の作成及び備置きをもって、前項の規定による同項第1号から第3号までに掲げる書類の作成及び備置きに代えることができる。

第11条中第4項を第6項とし、同条第3項中「前条第3項」を「前条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の提出に係る指定特定非営利活動法人が市認定法人である場合は、特定非営利活動促進法第55条第2項の規定による同法第54条第3項の書類の提出をもって、前項の規定による前条第4項の書類の提出に代えることができる。

第11条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による書類の提出に係る指定特定非営利活動法人が市認定法人である場合は、特定非営利活動促進法第55条第1項の規定による同法第54条第2項第2号及び第3号に掲げる書類の提出をもって、第1項の規定による前条第2項第2号及び第3号に掲げる書類の提出に代えることができる。

第12条第1項第1号中「3年間」を「5年間」に改め、同項第3号中「同条第3項」を「同条第4項」に、「3年間」を「5年間」に改め、同条第2項中「前条第4項」を「前条第6項」に改める。

第13条第2項中「、第3項」を「、第4項」に、「第4項第3号」を「第6項第3号」に、「同条第3項」を「同条第4項」に、「第5項」を「第8項」に、「及び第3項」を「及び第4項」に改める。

第14条第1項中「から第3項まで」を「、第2項及び第4項」に改め、同条第2項中「第3項」を「第4項」に、「第11条第4項」を「第11条第6項」に改め、同条第3項中「第10条第4項」を「第10条第6項」に改める。

第17条第1項第5号中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条第2項第2号中「第10条各項」を「第10条第1項、第2項、第4項、第6項若しくは第8項」に、「第3項」

を「第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(役員報酬規程等に関する経過措置)
- 2 改正後の条例(以下「新条例」という。)第10条第2項及び第12条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る新条例第10条第2項各号に掲げる書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る改正前の条例(以下「旧条例」という。)第10条第2項各号に掲げる書類については、なお従前の例による。
(助成金の支給に係る書類に関する経過措置)
- 3 新条例第10条第4項及び第12条第1項の規定は、施行日以後に行われる助成金の支給に係る新条例第10条第4項の書類について適用し、施行日前に行われた助成金の支給に係る旧条例第10条第3項の書類については、なお従前の例による。
(事業報告書等に関する経過措置)
- 4 新条例第12条第1項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同項第1号に掲げる事業報告書等について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧条例第12条第1項第1号に掲げる事業報告書等については、なお従前の例による。

川崎市工場立地に関する市準則を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第15号

川崎市工場立地に関する市準則を定める条例の一部を改正する条例

川崎市工場立地に関する市準則を定める条例(平成12年川崎市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第16号

かわさき新産業創造センター条例の一部を改正する条例

かわさき新産業創造センター条例(平成14年川崎市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「技術開発、大学その他の研究機関との共同研究等」を「技術開発等」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 施設を利用する者に対し、大学その他の研究機関、企業等との共同研究を促進するための交流及び連携に関する支援を行うこと。

第7条第4項中「一時利用研究室」の次に「、会議室」を加え、同条第5項中「実験用設備等置場」の次に「、会議室」を加え、同条に次の1項を加える。

- 6 前項に定める場合のほか、指定管理者は、会議室に係る申請の内容がセンターの設置の目的に適合し、かつ、規則で定める要件に該当する場合であって、適当と認めるときは、第4項の許可をするものとする。第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、会議室については、無料とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第17号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例(昭和33年川崎市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第32条第1項第1号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準用す

る場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第32条第1項第1号中「また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改め、「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例第14条第2項及び第32条第1項第1号の規定(特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額に関する部分を除く。)は、平成29年度分の保険料から適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第14条第2項及び第32条第1項第1号の規定(特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額に関する部分に限る。)は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第18号

川崎市児童相談所条例の一部を改正する条例

川崎市児童相談所条例(昭和46年川崎市条例第70号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

ア 里親に関する普及啓発を行うこと。

イ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提

供、助言、研修その他の援助を行うこと。

ウ 里親と法第27条第1項第3号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

エ 法第27条第1項第3号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。

オ 法第27条第1項第3号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の法第11条第1項第2号へ(5)の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

(6) 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子となる児童の養親となる者、養子縁組により養子となった児童、その養親となった者及び当該養子となった児童の父母(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となった児童の実方の父母を含む。)その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第19号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第56号)の一部を次のように改正する。

目次、第16条及び第20条第2項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第52条を次のように改める。

第52条 削除

「第12章 情緒障害児短期治療施設」を「第12章 児童心理治療施設」に改める。

第87条並びに第88条第1項及び第4項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第89条(見出しを含む。)中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「なければ」を「なければ」に改める。

第90条から第92条までの規定中「情緒障害児短期治療

施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第20号

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地区計画の区域内における建築物に係る制限に関する条例（昭和62年川崎市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「第3条」を「第13条」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第21号

川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例

川崎市消防手数料条例（平成12年川崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（昭和34年総理府令第55号）」の次に「、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）」を加える。

別表中13の項を24の項とし、10の項から12の項までを11項ずつ繰り下げ、9の項の次に次のように加える。

10 火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第3条に規定する火薬類の製造の許可の申請に対する審査

10	火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第3条に規定する火薬類の製造の許可の申請に対する審査	1件につき	220,000円
11	火薬類取締法第5条の規定に基づく火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査		
	競技用紙雷管のみの販売営業	1件につき	25,000円
	その他の販売営業	1件につき	110,000円
12	火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査	1件につき	73,000円

13	火薬類取締法第12条第1項の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	1件につき	8,300円
14	火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第15条第1項又は第2項に規定する火薬類の製造施設の完成検査	1件につき	41,000円
15	火薬類取締法第15条第1項又は第2項の規定に基づく火薬庫の完成検査		
	設置又は移転の工事に係る完成検査	1件につき	41,000円
	構造又は設備の変更の工事に係る完成検査	1件につき	23,000円
16	火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査	1件につき	1,200円
17	火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査		
	火工品のみの譲受け	1件につき	2,400円
	その他の譲受け		
	申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下の場合	1件につき	3,500円
	その他の場合	1件につき	6,900円
18	火薬類取締法第24条第1項の規定に基づく火薬類の輸入の許可の申請に対する審査		
	申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下の場合	1件につき	12,000円
	その他の場合	1件につき	25,000円
19	火薬類取締法第25条第1項の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査	1件につき	7,900円
20	火薬類取締法施行令第16条第1項第1号の規定に基づく火薬類取締法第35条第1項に規定する特定施設に係る保安検査又は同項の規定に基づく火薬庫に係る保安検査	1件につき	41,000円

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市学校給食センター条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第22号

川崎市学校給食センター条例

（設置）

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、川崎市

立学校における学校給食の調理等の業務を一括して処理する施設として、学校給食センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
川崎市南部学校給食センター	川崎市幸区南幸町3丁目149番地2
川崎市中部学校給食センター	川崎市中原区上平間1,700番地8
川崎市北部学校給食センター	川崎市麻生区栗木2丁目8番5号

(職員)

第3条 センターに所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第23号

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,300円」を「15,800円」に改め、同号イ中「7,350円」を「7,560円」に改める。

第8条第1号中「7円30銭」を「7円51銭」に改め、同条第2号中「365,000円と4円88銭」を「375,500円と5円2銭」に改める。

第11条第1号中「510円48銭」を「525円6銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改め、同条第2号中「255,240円と26円73銭」を「262,530円と27円50銭」に、「301,875円」を「310,500円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。
- 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第24号

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「及び第50条」を「、第50条及び第74条」に改める。

第74条第1項第1号を次のように改める。

- 児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。） 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10人までのもの 2人

イ 障害児の数が10人を超えるもの 障害児の数を5で除して得た数

第74条第2項及び第5項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

- 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第78条の次に次の1条を加える。

(情報の提供等)

第78条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

- 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合にお

いて、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第79条において準用する第27条第3項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

- (1) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- (2) 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- (3) 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況
- (4) 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- (5) 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- (6) 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- (7) 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第79条中「から第51条まで」を「、第50条、第51条」に改める。

第80条第1項第1号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第82条前段中「から第51条まで」を「、第50条、第51条」に、「及び第78条(第1項を除く。)」を「、第78条(第1項を除く。)及び第78条の2」に改め、同条後段中「第78条第1項から第3項まで」を「第78条第2項及び第3項」に改め、「第3項」との次に「、第78条の2第3項中「第79条」とあるのは「第82条」と」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービ

ス事業者については、改正後の条例第74条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第80条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、改正後の条例第80条の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間は、なお従前の例による。

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第25号

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第71条の次に次の1項を加える。

(運営規程)

第71条の2 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 利用定員
 - (5) 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く。)並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
 - (6) 就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る。)、賃金及び第79条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
 - (7) 通常の事業の実施地域
 - (8) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (9) 緊急時等における対応方法
 - (10) 非常災害対策
 - (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
 - (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (13) その他事業の運営に関する重要事項
- 第78条に次の1項を加える。

3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなけ

ればならない。

第79条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第84条中「、第36条」を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

川崎市長 福田紀彦

川崎市条例第26号

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年川崎市条例第69号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第151条」を「～第151条」に、「・第161条」を「～第161条」に改める。

第178条に次の1項を加える。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第179条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第179条に次の1項を加える。

6 賃金及び第3項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

第183条の次に次の1条を加える。

（運営規程）

第183条の2 指定就労継続支援A型事業者は、指定就

労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 利用定員
 - (5) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
 - (6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第179条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
 - (7) 通常の事業の実施地域
 - (8) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (9) 緊急時等における対応方法
 - (10) 非常災害対策
 - (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
 - (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (13) その他事業の運営に関する重要事項
- 第184条中「第94条まで」を「第90条まで、第92条から第94条まで」に、「第184条において準用する第91条」を「第183条の2」に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

規	則
----------	----------

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第7号

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則（平成27年川崎市規則第79号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第29条第1項の資料の提供等の求めに準じて行われる措置に関する事務

第3条第1項第8号中「第6号の3」を「第6号の2並びに第51条第3号」に、「と同一の世帯に属する者又は児童福祉法」を「の扶養義務者又は同法」に改め、同項に次の1号を加える。

- (10) 児童福祉法第56条第3項の費用の徴収に関する事務 同法第24条第5項若しくは第6項の措置に係る児童又は当該児童の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

第3条第2項及び第3項を次のように改める。

2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア 国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第18条第1号の介護給付又は同条第2号の予防給付の支給に関する情報

ウ 外国人生活保護実施関係情報

- (2) 児童福祉法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア 国民健康保険又は後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報

イ 外国人生活保護実施関係情報

3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、児童福祉法第24条第3項の調整又は要請に関する事務とし、同表の3の項の規則で定める情報は、同条第1項の保育所又は同条第2項の認定こども園若しくは家庭的保育事業等の利用の申込みを行う児童の保護者又はその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に係る次に掲げる情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）

- (2) 市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（個人に係

るものに限る。）をいう。以下同じ。）に関する情報

- (3) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の支給認定、同法第23条第1項の支給認定の変更、同条第4項の職権による支給認定の変更又は同法第24条第1項の支給認定の取消しに関する情報

- (4) 外国人生活保護実施関係情報

第3条第5項第2号中「同法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

イ 外国人生活保護実施関係情報

第3条第6項中「若しくは」を「及び」に、「入院措置に係る」を「規定により入院させた」に改め、「外国人生活保護実施関係情報」の次に「とする。」を加え、同条第7項第1号中「次に」を「同法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者に係る次に」に改め、同号ア中「生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下この項において「要保護者等」という。）に係る」及び「その」を削り、同号イ中「要保護者等に係る」及び「その」を削り、同号ウ中「要保護者等に係る」を削り、同号ク中「要保護者等に係る」を削り、同号キ中「要保護者等に係る」を削り、同号カ中「要保護者等に係る」を削り、同号チ中「要保護者等に係る」を削り、同号中チをキとし、同号カ中「要保護者等に係る」を削り、同号中カをキとし、同号オ中「要保護者等に係る」を削り、同号中オをカとし、同号エ中「要保護者等に係る」を削り、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ 国民年金法（昭和34年法律第141号）による年金の被保険者の資格に関する情報

第3条第7項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 第1号に掲げる情報

第3条第8項第2号中「次に」を「納税義務者に係る次に」に改め、同号ア及びイ中「納税義務者に係る」を削り、同項第3号中「次に」を「納税義務者に係る次に」に改め、同号アを次のように改める。

ア 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下このア及び第24項

並びに第4条第2項において「平成19年改正法」という。) 附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号。以下このア及び第24項並びに第4条第2項において「平成25年改正法」という。) 附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(以下このア及び第24項並びに第4条第2項において「旧法」という。) 第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項(平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下第24項及び第4条第2項において同じ。) 並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の職権による開始若しくは同条第2項の職権による変更又は同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。)

第3条第8項第3号イ中「納税義務者に係る」を削り、同条第9項第1号中「次に」を「同法第2条第2号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この項において「公営住宅入居者等」という。)に係る次に」に改め、同号ア中「公営住宅法第2条第2号の公営住宅の入居者又は同居者(以下この項において「公営住宅入居者等」という。)に係る」を削り、同号イ及びウ中「公営住宅入居者等に係る」を削り、同項第3号中「前号に掲げる情報」を「同項の入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報」に改め、同項第4号中「又は第6項」を削り、「情報」の次に「及び同項の規定により同居させようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報」を加え、同項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 公営住宅法第27条第6項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 第2号に掲げる情報

第3条第10項を次のように改める。

10 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収に関する事務 当該保険料を課せられる者に係る介護保険法第136条第1項(同法第140条第3項において準用する場合を含む。)の規定により通知することとされている事項に関する情報
- (2) 国民健康保険法第82条第1項の保健事業の実施に関する事務 当該保健事業の対象者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報
- (3) 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第2条第1項若しくは第3条(これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。)の被保険者の資格取得の届出又は同令第11条、第12条若しくは第13条第1項(これらの規定を同令第20条において読み替えて準用する場合を含む。)の被保険者の資格喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報

第3条第30項中「別表第2の30の項」を「別表第2の32の項」に改め、同項第1号中「次に」を「生活に困窮する外国人であって、同法第6条第2項の要保護者に準ずる者又は同条第1項の被保護者に準ずる者であったものに係る次に」に改め、同号ア中「生活に困窮する外国人であって、生活保護法第6条第2項の要保護者に準ずる者又は同条第1項の被保護者に準ずる者であった者(以下この項において「要保護者に準ずる者等」という。)に係る」を削り、同号イ及びウ中「要保護者に準ずる者等に係る」を削り、同号エ及びオ中「要保護者に準ずる者等に係る」及び「その」を削り、同号カからクまでの規定中「要保護者に準ずる者等に係る」を削り、同号ニ中「要保護者に準ずる者等に係る」を削り、同号中ニをヌとし、同号ナ中「要保護者に準ずる者等に係る」を削り、同号中ナをニとし、同号ト中「要保護者に準ずる者等に係る」を削り、同号中トをナとし、同号テ中「要保護者に準ずる者等に係る」を削り、同号中テをトとし、同号ツ中「要保護者に準ずる者等に係る」を削り、同号中ツをテとし、同号チ中「要保護者に準ずる者等に係る」を削り、同号中チをツとし、同号タを削り、同号ソ中「要保護者に準ずる者等に係る」を削り、同号中ソをタとし、タの次に次のように加える。

チ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報

第3条第30項第1号セ中「要保護者に準ずる者等に係る」を削り、同号中セをソとし、同号ス中「要保護者に準ずる者等に係る」を削り、同号中スをセとし、同号シ

中「要保護者に準ずる者等に係る」を削り、同号中シをスとし、同号サ中「要保護者に準ずる者等に係る」を削り、同号中サをシとし、同号コ中「要保護者に準ずる者等に係る」を削り、同号中コをサとし、同号ケ中「要保護者に準ずる者等に係る」を削り、同号中ケをコとし、クの次に次のように加える。

ケ 国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報

第3条第30項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加え、同項を同条第32項とする。

(5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に準じて行われる措置に関する事務 第1号に掲げる情報

第3条第29項中「別表第2の29の項」を「別表第2の31の項」に改め、同項第1号中「次に」を「同条例第3条第3号の市営従前居住者用住宅の入居者又は同居者（以下この項において「市営従前居住者用住宅入居者等」という。）に係る次に」に改め、同号ア中「川崎市営住宅条例第3条第3号の市営従前居住者用住宅の入居者又は同居者（以下この項において「市営従前居住者用住宅入居者等」という。）に係る」及び「その」を削り、同号イ中「市営従前居住者用住宅入居者等に係る」及び「その」を削り、「同号ウからオまでの規定中「市営従前居住者用住宅入居者等に係る」を削り、同項第2号中「及び」の次に「市営従前居住者用住宅入居者等に係る」を加え、同号ア及びイ中「市営従前居住者用住宅入居者等に係る」を削り、同項第4号中「次に」を「市営従前居住者用住宅入居者等に係る次に」に改め、同号ア及びイ中「市営従前居住者用住宅入居者等に係る」及び「その」を削り、同号ウ中「市営従前居住者用住宅入居者等に係る」を削り、同項第5号中「又は第22条（同条第1号に係る部分に限る。）」を削り、同項中第9号を第10号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号の次に次の1号を加え、同項を同条第31項とする。

(6) 川崎市営住宅条例第22条（同条第1号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の市長の許可の申請に係る事実についての審査に関する事務 第1号に掲げる情報及び同条の規定により同居させようとする者に係る次に掲げる情報

ア 身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

ウ 生活保護実施関係情報

エ 道府県民税又は市町村民税に関する情報

オ 外国人生活保護実施関係情報

第3条第28項中「別表第2の28の項」を「別表第2の

30の項」に、「同表の28の項」を「同表の30の項」に改め、同項を同条第30項とし、同条第26項及び第27項を削り、同条第25項中「別表第2の25の項」を「別表第2の27の項」に改め、同項第3号ア及びイを削り、同号中ウをアとし、エからカまでをイからエまでとし、同号キを削り、同号に次のように加える。

オ 当該申請を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又は支給認定基準世帯員に係る外国人生活保護実施関係情報

第3条第25項第4号キ中「当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者」を「障害児又は支給認定基準世帯員」に改め、同項を同条第27項とし、同項の次に次の2項を加える。

28 条例別表第2の28の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者又は障害児の保護者に係る次に掲げる情報

ア 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報

イ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第3項の自立支援医療費の額の決定に関する事務 同法第54条第1項の支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者に係る前号に掲げる情報

29 条例別表第2の29の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法第20条第1項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定に関する事務 同法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に掲げる情報

ア 児童福祉法第24条第3項の調整又は要請に関する情報

イ 外国人生活保護実施関係情報

(2) 子ども・子育て支援法第23条第1項の支給認定の変更に関する事務 前号に掲げる情報

(3) 子ども・子育て支援法第23条第4項の職権による

- 支給認定の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 子ども・子育て支援法第24条第1項の支給認定の取消しに関する事務 第1号に掲げる情報
- 第3条第24項中「別表第2の24の項」を「別表第2の26の項」に改め、同項第2号中「次に」を「当該事業の対象者に係る次に」に改め、同号ア中「当該事業の対象者に係る」を削り、同号イを次のように改める。
- イ 中国残留邦人等支援給付実施関係情報
- 第3条第24項第2号ウ中「当該事業の対象者に係る」を削り、同項を同条第26項とし、同条第23項中「別表第2の23の項」を「別表第2の25の項」に改め、第11号を第22号とし、第6号から第10号までを11号ずつ繰り下げ、同項第5号中「次に」を「当該保険料を課せられる被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る次に」に改め、同号ア及びイ中「当該保険料を課せられる被保険者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る」を削り、同号を同項第16号とし、同項中第4号を第5号とし、同号の次に次の10号を加える。
- (6) 介護保険法第66条第1項又は第2項の保険料滞納者に係る支払方法の変更を行う際の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (7) 介護保険法第66条第3項の保険料滞納者に係る支払方法の変更の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (8) 介護保険法第67条第1項又は第2項の保険給付の支払の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (9) 介護保険法第68条第1項の第2号被保険者（同法第9条第2号の第2号被保険者をいう。次号において同じ。）の保険給付の一時差止めを行う際の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (10) 介護保険法第68条第2項の第2号被保険者の保険給付の一時差止めの記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (11) 介護保険法第69条第1項ただし書の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の減額を行う際の特別な事情の確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (12) 介護保険法第69条第1項又は第2項の保険料を徴収する権利が消滅した場合の介護給付等の額の減額等の記載の削除を行う場合の特別な事情があることの確認に関する事務 当該確認に係る保険料滞納者に係る外国人生活保護実施関係情報

- (13) 介護保険法第115条の45の地域支援事業の実施の要件に該当するかどうかの確認に関する事務 当該確認に係る被保険者（同法第9条に規定する被保険者をいう。）、要介護被保険者（同法第41条第1項に規定する要介護被保険者をいう。）を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市が認める者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (14) 介護保険法第115条の45第1項の介護予防・日常生活支援総合事業の負担割合の判定に関する事務 当該判定に係る居宅要支援被保険者等（同項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に係る外国人生活保護実施関係情報
- (15) 介護保険法第115条の45第5項及び第115条の47第8項に規定する利用料の請求に係る事務 当該請求に係る利用者に係る外国人生活保護実施関係情報
- 第3条第23項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加え、同項を同条第25項とする。
- (1) 介護保険法第49条の2又は第59条の2の負担割合の判定に関する事務 当該判定に係る第1号被保険者（同法第9条第1号の第1号被保険者をいう。）に係る外国人生活保護実施関係情報
- 第3条第22項中「別表第2の22の項」を「別表第2の24の項」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。
- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る外国人生活保護実施関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金

の支給に準じて行われる措置に関する情報

- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

第3条第22項第3号中「第14条第4項」の次に「並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項」を加え、「こと」を「もの」に改め、「保護の」を削り、同項第4号中「第14条第4項」の次に「並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項」を加え、「こと」を「もの」に改め、「保護の」を削り、同項第5号中「第14条第4項」の次に「並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項」を加え、「こと」を「もの」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加え、同項を同条第24項とする。

- (5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務 第1号に掲げる情報

第3条第21項中「別表第2の21の項」を「別表第2の23の項」に、「同表の21の項」を「同表の23の項」に改め、同項を同条第23項とし、同条第20項中「別表第2の20の項」を「別表第2の21の項」に、「同表の20の項」を「同表の21の項」に改め、「情報は、」の次に「当該徴収に係る」を加え、同項を同条第21項とし、同項の次に次の1項を加える。

22 条例別表第2の22の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 児童手当法第7条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第2項の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 当該請求に係る一般受給資格者（同法第7条第1項の一般受給資格者をいう。以下この項において同じ。）又は施設等受給資格者（同条第2項の施設等受給資

格者をいう。以下この項において同じ。）に係る国民年金法による年金の被保険者の資格に関する情報
(2) 児童手当法第26条（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出に係る一般受給資格者又は施設等受給資格者に係る第1号被保険者の資格に関する情報

第3条第19項中「別表第2の19の項」を「別表第2の20の項」に改め、同項を同条第20項とし、同条第18項中「別表第2の18の項」を「別表第2の19の項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第17項中「別表第2の17の項」を「別表第2の18の項」に改め、「情報は、」の次に「当該請求に係る障害児に係る」を加え、同項第1号及び第2号中「当該請求に係る障害児に係る」及び「その」を削り、同項を同条第18項とし、同条第16項中「別表第2の16の項」を「別表第2の17の項」に、「同表の16の項」を「同表の17の項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「別表第2の15の項」を「別表第2の16の項」に、「同表の15の項」を「同表の16の項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「別表第2の14の項」を「別表第2の15の項」に、「同表の14の項」を「同表の15の項」に改め、「情報は、」の次に「同法第10条の4第1項又は第11条の福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者に係る」を加え、同項第1号及び第2号中「老人福祉法第10条の4第1項又は第11条の福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者に係る」を削り、同項を同条第15項とし、同条第13項中「別表第2の13の項」を「別表第2の14の項」に改め、同項第1号中「次に」を「当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る次に」に改め、同号ア及びイ中「当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る」を削り、同項を同条第14項とし、同条第12項中「別表第2の12の項」を「別表第2の13の項」に改め、同項第1号中「次に」を「住宅地区改良法第2条第6項の改良住宅（以下この項において「改良住宅」という。）の入居者又は同居者（以下この項において「改良住宅入居者等」という。）に係る次に」に改め、同号ア中「住宅地区改良法第2条第6項の改良住宅の入居者又は同居者（以下この項において「改良住宅入居者等」という。）に係る」を削り、同号イ及びウ中「改良住宅入居者等に係る」を削り、同項第3号中「申込み」の次に「（以下この項において「入居の申込み」という。）」を加え、「前号に掲げる情報」を「入居の申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報」に改め、同項第5号中「第2号に掲げる情報」を「改良住宅入居者等、入居の申込みをした者若しくはその者と同居しようとする者又は改良住宅の入居者と同居しようとする者に係る外国人生活保護実施関係情報」に改め、同項第8号中「の申請」を

削り、同項を同条第13項とし、同条第11項中「別表第2の11の項」を「別表第2の12の項」に改め、同項第3号を次のように改め、同項を同条第12項とする。

(3) 知的障害者福祉法第27条の費用の徴収に関する事務 当該費用の徴収に係る知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る次に掲げる情報

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及び障害の程度に関する情報

イ 外国人生活保護実施関係情報

第3条第10項の次に次の1項を加える。

11 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は、国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に係る申請、届出その他の行為（以下この項において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該申請等に係る者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

第4条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 第1号に掲げる情報

第4条第2項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付の支給の実施、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給の実施並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項及び第3項の支援給付、平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付並びに平成25年改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付及び平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給を必要とする状態にある者又は支給を受けていた者に係る学校保健安全法第24条の援助の実施に関する情報

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附

則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

第4条第2項第3号中「第14条第4項」の次に「並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項」を加え、「こと」を「もの」に改め、「保護の」を削り、同項第4号中「第14条第4項」の次に「並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項」を加え、「こと」を「もの」に改め、「保護の」を削り、同項第5号中「第14条第4項」の次に「並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項」を加え、「こと」を「もの」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項並びに平成25年改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第63条の費用の返還に関する事務 第1号に掲げる情報 第4条第3項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に準じて行われる措置に関する事務 第1号に掲げる情報

第4条第4項中「学校保健安全法第24条の保護者」を「同条の保護者」に、「住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項」を「次に掲げる情報」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 生活保護実施関係情報

(2) 道府県民税又は市町村民税に関する情報

(3) 住民票に記載された住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）

(4) 外国人生活保護実施関係情報

第4条に次の1項を加える。

5 条例別表第3の5の項の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

(1) 児童手当法第17条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定により読み

替えて適用する同法第7条第1項の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該請求に係る一般受給資格者(児童手当法第7条第1項の一般受給資格者をいう。イ及び次号において同じ。)に係る市町村民税に関する情報

イ 当該請求に係る支給要件児童(児童手当法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童をいう。次号において同じ。)又は当該請求に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報

(2) 児童手当法第26条第3項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る一般受給資格者に係る市町村民税に関する情報

イ 当該届出に係る支給要件児童又は当該届出に係る一般受給資格者に係る住民票に記載された住民票関係情報

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第8号

川崎市事務分掌規則等の一部を改正する規則(川崎市事務分掌規則の一部改正)

第1条 川崎市事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第1条経済労働局の表中

総務課	庶務係 経理係 施設係
業務課	競輪実施計画係

を

総務課	経理係 施設係
業務課	

に改め、同条こども未来局の表中

保育課	調整第1係 調整第2係 調整第3係 保育料利用調整係
-----	-------------------------------

を

保育課	調整第1係 調整第2係 調整第3係 保育支援係 保育料利用調整係
-----	--

に改め、同条まちづくり局の表中

市営住宅管理課	保全調整係 入居係 財産管理係
---------	-----------------

を

市営住宅管理課	
---------	--

に改める。

第2条の表中

秘書部

を

秘書部

(1) 政策課題に係る連絡調整に関すること。」

に改め、同表都市政策部の部企画調整課の項第14号を削り、同表行政改革マネジメント推進室の部中第13号を第15号とし、第12号を第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 行財政改革推進委員会に関すること。

第2条の表行政改革マネジメント推進室の部中第11号を第12号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 働き方・仕事の進め方改革の推進に係る総合調整に関すること。

第3条の表税務部の部税制課の項第11号中「株式等譲渡所得割交付金」の次に「、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金」を加える。

第4条の表コミュニティ推進部の部区政推進課の項第1号を次のように改める。

(1) 区役所改革の推進に係る調整に関すること。

第4条の表コミュニティ推進部の部区政推進課の項第5号を次のように改める。

(5) 川崎駅北口行政サービス施設の管理運営の調整に関すること。

第4条の表市民文化振興室の部中第12号を第13号とし、第11号中「市民ミュージアム及び」を削り、同号を同部第12号とし、同部中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 市民ミュージアムに関すること。

第7条の表保健医療政策室の部中第8号を削り、第9号を第8号とする。

第9条の表住宅政策部の部市営住宅管理課の項第8号中「こと」の次に「(市営住宅建替推進課の所管に属す

るものを除く。)を加え、同部市営住宅建替推進課の項第3号中「(補修を除く。)」を削り、同表施設整備部の部第2号中「耐震化」を「長寿命化」に改め、同部中第3号を削り、第4号を第3号とし、同表指導部の部建築指導課の項第1号中「承認」を削り、同項第10号を次のように改める。

- (10) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物の新築等に係る適合性判定、届出及び認定に関すること。

第10条の表総務部の部庶務課の項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 局事業の広報に関すること。

第10条の表総務部の部企画課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、第9号を第8号とし、同号に次の1号を加える。

- (9) 水辺の活用に関すること。

第10条の表広域道路整備室の部に次の1号を加える。

- (4) 羽田連絡道路の工事の設計及び監督に関すること。

(川崎市事業所事務分掌規則の一部改正)

第2条 川崎市事業所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第39号)の一部を次のように改正する。

第3条の表市民ミュージアムの項を削り、同表都市農業振興センターの部農地課の項に次の1号を加える。

- (8) 農業委員会委員選考委員会に関すること。

第4条第1項ただし書中「市民ミュージアムには館長を」を削り、同条第3項中「市民ミュージアム及び」を削る。

第5条第2項中「(市民ミュージアムを含む。)」を削る。

別表第1 市民文化局市民文化振興室の項を次のように改める。

市民文化局市民文化振興室		川崎市岡本太郎美術館	
--------------	--	------------	--

別表第1 こども未来局子育て推進部運営管理課の項中

「
川崎市渡田保育園
川崎市大島保育園
」

を
「
川崎市大島保育園
」

に、

「
川崎市西宮内保育園
川崎市橋保育園
」

を
「
川崎市西宮内保育園
」

に、
「
川崎市梶ヶ谷保育園
川崎市向丘保育園
川崎市向丘乳児保育園
」

を
「
川崎市梶ヶ谷保育園
」

に、
「
川崎市菅保育園
川崎市東中野島保育園
」

を
「
川崎市菅保育園
」

に改める。
(川崎市児童相談所事務分掌規則の一部改正)

第3条 川崎市児童相談所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表を次のように改める。

- 管理係
- 保護係
- 心理支援第1係
- 心理支援第2係
- 相談支援第1係
- 相談支援第2係
- 相談支援第3係
- 相談支援第4係

第3条第3項の表を次のように改める。

- 心理支援係
- 相談支援第1係
- 相談支援第2係

第4条の表こども家庭センターの項中第12号を第14号とし、第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9

号の次に次の2号を加える。

- (10) 里親に関する相談及び援助に関すること。
- (11) 養子縁組に関する相談及び援助に関すること。

第4条の表中部児童相談所の項中第11号と第13号とし、第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

- (9) 里親に関する相談及び援助に関すること。
- (10) 養子縁組に関する相談及び援助に関すること。

第4条の表北部児童相談所の項中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 里親に関する相談及び援助に関すること。
- (9) 養子縁組に関する相談及び援助に関すること。

(川崎市市区役所等事務分掌規則の一部改正)

第4条 川崎市市区役所等事務分掌規則(昭和47年川崎市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中

「保護第4係

を

「保護第4係

保護第5係(川崎区役所田島地区健康福祉ステーションに限る。)」

に改める。

(川崎市庁用自動車管理規則の一部改正)

第5条 川崎市庁用自動車管理規則(平成15年川崎市規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表市民文化局の項中

市民生活部庶務課	課長	市民文化局(市民ミュージアム及び岡本太郎美術館を除く。)の所管に属する庁用自動車
市民ミュージアム	副館長	市民ミュージアムの所管に属する庁用自動車

を

市民生活部庶務課	課長	市民文化局(岡本太郎美術館を除く。)の所管に属する庁用自動車
----------	----	--------------------------------

に改める。

(川崎市市区における総合行政の推進に関する規則の一部改正)

第6条 川崎市市区における総合行政の推進に関する規則(平成18年川崎市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 上下水道局サービスセンター所長
(川崎市金銭会計規則の一部改正)

第7条 川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1市民文化局の項中

平和館	館長
市民ミュージアム	副館長

を

平和館	館長
-----	----

に改め、同表港湾局の項の次に次のように加える。

臨海部国際戦略本部	キングスカイフロント マネジメントセンター	所長
-----------	--------------------------	----

別表第1教育委員会事務局の項中

教育環境整備推進室	庶務を担当する担当課長
-----------	-------------

を

教育環境整備推進室	庶務を担当する担当課長
健康給食推進室	庶務を担当する担当課長

に改める。

別表第2市民文化局の項中

市民文化振興室	庶務を担当する担当課長	室の事務事業に附帯する諸収入の収納
市民ミュージアム	副館長	市民ミュージアム観覧料、特別利用料、使用料、入場料、受講料その他館の事務事業に附帯する諸収入の収納
岡本太郎美術館	副館長	岡本太郎美術館観覧料、特別利用料、入場料、受講料その他館の事務事業に附帯する諸収入の収納

を

市民文化振興室	庶務を担当する担当課長	室の事務事業に附帯する諸収入の収納
岡本太郎美術館	副館長	岡本太郎美術館観覧料、特別利用料、入場料、受講料その他館の事務事業に附帯する諸収入の収納

」
に改め、同表健康福祉局の項中「休日急患診療所使用料、
多摩休日夜間急患診療所使用料その他」を削り、同表教
育委員会事務局の項中

教育環境整備推進室		庶務を担当する 担当課長	室の事務事業に 附帯する諸収入 の収納
職員部	勤労課	課長	課の事務事業に 附帯する諸収入 の収納

を

教育環境整備推進室		庶務を担当する 担当課長	室の事務事業に 附帯する諸収入 の収納
-----------	--	-----------------	---------------------------

に改める。

(川崎市物品会計規則の一部改正)

第8条 川崎市物品会計規則(昭和39年川崎市規則第32
号)の一部を次のように改正する。

別表第2 市民文化局の項中

平和館 市民ミュージアム	館長 副館長
-----------------	-----------

を

平和館	館長
-----	----

に改め、同表中

港湾局	川崎港管理センター	港湾管理課長
-----	-----------	--------

を

港湾局	川崎港管理センター	港湾管理課長
臨海部国際 戦略本部	キングスカイフロント マネジメントセンター	所長

に改める。

別表第2 教育委員会の項中「中学校給食推進室」を
「健康給食推進室」に改める。

別表第3 市民文化局の項中

平和館 市民ミュージアム

を

平和館

に改め、同表中

港湾局	川崎港管理センター
-----	-----------

を

港湾局	川崎港管理センター
臨海部国際 戦略本部	キングスカイフロント マネジメントセンター

に改め、同表教育委員会の項中「中学校給食推進室」を
「健康給食推進室」に改める。

(川崎市消防局の組織に関する規則の一部改正)

第9条 川崎市消防局の組織に関する規則(昭和38年川
崎市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第4条の表の航空隊の項中

航空隊	航空係 整備係
-----	---------

を

航空隊	航空係 航空救助係 整備係
-----	---------------

に改める。

第7条の表警防部の部航空隊の項第3号中「及び航空
救助訓練」を削り、同項中第5号を第7号とし、第4号
を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 航空救助の実施に関すること。

(5) 航空救助訓練に関すること。

第7条の表予防部の部危険物課の項第7号を削り、第
6号を次のように改める。

(6) 危険物及び指定可燃物の保安に係る技術指導等に
関すること。

第6号の次に次の1号を加える。

(7) 石油コンビナート等災害防止法に関すること。

第7条の表予防部の部危険物課の項第10号中「火薬類取
締法及び」を削り、同号を同項第16号とし、同項中第9

号を第15号とし、第8号を第14号とし、第7号の次に次の6号を加える。

- (8) 火薬類の規制に関すること。
- (9) 火薬類製造営業等の許可、完成検査及び諸届出に関すること。
- (10) 火薬類製造施設等の保安検査及び自主検査に関すること。
- (11) 火薬類の立入検査等に関すること。
- (12) 火薬類に係る災害調査に関すること。
- (13) 火薬類の保安に係る技術指導等に関すること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第9号

川崎市公印規則の一部を改正する規則

川崎市公印規則(昭和39年川崎市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1 一般公印の表中

「	14の4	川崎市市民ミュージアム館長印	〃	方21	館長名で発する公文書	市民ミュージアム館長	市民ミュージアム	」
---	------	----------------	---	-----	------------	------------	----------	---

を

「	14の4	削除						」
---	------	----	--	--	--	--	--	---

に改める。

別表第1 専用公印の表中

「	39	医療証専用市長印	てん書	方15	ひとり親家庭等医療費助成、小児医療費助成、重度障害者医療費助成及び成人ぜん息患者医療費助成に係る医療証、小児ぜん息患者医療費助成に係る医療費受給証並びにこれらに準ずる証書	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長、健康福祉局保健所環境保健課長及びこども未来局こども支援部こども家庭課長	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、健康福祉局保健所環境保健課及びこども未来局こども支援部こども家庭課長	」
---	----	----------	-----	-----	---	--	--	---

を

「	39	医療証専用市長印	てん書	方15	ひとり親家庭等医療費助成、小児医療費助成、重度障害者医療費助成及び成人ぜん息患者医療費助成に係る医療証、小児ぜん息患者医療費助成に係る医療費受給証並びにこれらに準ずる証書	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課長、健康福祉局保健所環境保健課長及びこども未来局こども支援部こども家庭課長	健康福祉局障害保健福祉部障害福祉課、健康福祉局保健所環境保健課及びこども未来局こども支援部こども家庭課	」
---	----	----------	-----	-----	---	--	---	---

に、

「	53	消防事務専用市長印	てん書	方21	消防法第3章及び石油コンビナート等災害防止法に基づく市長の権限に属する事務専用	消防局予防部危険物課長	消防局予防部危険物課	」
---	----	-----------	-----	-----	---	-------------	------------	---

を

「	53	消防事務専用市長印	てん書	方21	消防法第3章、火薬類取締法及び石油コンビナート等災害防止法に基づく市長の権限に属する事務専用	消防局予防部危険物課長	消防局予防部危険物課	」
---	----	-----------	-----	-----	--	-------------	------------	---

に改める。

別表第2一般公印の表中

「14の4

川崎市市民
ミュージア
ム館長印

を

「14の4

削 除

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市情報化施策の推進に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第10号

川崎市情報化施策の推進に関する規則の一部を改正する規則

川崎市情報化施策の推進に関する規則（平成19年川崎市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第6項中「各局の長」を「病院事業管理者、教育長及び各局の長（教育委員会事務局にあつては、教育次長。以下同じ。）」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第11号

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成20年川崎市規則第21号）の一部を次のように改正する。第2条中「第15条第1項」の次に「、第16条第1項及び第17条第1項」を加える。

第3条中「及び第15条第2項」を「、第15条第2項、第16条第2項及び第17条第2項」に改める。

第4条中「第16条」を「第18条」に改める。

第5条第3項中「第18条第1項」を「第20条第1項」に改める。

別表教員特殊業務手当の部(1)の項中「市立高等学校又は川崎市立川崎高等学校附属中学校（以下「市立高等学

校等」という。）」を「川崎市立学校（川崎市立看護短期大学を除く。以下「市立学校」という。）」に、「市立高等学校の」を「市立学校の」に改め、「養護教諭」の次に「、栄養教諭、講師」を加え、「で職務の級が川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）の高等学校教育職給料表の3級、2級又は1級であるもの」を削り、「600円」を「300円」に改め、同項ア中「生徒」の次に「、児童又は幼児（以下「生徒等」という。）」を加え、同項イ及びウ中「生徒」を「生徒等」に改め、同部(2)の項中「市立高等学校等」を「市立学校」に、「生徒」を「生徒等」に改め、「に従事した」の次に「市立学校の」を加え、「600円」を「300円」に改め、同部(3)の項中「生徒」を「生徒等」に、「給与条例」を「川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号）」に改め、「に従事した」の次に「市立学校の」を加え、「600円」を「300円」に改め、同部(4)の項中「市立高等学校等」を「市立学校」に、「生徒」を「生徒等」に改め、「に従事した」の次に「市立学校の」を加え、「600円」を「300円」に改め、同部(5)の項中「に従事した」の次に「川崎市立高等学校及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の」を加え、「600円」を「300円」に改め、同部の次に次のように加える。

特別支援学校業務手当	条例第16条第1項に規定する業務	障害のある生徒等に対して行う指導の業務に従事した川崎市立特別支援学校の教諭等	従事した日1日につき600円
夜間学級業務手当	条例第17条第1項に規定する業務	本務として夜間学級において生徒に対して行う指導の業務に従事した夜間学級を置く川崎市立中学校の教諭等	従事した日1日につき2,200円

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第12号

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則（昭和38年川崎市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の2号を加える。

(9) 自己啓発等休業職員（法第26条の5第1項に規定

する自己啓発等休業をしている職員をいう。以下同じ。)

- (10) 配偶者同行休業職員(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員をいう。以下同じ。)

第2条の2第2号中「前条第1項第2号及び第3号」を「前条第1項第3号、第4号、第9号及び第10号」に改める。

第3条第2項第5号中「第4項第5号」を「第4項第7号」に改め、同号ア中「第10条第2項」を「第9条第2項」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 自己啓発等休業職員として在職した期間の2分の1の期間

- (3) 配偶者同行休業職員として在職した期間の2分の1の期間

第3条第4項ただし書中「第6号若しくは第9号(第6号)」を「第8号若しくは第12号(第8号)」に改め、同項第9号中「第2号」を「第4号」に、「第3号及び第4号並びに前3号」を「第5号及び第6号並びに前4号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第8号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第7号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (10) 勤務時間条例第12条の3の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第3条第4項中第6号を第8号とし、第2号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 自己啓発等休業職員として在職した期間

- (3) 配偶者同行休業職員として在職した期間

第5条中「第3条第4項第4号及び第6号」を「第3条第4項第6号及び第8号」に、「同項第7号」を「同項第9号」に、「並びに同項ただし書及び同号」を「同項第10号に規定する介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間、同項第11号に規定する部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間並びに同項ただし書及び第9号から第11号まで」に改める。

第8条の3第1項第1号中「100分の103.5」を「100分の98.5」に、「100分の180」を「100分の170」に改め、同項第2号中「100分の96」を「100分の91」に、「100分の103.5」を「100分の98.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の88.5」を「100分の83.5」に改める。
第8条の4第1項各号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

第9条第2項第3号中「同条例」を「勤務時間条例」に改め、「第12条の3第3項」の次に「及び第12条の4第3項」を加える。

第11条第2項第4号及び第5号中「高等学校」の次に「、小学校、中学校又は特別支援学校」を加える。

附則に次の3項を加える。

(平成29年6月に支給する期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間の通算に関する特例措置)

4 平成29年4月1日の前日において、学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第5条の規定の施行に伴い、引き続き条例の適用を受けることとなったものの平成29年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第4条の適用については、同条後段中「前条第2項及び第4項の規定を準用する」とあるのは「学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年神奈川県人事委員会規則第2号)の定めるところによる」とする。

(平成29年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当の手当基礎額の加算額に関する特例措置)

5 職務の複雑、困難及び責任の度等について、職務の段階等を考慮して市長が別に定める職員の平成29年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第10条第3項の適用については、同項中「100分の7.5」とあるのは「100分の8.75」と、「100分の6」とあるのは「100分の8」と、「100分の5」とあるのは「100分の7.5」とする。

(平成29年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当の手当基礎額につき加算を受ける職員及び加算額に関する特例措置)

6 職務の級が義務教育諸学校給料表の2級に属する者で、職務の複雑、困難及び責任の度等について、職務の段階等を考慮して市長が別に定める職員の平成29年6月及び12月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第10条第3項の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の2.5」とし、別表の適用については、その者の号給を60号給とみなして同表の規定を適用する。

別表高等学校教育職給料表の項の次に次のように加える。

義務教育諸学校教育職給料表	5級に属する職員	II
	4級に属する職員 3級に属する職員（再任用職員を除き、87号給以上の者に限る。） 2級に属する職員（再任用職員を除き、123号給以上の者に限る。）	III
	3級に属する職員（86号給までの者及び再任用職員に限る。） 2級に属する職員（60号給から122号給までの者及び再任用職員に限る。） 1級に属する職員（再任用職員を除き、99号給以上の者に限る。）	VI

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第13号

川崎市職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

川崎市職員に対する児童手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和47年川崎市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会の所管に属する市費支弁の職員の項中「市費支弁の」を削る。

別表第2教育委員会の所管に属する市費支弁の職員の項中「市費支弁の」を削り、「教育委員会事務局職員部 勤労課長」を「教育委員会事務局職員部給与厚生課長」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第14号

川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市職員退職手当支給条例施行規則（昭和24年川崎市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

第1条の2 条例第4条に規定する傷病は、職員が傷病

により休職を命ぜられ、休職期間が満了してもなお治癒しないために退職を余儀なくされる程度の傷病その他これと同等と認められる傷病とする。

2 条例第5条に規定する傷病は、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。

第3条第1号中「又は」を「若しくは」に改め、「より現実に職務に従事することを要しない期間」の次に「又は地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成28年川崎市条例第74号）第11条第2項の規定により読み替えて適用される条例第10条第1項第3号に規定する任命権者が定める要件に該当する場合に該当するものを除く。）若しくは同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業により現実に職務に従事することを要しない期間」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(附則第7項に規定する規則で定める額)

2 条例附則第7項に規定する規則で定める額は、職員のうち、平成29年4月1日（以下「移譲日」という。）前に職員の退職手当に関する条例（昭和29年神奈川県条例第7号）第7条の5第4項の規定により退職手当を支給されないで国等の職員となり、条例第10条第2項の規定により、条例第5条の2第2項第2号に掲げる期間が条例第10条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、移譲日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが、市長の定めるところにより、その者の条例第5条の2第2項第2号に規定する国等の職員としての在職期間において学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の適用を受ける職員として在職していたものとみなした場合に、その者が同日において受けるべき給料月額とする。

別表の2の表第2号区分の項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 平成29年4月1日以後適用されている川崎市職員の給与に関する条例（以下「平成29年4月以後の給与条例」という。）の義務教育諸学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの

別表の2の表第3号区分の項中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 平成29年4月以後の給与条例の義務教育諸学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務

の級が3級であったもののうち市長の定めるもの又は4級であったもの

別表の2の表第4号区分の項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 平成29年4月以後の給与条例の義務教育諸学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもののうち市長の定めるもの又は3級であったもの(第3号区分の項第6号に掲げるものを除く。)

別表の2の表第5号区分の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同項第7号中「第4号区分の項第5号」を「第4号区分の項第6号」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 平成29年4月以後の給与条例の義務教育諸学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第4号区分の項第5号に掲げる者を除く。)のうち市長の定めるもの

別表の2の表第6号区分の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 平成29年4月以後の給与条例の義務教育諸学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が1級であったもののうち市長の定めるもの

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第15号

川崎市市税条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市税条例施行規則(昭和25年川崎市規則第28号)の一部を次のように改正する。

別表様式目次中

「

第55号 様式 の12	熱損失防止改修 住宅等申告書	法附則第15条の9 第11項
----------------	-------------------	-------------------

」

を

「

第55号 様式 の12	熱損失防止改修 住宅等申告書	法附則第15条の9 第11項
第55号 様式 の13	特定耐震基準適 合住宅申告書	法附則第15条の9 の2第2項
第55号 様式 の14	特定熱損失防止 改修住宅等申告 書	法附則第15条の9 の2第6項

」

に改める。

別表第40号様式(2)中「上場株式等の配当」を「上場株式等の配当等」に改める。

別表第46号様式(1)(裏)、第46号様式(5)及び第46号様式(6)中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

別表第54号様式の2備考第4項中「の適用期間は、最長、避難指示等の解除後3年」を「は避難指示等の解除後最長3年度間」に改め、「各年度分」の次に「、被災市街地復興推進地域が定められた場合は最長4年度間(震災等の発生した年の1月1日以後4年を経過する日を賦課期日(1月1日)とする年度までの各年度分)」を加える。別表第55号様式の12の次に次の2様式を加える。

第55号様式の13

特定耐震基準適合住宅に係る固定資産税減額申告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

納税義務者 住 所
 氏名又は名称 印
 電 話 ()

次の家屋については、地方税法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅に該当するため同項の減額措置の対象である旨を、同条第2項の規定に基づき、次のとおり申告します。

対 象 家 屋 の 表 示	所 在			
	家 屋 番 号			
	種 類 及 び 構 造		床 面 積	m ²
	建 築 年 月 日	年 月 日	耐震改修に要した費用	
	耐震改修完了年月日	年 月 日	円	
備 考				

注1 この申告書は、地方税法附則第15条の9の2第1項に規定する固定資産税の減額措置の適用を受けようとする場合に、同条第2項の規定に基づき、市長に提出するものです。

2 「所在」、「家屋番号」、「種類及び構造」及び「床面積」欄は、固定資産課税台帳の登録事項に基づいて記載してください。

3 この申告書は、耐震改修が完了した日から3箇月以内に提出してください。申告書の提出がない場合、減額措置を受けることができません。

やむを得ない理由により期間経過後に提出する場合は、遅延理由を備考欄に記載してください。

4 この申告書は、耐震改修に要した費用を証する書類及び地方税法施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して提出してください。

第55号様式の14

特定熱損失防止改修住宅等に係る固定資産税減額申告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

住 所
納税義務者 氏名又は名称 印
電 話 ()

次の家屋については、地方税法附則第15条の9の2第4項又は第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修専有部分に該当するため、減額措置の対象である旨を、同条第6項の規定に基づき、次のとおり申告します。

対 象 家 屋	所 在			
	家 屋 番 号		建 築 年 月 日	年 月 日
工 事 内 容	種 類 及 び 構 造		床 面 積	m ²
	工 事 種 類	<input type="checkbox"/> 窓の改修工事 <input type="checkbox"/> 床の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 天井の断熱改修工事 <input type="checkbox"/> 壁の断熱改修工事		
	工 事 費 用	円	工事完了 年 月 日	年 月 日
備 考				

注1 この申告書は、地方税法附則第15条の9の2第4項又は第5項に規定する固定資産税の減額措置の適用を受けようとする場合に、同条第6項の規定に基づき、市長に提出するものです。

2 「所在」、「家屋番号」、「種類及び構造」及び「床面積」欄は、固定資産課税台帳の登録事項に基づいて記載してください。

3 「工事費用」欄には、改修工事に要した費用の額(補助金等を除く金額)を記載してください。

4 この申告書は、改修工事が完了した日から3箇月以内に提出してください。申告書の提出がない場合、減額措置を受けることができません。

やむを得ない理由により期間経過後に提出する場合は、遅延理由を備考欄に記載してください。

5 この申告書は、地方税法施行規則附則第7条第12項各号に規定する書類を添付して提出してください。

川崎市市民ミュージアム条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第16号

川崎市市民ミュージアム条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市市民ミュージアム条例施行規則（平成22年川崎市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第22条を第24条とし、第21条を第23条とし、第20条中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第22条とする。

第19条を第21条とし、第18条中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第20条とする。

第17条第10号中「館長が指定」を「指定管理者の指示」に改め、同条を第19条とする。

第16条の見出し中「還付」を「返還」に改め、同条中「第18条ただし書」を「第16条ただし書」に、「還付」を「返還」に改め、同条第3号中「第11条」を「第10条」に、「館長」を「指定管理者」に、「施設等使用料」を「施設等利用料」に改め、同条第4号から第12号までの規定中「施設等使用料」を「施設等利用料」に改め、同条第13号中「館長が特別の理由があると認める場合 その都度館長が定める額」を「市長が正当な理由があると認める場合 市長が認める額」に改め、同条を第18条とする。第15条第1項中「第17条」を「第15条」に、「館長が観覧料等」を「指定管理者が同条に規定する観覧料等（以下「観覧料等」という。）」に改め、同項第1号エを削り、同項第2号エを削り、同項第3号中「施設等使用料」を「条例別表第3の1に規定する施設利用料及び同表の2に規定する設備利用料（以下「施設等利用料」という。）」に改め、同号ウを削り、同条第2項を次のように改める。

2 指定管理者は、前項の規定によるほか、市長が特別の理由があると認めるときは、観覧料等を減額し、又は免除することができる。

第15条に次の1項を加える。

3 前2項の規定による観覧料等の減額又は免除を受けようとする場合は、あらかじめ指定管理者に申請しなければならない。ただし、第1項第1号ウの場合にあっては、身体障害者手帳等の提示をもって、当該申請に代えることができる。

第15条を第17条とし、第14条中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第16条とする。

第13条中「施設等利用者」を「施設等の利用許可を受けた者（以下「施設等利用者」という。）」に、「施設等利用中止届出書（第6号様式）を館長に提出し」を「指定管理者に届け出」に改め、同条を第15条とする。

第12条第1項中「第12条ただし書」を「第11条ただし書」に、「特別設備等許可申請書（第5号様式）を市長

に提出し、その許可」を「指定管理者に申請し、その承認」に改め、同条中第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の規定による申請は、原則として第11条の規定による申請と同時にしなければならない。

3 第1項の承認を受けた者が施設等を模様替えし、又は特別の設備を付設したときは、利用後直ちに自己の負担においてこれを原状に回復し、又は撤去しなければならない。

第12条を第14条とし、第10条及び第11条を削り、第9条中「館長」を「指定管理者」に、「当該申請をした者に施設等利用許可書（第4号様式）を」を「当該利用に係る許可書を申請者に」に改め、同条を第13条とする。

第8条ただし書中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第7条中「第8条」を「第7条」に、「施設等」を「施設等（条例第3条第7号に規定する施設等をいう。以下同じ。）」に、「利用許可」を「利用の許可（以下「利用許可」という。）」に、「施設等利用許可申請書（第3号様式）を館長に提出」を「指定管理者に申請」に改め、同条を第11条とする。

第6条中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第5条第1項中「第7条第1項」を「第6条第1項」に、「特別利用許可申請書（第1号様式の2）をあらかじめ館長に提出」を「指定管理者に申請」に改め、同条第2項中「館長」を「指定管理者」に、「当該申請をした者に特別利用許可書（第2号様式）を」を「当該特別利用に係る許可書を申請者に」に改め、同条第3項中「館長」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第4条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項を削り、同条を第8条とする。

第3条中「館長」を「指定管理者」に、「第6条」を「第5条第1項」に、「納付」を「支払」に改め、同条を第7条とする。

第2条を削り、第1条の6第2項第4号中「第7条」を「第6条」に改め、同条を第6条とする。

第1条の5中「指定管理者指定書（第1号様式）」を「指定管理者指定書（別記様式）」に改め、同条を第5条とする。

第1条の4を第4条とし、第1条の3を第3条とし、第1条の2を第2条とする。

別表を削る。

第1号様式の2から第9号様式までを削り、第1号様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第17号

川崎市特定非営利活動促進法施行細則の一部を改正する規則

川崎市特定非営利活動促進法施行細則（平成22年川崎市規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次及び第3章の章名中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第25条第4号を削る。

第28条の見出しを「(特例認定申請)」に改め、同条第1項中「特定非営利活動法人仮認定申請書」を「特定非営利活動法人特例認定申請書」に改める。

第29条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条中「仮認定を」を「特例認定を」に、「特定非営利活動法人仮認定通知書」を「特定非営利活動法人特例認定通知書」に、「特定非営利活動法人仮認定不認定通知書」を「特定非営利活動法人特例認定不認定通知書」に改める。

第33条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条中「仮認定の」を「特例認定の」に、「特定非営利活動法人認定(仮認定)取消申請書」を「特定非営利活動法人認定(特例認定)取消申請書」に改める。

第34条の見出し中「仮認定」を「特例認定」に改め、同条中「仮認定の」を「特例認定の」に、「特定非営利活動法人認定(仮認定)取消通知書」を「特定非営利活動法人認定(特例認定)取消通知書」に改める。

様式目次中

34	海外送金等提出書	第25条第4号
35	役員報酬規程等提出書	第26条第1項
36	特定非営利活動法人仮認定申請書	第28条第1項
37	特定非営利活動法人仮認定通知書	第29条
38	特定非営利活動法人仮認定不認定通知書	第29条
39	認定特定非営利活動法人等合併認定申請書	第30条第1項
40	認定特定非営利活動法人等合併認定通知書	第31条
41	認定特定非営利活動法人等合併不認定通知書	第31条
42	特定非営利活動法人認定(仮認定)取消申請書	第33条
43	特定非営利活動法人認定(仮認定)取消通知書	第34条

を
「

34	削除	
35	役員報酬規程等提出書	第26条第1項
36	特定非営利活動法人特例認定申請書	第28条第1項
37	特定非営利活動法人特例認定通知書	第29条
38	特定非営利活動法人特例認定不認定通知書	第29条
39	認定特定非営利活動法人等合併認定申請書	第30条第1項
40	認定特定非営利活動法人等合併認定通知書	第31条
41	認定特定非営利活動法人等合併不認定通知書	第31条
42	特定非営利活動法人認定(特例認定)取消申請書	第33条
43	特定非営利活動法人認定(特例認定)取消通知書	第34条

に改める。

第7号様式備考第4項各号列記以外の部分中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改め、同項第1号中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に、「仮認定の」を「特例認定の」に改め、同項第2号中「仮認定」を「特例認定」に改め、同項第4号中「及び同条第4項に規定する海外への送金等の金額等を記載した書類」を削る。

第23号様式及び第31号様式中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第32号様式中「(その金額が200万円以下の場合に限る。)」を削る。

第33号様式中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第34号様式を次のように改める。

第34号様式 削除

第35号様式中「仮認定」を「特例認定」に改め、「(その金額が200万円以下の場合に限る。)」を削る。

第36号様式中「特定非営利活動法人仮認定申請書」を「特定非営利活動法人特例認定申請書」に、「の仮認定」を「の特例認定」に、「仮認定した」を「特例認定した」に改める。

第37号様式中「特定非営利活動法人仮認定通知書」を「特定非営利活動法人特例認定通知書」に、「仮認定申請」を「特例認定申請」に、「仮認定し」を「特例認定し」に、「仮認定の」を「特例認定の」に改める。

第38号様式中「特定非営利活動法人仮認定不認定通知書」を「特定非営利活動法人特例認定不認定通知書」に、「仮認定に」を「特例認定に」に改める。

第39号様式及び第40号様式中「仮認定」を「特例認定」に改める。

第42号様式中「特定非営利活動法人認定(仮認定)取

消申請書」を「特定非営利活動法人認定（特例認定）取消申請書」に、

「
 （ 認 定 ）
 （ 仮 認 定 ）
 」

を
 「
 （ 認 定 ）
 （ 特 例 認 定 ）
 」

に改める。

第43号様式中「特定非営利活動法人認定（仮認定）取消通知書」を「特定非営利活動法人認定（特例認定）取消通知書」に、「（仮認定）に」を「（特例認定）に」に、「（仮認定）の」を「（特例認定）の」に、「（仮認定）特定非営利活動法人」を「（特例認定）特定非営利活動法人」に改める。

第44号様式（裏）中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
 （経過措置）
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第18号

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例施行規則（平成24年川崎市規則第65号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「第7号まで」の次に「（認定特定非営利活動法人にあつては、同項第5号）」を加え、同条第3項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第18条第3項中「第11条第3項」を「第11条第4項」に改め、同条第4項中「第3項」を「第4項」に改め、同条第5項中「第11条第4項」を「第11条第6項」に改める。

第6号様式中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第7号様式中「職員給与の支給に関する規程」の次に「（所轄庁が川崎市長である認定特定非営利活動法人を除く。）」を、「規則で定める事項を記載した書類」の次に「（所轄庁が川崎市長である認定特定非営利活動法人を除く。）」を、「第7号まで」の次に「（認定特定非営利活動法人にあつては、同項第5号）」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市自転車競走実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第19号

川崎市自転車競走実施規則の一部を改正する規則

川崎市自転車競走実施規則（昭和37年川崎市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第80条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則及び川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第20号

川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則及び川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例施行規則（平成21年川崎市規則第90号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「第2条第11項」を「第2条第12項」に改める。

（川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第123号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号タ中「第2条第1項」を「第2条第2項」に、「一般ガス事業又は同条第3項に規定す

る簡易ガス事業」を「ガス小売事業」に、「に限り、」を「及び」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市休日急患診療所条例施行規則及び川崎市多摩休日夜間急患診療所条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第21号

川崎市休日急患診療所条例施行規則及び川崎市多摩休日夜間急患診療所条例施行規則を廃止する規則

川崎市休日急患診療所条例施行規則（昭和51年川崎市規則第102号）及び川崎市多摩休日夜間急患診療所条例施行規則（平成6年川崎市規則第72号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第22号

川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

川崎市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年川崎市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第17条を削る。

第18条中「第24号様式」を「第23号様式」に改め、同条を第17条とし、第19条を第18条とし、第20条を第19条とする。

様式目次中

「		
23	指定検査機関名称等変更届出書	第17条
24	食鳥検査実施報告書	第18条
」		

を

「		
23	食鳥検査実施報告書	第17条
」		

に改める。

第23号様式を削る。

第24号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式を第23号様式とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第23号

川崎市医療法施行細則の一部を改正する規則

川崎市医療法施行細則（平成9年川崎市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第68号様式中「あて先」を「宛先」に改め、同様式添付書類第8項中「第51条第3項の社会医療法人にあっては」を「第51条第2項に規定する医療法人については」に改め、同項を同様式添付書類第10項とし、同様式添付書類中第7項を第9項とし、第6項を第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 医療法第51条第2項に規定する医療法人については、純資産変動計算書及び附属明細表

第68号様式添付書類中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 関係事業者（理事長の配偶者がその代表者であることその他の医療法人又はその役員と医療法施行規則第32条の6で定める特殊の関係がある者をいう。）との取引の状況に関する報告書

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月2日から施行する。（経過措置）

2 改正後の規則第68号様式の規定は、この規則の施行の日以後に開始する医療法人の会計年度に係る届出について適用し、同日前に開始した医療法人の会計年度に係る届出については、なお従前の例による。

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第24号

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市介護保険条例施行規則（平成12年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第15条中「速やかにその旨を」を「遅滞なく、」に改める。第35号様式を次のように改める。

第35号様式

介護保険第三者行為による傷病届

.....年.....月.....日

(宛先) 川崎市 区長

川崎市 _____ 区 _____

届出人氏名 _____

電話番号 () _____

次のとおり届け出ます。

被保険者番号				生年月日	年	月	日生	
被保険者氏名				性別	男・女			
事故発生	年	月	日	午前 午後	時頃	届出人との 関係		
事故発生場所								
事故発生当時の具体的 状況及び被害の程度								
第三者の氏名				住所			職業	
第三者の勤務先				所在地	電話番号			
現在までに受領した 損害賠償金	年 月 日			受領金額 _____ 円				
示談状況	示談成立の 有 無	有	無	年 月 日 成立	年 月 日 受領	受領金額	円	
	示談不成立と 交渉中の状況							
診療を受けた医療機 関の住所及び名称				診療を受けた 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
				診療見込期間	<input type="checkbox"/> 入院 日 <input type="checkbox"/> 通院 日			
第三者の自動車保険	自賠責保険	保険契約者名				任意保険	保険契約者名	
		保険会社名					保険会社名	
		自動車 ナンバー					支店名	
		保険証 記号番号					保険証 記号番号	
		保険契約期間	年 月 日から 年 月 日まで				保険契約期間	年 月 日から 年 月 日まで

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市介護認定審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第25号

川崎市介護認定審査会規則の一部を改正する規則

川崎市介護認定審査会規則(平成12年川崎市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「49」を「50」に改める。

別表中

「	宮前第6合議体	宮前区役所の所管区域	」
---	---------	------------	---

を

「	宮前第6合議体	宮前区役所の所管区域	」
	宮前第7合議体		

に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4月 1日から施行する。

川崎市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第26号

川崎市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

川崎市母子保健法施行細則(昭和62年川崎市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「乳児早期健康診査」を「3・4箇月児健康診査」に改め、同条第3号中「乳児中期健康診査」を「7箇月児健康診査」に改め、同条第4号中「乳児後期健康診査」を「10箇月児健康診査」に改め、「乳児」の次に「であって、前号に掲げる健康診査の結果、経過を観察する必要があると認められるもの」を加え、同条

第5号中「4歳児及び」を削り、「満3歳」を「満5歳」に改める。

第3条を次のように改める。

(栄養の摂取に関する援助)

第3条 市長は、法第14条の規定による援助として栄養食品を支給する。

2 前項の栄養食品(以下「栄養食品」という。)は、乳児用調整粉乳とする。

第4条の見出し中「母子栄養食品」を「栄養食品」に改め、同条中「牛乳又は調製粉乳等(以下「母子栄養食品」という。)」を「栄養食品」に、「妊産婦又は乳児若しくは幼児」を「乳児」に改め、同条第1号を削り、同条中第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、栄養食品の支給を受けることが特に必要であると市長が認めるとき。

第5条から第7条までを次のように改める。

第5条 削除

(栄養食品の支給期間)

第6条 栄養食品を支給する期間は、第8条第1項の規定により栄養食品の支給を行うと決定した日の属する月の初日から乳児が満1歳に達する日の属する月の末日までの12月以内の間とする。

(栄養食品の支給申請)

第7条 栄養食品の支給を受けようとする乳児又はその保護者は、栄養食品支給申請書(第1号様式)に課税証明書又はその写しを添えて、保健所長に申請しなければならない。

第8条の見出し及び同条第1項中「母子栄養食品」を「栄養食品」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「母子栄養食品の」を「栄養食品の」に、「母子栄養食品支給不承認決定通知書」を「栄養食品支給不承認決定通知書」に改め、同項を同条第2項とする。

第10条及び第11条を次のように改める。

第10条 削除

(変更の届出)

第11条 栄養食品の支給を受ける乳児(以下この条において「乳児」という。)又はその保護者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、栄養食品支給申請書記載事項変更等届(第5号様式)を保健所長に提出しなければならない。

(1) 乳児が居住地を変更しようとするとき。

(2) 乳児が死亡したとき。

第12条の見出し中「母子栄養食品」を「栄養食品」に改め、同条中「母子栄養食品受給者」を「栄養食品の支給を受ける乳児又はその保護者」に、「第8条第2項」を「第8条第1項の規定により行った支給する旨」に改

め、同条第3号中「前条第1項各号」を「前条各号」に改め、同条第4号中「受給券又は母子栄養食品」を「栄養食品」に改める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

様式目次中

「

1	母子栄養食品支給申請書	第7条
2	受給券	第8条第2項
3	母子栄養食品支給不承認決定通知書	第8条第3項
4	受給明細書	第10条第3項 第11条第2項
5	母子栄養食品支給申請書記載事項 変更等届	第11条第1項

」

を

「

1	栄養食品支給申請書	第7条
2	削除	
3	栄養食品支給不承認決定通知書	第8条第2項
4	削除	
5	栄養食品支給申請書記載事項 変更等届	第11条第

」

に改める。

第1号様式から第5号様式までを次のように改める。

第1号様式

押 印 欄

栄 養 食 品 支 給 申 請 書

年 月 日

(宛先) 川崎市保健所長

住所 川崎市 区

申請者
氏名 印

次のとおり関係書類を添えて申請します。

乳 児	氏 名	男 女	生年月日
	年 月 日生		
	住 所 川崎市 区		
世 帯 員 氏 名		続柄	生 年 月 日
			年 月 日生
			年 月 日生
			年 月 日生
			年 月 日生
			年 月 日生
			年 月 日生

- 注 1 申請者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとしてください。
- 2 世帯の市町村民税の課税状況が分かる課税証明書又はその写しを添付してください。
- 3 資格を失った方（死亡、転出）は申し出てください。
- 4 変更事項が生じた方（転居）は申し出てください。

第2号様式 削除

第3号様式

栄養食品支給不承認決定通知書

年 月 日

様

川崎市保健所長

印

年 月 日に申請された栄養食品については、次の理由により支給しないことを決定しましたので通知します。

(理由)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に川崎市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第4号様式 削除

第5号様式

押 印 欄

栄養食品支給申請書記載事項変更等届

年 月 日

(宛先) 川崎市保健所長

届出者	氏 名	
	住 所	川崎市 区
乳 児	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
変更内容	<input type="checkbox"/> 住所を変更しようとするため 川崎市 区	
	<input type="checkbox"/> その他	

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。
- 3 平成25年3月31日までに出生した幼児に係る改正前の規則第2条第5号に規定する4歳児健康診査については、なお従前の例による。

川崎市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第27号

川崎市児童相談所長委任規則の一部を改正する規則

川崎市児童相談所長委任規則(昭和47年川崎市規則第25号)の一部を次のように改正する。

本則第12号中「第26条第1項第5号」を「第26条第1項第6号」に改め、本則中第42号を第43号とし、第25号から第41号までを1号ずつ繰り下げ、本則第24号中「第33条の6第3項」の次に「(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。)」を加え、同号を本則第25号とし、本則第23号中「第33条の6第2項」の次に「(同条第6項において準用する場合を含む。)」を加え、同号を本則第24号とし、本則第22号中「に規定する日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援及び同項ただし書」を「(同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。)」に規定する児童自立生活援助及び同条第1項ただし書」に改め、同号を本則第23号とし、本則中第21号を第22号とし、本則第20号中「第33条第2項」の次に「、第7項及び第9項」を加え、「児童の」を削り、同号を本則第21号とし、本則第19号の次に次の1号を加える。

(20) 法第31条第4項に規定する児童福祉施設等への延長者の措置に関すること。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

福祉措置による川崎市乗合自動車特別乗車証交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第28号

福祉措置による川崎市乗合自動車特別乗車証交付規則の一部を改正する規則

福祉措置による川崎市乗合自動車特別乗車証交付規則(昭和42年川崎市規則第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第17条」を「第26条」に改める。

第3条第1項第2号を削り、同項第3号中「前号の規定により、特別乗車証の交付を受けている戦傷病者(高齢者特別乗車証明書(昭和38年法律第168号)第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、高齢者特別乗車証明書の交付を受けているもの)に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同項第6号を削る。

第4条第2項を削り、同条第3項中「前条第1項第3号」を「前条第1項第2号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前条第1項第4号」を「前条第1項第3号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前条第1項第5号」を「前条第1項第4号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削る。

第5条第2項中「第3条第1項第1号、第3号及び第5号のそれぞれ又は同項第2号、第4号及び第6号のそれぞれ」を「第3条第1項各号」に改め、同条第3項を削る。

別記様式中

「
児童扶養手当受給世帯 戦傷病者 公害病認定患者
原子爆弾被爆者 介護者
 」

を

「
児童扶養手当受給世帯 公害病認定患者 介護者
 」

に、

「

<input type="checkbox"/> 公害健康被害の補償等に関する法律 第4条第4項の公害医療手帳	第 号
<input type="checkbox"/> 川崎市公害健康被害補償条例施行規則 第6条の公害医療手帳	
被爆者健康手帳番号	第 号

」

を

「

<input type="checkbox"/> 公害健康被害の補償等に関する法律 第4条第4項の公害医療手帳	第 号
<input type="checkbox"/> 川崎市公害健康被害補償条例施行規則 第6条の公害医療手帳	

」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第29号

川崎市小児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市小児医療費助成条例施行規則(平成7年川崎市規則第69号)の一部を次のように改正する。

第2号様式

		乳		医		療		証	
負担者番号	8	1	1	4					
受給者番号									
乳児等	住所								
	氏名								
	生年月日		年		月		日生		
申請者氏名									
有効期間		年		月		日から		年	
自己負担上限額(一部負担金)									
上記の者は、川崎市小児医療費助成条例により医療費の一部を川崎市が助成する者であることを証明します。									
川 崎 市 長 印									
交付年月日		年		月		日			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に交付された改正前の規則(以下「旧規則」という。)第2号様式の規定による医療証は、その医療証に記載された有効期間が満了するまでの間、改正後の規則第2号様式の規定による医療証とみなす。

3 旧規則の規定により調製した帳票で現に残存するも

第8条第2項中「幼児等」を「幼児及び児童」に、「満9歳」を「満12歳」に改める。

第10条(見出しを含む。)中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

第16条を第17条とし、第11条から第15条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

(条例第6条第2項の規則で定める者)

第11条 条例第6条第2項に規定する「規則で定める者」は、第6条第2項各号に掲げる要件を満たす保護者であって、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして条例第4条第1項第1号に規定する基準日の属する年度分の市町村民税の額を算定した場合において、同法の規定による市町村民税所得割が課されないものとする。

第2号様式を次のように改める。

注 意 事 項

- この証は、保険の自己負担分(自己負担上限額の欄に金額の記載がある場合は、その金額を超える額)を支払わないで受診できる証ですから、大切にしてください。
- この制度による助成を受けるときは、必ずこの証と健康保険証と一緒に病院等の窓口で提示してください。
- 他の公費医療の受給者証等をお持ちの場合は、その公費医療の受給者証等を必ずこの証と一緒に病院等の窓口で提示してください。
- この証は、次の場合には使用できません。
(1) 神奈川県外の病院等で受診したとき。
(2) この制度を取り扱わない病院等で受診したとき。
- 4の場合には、医療費の自己負担分を病院等で支払い、その後、領収書、預金通帳及びこの証を持参して、次の窓口で医療費の助成を申請してください。
- 食事療養標準負担額は、助成の対象外です。
- 受給者の資格がなくなったときや、有効期間を経過したときは、この証を次の窓口に戻してください。
- 氏名、住所、健康保険等に変更があったときは、次の窓口でこの証を添えて届け出てください。
- この証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、次の窓口で医療証の再交付を申請してください。
- 偽りその他不正な行為により助成を受けたときは、助成を受けた額の全額又は一部を返還しなければならないことがあります。

窓 口
問合せ先

のについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第30号

川崎市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

川崎市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年川崎市規則第71号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第5項中「当該階層の基本額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額」を「0円」に改め、同表備考第6項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別表第2備考第5項中「当該階層の基本額の欄に定める額に100分の50を乗じて得た額」を「0円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規則の規定は、平成29年4月分の徴収金から適用し、同年3月分までの徴収金については、なお従前の例による。

川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市規則第31号

川崎市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

川崎市児童福祉法施行細則（昭和47年川崎市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「養育里親名簿」を「里親名簿」に改める。

第10条第2項中「第26条第1項第3号」を「第26条第1項第3号若しくは第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第13条の2第1項中「第33条の6第1項」を「第6条の3第1項」に、「同条第2項」を「法第33条の6第2項」に改め、同条第2項中「第25条の7第1項第3号」を「第6条の3第1項」に、「法第33条の6第1項に」を「同項第1号に」に、「義務教育終了児童等」を「満20歳未満義務教育終了児童等」に改め、同条第3項中「義務教育終了児童等」を「満20歳未満義務教育終了児童等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前各項の規定は、法第6条の3第1項第2号に規定する満20歳以上義務教育終了児童等に係る児童自立生活援助事業について準用する。

第14条第2項中「継続若しくは」を「継続、」に、「延長又は」を「延長、」に改め、「指定発達支援医療機関に対する委託の継続」の次に「又はこれらの措置を相互に変更する措置を採ること」を加える。

第17条第1項中「又は第2項」を「から第3項まで規定」に、「又は専門里親」を「、専門里親の登録又は養子縁組里親」に、「養育里親登録等申請者」を「里親登

録申請者」に、「養育里親登録等申請書」を「里親登録申請書」に改め、同条第2項中「養育里親登録等申請者」を「里親登録申請者」に、「養育里親登録等申請者調査票」を「里親登録申請者調査票」に改める。

第30条第3項中「第56条第3項」を「第56条第2項」に改める。

別表第3中「情緒障害児短期治療施設通所部通所者」を「児童心理治療施設通所部通所者」に、「情緒障害児短期治療施設通所部及び」を「児童心理治療施設通所部及び」に改め、同表の備考第1項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

様式目次中

「	5	養育里親名簿	第2条	」
---	---	--------	-----	---

を

「	5	里親名簿	第2条	」
---	---	------	-----	---

に、

「	30	養育里親登録等申請書	第17条第1項	」
	31	削除		
	32	養育里親登録等申請者調査票	第17条第2項	」

を

「	30	里親登録等申請書	第17条第1項	」
	31	削除		
	32	養育里親登録等申請者調査票	第17条第2項	」

に改める。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式

里 親 名 簿											No. _____		
種別	登録番号 個人番号	登録年月日	住所・電話	氏名	性別	生年月日	職業	健康状態	養育里親・ 養子縁組 里親研修 修了年月 日	1年以内 の委託を 希望する 場合の期 間	専門里親 登録年月 日	専門里親 研修修了 年月日	備考
	_____	・ ・	電話 -	里親 里親	—	日 月 年	—	—	・ ・	— ケ月 — ケ月	・ ・	・ ・	
	_____	・ ・	電話 -	里親 里親	—	日 月 年	—	—	・ ・	— ケ月 — ケ月	・ ・	・ ・	
	_____	・ ・	電話 -	里親 里親	—	日 月 年	—	—	・ ・	— ケ月 — ケ月	・ ・	・ ・	

第30号様式を次のように改める。

(1枚目)

里 親 登 録 申 請 書

番 号	第	号	受付年月日	年 月 日		
(宛先) 川崎市長				年 月 日		
				申請者氏名		印
申 請 区 分	・ 養育里親 ・ 養子縁組里親 ・ 専門里親			性 別	男 女	
本籍						
現住所 〒						
電話 ()						
家 族 構 成 (同 居 人 を 含 む 。)	氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業 (学 校 名)	健 康 状 態	備 考
	個 人 番 号					
研修修了年月日又は研修修了見込年月日				年 月 日		
里親を希望するようになった理由						
希望する児童						
年 齢	() 歳くらい 特に決めていない			性 別	どちらでもよい 男 女	
従前の里親登録がある場合はその期間				年 月 日～ 年 月 日		
従前の里親として児童を養育した期間				年 箇月		
従前の里親登録がある場合はその自治体名						

(2枚目)

1年以内の期間を定めて、児童を養育することを希望する者は、以下に記入してください。

1. 養育を希望する期間	
2. 理由	

専門里親の申請を行う者は、以下に記入してください。

1. 養育里親として3年以上の委託児童の養育経験の有無	有 無
2. 3年以上児童福祉事業に従事した経験の有無	有 無
3. 上記1. 2において該当しない場合は、それに類する経験等	
4. 専門里親研修修了年月日又は専門里親研修修了見込み年月日	年 月 日
5. 養育に対して専念できる環境	

(3枚目)

申請者について			
履歴(学歴・職歴)			
	年 月		小学校卒業
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
親族関係(状況・職業など)			
	父		氏名 _____ (生)
	()		住所 _____
	(生)		
			氏名 _____ (生)
			住所 _____
	母		氏名 _____ (生)
	()		住所 _____
	(生)		
	住所		氏名 _____ (生)
			住所 _____
経 済 状 況	毎月の収入(税込み)	約 _____円	資 産 状 況
	毎月のローン返済額	約 _____円	不動産
	毎月の生活費	約 _____円	預貯金等

- 添付資料
- 1 戸籍謄本
 - 2 健康診断書(血圧・尿・血液・X線検査など)
 - 3 収入の証明書(源泉徴収票又は納税証明書)
 - 4 申請者の写真
 - 5 同居人の履歴書
 - 6 養育里親の登録を申請する場合にあっては、養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
 - 7 専門里親の登録を申請する場合にあっては、児童福祉法施行規則第1条の36第1号に掲げるいずれかの要件に該当することを証する書類
 - 8 専門里親の登録を申請する場合にあっては、専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
 - 9 養子縁組里親の登録を申請する場合にあっては、養子縁組里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
 - 10 申請者及び同居人が児童福祉法第34条の20第1項各号(同居人にあっては、第1号を除く。)のいずれにも該当しない者であることを証する書類

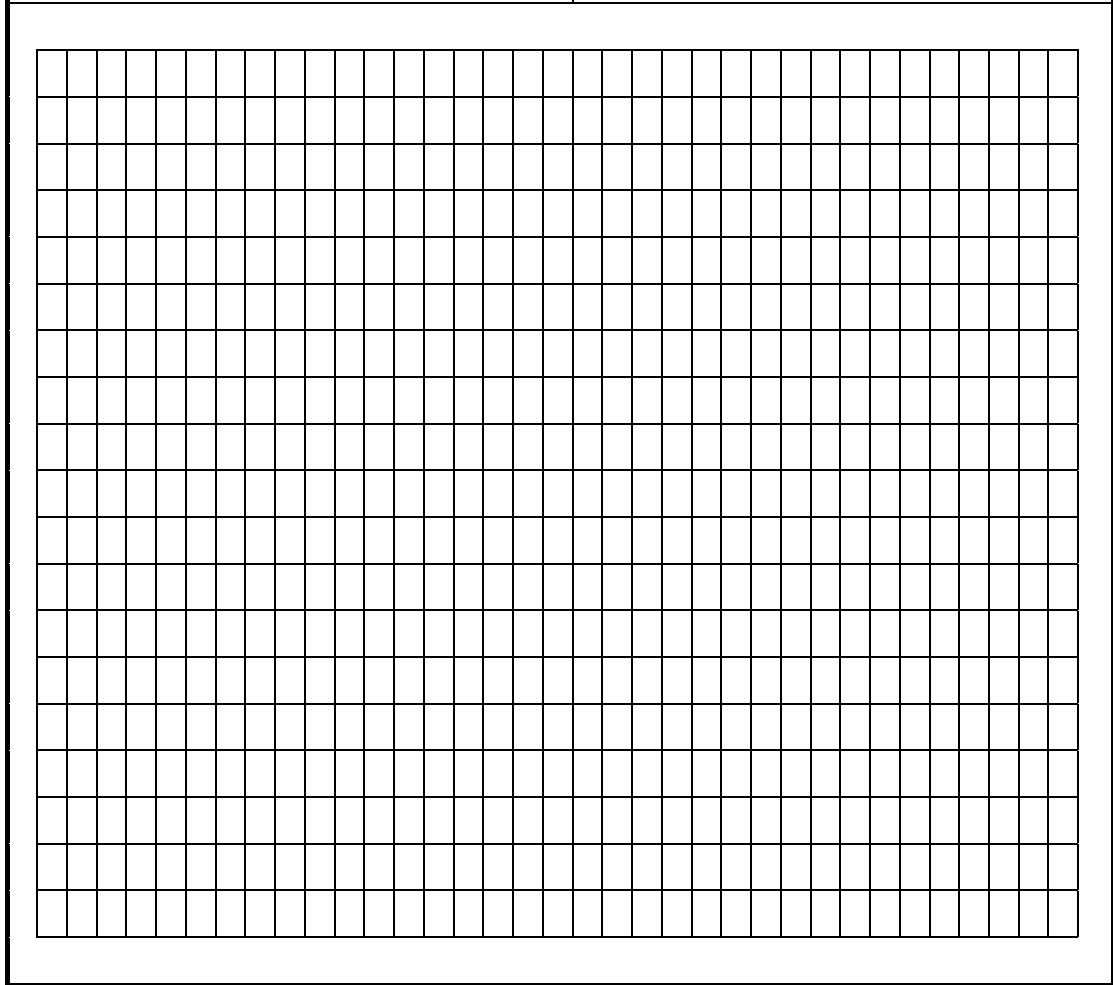
(4枚目)

自宅付近案内図(最寄りの交通機関・目標物)



自宅の間取り図

自家(一戸建・集合住宅)	()室()畳
借家(一戸建・集合住宅)	敷地面積 m ²
その他	建物の延べ床面積 m ²



第32号様式中

「	養育里親登録等 申請者調査票	」
---	-------------------	---

を

「	里親登録等 申請者調査票	」
---	-----------------	---

に、

「	区分	養育・専門	」
---	----	-------	---

を

「	区分	養育・専門・養子縁組	」
---	----	------------	---

に改める。

第35号の2様式中「あて先」を「宛先」に、「第34条の3第1項」を「第34条の4第1項」に改める。

第35号の3様式中「あて先」を「宛先」に、「第34条の3第2項」を「第34条の4第2項」に改める。

第35号の4様式中「あて先」を「宛先」に、「第34条の3第3項」を「第34条の4第3項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田 紀 彦

川崎市規則第32号

川崎市保育園条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市保育園条例施行規則（昭和62年川崎市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「	川崎市渡田保育園	120名	」
	川崎市大島保育園	120名	」

を

「	川崎市大島保育園	120名	」
---	----------	------	---

に、

「	川崎市塚越保育園	90名	」
	川崎市夢見ヶ崎保育園	90名	」
	川崎市小田中保育園	90名	」
	川崎市小田中乳児保育園	35名	」

を

「	川崎市夢見ヶ崎保育園	90名	」
---	------------	-----	---

に、

「	川崎市西宮内保育園	90名	」
	川崎市橋保育園	60名	」

を

「	川崎市西宮内保育園	90名	」
---	-----------	-----	---

に、

「	川崎市梶ヶ谷保育園	120名	」
	川崎市たちばな中央保育園	90名	」
	川崎市くじ保育園	60名	」
	川崎市向丘保育園	60名	」
	川崎市向丘乳児保育園	35名	」

を

「	川崎市梶ヶ谷保育園	120名	」
---	-----------	------	---

に、

「	川崎市菅保育園	95名	」
	川崎市東中野島保育園	120名	」

を

「	川崎市菅保育園	95名	」
---	---------	-----	---

に改める。

第8条の表中

川崎市塚越保育園	○	○	○			
川崎市小田中保育園	○	○	○			
川崎市小田中乳児保育園	○	○	○			
川崎市南平間保育園	○	○	○	○		
川崎市たちばな中央保育園	○	○	○	○		
川崎市くじ保育園	○	○	○			

を

川崎市南平間保育園	○	○	○	○		
-----------	---	---	---	---	--	--

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第33号

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則（平成9年川崎市規則第103号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項（8）を次のように改める。

(8) 母子健康包括支援センター

別表第1の8の項(2)中「一般ガス事業者」を「ガス小売事業者」に改め、同項(3)中「一般電気事業者」を「小売電気事業者」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市エネルギーの使用の合理化等に関する法律第87条第14項に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第34号

川崎市エネルギーの使用の合理化等に関する法律第87条第14項に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則を廃止する規則

川崎市エネルギーの使用の合理化等に関する法律第87条第14項に規定する身分を示す証明書の様式を定める規則（平成16年川崎市規則第66号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第35号

川崎市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市営住宅条例施行規則（昭和37年川崎市規則第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1有馬第2の項中「604」を「556」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月23日から施行する。

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第36号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（昭和62年川崎市規則第77号）の一部を次のように改正する。

別表武蔵溝ノ口駅北口周辺自転車等駐車場の項中

第4施設	川崎市高津区溝口1丁目360番7ほか
------	--------------------

を

第4施設	川崎市高津区溝口1丁目360番7ほか
第5施設	川崎市高津区溝口2丁目304番2先

に改め、同表津田山駅周辺自転車等駐車場の項中

第1施設	川崎市高津区下作延6丁目1,149番1ほか
第2施設	川崎市高津区下作延6丁目1,136番1ほか

を

第2施設	川崎市高津区下作延6丁目1,136番1ほか
------	-----------------------

に改め、同表登戸駅周辺自転車等駐車場の項中

第3施設	川崎市多摩区登戸2,568番1
------	-----------------

を

第3施設	川崎市多摩区登戸2,381番
------	----------------

に改め、同表向ヶ丘遊園駅周辺自転車等駐車場の項中

第1施設	川崎市多摩区登戸2,015番1ほか
第2施設	川崎市多摩区登戸3,847番ほか
第3施設	川崎市多摩区登戸2,079番5
第5施設	川崎市多摩区登戸1,862番ほか
第6施設	川崎市多摩区登戸2,130番2ほか
第7施設	川崎市多摩区登戸1,952番1ほか

を

第1施設	川崎市多摩区登戸2,026番2ほか
第2施設	川崎市多摩区登戸3,847番ほか
第3施設	川崎市多摩区登戸2,079番5
第6施設	川崎市多摩区登戸2,130番2ほか

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第37号

川崎市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市屋外広告物条例施行規則（昭和47年川崎市規則第80号）の一部を次のように改正する。

別表第1第8項第1号中「自己の氏名等」を「自己の氏名等又は自己の事業若しくは営業の内容」に改め、同項第5号を削る。

別表第2第5項第3号を次のように改める。

(3) 自動車に別表第1第8項各号に規定する基準に適合しない広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する場合は、次によるものとする。ただし、国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合、広告宣伝用自動車（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2に規定する広告宣伝用自動車をいう。）に表示し、若しくは設置する場合又は運送する物品若しくはその製造元若しくは販売元の名称、商標若しくはこれらに類するものを表示する場合であって当該物品の運送に関して荷主と継続して運送する契約関係があると

きは、この限りでない。

ア 表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。

イ 表示面積は、1車両当たり4.2平方メートル以内とすること。

ウ 側部を利用するものは、1箇所当たり縦の長さ0.6メートル以下、横の長さ3メートル以下とし、一側部の面積の合計は1.8平方メートル以内とすること。

エ 後部を利用するものは、縦の長さ0.6メートル以下、横の長さ1メートル以下とし、その数は1箇所とすること。

別表第2第5項第4号を削り、同項第5号中「(第5号を除く。)」を削り、同号を同項第4号とし、同項第6号ア中「及び屋根」を削り、同号を同項第5号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る広告物等の 基準及び規格について適用し、同日前の申請に係る広告物等の基準及び規格 については、なお従前の例による。

川崎市消防立入検査証規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第38号

川崎市消防立入検査証規則の一部を改正する規則

川崎市消防立入検査証規則（平成14年川崎市規則第83号）の一部を次のように改正する。

本則中「に規定する証票及び」を「及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第43条第4項に規定する証票並びに」に改める。

別記様式裏面中「第34条」の次に「、火薬類取締法第43条」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により交付されている立入検査証は、改正後の規則（以下「新規則」という。）の規定による立入検査証の交付を受けるまでの間、新規則の規定により交付された立入検査証とみなす。

危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則をこ

ここに公布する。

平成29年 3月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第39号

危険物の規制に関する細則の一部を改正する規則

危険物の規制に関する細則（昭和41年川崎市規則第66号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成11年政令第3号。以下「11年政令」という。）附則第2項第1号、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第3号。以下「17年省令」という。）附則第3条第1項第1号又は」を削り、「特定屋外タンク貯蔵所等休止否認通知書」を「特定屋外タンク貯蔵所（浮き蓋）休止否認通知書」に改め、同条第2項中「附則第7項第1号若しくは第2号」を「附則第7項第2号」に、「11年政令」を「危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（平成11年政令第3号）」に、「17年省令」を「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第3号）」に改める。

様式目次中

23の2	特定屋外タンク貯蔵所等 休止否認通知書	第15条の2第1項
------	------------------------	-----------

を

23の2	特定屋外タンク貯蔵所 （浮き蓋）休止否認通知書	第15条の2第1項
------	----------------------------	-----------

に改める。

第13号様式中「この処分」を「この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分」に改め、「知った日」の次に「(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)」を加える。第23号様式の2中「特定屋外タンク貯蔵所等休止否認通知書」を「特定屋外タンク貯蔵所（浮き蓋）休止否認通知書」に、

- 「
- 特定屋外タンク貯蔵所（浮き屋根）
- 特定屋外タンク貯蔵所（浮き蓋）
- 準特定屋外タンク貯蔵所
- 」

を

「
特定屋外タンク貯蔵所（浮き蓋）
」
に改める。

第24号様式中「この処分」を「この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分」に改め、「知った日」の次に「(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調整した帳票（第13号様式及び第24号様式に限る。）で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

告 示

川崎市告示第127号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月16日から平成29年3月31日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月16日

川崎市長 福 田 紀 彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	下作延第163号線	川崎市高津区下作延4丁目518番7先 ----- 川崎市高津区下作延4丁目518番7先	2.12	13.60	
新	下作延第163号線	川崎市高津区下作延4丁目518番9先 ----- 川崎市高津区下作延4丁目518番9先	3.06	13.60	

川崎市告示第128号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月16日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月16日から平成29年3月31日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月16日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
下作延 第163号線	川崎市高津区下作延4丁目518番9先	
	川崎市高津区下作延4丁目518番9先	

川崎市告示第129号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月16日から平成29年3月31日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月16日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	西加瀬 第2号線	川崎市中原区西加瀬103番1先 ----- 川崎市中原区西加瀬103番1先	3.03	35.54	
新	西加瀬 第2号線	川崎市中原区西加瀬103番1先 ----- 川崎市中原区西加瀬103番1先	3.51	35.54	
旧	西加瀬 第9号線	川崎市中原区西加瀬59番1先 ----- 川崎市中原区西加瀬103番5先	3.14 ～ 4.27	67.79	
新	西加瀬 第9号線	川崎市中原区西加瀬59番1先 ----- 川崎市中原区西加瀬103番5先	3.27 ～ 4.86	67.79	

川崎市告示第130号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月16日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月16日から平成29年3月31日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月16日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
西加瀬 第2号線	川崎市中原区西加瀬103番1先	
	川崎市中原区西加瀬103番1先	
西加瀬 第9号線	川崎市中原区西加瀬59番1先	
	川崎市中原区西加瀬103番5先	

川崎市告示第131号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月17日から平成29年4月3日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月17日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	栗谷 第36号線	川崎市多摩区栗谷3丁目6080番46先 ----- 川崎市多摩区栗谷3丁目6080番46先	2.73	28.19	
新	栗谷 第36号線	川崎市多摩区栗谷3丁目6080番47先 ----- 川崎市多摩区栗谷3丁目6080番45先	3.36	28.19	
旧	栗谷 第124号線	川崎市多摩区栗谷3丁目6080番13先 ----- 川崎市多摩区栗谷3丁目6080番49先	1.82	7.52	
新	栗谷 第124号線	川崎市多摩区栗谷3丁目6080番12先 ----- 川崎市多摩区栗谷3丁目6080番49先	2.89 ～ 2.96	7.52	

川崎市告示第132号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月17日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月17日から平成29年4月3日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月17日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
栗谷 第36号線	川崎市多摩区栗谷3丁目6080番47先	
	川崎市多摩区栗谷3丁目6080番45先	
栗谷 第124号線	川崎市多摩区栗谷3丁目6080番12先	
	川崎市多摩区栗谷3丁目6080番49先	

川崎市告示第133号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月21日から平成29年4月4日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月21日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	長尾 第118号線	川崎市多摩区長尾3丁目1173番1先 ----- 川崎市多摩区長尾3丁目1176番3先	1.52	8.23	
新	長尾 第118号線	川崎市多摩区長尾3丁目1173番1先 ----- 川崎市多摩区長尾3丁目1176番3先	1.52	2.82	

川崎市告示134号

議決された予算の公表について

別紙の予算は、平成29年2月13日招集の平成29年第1回川崎市議会定例会において、平成29年3月17日に原案のとおり可決されましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により公表します。

平成29年3月22日

川崎市長 福田紀彦

- 平成29年度川崎市一般会計予算
- 平成29年度川崎市競輪事業特別会計予算
- 平成29年度川崎市卸売市場事業特別会計予算
- 平成29年度川崎市国民健康保険事業特別会計予算
- 平成29年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 平成29年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 平成29年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
- 平成29年度川崎市介護保険事業特別会計予算
- 平成29年度川崎市港湾整備事業特別会計予算
- 平成29年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
- 平成29年度川崎市墓地整備事業特別会計予算

- 平成29年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業特別会計予算
- 平成29年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算
- 平成29年度川崎市公債管理特別会計予算
- 平成29年度川崎市病院事業会計予算
- 平成29年度川崎市下水道事業会計予算
- 平成29年度川崎市水道事業会計予算
- 平成29年度川崎市工業用水道事業会計予算
- 平成29年度川崎市自動車運送事業会計予算
- 平成28年度川崎市一般会計補正予算
- 平成28年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算
- 平成28年度川崎市港湾整備事業特別会計補正予算
- 平成28年度川崎市卸売場事業特別会計補正予算

平成29年度川崎市一般会計予算

平成29年度川崎市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ708,783,732円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は50,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		千円 307,201,252
	1 市 民 税	141,886,140
	2 固 定 資 産 税	121,196,780
	3 軽 自 動 車 税	768,369
	4 市 た ば こ 税	9,178,736
	5 特 別 土 地 保 有 税	2
	6 入 湯 税	477
	7 事 業 所 税	8,892,420
	8 都 市 計 画 税	25,278,328
2 地 方 譲 与 税		2,842,773
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	909,585
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	1,493,760
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 特 別 と ん 譲 与 税	423,491
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	1
3 利 子 割 交 付 金		154,896
	1 利 子 割 交 付 金	154,896
4 配 当 割 交 付 金		1,536,396
	1 配 当 割 交 付 金	1,536,396
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		1,432,954
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,432,954
6 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金		297,729
	1 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	297,729
7 県 民 税 所 得 割 臨 時 交 付 金		38,992,796
	1 県 民 税 所 得 割 臨 時 交 付 金	38,992,796
8 地 方 消 費 税 交 付 金		23,178,293
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	23,178,293
9 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		38,174
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	38,174
10 自 動 車 取 得 税 交 付 金		1,320,656
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,320,656
11 軽 油 引 取 税 交 付 金		3,931,465
	1 軽 油 引 取 税 交 付 金	3,931,465
12 地 方 特 例 交 付 金		1,154,757
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,154,757
13 地 方 交 付 税		600,316
	1 地 方 交 付 税	600,316
14 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		396,482
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	396,482
15 分 担 金 及 び 負 担 金		13,506,726
	1 負 担 金	13,506,726
16 使 用 料 及 び 手 数 料		17,284,716
	1 使 用 料	13,193,498
	2 手 数 料	4,091,218

17	国 庫 支 出 金		124,705,845
	1 国 庫 負 担 金		98,951,915
	2 国 庫 補 助 金		25,179,175
	3 委 託 金		574,755
18	県 支 出 金		24,870,818
	1 県 負 担 金		16,840,368
	2 県 補 助 金		5,368,723
	3 委 託 金		2,661,727
19	財 産 収 入		2,805,891
	1 財 産 運 用 収 入		1,771,771
	2 財 産 売 払 収 入		1,034,120
20	寄 附 金		259,617
	1 寄 附 金		259,617
21	繰 入 金		46,558,818
	1 基 金 繰 入 金		43,001,819
	2 特 別 会 計 繰 入 金		3,556,999
22	繰 越 金		100,000
	1 繰 越 金		100,000
23	諸 収 入		37,912,362
	1 延 滞 金 及 び 加 算 金		398,364
	2 市 預 金 利 子		1,026
	3 貸 付 金 元 利 収 入		23,960,348
	4 収 益 事 業 収 入		4,119,512
	5 受 託 事 業 収 入		207,487
	6 雑 入		9,225,625
24	市 債		57,700,000
	1 市 債		57,700,000
	歳 入 合 計		708,783,732

歳 出

款	項	金 額
		千円
1	議 会 費	1,666,066
	1 議 会 費	1,666,066
2	総 務 費	47,900,362
	1 職 員 管 理 費	30,895,561
	2 総 務 管 理 費	7,997,336
	3 危 機 管 理 費	1,699,751
	4 臨 海 部 国 際 戦 略 費	613,695
	5 徴 税 費	5,632,635
	6 選 挙 費	665,933
	7 統 計 調 査 費	110,491
	8 人 事 委 員 会 費	120,606
	9 監 査 費	164,354
3	市 民 文 化 費	20,495,025
	1 市 民 文 化 費	20,495,025
4	こ ども 未 来 費	104,384,563
	1 こ ども 青 少 年 費	44,107,461
	2 こ ども 支 援 費	60,277,102
5	健 康 福 祉 費	140,987,200

	1 健康福祉費	8,704,198
	2 社会福祉費	708,904
	3 生活保護費	61,364,116
	4 老人福祉費	17,109,174
	5 障害者福祉費	38,831,220
	6 国民年金費	267,141
	7 公衆衛生費	8,404,302
	8 公害保健費	2,095,764
	9 保健衛生施設費	872,144
	10 保健所費	48,257
	11 看護短期大学費	483,711
	12 施設整備費	2,098,269
6 環境費		19,807,674
	1 環境管理費	1,649,909
	2 公害対策費	860,723
	3 ごみ処理費	13,499,614
	4 し尿処理費	596,469
	5 施設費	3,200,959
7 経済労働費		27,361,131
	1 産業経済費	1,801,382
	2 商工業費	867,984
	3 中小企業支援費	24,049,798
	4 農業費	224,317
	5 労政費	417,650
8 建設緑政費		34,786,474
	1 建設緑政管理費	2,906,405
	2 道路橋りょう費	10,097,628
	3 街路事業費	15,728,311
	4 広域道路費	83,557
	5 河川費	3,209,642
	6 緑化費	255,067
	7 自然保護対策費	1,041,411
	8 公園費	1,464,453
9 港湾費		8,118,992
	1 港湾管理費	3,060,881
	2 港湾建設費	5,058,111
10 まちづくり費		26,086,451
	1 まちづくり管理費	487,842
	2 計画費	491,412
	3 整備事業費	14,473,440
	4 建築管理費	1,715,369
	5 在宅費	8,918,388
11 区役所費		14,305,276
	1 区政振興費	11,659,895
	2 戸籍住民基本台帳費	2,645,381
12 消防費		17,874,739
	1 消防費	17,874,739
13 教育費		95,332,390
	1 教育総務費	34,755,001
	2 小学校教育費	25,580,933

	3 中 学 校 費	13,329,051
	4 高 等 学 校 費	3,690,116
	5 特 別 支 援 教 育 費	2,620,908
	6 社 会 教 育 費	3,307,974
	7 体 育 保 健 費	4,633,105
	8 教 育 施 設 整 備 費	7,415,302
14 公 債 費		73,793,382
	1 公 債 費	73,793,382
15 諸 支 出 金		75,384,007
	1 繰 出 金	75,384,007
16 予 備 費		500,000
	1 予 備 費	500,000
	歳 出 合 計	708,783,732

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
		千円
法制執務サポートシステム使用料(その2)	平成30年度から平成31年度まで	182
電子計算組織運営経費	平成30年度	25
電子システム等IDC委託経費	平成30年度から平成34年度まで	657,107
防災行政無線整備等再整備事業費	平成30年度	1,198,704
課税事務及び証明窓口事務等委託経費	平成30年度	11,044
市税コールセンター運営事業費	平成29年度から平成32年度まで	89,253
市税収納代行業務委託経費	平成29年度から平成32年度まで	228,201
市税クレジット収納業務委託経費	平成29年度から平成33年度まで	1,120
小黒恵子童謡記念館管理運営費補助金	平成30年度から平成33年度まで	99,280
平成29年度民間児童福祉施設整備に係る金融機関からの借入金の返済補助金	平成30年度から平成53年度まで	255,999
平成29年度民間保育所整備事業費	平成29年度から平成31年度まで	1,515,705
公立保育所整備事業費	平成30年度	507,636
平成29年度福祉事業関連帳票印刷・封入封緘業務委託経費	平成30年度から平成32年度まで	26,325
平成29年度民間特別養護老人ホーム整備事業費	平成29年度から平成31年度まで	2,893,194
平成29年度民間障害者福祉施設に係る金融機関からの借入金への返済補助金	平成29年度から平成51年度まで	291,592
予防接種コールセンター運営事業費	平成30年度から平成31年度まで	53,510
葬祭場施設整備事業費	平成29年度から平成30年度まで	489,420
福祉センター再編整備事業費	平成29年度から平成32年度まで	2,734,000
障害者福祉施設整備事業費	平成29年度から平成31年度まで	692,415
動物愛護センター再編整備事業費	平成30年度	680,952
空き瓶分別収集運搬業務経費	平成29年度から平成34年度まで	2,212,135
空き缶・ペットボトル分別収集運搬業務経費(南部)	平成29年度から平成34年度まで	766,215
ごみ収集車両整備事業費	平成29年度から平成30年度まで	202,500
王禅寺処理センター夜間運転監視等業務委託経費	平成29年度から平成32年度まで	591,000
放射性物質対策事業費	平成30年度から平成31年度まで	386,964
資源化処理運営事業費	平成29年度から平成32年度まで	399,528
浮島処理センター粗大ごみ処理業務経費	平成29年度から平成32年度まで	442,800
王禅寺処理センター資源化処理施設運営管理等業務経費(その2)	平成30年度から平成31年度まで	10,762
海面埋立事業費(その2)	平成29年度から平成32年度まで	435,780
入江崎クリーンセンター施設整備事業費	平成30年度	113,121
橋処理センター整備事業費(その2)	平成29年度から平成35年度まで	40,001,268
堤根処理センター整備事業費	平成30年度から平成31年度まで	24,300
入江崎クリーンセンター整備事業費	平成30年度	838,552
観光案内所運営事業費	平成30年度から平成32年度まで	82,500
市道長沢53号線整備事業費	平成30年度	83,340
主要地方道横浜生田整備事業費	平成30年度から平成31年度まで	610,000
川崎駅東口周辺地区自転車対策事業費	平成30年度	364,950
都市計画道路丸子中山茅ヶ崎線整備事業費	平成30年度から平成31年度まで	555,200
都市計画道路世田谷町田線整備事業費	平成30年度	244,000

羽田連絡道路整備事業費	平成30年度から平成32年度まで	23,785,000
J R南武線連続立体交差環境影響評価業務経費	平成29年度から平成30年度まで	76,000
平瀬川護岸改修事業費	平成30年度	420,000
多摩川サイクリングコース整備事業費	平成30年度	73,500
港湾情報システム事業費	平成30年度から平成31年度まで	84,785
臨港道路東扇島水江町線整備受託事業費	平成30年度	288,000
千鳥町A B C物揚場背後護岸改良事業費	平成30年度	30,770
臨港道路東扇島水江町線直轄工事負担金	平成30年度	96,000
川崎駅周辺公共施設等整備事業費	平成30年度	150,000
J R川崎駅北口自由通路等整備事業費	平成30年度	2,356,219
市営住宅長寿命化改善事業費	平成30年度	125,117
公営住宅整備事業費	平成30年度	1,366,017
麻生区役所柿生分庁舎空調整備事業費	平成30年度	19,740
麻生区役所E S C O事業費	平成30年度から平成32年度まで	11,294
航空隊庁舎整備事業費	平成30年度	124,066
学習状況調査事業費	平成30年度	25,389
特別支援学校スクールバス運行業務経費	平成29年度から平成32年度まで	175,077
日本民家園施設整備事業費	平成30年度	20,841
黒川地区小中学校新築事業費	平成30年度から平成34年度まで	1,427,083
校舎建築事業費	平成30年度	2,898,537
学校施設長期保全計画推進事業費	平成30年度から平成31年度まで	472,300
平成29年度公共施設管理運営事業費	平成30年度から平成33年度まで	1,244,650
平成29年度家屋等リース経費	平成29年度から平成34年度まで	870,175
平成29年度土地借上料	平成30年度から平成31年度まで	35,752
公共用地の取得(川崎市土地開発公社分)	平成29年度から平成38年度まで	1,859,000
川崎市土地開発公社の事業資金借入れに伴う金融機関等に対する債務保証	平成29年度から債務消滅時まで	元金 2,859,000 及びこれに対する 利子相当額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務	平成29年度から債務消滅時まで	元金 1,186,000,000 及びこれに対する 利子相当額

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本庁舎等建替事業 庁舎等整備事業 災害情報機器整備事業	千円 274,000 198,000 918,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30ヵ年以内(措置期間を含む。)に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
災害援護資金貸付事業	1,000	政府資金から普通貸借による。	無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律に定めるところにより償還する。

臨海部国際戦略事業	56,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30ヵ年以内（措置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借替えることができる。
小 計	1,447,000			
市民文化総務事業	13,334,000	同 上	同 上	同 上
人権・男女共同参画事業	2,000			
文化振興事業	70,000			
スポーツ推進事業	2,000			
小 計	13,408,000			
青少年事業	235,000	同 上	同 上	同 上
保育事業	1,433,000			
小 計	1,668,000			
老人福祉総務事業	239,000	同 上	同 上	同 上
施設整備事業	1,261,000			
施設建設事業	457,000			
小 計	1,957,000			
ごみ運搬車両整備事業	338,000	同 上	同 上	同 上
し尿運搬車両整備事業	54,000			
廃棄物処理施設等整備事業	2,573,000			
小 計	2,965,000			
産業政策事業	325,000	同 上	同 上	同 上
中小企業支援事業	243,000			
小 計	568,000			
安全施設整備事業	359,000	同 上	同 上	同 上
道路整備事業	2,906,000			
橋りょう架設改良事業	693,000			
自転車対策事業	111,000			
街路事業	3,217,000			
連続立体交差事業	2,656,000			
河川整備事業	1,443,000			
自然保護対策事業	602,000			
公園緑地施設整備事業	402,000			
霊園整備事業	16,000			
多摩川施策推進整備事業	157,000			
小 計	12,562,000			

港湾振興会館事業	1,000	同 上	同 上	同 上
浮島埋立事業	94,000			
港湾改修事業	482,000			
港湾改良事業	331,000			
港湾工事負担金	3,028,000			
小 計	3,936,000			
土地区画整理事業	2,757,000	同 上	同 上	同 上
住宅市街地総合整備事業	1,025,000			
小杉駅周辺地区 再開発事業	133,000			
駅施設関連事業	1,675,000	同 上	同 上	同 上
市営四方嶺住宅跡地 周辺整備事業	471,000			
開発行為指導対策事業	40,000			
施設整備事業	197,000			
公営住宅整備事業	2,067,000			
小 計	8,365,000			
区役所施設整備事業	382,000	同 上	同 上	同 上
小 計	382,000			
消防施設整備事業	2,529,000	同 上	同 上	同 上
総合教育センター事業	63,000	同 上	同 上	同 上
義務教育施設整備事業	3,451,000			
高等学校施設整備事業	499,000			
社会教育施設整備事業	1,000,000			
小 計	5,013,000			
臨時財務対策債	900,000	政府資金、銀行その他 から普通貸借または証 券発行（他の地方公共 団体との共同発行を含 む。）による。起債の 時期は当該年度とする。	同 上	同 上
退職手当債	2,000,000	同 上	同 上	同 上
小 計	57,700,000			

平成29年度川崎市競輪事業特別会計予算
 平成29年度川崎市の競輪事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

22,005,877千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
 平成29年2月13日提出
 川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

競輪事業特別会計

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 収 入		千円 21,038,202
	1 事 業 収 入	21,038,202
2 繰 入 金		767,675
	1 基 金 繰 入 金	767,675
3 繰 越 金		200,000
	1 繰 越 金	200,000
歳 入 合 計		22,005,877

歳 出

款	項	金 額
1 競 輪 事 業 費		千円 21,599,131
	1 競 輪 事 務 費	219,699
	2 競 輪 開 催 費	20,503,954
	3 競 輪 場 整 備 費	875,478
2 諸 支 出 金		250,001
	1 繰 出 金	250,000
	2 納 付 金	1
3 予 備 費		156,745
	1 予 備 費	156,745
歳 出 合 計		22,005,877

平成29年度川崎市卸売市場事業特別会計
 予算
 平成29年度川崎市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ
 2,127,421千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
 (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。(地方債)
 第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。
 平成29年2月13日提出
 川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

卸売市場事業特別会計

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		千円 821,624
	1 使 用 料	821,623
	2 手 数 料	1

2 財 産 収 入		31,775
	1 財 産 売 払 収 入	2
	2 財 産 貸 付 収 入	31,773
3 繰 入 金		314,086
	1 繰 入 金	314,086
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		225,935
	1 延 滞 金 及 び 加 算 金	2
	2 雑 入	225,933
6 市 債		734,000
	1 市 債	734,000
歳 入 合 計		2,127,421

歳 出

款	項	金 額
1 卸 売 市 場 事 業 費		千円 1,648,717
	1 運 営 費	868,976
	2 施 設 整 備 費	779,741
2 公 債 費		473,704
	1 公 債 費	473,704
3 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		2,127,421

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
北部市場屋上防水改修事業費	平成30年度	千円 139,854
北部市場関連棟店舗シャッター更新事業費	平成30年度	76,578
南部市場水産卸棟屋上防水補修事業費	平成30年度	40,545

第 3 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
北部市場施設整備事業	千円 522,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借替えることができる。
南部市場施設整備事業	212,000			
合 計	734,000			

平成29年度川崎市国民健康保険事業特別
会計予算

平成29年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の予算
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

148,974,957千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額
は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

国民健康保険事業特別会計

款	項	金 額
		千円
1 国民健康保険料		33,782,975
	1 保 険 料	33,782,975
2 負担金		2
	1 一 部 負 担	2
3 国庫支出金		29,186,093
	1 国 庫 負 担 金	24,288,967
	2 国 庫 補 助 金	4,897,126
4 療養給付費等交付金		1,432,519
	1 療養給付費等交付金	1,432,519
5 前期高齢者交付金		30,014,799
	1 前期高齢者交付金	30,014,799
6 県支出金		7,398,403
	1 県 負 担 金	1,305,486
	2 県 補 助 金	6,092,917
7 共同事業交付金		36,189,512
	1 共同事業交付金	36,189,512
8 繰入金		10,406,158
	1 繰 入 金	10,406,158
9 繰越金		100,000
	1 繰 越 金	100,000
10 諸収入		464,496
	1 延滞金・加算金及び過料	176,042
	2 雑 入	288,454
歳 入 合 計		148,974,957

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 総務費		2,776,873
	1 総 務 管 理 費	2,341,664
	2 保 険 料 徴 収 費	411,834
	3 運 営 協 議 会 費	1,314
	4 広 報 普 及 費	22,061
2 保険給付費		85,376,159
	1 保 険 給 付 費	85,376,159
3 後期高齢者支援金等		16,309,971
	1 後期高齢者支援金等	16,309,971
4 前期高齢者納付金等		59,268
	1 前期高齢者納付金等	59,268

5	老人保健拠出金		483
	1	老人保健拠出金	483
6	介護納付金		6,768,817
	1	介護納付金	6,768,817
7	共同事業拠出金		36,542,229
	1	共同事業拠出金	36,542,229
8	保健事業費		729,482
	1	保健事業費	729,482
9	諸支出金		311,675
	1	負担金及び分担金	19,129
	2	償還金利息及び還付加算金	192,545
	3	延滞金	1
	4	国庫負担金等返還金	100,000
10	予備費		100,000
	1	予備費	100,000
		歳出合計	148,974,957

平成29年度川崎市母子父子寡婦福祉資金

貸付事業特別会計予算

平成29年度川崎市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

484,706千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

款	項	金 額	
		千円	
1	繰入金	18,403	
	1	繰入金	18,403
2	繰越金	225,059	
	1	繰越金	225,059
3	諸収入	241,244	
	1	貸付金元利収入	239,825
	2	雑収入	1,419
	歳入合計	484,706	

歳 出

款	項	金 額	
		千円	
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	259,677	
	1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	259,677
2	公債費	150,019	
	1	公債費	150,019
3	諸支出金	75,010	
	1	繰出金	75,010
	歳出合計	484,706	

平成29年度川崎市後期高齢者医療事業特別会計予算
 平成29年度川崎市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

14,419,734千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
 平成29年2月13日提出
 川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入		後期高齢者医療事業特別会計
款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 12,480,653
	1 後期高齢者医療保険料	12,480,653
2 繰 入 金		1,898,784
	1 一般会計繰入金	1,898,784
3 繰 越 金		2
	1 繰 越 金	2
4 諸 収 入		40,295
	1 延滞金・加算金及び過料	1,799
	2 償還金及び還付加算金	36,466
	3 雑 入	2,030
歳 入 合 計		14,419,734

歳 出		
款	項	金 額
1 総 務 費		千円 121,945
	1 総 務 管 理 費	52,561
	2 徴 収 費	69,384
2 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		14,251,322
	1 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	14,251,322
3 諸 支 出 金		36,467
	1 償還金及び還付加算金	36,467
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		14,419,734

平成29年度川崎市公害健康被害補償事業特別会計予算
 平成29年度川崎市の公害健康被害補償事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)
 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

101,423千円と定める。
 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
 平成29年2月13日提出
 川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入		公害健康被害補償事業特別会計
款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 36,940
	1 負 担 金	36,940

2 財 産 収 入		3,164
	1 財 産 運 用 収 入	3,164
3 繰 入 金		51,418
	1 基 金 繰 入 金	38,530
	2 一 般 会 計 繰 入 金	12,888
4 繰 越 金		9,901
	1 繰 越 金	9,901
歳 入 合 計		101,423

歳 出

款	項	金 額
1 公 害 健 康 被 害 補 償 事 業 費		千円 101,423
	1 公 害 健 康 被 害 補 償 事 業 費	101,423
歳 出 合 計		101,423

平成29年度川崎市介護保険事業特別会計
予算

平成29年度川崎市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ94,263,107千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額

は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

平成29年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

介護保険事業特別会計

款	項	金 額
1 介 護 保 険 料		千円 20,709,734
	1 保 険 料	20,709,734
2 使 用 料 及 び 手 数 料		8,899
	1 手 数 料	8,899
3 国 庫 支 出 金		19,611,594
	1 国 庫 負 担 金	15,836,393
	2 国 庫 補 助 金	3,775,201
4 県 支 出 金		13,162,691
	1 県 負 担 金	12,408,504
	2 県 補 助 金	754,185
	3 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	2
5 財 産 収 入		48,144
	1 財 産 運 用 収 入	48,144
6 支 払 基 金 交 付 金		25,317,602
	1 支 払 基 金 交 付 金	25,317,602
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		15,356,343
	1 一 般 会 計 繰 入 金	13,886,213
	2 基 金 繰 入 金	1,470,130
9 繰 越 金		2

	1 繰越金	2
10 諸収入		48,097
	1 延滞金・加算金及び過料	2
	2 雑入	48,095
歳入合計		94,263,107

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費		2,096,530
	1 総務管理費	2,096,530
2 保険給付費		86,815,983
	1 保険給付費	86,815,983
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		5,132,000
	1 地域支援事業費	5,132,000
5 諸支出金		150,448
	1 国保連合会費	100,910
	2 還付金	49,537
	3 延滞金	1
6 基金積立金		48,145
	1 基金積立金	48,145
7 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳出合計		94,263,107

第 2 表 債務負担行為

事項	期間	限度額
福祉総合情報システム帳票封入封緘業務委託経費	平成30年度から平成32年度まで	千円 80,627

平成29年度川崎市港湾整備事業特別会計
予算

平成29年度川崎市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,360,059千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。
(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

平成29年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

港湾整備事業特別会計

款	項	金額
		千円
1 使用料及び手数料		821,903
	1 使用料	821,900

	2 手 数 料	3
2 国 庫 支 出 金		11,412
	1 国 庫 補 助 金	11,412
3 県 支 出 金		546
	1 委 託 金	546
4 財 産 収 入		1,115,443
	1 財 産 運 用 収 入	1,115,442
	2 財 産 売 払 収 入	1
5 繰 入 金		255,128
	1 基 金 繰 入 金	255,128
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		100,626
	1 延 滞 金 及 び 加 算 金	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	29,600
	3 雑 入	71,025
8 市 債		55,000
	1 市 債	55,000
歳 入 合 計		2,360,059

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費		千円 1,645,901
	1 運 営 費	408,527
	2 整 備 費	1,237,374
2 諸 支 出 金		683,880
	1 積 立 金	80,239
	2 繰 出 金	603,641
3 公 債 費		29,278
	1 公 債 費	29,278
4 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		2,360,059

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
港 湾 情 報 シ ス テ ム 事 業 費	平成30年度から平成31年度まで	千円 84,785
東 扇 島 コ ン テ ナ タ ー ミ ナ ル 整 備 事 業 費	平成30年度	792,150

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
東扇島コンテナ機能施設整備事業	千円 55,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	貸入れの日から40ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

平成29年度川崎市勤労者福祉共済事業特別会計予算
平成29年度川崎市の勤労者福祉共済事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)
第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

106,598千円と定める。
2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
平成29年2月13日提出
川崎市長 福田紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

勤労者福祉共済事業特別会計

款	項	金 額
		千円
1 共 済 掛 金 収 入		71,928
	1 共 済 掛 金 収 入	71,928
2 財 産 収 入		1,178
	1 財 産 運 用 収 入	1,178
3 繰 入 金		26,283
	1 基 金 繰 入 金	6,031
	2 一 般 会 計 繰 入 金	20,252
4 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
5 諸 収 入		7,109
	1 貸 付 金 元 利 収 入	5,000
	2 雑 収 入	2,109
歳 入 合 計		106,598

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 勤 労 者 福 祉 共 済 事 業 費		105,598
	1 勤 労 者 福 祉 共 済 事 業 費	105,598
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		106,598

平成29年度川崎市墓地整備事業特別会計
予算

平成29年度川崎市の墓地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

376,737千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

墓地整備事業特別会計

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		269,462
	1 使用料	269,462
2 繰越金		107,274
	1 繰越金	107,274
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳入合計		376,737

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 墓地整備事業費		316,112
	1 墓地整備事業費	316,112
2 公債費		11,692
	1 公債費	11,692
3 予備費		48,933
	1 予備費	48,933
歳出合計		376,737

平成29年度川崎市生田緑地ゴルフ場事業
特別会計予算

平成29年度川崎市の生田緑地ゴルフ場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

528,298千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成29年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

生田緑地ゴルフ場事業特別会計

款	項	金 額
		千円
1 繰越金		169,275
	1 繰越金	169,275
2 諸収入		359,023
	1 雑入	359,023
歳入合計		528,298

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 ゴルフ場事業費		116,623

	1 ゴルフ場事業費	116,623
2 公債費		29,586
	1 公債費	29,586
3 諸支出金		278,517
	1 繰出金	278,517
4 予備費		103,572
	1 予備費	103,572
歳出合計		528,298

平成29年度川崎市公共用地先行取得等事業特別会計予算

平成29年度川崎市の公共用地先行取得等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,854,039千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額

は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことが出来る地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成29年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

第1表 歳入歳出予算

歳入

公共用地先行取得等事業特別会計

款	項	金額
		千円
1 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
2 財産収入		1,238,252
	1 財産運用収入	13,147
	2 財産売却収入	1,225,105
3 繰入金		515,155
	1 基金繰入金	174,726
	2 他会計繰入金	340,429
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		630
	1 雑収入	630
6 市債		2,100,000
	1 市債	2,100,000
歳入合計		3,854,039

歳出

款	項	金額
		千円
1 公共用地先行取得等事業費		3,415,445
	1 公共用地先行取得等事業費	3,415,445
2 公債費		28,763
	1 公債費	28,763
3 諸支出金		399,831
	1 繰出金	399,831
4 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳出合計		3,854,039

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
用地先行取得事業	千円 2,100,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする	借入れの日から10ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、市財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

平成29年度川崎市公債管理特別会計予算

平成29年度川崎市の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ215,699,923千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成29年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

公債管理特別会計

款	項	金 額
		千円
1 財 産 収 入		2,380,757
	1 財 産 運 用 収 入	2,380,757
2 繰 入 金		178,306,165
	1 基 金 繰 入 金	30,456,655
	2 他 会 計 繰 入 金	147,849,510
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 市 債		35,013,000
	1 借 換 債	35,013,000
歳 入 合 計		215,699,923

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 公 債 費		205,767,770
	1 公 債 費	205,767,770
2 諸 支 出 金		9,930,153
	1 繰 出 金	9,930,153
3 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		215,699,923

第 2 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	千円 35,013,000	銀行その他から普通貸借 または証券発行（他の地 方公共団体との共同発行 を含む。）による。起債 の時期は当該年度とする。	年5.0%以内 ただし、利率見 直し方式で借り 入れる資金につ いて、利率の見 直しを行った後 においては、当 該見直し後の年 度における利率 とする。	借入れの日から 25ヵ年以内（据 置期間を含む。） に償還する。た だし、市財政の 都合により繰上 償還、償還年限 の短縮または本 議決の範囲内で 借り換えするこ とができる。

平成29年度川崎市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度川崎市病院事業会計の予算は、次に
定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数、年間患者数及び1日平均患者数

ア 病床数(許可)	川崎病院	井田病院	多摩病院	
一般病床	1,382床	663床	343床	376床
精神病床	38床	38床	—	—
感染症病床	12床	12床	—	—
結核病床	40床	—	40床	—
合 計	1,472床	713床	383床	376床

イ 年間患者数

入 院	417,662人	191,727人	116,435人	109,500人
外 来	728,820人	341,600人	172,020人	215,200人

ウ 1日平均患者数

入 院	1,144人	525人	319人	300人
外 来	2,905人	1,400人	705人	800人

(2) 主要な建設改良事業

ア 病院施設整備事業	835,335千円
イ 施設改良工事	227,434千円
ウ 医療器械整備事業	735,010千円
エ 資産購入費	67,813千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと
定める。

収 入

第1款 病院事業収益	33,733,616千円
第1項 医 業 収 益	27,069,994 千円
第2項 医 業 外 収 益	5,993,129千円
第3項 特 別 利 益	670,493千円

支 出

第1款 病院事業費用	34,112,848千円
第1項 医 業 費 用	32,876,430千円

第2項 医 業 外 費 用 1,070,615千円

第3項 特 別 損 失 155,803千円

第4項 予 備 費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと
定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する
額1,916,903千円は、当年度分消費税及び地方消費税
資本的収支調整額8,971千円並びに過年度分及び当
年度分損益勘定留保資金1,907,932千円で補てんするも
のとする。）。

収 入

第1款 病院事業資本的収入	3,473,612千円
第1項 企 業 債	1,497,000千円
第2項 固定資産売却代金	2千円
第3項 補 助 金	2千円
第4項 負 担 金	1,976,608千円

支 出

第1款 病院事業資本的支出	5,390,515千円
第1項 建 設 改 良 費	1,865,592千円
第2項 企 業 債 償 還 金	3,524,923千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及
び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成29年度 医療器械保守業務経費	平成30年度から 平成31年度まで	64,956千円
井田病院斜面防護等工事経費	平成30年度	245,086千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償
還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 井田病院再編整備事業	千円 763,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内	借入れの日から30ヵ年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
2 医療器械整備事業	734,000		ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、11,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 15,371,936千円
- (2) 交際費 2,105千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,020,806千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
1 取得する資産	器械備品	PET-CT装置	1式

平成29年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

平成29年度川崎市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度川崎市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 処理面積(累計) 10,707ヘクタール
- (2) 水洗化助成戸数 118戸
- (3) 主要な建設改良事業
下水幹枝線、ポンプ場及び

水処理センター等整備事業 18,071,971千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	44,311,538千円
第1項 営業収益	35,486,082千円
第2項 営業外収益	8,824,446千円
第3項 特別利益	1,010千円

支 出

第1款 下水道事業費用	42,189,154千円
第1項 営業費用	35,360,180千円
第2項 営業外費用	6,267,013千円
第3項 特別損失	541,961千円
第4項 予備費	20,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額17,465,037千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額888,364千円、減債積立金1,807,853千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金14,768,820千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 下水道事業資本的収入	58,301,575千円
第1項 企業債	40,372,000千円
第2項 一般会計出資金	5,282,653千円
第3項 国庫補助金	5,004,725千円
第4項 負担金	20千円
第5項 寄附金	10千円
第6項 水洗便所等貸付事業収入	30千円
第7項 基金繰入金	7,642,107千円
第8項 固定資産売却代金	10千円
第9項 投資収入	10千円
第10項 その他資本的収入	10千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	75,766,612千円
第1項 建設改良費	18,071,971千円

第2項 企業債償還金 55,142,228千円
 第3項 水洗便所等貸付事業費 30千円
 第4項 投 資 2,542,383千円
 第5項 予 備 費 10,000千円
 (債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成29年度 公共下水道建設事業費	平成30年度から 平成32年度まで	9,253,317千円
平成29年度 土地借上料	平成30年度から 平成31年度まで	32,342千円
「水洗便所等貸付事業資金融資」 に伴う金融機関に対する損失補償	平成29年度から 債務消滅時まで	1,145千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
1 公共下水道整備事業	千円 12,540,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進捗よくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40ヵ年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借り換えすることができる。
2 借換債	23,532,000	銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。	同 上	借入れの日から25ヵ年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。
3 資本費平準化債	4,300,000	同 上	同 上	借入れの日から20ヵ年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、

それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 4,307,418千円
 (他会計からの補助金)

第10条 下水道事業助成及び雨水処理費等に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、12,845,716千円である。

平成29年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

平成29年度川崎市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度川崎市水道事業会計の予算は、次の定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 712,668戸
- (2) 年間総配水量 181,222,500m³
- (3) 1日平均配水量 496,500m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - ア 配水施設費 3,562,340千円
 - イ 耐震管路等整備事業 6,193,338千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 水道事業収益 34,651,261千円
 - 第1項 営業収益 30,729,643千円
 - 第2項 営業外収益 3,917,457千円
 - 第3項 特別利益 4,161千円

支出

- 第1款 水道事業費用 37,561,358千円
 - 第1項 営業費用 36,372,784千円
 - 第2項 営業外費用 1,163,153千円
 - 第3項 特別損失 15,421千円
 - 第4項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,573,746千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額655,656千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金5,918,090千円で補てんするものとする。)

収入

- 第1款 水道事業資本的収入 7,616,971千円
 - 第1項 企業債 7,000,000千円
 - 第2項 出資金 13,000千円

- 第3項 補助金 329,728千円
- 第4項 負担金 273,880千円
- 第5項 融資補償金返還金 10千円
- 第6項 固定資産売却代金 343千円
- 第7項 その他の資本的収入 10千円

支出

- 第1款 水道事業資本的支出 14,190,717千円
 - 第1項 建設改良費 11,011,448千円
 - 第2項 投資 13,000千円
 - 第3項 企業債償還金 3,154,095千円
 - 第4項 補助金返還金 7,154千円
 - 第5項 融資補償金 10千円
 - 第6項 その他の資本的支出 10千円
 - 第7項 予備費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
平成29年度 原・浄・配水施設関連経費	平成30年度から 平成31年度まで	4,139,976千円
平成29年度 耐震管路等整備事業関連経費	平成30年度から 平成31年度まで	7,289,074千円
平成29年度 川崎縦貫道路 関連施設整備事業関連経費	平成30年度	41,310千円
平成29年度 土地借上料	平成30年度から 平成33年度まで	15,780千円
上下水道お客さまセンター 運営関連経費	平成30年度から 平成34年度まで	1,601,005千円
水道料金業務等オンライン システム再構築調査関連経費	平成30年度	85,644千円
水道料金等徴収に係る関連経費	平成30年度から 平成31年度まで	258,340千円
「給水装置改良資金融資」に伴う 金融機関に対する損失補償	平成29年度から 債務消滅時まで	10,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 水道配水施設等整備事業	1,983,000 千円	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちょくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から40ヵ年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借り換えすることができる。
2 耐震管路等精美事業	4,979,000			
3 川崎縦貫道路関連施設設備事業	38,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 5,449,983千円
(他会計からの補助金)

第10条 水道事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、205,623千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、574,000千円と定める。

平成29年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

平成29年度川崎市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度川崎市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給 水 事 業 所 数 58社80工場
(2) 年 間 総 契 約 水 量 188,095,450m³
(3) 1 日 当 た り 契 約 水 量 515,330m³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業
ア 浄 水 施 設 費 611,077千円
イ 配 水 施 設 費 861,459千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 工業用水道事業収益 7,870,919千円
第1項 営 業 収 益 7,561,247千円
第2項 営 業 外 収 益 309,642千円
第3項 特 別 利 益 30千円

支 出

- 第2款 工業用水道事業費用 7,373,045千円
第1項 営 業 費 用 7,152,304千円
第2項 営 業 外 費 用 210,721千円
第3項 特 別 損 失 20千円

第4項 予 備 費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,745,330千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額129,101千円、減債積立金111,397千円並びに過年度分損益勘定留保資金1,504,832千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 工業用水道事業資本的収入 767,099千円
第1項 企 業 債 630,000千円
第2項 補 助 金 137,069千円
第3項 負 担 金 10千円
第4項 固 定 資 産 売 却 代 金 10千円
第5項 その他の資本的収入 10千円

支 出

- 第1款 工業用水道事業資本的支出 2,512,429千円
第1項 建 設 改 良 費 1,826,514千円
第2項 企 業 債 償 還 金 680,895千円
第3項 補 助 金 返 還 金 10千円
第4項 その他の資本的支出 10千円
第5項 予 備 費 5,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
平成29年度 原・浄・配水施設関連経費	平成30年度	1,164,460千円
平成29年度 土地借上料	平成30年度から 平成33年度まで	18,078千円
生田浄水場運転監視・保守点検関連経費	平成29年度から 平成34年度まで	1,296,578千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 工業用水道配水施設等整備事業	千円 630,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする	借入れの日から40ヵ年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 885,151千円
(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業助成のための一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、176,969千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、12,000千円と定める。

平成29年2月13日提出

川崎市長 福田紀彦

平成29年度川崎市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度川崎市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(項 目)	(乗合)	(貸切)
(1) 車 両 数	338両	5両
(2) 年 間 走 行 キ ロ	13,000千km	38千km
(3) 年 間 輸 送 人 員	49,920千人	254千人
(4) 1 日 平 均 輸 送 人 員	136,767人	696人
(5) 主要な建設改良事業		

ア 市バスネットワーク推進事業 46,900千円

イ バス停留所施設整備事業	36,906千円
ウ 乗合自動車購入費	153,519千円
エ 営業所建替整備事業	551,826千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 自動車運送事業収益	9,972,219千円
第1項 営 業 収 益	8,611,486千円
第2項 営 業 外 収 益	1,359,733千円
第3項 特 別 利 益	1,000千円

支 出

第1款 自動車運送事業費用	10,105,769千円
第1項 営 業 費 用	9,806,494千円
第2項 営 業 外 費 用	287,775千円
第3項 特 別 損 失	1,500千円
第4項 予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額262,853千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額68,345千円で補てんし、なお不足する額194,508千円並びに過年度分及び当年度分損益勘定留保資金で不足する額311,184千円は一時借入金で借置するものとする。)

収 入

第1款 自動車運送事業資本的収入	880,474千円
第1項 企 業 債	836,000千円
第2項 国 庫 補 助 金	3,693千円
第3項 県 交 付 金	4,845千円
第4項 一 般 会 計 補 助 金	29,244千円
第5項 その他の資本的収入	6,692千円

支 出

第1款 自動車運送事業資本的支出	1,143,327千円
第1項 建 設 改 良 費	922,327千円
第2項 企 業 債 償 還 金	211,000千円
第3項 予 備 費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
経営計画策定事業費	平成30年度	7,541千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
自動車運送事業	千円 836,000	政府資金、銀行その他から普通貸借または証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。起債の時期は当該年度とする。ただし、事業進ちよくまたは財政その他の都合により、全部または一部を翌年度へ繰越して起債することができる。	年5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の年度における利率とする。	借入れの日から30ヵ年以内（据置期間を含む。）に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮または本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 5,825,718千円
(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、768,565千円である。

平成29年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

平成28年度川崎市一般会計補正予算

平成28年度川崎市の一般会計の補正予算は、次に定め

るところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,812,266千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ666,504,441千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

平成29年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 市 税		301,698,131	1,302,033	303,000,164
	1 市 民 税	139,535,174	1,302,033	140,837,207
15 国庫支出金		114,191,373	3,575,779	117,767,152
	1 国庫負担金	82,723,745	1,157,070	83,880,815
	2 国庫補助金	30,858,785	2,418,709	33,277,494

16 県支出金		23,795,948	442,238	24,238,186
	1 県負担金	15,381,290	522,314	15,903,604
	2 県補助金	5,401,428	△ 80,076	5,321,352
17 財産収入		5,135,487	1,078	5,136,565
	2 財産売却収入	3,491,675	1,078	3,492,753
19 繰入金		35,965,086	4,116,180	40,081,266
	1 基金繰入金	28,349,429	4,116,180	32,465,609
21 諸収入		39,492,767	3,958	39,496,725
	6 雑入	8,514,139	3,958	8,518,097
22 市債		58,877,000	12,371,000	71,248,000
	1 市債	58,877,000	12,371,000	71,248,000
歳入合計		644,692,175	21,812,266	666,504,441

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		47,395,934	35,000	47,430,934
	4 臨海部国際戦略費	564,794	35,000	599,794
3 市民文化費		7,718,132	136,869	7,855,001
	1 市民文化費	7,718,132	136,869	7,855,001
4 こども未来費		96,399,945	86,547	96,486,492
	1 こども青少年費	43,189,761	73,446	43,263,207
	2 こども支援費	53,210,184	13,101	53,223,285
5 健康福祉費		143,766,237	3,130,790	146,897,027
	1 健康福祉費	14,444,714	348,335	14,793,049
	2 社会福祉費	705,869	17,023	722,892
	3 生活保護費	61,216,490	95,255	61,311,745
	5 障害者福祉費	36,295,739	2,527,382	38,823,121
	7 公衆衛生費	8,245,916	142,795	8,388,711
7 経済労働費		32,105,719	△ 181,776	31,923,943
	2 商工業費	843,640	△ 181,776	661,864
8 建設緑政費		34,032,684	△ 78,525	33,954,159
	3 街路事業費	11,185,435	△ 78,525	11,106,910
9 港湾費		12,224,100	△ 1,207,000	11,017,100
	2 港湾建設費	8,806,614	△ 1,207,000	7,599,614
10 まちづくり費		28,703,187	△ 1,183,584	27,519,603
	1 まちづくり管理費	3,021,729	5,036	3,026,765
	3 整備事業費	12,272,819	△ 312,620	11,960,199
	5 住宅費	10,835,534	△ 876,000	9,959,534
11 区役所費		14,069,509	47,200	14,116,709
	1 区政振興費	11,412,110	47,200	11,459,310
12 消防費		17,271,168	△ 450,365	16,820,803
	1 消防費	17,271,168	△ 450,365	16,820,803
13 教育費		47,987,511	18,245,993	66,233,504
	7 体育保健費	3,285,003	2,845,380	6,130,383
	8 教育施設整備費	17,990,841	15,400,613	33,391,454
15 諸支出金		68,092,903	3,231,117	71,324,020
	1 繰出金	68,092,903	3,231,117	71,324,020
歳出合計		644,692,175	21,812,266	666,504,441

第2表 繰越明許費

歳入

款	項	事業名	金額
2 総務費	4 臨海部国際戦略費	国際戦略拠点地区整備推進事業	千円 35,000
		サポートエリア整備推進事業	10,584
	小計		45,584
3 市民文化費	1 市民文化費	スポーツ・文化総合センター事業	136,869
4 こども費	1 こども青少年費	地域子育て支援事業	6,918
		青少年施設運営事業	1,649
		青少年施設整備事業	66,528
	2 こども支援費	児童福祉施設整備事業	978
		民間保育所入所児童処遇改善事業及び施設振興事業	10,760
		民間保育所整備事業	82,140
		民間認定こども園整備事業	1,363
		公立保育所民営化事業	13,151
小計		183,487	
5 健康福祉費	1 健康福祉費	臨時福祉給付金事業	3,753,701
	4 老人福祉費	民間特別養護老人ホーム等整備事業	602,140
	12 施設整備費	社会福祉施設整備事業	24,268
		衛生施設整備事業	565,809
小計		4,945,918	
7 経済労働費	2 商工業費	観光振興事業	31,700
8 建設緑政費	1 建設緑政管理費	道路占用事業	2,800
		2 道路橋りょう費	安全施設整備事業
	2 道路橋りょう費	道路整備事業	874,865
		橋りょう架設改良事業	662,498
		自転車対策事業	178,448
		3 街路事業費	街路事業
	3 街路事業費	連続立体交差事業	1,395,576
		5 河川費	河川整備事業
	7 自然保護対策費	自然保護対策事業	166,067
	8 公園費	公園緑地施設事業	1,280,651
		多摩川施策推進事業	82,199
小計		7,119,689	
9 港湾費	1 港湾管理費	港湾振興会館管理運営事業	260,833
	2 港湾建設費	港湾改修事業	629,911
		千鳥町再整備事業	40,000
		港湾工事負担金	2,069,146
小計		2,999,890	
10 まちづくり費	3 整備事業費	住宅市街地総合整備事業	701,852
		小杉駅周辺地区再開発等事業	836,396
		登戸地区土地区画整理事業	2,054,000
		JR川崎駅北口自由通路等整備事業	2,089,946
		新百合ヶ丘駅周辺交通環境対策事業	85,000
	5 住宅費	市営住宅修繕維持事業	258,898
		公営住宅整備事業	276,406
小計		6,302,498	

11 区 役 所 費	1 区 政 振 興 費	区 政 事 業	3,012
		区役所等窓口サービス機能再編事業	47,200
		区政総務道路維持補修事業	215,876
		区政総務公園緑地維持管理事業	74,301
		川崎区道路維持補修事業	61,130
		宮前区道路維持補修事業	50,242
		多摩区道路維持補修事業	24,905
		麻生区道路維持補修事業	12,550
	2 戸籍住民基本台帳費	区 役 所 戸 籍 事 業	108,501
	小 計	597,717	
13 教 育 費	7 体 育 保 健 費	中 学 校 給 食 推 進 事 業	2,845,380
		8 教 育 施 設 整 備 費	校 舎 建 築 (改 築) 事 業
		校 舎 建 築 (増 築) 事 業	889,414
		義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	14,192,022
	小 計	18,261,844	
合 計		40,625,196	

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
新川崎・創造のもり産学交流・ 研究開発施設整備等事業費	平成28年度から 平成29年度まで	千円 3,390,000	平成28年度から 平成30年度まで	千円 2,890,057

第 4 表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	補正後の額
	千円	千円	千円
市 民 文 化 総 務 事 業	88,000	91,000	179,000
産 業 政 策 事 業	164,000	△ 96,000	68,000
連 続 立 体 交 差 事 業	2,654,000	99,000	2,753,000
港 湾 工 事 負 担 金	4,982,000	△ 1,207,000	3,775,000
土 地 区 画 整 理 事 業	3,070,000	92,000	3,162,000
住 宅 市 街 地 総 合 整 備 事 業	546,000	192,000	738,000
小 杉 駅 周 辺 地 区 再 開 発 事 業	107,000	62,000	169,000
駅 施 設 関 連 事 業	603,000	87,000	690,000
公 営 住 宅 整 備 事 業	2,702,000	△ 438,000	2,264,000
行 政 サ ー ビ ス 施 設 整 備 事 業	3,000	27,000	30,000
消 防 施 設 整 備 事 業	1,718,000	△ 428,000	1,290,000
学 校 給 食 事 業	591,000	1,325,000	1,916,000
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	12,866,000	12,565,000	25,431,000
合 計	30,094,000	12,371,000	42,465,000
地 方 債 総 合 計	58,877,000	12,371,000	71,248,000

平成28年度川崎市国民健康保険事業特別
会計補正予算
平成28年度川崎市の国民健康保険事業特別会計の補正
予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
740,040千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳

出それぞれ151,661,124千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごと
の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1
表歳入歳出予算補正」による。
平成29年2月13日提出
川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

国民健康保険事業特別会計

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 国庫支出金		29,578,264	△ 3,812,399	25,765,865
	1 国庫負担金	24,920,688	43,563	24,964,251
	2 国庫補助金	4,657,576	△ 3,855,962	801,614
6 県支出金		7,298,392	43,563	7,341,955
	1 県負担金	1,074,774	43,563	1,118,337
7 共同事業交付金		36,068,245	87,126	36,155,371
	1 共同事業交付金	36,068,245	87,126	36,155,371
8 繰入金		10,982,694	3,231,117	14,213,811
	1 繰入金	10,982,694	3,231,117	14,213,811
9 繰越金		100,000	1,190,633	1,290,633
	1 繰越金	100,000	1,190,633	1,290,633
歳 入 合 計		150,921,084	740,040	151,661,124

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
7 共同事業拠出金		36,142,423	174,252	36,316,675
	1 共同事業拠出金	36,142,423	174,252	36,316,675
9 諸支出金		337,146	565,788	902,934
	4 国庫負担金等返還金	100,000	565,788	665,788
歳 出 合 計		150,921,084	740,040	151,661,124

平成28年度川崎市港湾整備事業特別会計
補正予算
平成28年度川崎市の港湾整備事業特別会計の補正予算
は、次の定めるところによる。
(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第
1項の規定により翌年度に繰越して使用することがで
きる経費は、「第1表繰越明許費」による。
平成29年2月13日提出
川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 繰 越 明 許 費

歳 入

港湾整備事業特別会計

款	項	事 業 名	計 千円
1 港湾整備事業費	2 整備費	東扇島コンテナ事業	16,080
		千鳥町施設整備事業	20,489
合 計			36,569

平成28年度川崎市卸売市場事業特別会計
補正予算
平成28年度川崎市の卸売市場事業特別会計の補正予算
は、次に定めるところによる。
(繰越明許費)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第
1項の規定により翌年度に繰越して使用することがで
きる経費は、「第1表繰越明許費」による。

平成29年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 繰 越 明 許 費

歳 入

卸売市場事業特別会計

款	項	事業名	計
1 卸売市場事業費	2 施設整備費	北部市場施設整備事業	千円 17,330

川崎市告示第135号

市道路線認定に関する告示

道路法(昭和27年法律第180号)第8条の規定に基づ
き、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課におい
て、一般の縦覧に供します。

平成29年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

整理 番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
1	小田 第221号線	川崎区小田4丁目134 番4先 川崎区小田4丁目134 番10先	
2	殿町羽田 空港線	川崎区殿町3丁目103 番8先 川崎区殿町3丁目(東 京都界)	
3	小倉 第220号線	幸区小倉2丁目1174番 1先 幸区小倉2丁目1174番 11先	
4	下新城 第207号線	中原区下新城3丁目 590番3先 中原区下新城3丁目 590番10先	
5	久地 第145号線	高津区久地2丁目43番 1先 高津区久地2丁目38番 7先	
6	末長 第176号線	高津区末長1丁目306 番7先 高津区末長1丁目308 番2先	
7	野川 第513号線	宮前区野川1259番26先 宮前区野川1260番1先	

8	菅生 第827号線	宮前区菅生4丁目3179 番14先 宮前区菅生4丁目3132 番12先	
9	神木本町 第182号線	宮前区神木本町2丁目 749番16先 宮前区神木本町2丁目 749番25先	
10	神木本町 第183号線	宮前区神木本町4丁目 217番5先 宮前区神木本町4丁目 217番4先	
11	登戸 第341号線	多摩区登戸3351番20先 多摩区登戸3383番2先	
12	登戸 第342号線	多摩区登戸2219番先 多摩区登戸2201番6先	
13	登戸 第343号線	多摩区登戸2249番1先 多摩区登戸2241番2先	
14	登戸 第344号線	多摩区登戸1828番6先 多摩区登戸1824番4先	
15	登戸 第345号線	多摩区登戸1942番先 多摩区登戸1911番2先	
16	登戸 第346号線	多摩区登戸1925番3先 多摩区登戸1896番2先	
17	登戸 第347号線	多摩区登戸1926番3先 多摩区登戸1978番4先	
18	登戸 第348号線	多摩区登戸1930番6先 多摩区登戸1973番1先	
19	登戸 第349号線	多摩区登戸1930番13先 多摩区登戸1698番2先	

20	登戸 第350号線	多摩区登戸1697番1先	
		多摩区登戸1667番2先	
21	登戸 第351号線	多摩区登戸1663番2先	
		多摩区登戸1652番先	
22	登戸 第352号線	多摩区登戸1678番3先	
		多摩区登戸1664番先	
23	下麻生 第172号線	麻生区下麻生3丁目 412番4先	
		麻生区下麻生3丁目 4023番先	
24	黒川 第287号線	麻生区黒川2151番4先	
		麻生区黒川2152番先	

川崎市告示第136号

道路区域決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月22日から平成29年4月5日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点 終 点	敷地の 幅員 (m)	延 長 (m)	備考
1	小田 第221号線	川崎区小田4丁目134番4先 川崎区小田4丁目134番10先	4.50	33.37	
2	殿町羽田 空港線	川崎区殿町3丁目103番8先 川崎区殿町3丁目（東京都界）	17.30 ~ 21.30	563.56	
3	小倉 第220号線	幸区小倉2丁目1174番1先 幸区小倉2丁目1174番11先	6.00	40.83	
4	下新城 第207号線	中原区下新城3丁目590番3先 中原区下新城3丁目590番10先	4.50	28.44	
5	久地 第145号線	高津区久地2丁目43番1先 高津区久地2丁目38番7先	1.40 ~ 3.03	66.35	
6	末長 第176号線	高津区末長1丁目306番7先 高津区末長1丁目308番2先	4.50	34.87	

7	野川 第513号線	宮前区野川1259番26先	1.82	36.61	
		宮前区野川1260番1先			
8	菅生 第827号線	宮前区菅生4丁目3179番14先 宮前区菅生4丁目3132番12先	5.00 ~ 5.45	93.27	
9	神木本町 第182号線	宮前区神木本町2丁目749番16先 宮前区神木本町2丁目749番25先	5.50	40.28	
10	神木本町 第183号線	宮前区神木本町4丁目217番5先 宮前区神木本町4丁目217番4先	4.50	34.91	
11	登戸 第341号線	多摩区登戸3351番20先 多摩区登戸3383番2先	6.00	31.06	
12	登戸 第342号線	多摩区登戸2219番先 多摩区登戸2201番6先	6.00	57.72	
13	登戸 第343号線	多摩区登戸2249番1先 多摩区登戸2241番2先	4.00	60.71	
14	登戸 第344号線	多摩区登戸1828番6先 多摩区登戸1824番4先	6.00	79.63	
15	登戸 第345号線	多摩区登戸1942番先 多摩区登戸1911番2先	6.00	77.67	
16	登戸 第346号線	多摩区登戸1925番3先 多摩区登戸1896番2先	6.00	69.93	
17	登戸 第347号線	多摩区登戸1926番3先 多摩区登戸1978番4先	6.00	152.60	
18	登戸 第348号線	多摩区登戸1930番6先 多摩区登戸1973番1先	6.00	34.20	
19	登戸 第349号線	多摩区登戸1930番13先 多摩区登戸1698番2先	6.00	24.58	
20	登戸 第350号線	多摩区登戸1697番1先 多摩区登戸1667番2先	6.00	134.16	
21	登戸 第351号線	多摩区登戸1663番2先 多摩区登戸1652番先	6.00	47.65	
22	登戸 第352号線	多摩区登戸1678番3先 多摩区登戸1664番先	4.00	24.88	
23	下麻生 第172号線	麻生区下麻生3丁目412番4先 麻生区下麻生3丁目4023番先	0.91	14.94	
24	黒川 第287号線	麻生区黒川2151番4先 麻生区黒川2152番先	1.52	59.32	

川崎市告示第137号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を平成29年3月22日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月22日から平成29年4月5日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月22日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
1	小田第221号線	川崎区小田4丁目134番4先	川崎区小田4丁目134番10先	
3	小倉第220号線	幸区小倉2丁目1174番1先	幸区小倉2丁目1174番11先	
4	下新城第207号線	中原区下新城3丁目590番3先	中原区下新城3丁目590番10先	
5	久地第145号線	高津区久地2丁目43番1先	高津区久地2丁目38番7先	
6	末長第176号線	高津区末長1丁目306番7先	高津区末長1丁目308番2先	
7	野川第513号線	宮前区野川1259番26先	宮前区野川1260番1先	
8	菅生第827号線	宮前区菅生4丁目3179番14先	宮前区菅生4丁目3132番12先	
9	神木本町第182号線	宮前区神木本町2丁目749番16先	宮前区神木本町2丁目749番25先	
10	神木本町第183号線	宮前区神木本町4丁目217番5先	宮前区神木本町4丁目217番4先	
11	登戸第341号線	多摩区登戸3351番20先	多摩区登戸3383番2先	
12	登戸第342号線	多摩区登戸2219番先	多摩区登戸2201番6先	

13	登戸第343号線	多摩区登戸2249番1先	
		多摩区登戸2241番2先	
14	登戸第344号線	多摩区登戸1828番6先	
		多摩区登戸1824番4先	
15	登戸第345号線	多摩区登戸1942番先	
		多摩区登戸1911番2先	
16	登戸第346号線	多摩区登戸1925番3先	
		多摩区登戸1896番2先	
17	登戸第347号線	多摩区登戸1926番3先	
		多摩区登戸1978番4先	
18	登戸第348号線	多摩区登戸1930番6先	
		多摩区登戸1973番1先	
19	登戸第349号線	多摩区登戸1930番13先	
		多摩区登戸1698番2先	
20	登戸第350号線	多摩区登戸1697番1先	
		多摩区登戸1667番2先	
21	登戸第351号線	多摩区登戸1663番2先	
		多摩区登戸1652番先	
22	登戸第352号線	多摩区登戸1678番3先	
		多摩区登戸1664番先	
23	下麻生第172号線	麻生区下麻生3丁目412番4先	
		麻生区下麻生3丁目4023番先	
24	黒川第287号線	麻生区黒川2151番4先	
		麻生区黒川2152番先	

川崎市告示第138号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、一般の縦覧に供します。

平成29年3月22日

川崎市長 福田紀彦

整理番号	路線名	起 点		重要な経過地
		終 点		
25	宮内第52号線	中原区宮内4丁目727番先	中原区宮内4丁目724番2先	
		高津区久地2丁目38番2先	高津区久地2丁目43番1先	

27	久 地 第10号線	高津区久地2丁目38番 2先	
		高津区久地2丁目37番 4先	
28	久 末 第119号線	高津区久末1276番1先	
		高津区久末1279番1先	
29	野 川 第142号線	宮前区野川1259番26先	
		宮前区野川1253番1先	
30	高 石 第126号線	麻生区高石1丁目1011 番1先	
		麻生区高石1丁目1020 番22先	
31	下 麻 生 第116号線	麻生区下麻生3丁目 411番1先	
		麻生区下麻生3丁目 412番4先	
32	黒 川 第154号線	麻生区黒川2152番先	
		麻生区黒川2151番4先	

川崎市告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第140号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第141号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並

びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成29年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第142号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の医療機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第143号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術機関の指定並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の施術機関の指定を行いましたので、同法第55条の3第1号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第144号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定医療機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。（別表省略）

平成29年3月23日

川崎市長 福田紀彦

川崎市告示第145号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により指定施術機

関の廃止並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている医療支援給付の指定施術機関の廃止を行いましたので、同法第55条の3第2号の規定に基づき告示します。(別表省略)

平成29年3月23日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市告示第146号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年3月23日

川崎市長 福田 紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第147号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月24日から平成29年4月7日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	王 禅 寺 第466号線	川崎市麻生区王禅寺東3丁目883番3先 ----- 川崎市麻生区王禅寺東3丁目883番3先	1.82	20.53	
新	王 禅 寺 第466号線	川崎市麻生区王禅寺東3丁目883番14先 ----- 川崎市麻生区王禅寺東3丁目883番11先	4.00	20.53	

川崎市告示第148号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月24日から平成29年4月7日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供 用 開 始 の 区 間	備考
王 禅 寺 第466号線	川崎市麻生区王禅寺東3丁目883番14先	
	川崎市麻生区王禅寺東3丁目883番11先	

川崎市告示第149号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月24日から平成29年4月7日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 県道

路線名	供用開始の区間	備考
川崎府中	川崎市多摩区枅形1丁目1159番1先	
	川崎市多摩区生田2丁目1103番8先	

川崎市告示第150号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月24日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月24日から平成29年4月7日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月24日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
生田第1号線	川崎市多摩区生田2丁目1103番1先	
	川崎市多摩区生田2丁目1103番1先	

川崎市告示第151号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成29年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風
- 2 実施期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
 - (1) 第1期初回
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
 - (2) 第1期追加
生後3月から生後90月に至るまでの間にある者
(第1期初回接種（3回）終了後、6月以上の間隔をおく)
 - (3) 第2期
11歳以上13歳未満の者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第152号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成29年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
麻しん、風しん
- 2 実施期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
 - (1) 第1期
生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
 - (2) 第2期
5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 妊娠していることが明らかな者
 - (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第153号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成29年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
日本脳炎

- 2 実施期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
 - (1) 第1期初回
生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
 - (2) 第1期追加
生後6月から生後90月に至るまでの間にある者
(第1期初回終了後6月以上の間隔をおく)
 - (3) 第2期
9歳以上13歳未満の者
 - (4) 特例対象者
平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって日本脳炎の予防接種のうち4回の接種を受けていない20歳未満の者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第154号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成29年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類
結核(BCG)
- 2 実施期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
生後1歳に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第155号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成29年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類
Hib感染症
- 2 実施期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第156号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成29年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類
肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)
- 2 実施期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者

- 生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
- (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第157号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成29年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
ヒトパピローマウイルス感染症
- 2 実施期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者
12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 明らかな発熱を呈している者
 - (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第158号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成29年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
水痘
- 2 実施期間

- 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
 - 4 対象者
生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
 - 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
 - (2) 明らかな発熱を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
 - (5) 上記(1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第159号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成29年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 予防接種の種類
肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）
- 2 実施期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 実施機関
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 実施対象者
 - (1) 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者
 - (2) 接種日に60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するもの
- 5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。
 - (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
 - (2) 明らかな発熱を呈している者
 - (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかなる者
- (5) 当該疾病に係る予防接種法第5条第1項の規定による予防接種を受けたことのある者
- (6) 上記(1)から(5)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第160号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

平成29年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 予防接種の種類
B型肝炎
- 2 実施期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 実施場所
市内の予防接種個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関等
- 4 対象者

平成28年4月1日以降に出生した1歳に至るまでの間にある者

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法(昭和23年法律第68号)第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなる者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかなる者
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

川崎市告示第161号

川崎市長が予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条、第6条の規定により行う平成29年度定期予防接種(インフルエンザを除く。)については、別表に掲げる場所で同表に掲げる医師等が当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定に基づき告示します。

平成29年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

平成29年度 川崎市定期予防接種個別協力医療機関

医療機関	医師名	住所
総合新川橋病院	内海 通	川崎市川崎区新川通1-15
太田総合病院	太田 史一	川崎市川崎区日進町1-50
日本鋼管病院	小川 健二	川崎市川崎区鋼管通1-2-1
第一病院	方波見 剛	川崎市川崎区元木2-7-2
中島中央病院	木村 美根雄	川崎市川崎区中島3-9-9
川崎協同病院	田中 久善	川崎市川崎区桜本2-1-5
川崎市立川崎病院	成松 芳明	川崎市川崎区新川通12-1
AOI国際病院	古川 良幸	川崎市川崎区田町2-9-1
馬嶋病院	馬嶋 正和	川崎市川崎区日進町24-15
宮川病院	宮川 政久	川崎市川崎区大師駅前2-13-13
総合川崎臨港病院	渡邊 嘉行	川崎市川崎区中島3-13-1
青山クリニック	青山 眞一	川崎市川崎区伊勢町25-3
こうかんクリニック	朝倉 均	川崎市川崎区鋼管通1-2-3
阿部医院	阿部 能明	川崎市川崎区貝塚1-9-10
門前外科医院	阿保 雅也	川崎市川崎区東門前1-14-4
東扇島診療所	新井 理之	川崎市川崎区東扇島78 福利厚生センター2F
飯塚医院	飯塚 和弘	川崎市川崎区京町2-14-2
いしいクリニック乳腺外科	石井 誠一郎	川崎市川崎区砂子2-6-2 三恵ビル10F B
いしい医院	石井 貴士	川崎市川崎区桜本2-4-9
川崎大師いしまる内科クリニック	石丸 尚	川崎市川崎区観音2-10-6 第3忠ぶねビル1F
稲葉医院	稲葉 周作	川崎市川崎区砂子1-5-22
入江医院	入江 宏	川崎市川崎区砂子2-6-2 三恵ビル
うすい整形外科医院	薄井 利郎	川崎市川崎区砂子2-2-10 第2園ビル
おおしま内科	大島 康男	川崎市川崎区駅前本町14-6 マーヴェル川崎3階・4階
港町こどもクリニック	荻原 大	川崎市川崎区港町5-2-103
元木町眼科・内科	方波見 隆史	川崎市川崎区渡田新町2-1-1
かめだこどもクリニック	亀田 佳哉	川崎市川崎区池田2-4-5

菊地外科内科クリニック	菊地 弘毅	川崎市川崎区小田6-5-1
熊谷医院	倉田 典子	川崎市川崎区小田5-28-15
京町診療所	倉田 眞行	川崎市川崎区京町2-15-6 神和ビル
京町クリニック	栗須 修	川崎市川崎区京町1-9-11
黒坂医院	黒坂 きょう子	川崎市川崎区京町2-8-17
協同ふじさきクリニック	竹内 啓哉	川崎市川崎区藤崎4-21-2
ナビタスクリニック川崎	河野 一樹	川崎市川崎区駅前本町26-1 アトレ川崎8F
後藤医院	後藤 雅彦	川崎市川崎区昭和2-16-16
さくら中央クリニック	櫻井 与志彦	川崎市川崎区大師本町9-11
ささきクリニック	佐々木 博一	川崎市川崎区池田1-6-3
川崎クリニック	宍戸 寛治	川崎市川崎区日進町7-1 川崎日進町ビルディング6.7.8階
柴田医院	清水 泉	川崎市川崎区浅田3-10-12
大師診療所	杉山 靖	川崎市川崎区大師町6-8
鈴木医院	鈴木 真	川崎市川崎区田町1-6-15
川崎すずき内科クリニック	鈴木 竜司	川崎市川崎区貝塚1-15-4 ESTABUILDING3階
川崎七福診療所	大黒 学	川崎市川崎区小田1-1-2 ソルスティス京町ビル4F
高良医院	高良 憲光	川崎市川崎区大島3-15-17
竹内クリニック	竹内 明男	川崎市川崎区京町2-24-4 セソール川崎京町ハイライズ111
昭和医院	田添 克衛	川崎市川崎区出来野7-20
田辺医院	田邊 裕明	川崎市川崎区大島上町1-10
野末整形外科・歯科・内科	野末 洋	川崎市川崎区小田5-1-3
野田眼科内科小児科医院	野田 俊子	川崎市川崎区藤崎1-1-3
はた内科胃腸科クリニック	畑 英司	川崎市川崎区渡田向町15-2
畑医院	畑 章一	川崎市川崎区宮前町5-1
花田内科胃腸科医院	花田 徹野	川崎市川崎区大島4-16-1
港町つばさクリニック	東根 達也	川崎市川崎区港町5-2-104
平安医院	平安 良博	川崎市川崎区藤崎4-19-15
川崎駅前クリニック	古川 智洋	川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワーリパーク6F
松田内科医院	松田 文男	川崎市川崎区堀之内10-24
三島クリニック	三島 雅辰	川崎市川崎区駅前本町5-2 大星川崎ビル6F
内科小児科宮島医院	宮島 真之	川崎市川崎区池田2-7-4
悠翔会在宅クリニック川崎	宮原 光興	川崎市川崎区浜町4-6-19
村上外科医院	村上 俊一	川崎市川崎区大島1-5-14
村山整形外科	村山 均	川崎市川崎区大師駅前1-6-17 パークホームズ川崎大師表参道2F
森田クリニック	森田 裕人	川崎市川崎区大島5-10-5
安岡クリニック	安岡 昇二	川崎市川崎区砂子2-6-2 三恵ビル7F
安土医院	安土 達夫	川崎市川崎区浜町1-22-6
由井クリニック	由井 史樹	川崎市川崎区貝塚2-4-19
第一クリニック	横峯 憲吾	川崎市川崎区渡田新町2-3-5
ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	吉邨 博孝	川崎市川崎区浜町1-7-6
和田内科医院	和田 齊	川崎市川崎区東門前3-1-6
渡辺外科内科医院	渡辺 能斌	川崎市川崎区大島2-17-16
鹿島田病院	川田 忠典	川崎市幸区鹿島田1-21-20
田村外科病院	田村 哲郎	川崎市幸区戸手1-9-13
栗田病院	寺崎 太洋	川崎市幸区小倉2-30-13
さいわい鹿島田クリニック	朝倉 裕士	川崎市幸区新塚越201 ルリエ新川崎
生駒クリニック	生駒 光博	川崎市幸区南加瀬4-27-6
石永医院	石永 隆成	川崎市幸区下平間130
川崎南部在宅診療所	岩田 道圭	川崎市幸区南加瀬2-8-15-1F-B
植村内科医院	植村 信之	川崎市幸区戸手本町1-44-5-1F
大野クリニック	大野 直規	川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館2F
パークシティクリニック	大森 尚文	川崎市幸区小倉1-1 パークシティ新川崎クリニック棟217
おさないクリニック	長内 佳代子	川崎市幸区南幸町2-80 KS紅屋ビル4F
おんだクリニック	恩田 威文	川崎市幸区南幸町2-80

柁原医院	柁原 啓一	川崎市幸区小倉3-23-4
小倉かとう内科	加藤 義郎	川崎市幸区小倉5-19-23 クロスガーデン川崎2F
鎌田医院	鎌田 健司	川崎市幸区南加瀬4-30-2
木村整形外科	木村 記行	川崎市幸区小倉1-3-14
黒瀬クリニック	黒瀬 恒幸	川崎市幸区神明町2-1-1
川崎リウマチ・内科クリニック	小井戸 則彦	川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎222区画
小林クリニック	小林 英之	川崎市幸区南幸町2-80
小林内科医院	小林 敏則	川崎市幸区紺屋町39
新川崎こびきウィメンズクリニック	木挽 貢慈	川崎市幸区鹿島田1-8-33 はとりビル2F
鈴木医院	小柳 順子	川崎市幸区神明町2-14-7
佐々木内科クリニック	佐々木 明德	川崎市幸区小向町3-21
三條医院	三條 明良	川崎市幸区幸町2-697
川崎幸クリニック	杉山 孝博	川崎市幸区南幸町1-27-1
千梨内科クリニック	関 江里子	川崎市幸区下平間359 レオナV201
関クリニック	関 文雄	川崎市幸区幸町3-7
第二川崎幸クリニック	関川 浩司	川崎市幸区都町39-1
関口医院	関口 博仁	川崎市幸区古市場1-21
川崎セツルメント診療所	高木 博	川崎市幸区古市場2-67
高取内科医院	高取 正雄	川崎市幸区矢上13-6
高橋クリニック	高橋 薫	川崎市幸区北加瀬2-7-20
メディ在宅クリニック	高橋 保正	川崎市幸区矢上2-7
たくま幸クリニック	詫摩 哲郎	川崎市幸区小倉3-28-12 シャリオ佐野1F
いきいきクリニック	武知 由佳子	川崎市幸区南幸町2-34-2 川崎クリスチャンセンター1F
田代医院	田代 尚美	川崎市幸区小向西町1-47
たつのこどもクリニック	田角 喜美雄	川崎市幸区下平間359 レオナV
ナカオカクリニック	中岡 康	川崎市幸区下平間38
中村クリニック泌尿器科	中村 薫	川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎227
中村整形外科	中村 信之	川崎市幸区古市場1-21
南武医院	西脇 博一	川崎市幸区下平間205
あいホームケアクリニック	塗木 裕也	川崎市幸区都町37-10 さいわい都町ビル1階
橋爪医院	橋爪 誠	川崎市幸区戸手2-3-12
はとりクリニック	羽鳥 裕	川崎市幸区鹿島田1-8-33 はとりビル3F
介護老人保健施設千の風・川崎	廣瀬 好文	川崎市幸区小向町15-25
パークシティ皮フ科・泌尿器科	牧 三樹子	川崎市幸区小倉1-1 パークシティ新川崎クリニック棟211
ましも内科循環器内科	真下 好勝	川崎市幸区南幸町2-26-12
田中小児科医院	榊井 志保	川崎市幸区塚越2-217
川崎中央クリニック	松井 康信	川崎市幸区神明町2-68-7
まつくら整形外科	松倉 陽一	川崎市幸区南幸町2-21-7-1F
まつの内科クリニック	松野 久子	川崎市幸区新川崎5-2 シンカモール3F
松葉医院	松葉 育郎	川崎市幸区塚越2-159
まつやまクリニック	松山 恭輔	川崎市幸区下平間341 レオナIII2F
ゆりこどもクリニック	御宿 百合子	川崎市幸区新塚越201 ルリエ新川崎5F
みつや内科診療所	三廻 信之	川崎市幸区古川町120
森田医院	森田 由里	川崎市幸区南幸町3-14
矢野内科医院	矢野 春雄	川崎市幸区塚越4-314-2
山田小児科医院	山田 尚士	川崎市幸区塚越1-121
さいわい整形外科	山本 憲一	川崎市幸区戸手1-2-1 みゆきコーポラス1F
ゆいクリニック	由井 郁子	川崎市幸区下平間39-2F
ミューザ川崎こどもクリニック	游 理恵	川崎市幸区大宮町1310 ミューザ川崎2F
横山クリニック	横山 勲	川崎市幸区大宮町14-4 尊昌ビル4F
米田医院	米田 直人	川崎市幸区中幸町3-13
関東労災病院	佐藤 譲	川崎市中原区木月住吉町1-1
日本医科大学武蔵小杉病院	田島 廣之	川崎市中原区小杉町1-396
京浜総合病院	永井 孝三	川崎市中原区新城1-2-5

川崎市立井田病院	増田 純一	川崎市中原区井田 2-27-1
聖マリアンナ医科大学東横病院	宮島 伸宜	川崎市中原区小杉町 3-435
回生医院	秋丸 大理	川崎市中原区新城中町 2-10
あむろ内科クリニック	安室 尚樹	川崎市中原区上丸子八幡町796
綾部内科クリニック	綾部 晃久	川崎市中原区木月 1-23-7
荒田内科クリニック	荒田 浩久	川崎市中原区新丸子町747 グランイーサ新丸子II 1F
有田こどもクリニック	有田 二郎	川崎市中原区井田中ノ町33-5
あさひ小児科・内科クリニック武蔵小杉	安藤 昌守	川崎市中原区小杉町 3-432 尾村ビル 2F
新丸子皮膚科・アレルギー科クリニック	生富 公明	川崎市中原区新丸子町748 1F
上杉クリニック	上杉 毅彦	川崎市中原区下小田中 1-15-33
うちだこどもクリニック	内田 啓司	川崎市中原区上新城 2-14-23 アドヴァンススクエア武蔵新城 1F
内田クリニック	内田 竜生	川崎市中原区市ノ坪223 スカイ来夢101
宇藤内科医院	宇藤 浩	川崎市中原区荻宿24-37
武蔵小杉レディースクリニック	浦野 晃義	川崎市中原区新丸子東 3-1302 4階452
江島整形外科クリニック	江島 正春	川崎市中原区木月祇園町14-16-115
えじり子供クリニック	江尻 和夫	川崎市中原区新丸子町734-1 アベニオ新丸子 1F
大迫内科クリニック	大迫 宏次	川崎市中原区新城 2-15-2
岡島クリニック	岡島 一雄	川崎市中原区今井南町21-35-102 ルミエール南II 1階A
おくせ医院	奥瀬 紀晃	川崎市中原区上小田中 1-26-1
前田医院	小関 克彦	川崎市中原区新丸子町765
小田切医院	小田切 研一	川崎市中原区小杉町 3-253
おばな内科クリニック	小花 光夫	川崎市中原区上新城 2-4-8
加藤順クリニック	加藤 順一	川崎市中原区小杉町 3-441-1 エントピア安藤 2F
平間クリニック	金谷 通	川崎市中原区中丸子589-11
亀谷内科クリニック	亀谷 麒興隆	川崎市中原区中丸子361
神田クリニック	神田 東人	川崎市中原区今井上町 4-4 ハルセン武蔵小杉 1F
菊岡内科医院	菊岡 正和	川崎市中原区田尻町35
川崎中原クリニック	岸田 麻子	川崎市中原区西加瀬17-8 エクセレントビュー元住吉 1F
北村医院	北村 善市	川崎市中原区木月 2-14-6
久保田クリニック	久保田 勇人	川崎市中原区木月祇園町15-1
武蔵小杉くれ耳鼻咽喉科	呉 晃一	川崎市中原区新丸子東 3-1100-14 2F
はぐくみ母子クリニック	興石 太郎	川崎市中原区下小田中 3-33-5
こだま診療所	児玉 文雄	川崎市中原区丸子通 1-403-10 ケアハウスこだまビル 2F
小林医院	小林 洋一	川崎市中原区北谷町31
武蔵小杉整形外科	小谷野 康彦	川崎市中原区小杉町 1-403 武蔵小杉タワープレイス 2F
さかい医院	堺 浩之	川崎市中原区今井南町 9-34
さかね内科クリニック	坂根 健志	川崎市中原区宮内 2-12-1
さかもと内科クリニック	坂本 和彦	川崎市中原区井田 1-36-3
さとうクリニック	佐藤 牧	川崎市中原区小杉町 3-8-6 レジデンス小杉 1F
住吉診療所	佐藤 温	川崎市中原区木月 3-7-3
澤口内科クリニック	澤口 健太郎	川崎市中原区木月祇園町14-16 グランリビオ元住吉116
武蔵中原しくらクリニック	四蔵 朋之	川崎市中原区下新城 2-1-38 キュイブルIII101
柴崎整形外科	柴崎 徹	川崎市中原区小杉町 1-529-15
島脳神経外科整形外科医院	島 浩史	川崎市中原区井田杉山町29-10
しまだ小児クリニック	島田 温次	川崎市中原区上小田中 2-42-22 スターネスト 1F
清水医院	清水 歩	川崎市中原区今井仲町307
白沢医院	白沢 光太郎	川崎市中原区小杉陣屋町 1-17-12
神保内科クリニック	神保 芳宏	川崎市中原区下小田中 2-1-31 中原クリニックビル 1F
むさし小杉内科クリニック	鈴木 健修	川崎市中原区新丸子東 3-1302 ららテラス武蔵小杉 4階
すずき耳鼻咽喉科クリニック	鈴木 敏幸	川崎市中原区井田 1-36-3
鈴木医院	鈴木 紘之	川崎市中原区小杉御殿町 2-53-3 小杉スカイビル
ひろせクリニック	鈴木 健太	川崎市中原区下小田中 3-31-1 フェニックスコート 1F
春原内科クリニック	春原 経彦	川崎市中原区新城 3-2-13
中原こどもクリニック	関 隆志	川崎市中原区下小田中 1-1-6 ミル・プランタン 3e 1F

さくらクリニック武蔵小杉	高田 茂	川崎市中原区新丸子東3-1100-14 2F
わかば子供クリニック	高橋 寛	川崎市中原区西加瀬17-8 エクセレントビュー元住吉1F
たかはし内科	高橋 正光	川崎市中原区下小田中1-3-6 JOJビル1F
元住吉クリニック	高村 和大	川崎市中原区木月2-12-18
田口小児科医院	田口 宏和	川崎市中原区今井仲町10-18
竹本小児科医院	竹本 桂一	川崎市中原区井田杉山町13-48
小杉内科ファミリークリニック	田中 栄	川崎市中原区中丸子13-21 LROCKSビル2F
田中内科クリニック	田中 洋一	川崎市中原区新丸子東1-774
たむらクリニック	田村 義民	川崎市中原区今井西町12-14 柳田ビル1F
塚原クリニック	塚原 浩章	川崎市中原区小杉町1-529 STEPS-3 1F
津田こどもクリニック	津田 正晴	川崎市中原区新城4-1-1
つちや内科・循環器内科	土屋 勝彦	川崎市中原区上小田中5-2-7 クレシア武蔵中原1F
ポプラメディカルクリニック	寺田 江里	川崎市中原区上小田中3-29-2 ザ・クレストシティパークコート1F
土井小児科医院	土井 啓司	川崎市中原区上平間1149-1
徳植医院	徳植 純也	川崎市中原区木月1-2-24
豊崎医院	豊崎 信雄	川崎市中原区木月1-31-10
わたたに医院	豊田 隆世	川崎市中原区下沼部1747
中島クリニック	中島 一巳	川崎市中原区井田中ノ町8-36
中島医院	中島 夏樹	川崎市中原区新城3-5-1
中橋メディカルクリニック	中橋 栄太	川崎市中原区北谷町51-9
二宮内科小児科クリニック	二宮 嵩寛	川崎市中原区北谷町693
野口クリニック	野口 肇	川崎市中原区西加瀬16-10 メディカルブレイス元住吉
のなみクリニック	沼波 良太	川崎市中原区小杉町1-547-83
ひまわり小児科	深澤 ちえみ	川崎市中原区小杉町3-1501-1 セントア武蔵小杉A棟3F
どうどう小児科・アレルギー科	藤巻 孝一郎	川崎市中原区新丸子東3-1302 ららテラス武蔵小杉4F
ふじむら耳鼻咽喉科	藤村 昭子	川崎市中原区上新城2-11-29 武蔵新城メディカルビル2F
小杉中央クリニック	布施 純郎	川崎市中原区小杉町1-403-35 武蔵小杉タワーブレイス2F
古矢整形外科医院	古矢 仁	川崎市中原区西加瀬4-12
やまと診療所武蔵小杉	程塚 明	川崎市中原区下沼部1760 カインド玉川1F101
むさし整形外科	本庄 雄司	川崎市中原区下小田中2-1-31 中原クリニックビル2F
武蔵中原まちいクリニック	町井 克行	川崎市中原区上小田中6-23-10 小川ビル1F
松本クリニック	松本 正智	川崎市中原区丸子通2-441
宮尾クリニック	宮尾 直彦	川崎市中原区木月1-6-14
みやぎ内科クリニック	宮城 憲一	川崎市中原区木月3-25-10
宮崎医院	宮崎 彰	川崎市中原区新城3-13-8
こすぎ駅前クリニック	宮脇 誠	川崎市中原区新丸子東2-925 白誠ビル1F
新丸子ペインクリニック内科	宗像 和彦	川崎市中原区丸子通2-682 エデフィスAN101号室
むらた内科クリニック	村田 亜紀子	川崎市中原区小杉町3-1501 セントア武蔵小杉A棟1階
こすぎ小児科	村田 篤彦	川崎市中原区小杉町3-249-2 クレアホームズ武蔵小杉101
毛利医院	毛利 誠	川崎市中原区木月3-5-33
もくぼ内科クリニック	壺保 敦子	川崎市中原区木月住吉町2-25 エバビル2 4階
山出内科	柳澤 尚紀	川崎市中原区新丸子町727-1
なかはら内科クリニック	柳田 洋平	川崎市中原区下小田中3-30-3
山口外科	山口 裕史	川崎市中原区新丸子町745-3
こすぎ皮膚科	山本 亜偉策	川崎市中原区小杉町3-441-1 ベル・クレール武蔵小杉2階
中村医院	山下 晃徳	川崎市中原区下沼部1930-2
やまだ内科クリニック	山田 修司	川崎市中原区上新城1-2-28-201
山高クリニック	山高 浩一	川崎市中原区下小田中2-33-39
はなまる在宅クリニック	山本 英世	川崎市中原区小杉御殿町1-974-2
ハウズクリニック渡辺内科	渡邊 富博	川崎市中原区宮内1-8-3
渡辺こども診療所	渡邊 慎	川崎市中原区新丸子東1-788
帝京大学医学部附属溝口病院	沖永 恵津子	川崎市高津区溝口3-8-3
虎の門病院分院	熊田 博光	川崎市高津区梶ヶ谷1-3-1
総合高津中央病院	小林 進	川崎市高津区溝口1-16-7

片倉病院	光野 貫一	川崎市高津区新作4-11-16
溝の胃腸科・内科クリニック	石川 泰郎	川崎市高津区坂戸1-6-20 ハイランド・ベイ溝の口
いずみ泌尿器科皮フ科	泉 博一	川崎市高津区千年301-1 グランドコスモ千歳203
溝のロククリニック	井出 真弓	川崎市高津区溝口1-12-20 ウェストキャニオンビルⅡ2F
優ウィメンズクリニック	井上 美由起	川崎市高津区溝口3-7-1 フロントビル4F
坂戸診療所	内野 和顕	川崎市高津区坂戸1-6-18
にし医院	伊藤 園子	川崎市高津区上作延151-4
伊藤医院	伊藤 達也	川崎市高津区久末1894
溝の口慶友クリニック	岩田 憲治	川崎市高津区久本3-1-31 U-LAND溝ノロビル4F
高津内科クリニック	上田 裕司	川崎市高津区二子3-33-20
内田内科	内田 和仁	川崎市高津区久地4-24-30 グリーンスクエア1F
大久保クリニック	大久保 賢治	川崎市高津区野川3949-1
千年診療所	大関 一郎	川崎市高津区千年新町29-5
おかの小児科・アレルギー科	岡野 裕二	川崎市高津区久本3-2-1 ウェルタワー1F
かたおか小児科クリニック	片岡 正	川崎市高津区梶ヶ谷3-7-28-101
高津駅前みみ・はな・のどクリニック	加藤 功	川崎市高津区溝口4-1-17 SKD高津駅前ビルI-3F
かわかみ小児科クリニック	川上 章弘	川崎市高津区子母口497-2 子母口クリニックモール2F
久地診療所	喜瀬 守人	川崎市高津区久地4-19-8
北浜こどもクリニック	北浜 直	川崎市高津区下作延3-3-10-2F
桐村医院	桐村 拓明	川崎市高津区千年200-5
国島医院	國島 友之	川崎市高津区下作延3-22-7
レディースクリニック溝の口	熊澤 哲哉	川崎市高津区久本3-3-3 ザ・344ビル203
木暮クリニック	木暮 悦子	川崎市高津区下作延2-4-3
久地さとう医院	佐藤 浩則	川崎市高津区宇奈根637-5
猿谷耳鼻咽喉科医院	猿谷 昌司	川崎市高津区溝口3-10-38 猿谷ビル1F
柴崎医院	柴崎 慎一	川崎市高津区溝口3-9-4
野川整形外科	嶋崎 宣孝	川崎市高津区野川3625-1 メディカルクリア野川1F
しまむらクリニック	鳶村 健	川崎市高津区子母口497-2 子母口クリニックモール1F
鈴木医院	鈴木 宗紀	川崎市高津区溝口2-18-46
洲之内内科	洲之内 建二	川崎市高津区溝口1-13-16-102
住永クリニック	住永 雅司	川崎市高津区溝口2-6-26 アズマヤ栄橋ビル2F
そめや内科クリニック	染谷 貴志	川崎市高津区末長1-45-1 秋本ビル1階
たかぎ内科クリニック	高木 淳彦	川崎市高津区久本3-14-1-1F
高橋内科医院	高橋 重人	川崎市高津区諏訪1-9-1 諏訪平壺番館101
高山クリニック	高山 鉄郎	川崎市高津区久本3-2-3 ヴェルビュー溝の口
武井クリニック	武井 裕	川崎市高津区下作延2-7-26 シティフォーラム溝ノロ101号
窪田医院	田中 美砂子	川崎市高津区二子5-10-1
田中クリニック	田中 柳水	川崎市高津区野川3949 久末メディカルビレッジA棟1F
KSPクリニック	俵 美河	川崎市高津区坂戸3-2-1 KSPビル西503
つるや内科クリニック	鶴谷 孝	川崎市高津区久本1-6-5
Sunnyこどもクリニック	中村 英明	川崎市高津区末長1-9-1 スタイリオ梶ヶ谷モール7F
長瀬クリニック	長瀬 良彦	川崎市高津区下作延3-3-10 スルバリエ梶ヶ谷2F
成宮医院	成宮 達善	川崎市高津区野川3777-4
あおば内科クリニック	難波 康夫	川崎市高津区梶ヶ谷6-2-8
はじかの医院	初鹿野 誠彦	川崎市高津区北見方3-6-35-A
ハタカズコ婦人クリニック	秦 和子	川崎市高津区千年新町28-9
はっとりファミリークリニック	服部 隆志	川崎市高津区北見方2-16-1 高津ゆうあいメディカルモール1F
梶ヶ谷クリニック	羽生 健	川崎市高津区末長1-23-17 梶ヶ谷Jビル1F
千年ファミリークリニック	林 ゆき子	川崎市高津区千年637-4 グランドウールチトセ1階
ゆめこどもクリニック	林 毅陸	川崎市高津区野川3950 久末メディカルビレッジB棟2F
廣津医院	廣津 伸夫	川崎市高津区久本3-6-1-212
福住医院	福住 亮雄	川崎市高津区末長3-12-3
福西内科クリニック	福西 康夫	川崎市高津区野川3625-1 メディカルクリア野川2F
ふじクリニック	藤下 昌彦	川崎市高津区溝口1-8-6

くじこどもクリニック	丸山 啓子	川崎市高津区久地 4-24-30 グリーンスクエア 2 F
宮川クリニック	宮川 弘一	川崎市高津区諏訪 1-3-15 FMフラット 1 F
宮川内科医院	宮川 浩	川崎市高津区溝口 1-6-1
もぎたて耳鼻咽喉科	茂木立 学	川崎市高津区久本 1-2-5 関口第一ビル401
田園二子クリニック	山岡 桂太	川崎市高津区溝口 2-16-5 アイビー溝の口ビル 2 F
二子クリニック	山田 恭司	川崎市高津区二子 1-11-15
山本医院	山本 均	川崎市高津区子母口728-4
津田山クリニック	横山 護	川崎市高津区下作延 6-4-1
渡辺クリニック	渡辺 茂	川崎市高津区下作延 2-9-10
渡部産婦人科医院	渡部 秀哉	川崎市高津区久末1933
生田病院	安齋 成一郎	川崎市多摩区西生田 5-24-1
川崎市立多摩病院	鈴木 通博	川崎市多摩区宿河原 1-30-37
あさい内科医院	浅井 洋貴	川崎市多摩区登戸538
稲田堤メディカルクリニック	安彦 篤	川崎市多摩区菅 2-15-5
池田小児科医院	生駒 雅昭	川崎市多摩区中野島 3-15-15
中野島小児科クリニック	池上 香	川崎市多摩区中野島 6-22-9
多摩脳神経外科	諫山 和男	川崎市多摩区登戸1654
大森医院	石川 信子	川崎市多摩区南生田 7-20-21
南生田レディースクリニック	石川 雅一	川崎市多摩区南生田 7-20-21
石田整形外科	石田 保夫	川崎市多摩区栗谷 3-1-6 セ・ウィステリア 1 F
石原内科医院	石原 浩	川崎市多摩区宿河原 3-10-3 セルシオ I T O
伊藤耳鼻咽喉科クリニック	伊藤 博喜	川崎市多摩区西生田 3-9-3 クレール読売ランド前202~203
生田クリニック	内田 敬之	川崎市多摩区三田 1-14-1
えがわ療育クリニック	江川 文誠	川崎市多摩区登戸2256 Jeune feuillage 1 F
大倉消化器科外科クリニック	大倉 聡	川崎市多摩区菅仙谷 4-1-5
中野島糖尿病クリニック	大津 成之	川崎市多摩区中野島 1-9-2 チャコBLDG-II 101号
稲田小児科医院	大出 集	川崎市多摩区菅北浦 2-2-24
多摩ファミリークリニック	大橋 博樹	川崎市多摩区登戸新町337 エニービル 1 F
桜クリニック	岡野 公一	川崎市多摩区登戸3292 グランシャリオ 1 F
岡野内科医院	岡野 敏明	川崎市多摩区登戸1737
かじもと整形外科	梶本 陽司	川崎市多摩区宿河原 4-28-8 エスポワール宿河原 1 F
登戸内科・脳神経クリニック	加茂 力	川崎市多摩区登戸新町434
岸内科胃腸科医院	岸 忠宏	川崎市多摩区西生田 2-2-5
かえでファミリークリニック	櫛笥 永晴	川崎市多摩区長尾 5-2-2-101
向ヶ丘久保田内科	久保田 章	川崎市多摩区登戸2708-1 YMビル 3 F・4 F
久保田診療所	久保田 風生	川崎市多摩区宿河原 4-21-23
公文内科クリニック	公文 通夫	川崎市多摩区登戸1792-2 アムクレスト向ヶ丘 1 F
黒須内科クリニック	黒須 知二	川崎市多摩区長沢 4-2-9 グリーンパレー松沢207
こう内科クリニック	洪 基哲	川崎市多摩区登戸2766-5 SKビル101
中野島北口コガワクリニック	古河 哲哉	川崎市多摩区中野島 6-26-2 F&Fハイム 2 F
コクボ診療所	國保 久光	川崎市多摩区宿河原 6-33-9-1 F
多摩クリニック	桜井 淳	川崎市多摩区布田 2-24
向ヶ丘胃腸・肛門クリニック	櫻井 丈	川崎市多摩区登戸2662-1 ブラザ向ヶ丘遊園 3 F
清水小児科クリニック	清水 晃	川崎市多摩区菅 6-13-20
稲田堤駅前脳神経外科内科クリニック	荘司 光彦	川崎市多摩区菅稲田堤 1-17-28-201
たまふれあいクリニック	鈴木 忠	川崎市多摩区枳形 2-24-6 エスペランザ枳形101号室
コハル内科	鈴木 春彦	川崎市多摩区菅 4-1-1 コントライ101号
鈴木内科医院	鈴木 雅之	川崎市多摩区登戸新町188
ベルズレディースクリニック	鈴木 由美	川崎市多摩区登戸3351-203
須田メディカルクリニック	須田 直史	川崎市多摩区南生田 4-20-2
読売ランド前すわかクリニック	諏訪 敏之	川崎市多摩区西生田 1-8-1-102
関口内科医院	関口 信哉	川崎市多摩区菅 2-8-27 第一平山ビル 1 階
高橋クリニック	高橋 章	川崎市多摩区堰 3-5-14
多摩ハートケアクリニック	高橋 延和	川崎市多摩区登戸2130-2 アトラスタワー向ヶ丘遊園208

中野島診療所	高橋 伸之	川崎市多摩区中野島4-9-1
つじ内科クリニック	辻 正人	川崎市多摩区菅仙谷4-1-5
土屋医院	土屋 広明	川崎市多摩区南生田1-12-2
てづか内科・循環器クリニック	手塚 尚紀	川崎市多摩区菅1-5-12 エピドール稲田堤1A
土井医院	土井 義之	川崎市多摩区菅北浦4-11-25
登戸クリニック	友廣 忠寿	川崎市多摩区登戸3388-3
豊田クリニック	豊田 博史	川崎市多摩区登戸3200
中込内科クリニック	中込 健郎	川崎市多摩区生田7-2-13 SKビル2F
中村クリニック	中村 健	川崎市多摩区生田6-6-5 カーサピノ1F
中村医院	中村 全	川崎市多摩区登戸新町358-1
西根医院	西根 晃	川崎市多摩区枳形1-8-38
西村クリニック	西村 真	川崎市多摩区菅2-4-2 サニーサイド202
たまこどもクリニック	野矢 淳子	川崎市多摩区登戸2948-6
原田内科クリニック	原田 契一	川崎市多摩区西生田4-16-24
藤田クリニック	藤田 毅	川崎市多摩区中野島3-14-37
牛山クリニック	瀧之上 弘道	川崎市多摩区菅馬場3-7-5
前田医院	前田 暢彦	川崎市多摩区布田10-8
前原医院	前原 真司	川崎市多摩区菅馬場1-1-27
牧野クリニック	牧野 秀樹	川崎市多摩区中野島3-27-34 パードタウン7番館1F
稲田登戸クリニック	松本 秀平	川崎市多摩区菅北浦4-3-1 オークヒルズ101号
まつもと小児クリニック	松本 廣伸	川崎市多摩区菅1-2-31 プラザクリエイト2F
水上内科医院	水上 純一	川崎市多摩区西生田3-9-26 ミノルビル2F
本橋内科クリニック	本橋 信博	川崎市多摩区宿河原3-1-6
山崎クリニック	山崎 晴義	川崎市多摩区西生田3-26-7
やまもとクリニック	山本 勝	川崎市多摩区登戸新町404 古谷ビル3F
吉田内科	吉田 博美	川崎市多摩区登戸2710-6 第2ネスト向ヶ丘202
渡辺小児科医院	渡邊 明子	川崎市多摩区栗谷3-1-1 井田ビル207
有馬病院	大沼 秀樹	川崎市宮前区有馬3-10-7
聖マリアンナ医科大学病院	尾崎 承一	川崎市宮前区菅生2-16-1
かわさき記念病院	福井 俊哉	川崎市宮前区潮見台20-1
あおやぎ内科循環器クリニック	青柳 昭彦	川崎市宮前区菅生2-1-9
宮前平医院	青山 弘毅	川崎市宮前区土橋2-1-30
鷺沼人工腎臓石川クリニック	石川 丈之	川崎市宮前区鷺沼1-10-3
さぎぬま公園クリニック	石川 雅也	川崎市宮前区鷺沼1-18-1 プレール鷺沼ヴェルエスタ203
いしだ内科外科クリニック	石田 孝雄	川崎市宮前区平4-4-1
宮崎台クリニック	泉 正紀	川崎市宮前区宮崎3-14-23
宮前平内科クリニック	伊東 克彦	川崎市宮前区宮前平2-15-2
潮見台植木クリニック	植木 茂年	川崎市宮前区潮見台6-7 グリーンヒルズ潮見台103
鷺沼透光診療所	氏家 茂樹	川崎市宮前区小台1-20-1 アン・ビジネスパーク601・602号室
薄井胃腸科外科	薄井 武人	川崎市宮前区有馬1-1-18
宮前平グリーンハイツ診療所	大熊 由美子	川崎市宮前区けやき平1-16-209
おおたけファミリークリニック	大竹 普	川崎市宮前区平1-1-4 平橋クリニックガーデン2F
大野医院	大野 祐子	川崎市宮前区馬絹1745
おおば内科クリニック	大庭 治雄	川崎市宮前区土橋3-3-1 ドゥーエ・アコルデ204
神奈川ひまわりクリニック	小野 龍太	川崎市宮前区宮前平3-3-26
小野田医院	小野田 恵一郎	川崎市宮前区馬絹526-7 第一ケーエービル
加藤クリニック	加藤 剛志	川崎市宮前区宮崎2-12-1 宮崎台プラザビル1F
かねこクリニック	金子 光延	川崎市宮前区馬絹1172-2
鎌田クリニック	鎌田 正広	川崎市宮前区平2-11-3 YOUビル1F
野川クリニック	亀谷 雄一郎	川崎市宮前区野川3021
K-クリニック	河上 哲	川崎市宮前区宮前平2-1-6
河野医院	河野 勝驥	川崎市宮前区土橋3-3-4
川原小児科	川原 千鶴子	川崎市宮前区馬絹2421-32
川本整形外科	川本 守	川崎市宮前区宮前平2-1-3

菊岡医院	菊岡 理	川崎市宮前区小台 2-22-7
木山医院	木山 博夫	川崎市宮前区けやき平 8-1
くりう内科クリニック	栗生 和幸	川崎市宮前区神木 2-2-1 宮崎台メディカルプラザA-2
宮前つばさクリニック	幸田 恭子	川崎市宮前区宮崎 6-9-5 東急宮前平ショッピングパーク 2F
こにしクリニック	小西 一男	川崎市宮前区鷺沼 1-3-13
東方医院	佐々木 健一	川崎市宮前区小台 2-6-2 ラポール宮前平 3F
佐治医院	佐治 正勝	川崎市宮前区野川 2238-7
川崎ヒューマンクリニック	白井 希明	川崎市宮前区鷺沼 1-11-6 鷺沼第1ビル 2F
宮前平すがのクリニック	菅野 雅彦	川崎市宮前区小台 2-6-6 宮前平メディカルモール 3F
鈴鹿小児科医院	鈴鹿 隆久	川崎市宮前区土橋 1-24-18
風の道クリニック	須藤 みか	川崎市宮前区野川 3134-5
たかはしクリニック	高橋 俊光	川崎市宮前区宮崎 2-13-1 ドンジョン宮崎台 1F
クリニック医庵たまプラーザ	高橋 正彦	川崎市宮前区犬蔵 2-7-1
好生堂医院	田村 俊	川崎市宮前区野川 963
宮前平健康クリニック	出川 寿一	川崎市宮前区小台 2-5-2 宮前平ハイツ 2F
こども元気!内科クリニック	手塚 勝也	川崎市宮前区野川 3000
みやびクリニック	中田 雅弘	川崎市宮前区南平台 3-17
根岸耳鼻咽喉科医院	根岸 達郎	川崎市宮前区宮前平 2-1-5
鎌田クリニック南平台	馬杉 綾子	川崎市宮前区南平台 3-30
五所塚診療所	浜島 秀典	川崎市宮前区五所塚 1-21-4
原医院	原 亨	川崎市宮前区宮崎 2-10-9 オーミヤ宮崎台ビル 1F
原クリニック	原 俊雄	川崎市宮前区鷺沼 4-10-5
福島内科医院	福島 淑隆	川崎市宮前区宮前平 2-19-9
小林外科胃腸科	藤田 美弥子	川崎市宮前区神木本町 2-2-17
北部市場クリニック	藤野 喜理子	川崎市宮前区水沢 1-1-1 川崎市中央卸売市場北部市場管理棟内
宮崎台耳鼻咽喉科	細井 広道	川崎市宮前区宮崎 2-10-8 トラペズ宮崎台 2F
本田医院	本田 智嗣	川崎市宮前区鷺沼 1-10-11
馬目整形外科・内科クリニック	馬目 晃匡	川崎市宮前区野川 122
丸田クリニック	丸田 和夫	川崎市宮前区鷺沼 3-4-5
三倉医院	三倉 亮平	川崎市宮前区宮前平 2-15-15
ニコットこどもクリニック	三森 謙一	川崎市宮前区宮崎 2-9-3 メゾン・ド・パッサハ 1階
みよしこどもクリニック	三吉 智子	川崎市宮前区土橋 6-15-1 宮前平パームハウス B-115
むとう小児科クリニック	武藤 正之	川崎市宮前区土橋 3-2-17
村上循環器科内科皮膚科	村上 康文	川崎市宮前区野川 3000 野川メディカルセンター 2F
もぎ循環器科内科医院	茂木 純一	川崎市宮前区宮崎 5-14-19
本村医院	本村 智子	川崎市宮前区東有馬 5-24-1
森島小児科内科クリニック	森島 昭	川崎市宮前区東有馬 3-15-10
宮前平第2クリニック	山田 耕永	川崎市宮前区宮前平 2-5-16 ネバーランド 3F
山本内科クリニック	山本 一哉	川崎市宮前区白幡台 1-9-10
竹中医院	山本 剛	川崎市宮前区菅生 5-5-21
クリニックのびのびキッズピア	山本 弘子	川崎市宮前区宮前平 2-15-3 ダイチビル 201
鷺沼診療所	行形 毅	川崎市宮前区有馬 1-22-16
田園都市クリニック	横田 雅史	川崎市宮前区鷺沼 1-22-7 カーサエステレーヤ 1F
麻生リハビリ総合病院	菅 直樹	川崎市麻生区上麻生 6-23-50
川崎みどりの病院	桑野 稔啓	川崎市麻生区王禅寺 1142
新百合ヶ丘総合病院	笹沼 仁一	川崎市麻生区古沢都古 255
麻生総合病院	菅 泰博	川崎市麻生区上麻生 6-25-1
たま日吉台病院	鈴木 敏夫	川崎市麻生区王禅寺 1105
柿生記念病院	関田 則昭	川崎市麻生区上麻生 6-28-20
川崎田園都市病院	邊見 仁	川崎市麻生区片平 1782
あさひファミリークリニック	朝日 洋一	川崎市麻生区百合丘 2-16-6
はるひ野内科クリニック	荒木 康史	川崎市麻生区はるひ野 4-4-1 はるひ野メディカルヴィレッジA棟 1F
池内クリニック	池内 孝夫	川崎市麻生区栗平 2-1-6 小田急マルシェ栗平 1F
ユミカ内科小児科ファミリークリニック	石川 結美香	川崎市麻生区上麻生 5-40-1

新百合ヶ丘石田クリニック	石田 一雄	川崎市麻生区上麻生1-5-2 小田急新百合ヶ丘ビル4階
いしだクリニック	石田 和彦	川崎市麻生区百合丘2-7-1
井上医院	井上 安子	川崎市麻生区白鳥3-6-12
いはらきレディースクリニック	茨木 保	川崎市麻生区はるひ野4-4-1 はるひ野メディカルヴィレッジC棟-2F
内田医院	内田 健夫	川崎市麻生区百合丘1-2-1
あさおサンフラワークリニック	太田 篤	川崎市麻生区千代ヶ丘5-7-1-204
岡崎医院	岡崎 貴美子	川崎市麻生区王禅寺東2-13-1
さくらクリニック	岡村 弘次郎	川崎市麻生区万福寺3-2-1
上麻生内科	小関 新	川崎市麻生区上麻生2-11-21
すこやかこどもクリニック	小野木 恵子	川崎市麻生区白鳥3-5-2 ガーデンヒルズ白鳥1-B
新ゆりクリニック	小野田 肇	川崎市麻生区万福寺1-8-7 パストラル新百合丘101
光中央診療所	小幡 純一	川崎市麻生区万福寺1-8-7 パストラル新百合丘1-103
おぼた小児クリニック	小幡 俊彦	川崎市麻生区千代ヶ丘4-18-12 スカイプラザ1-A
かじもと耳鼻咽喉科	梶本 正子	川崎市麻生区上麻生1-9-10
栗木台かわぐちクリニック	川口 文夫	川崎市麻生区栗木台1-2-3
北村クリニック	北村 隆信	川崎市麻生区王禅寺東3-26-6 王禅寺メディカル1F
きむら内科クリニック	木村 謙介	川崎市麻生区片平5-24-15
ゆうクリニック	木村 孝	川崎市麻生区王禅寺東5-2-9
あさお診療所	清田 実徳	川崎市麻生区上麻生2-1-10
喜里山小児クリニック	喜里山 慶子	川崎市麻生区上麻生5-38-7 サープラス柿生2F
クロキ形成外科クリニック	黒木 信雄	川崎市麻生区上麻生1-9-10
小林内科医院	小林 明文	川崎市麻生区上麻生1-9-10
ごみぶちクリニック	五味 誠	川崎市麻生区王禅寺西5-1-30 1階B
かきお駅前さいとうクリニック	齋藤 光代	川崎市麻生区上麻生6-39-35
あさお・百合クリニック	佐野 順子	川崎市麻生区虹ヶ丘1-10-1
新百合ヶ丘こどもクリニック	重永 博登志	川崎市麻生区万福寺1-2-3
しもやまこどもクリニック	下山 丈紀	川崎市麻生区百合丘1-5-4 米山ビル1F
柿生内科クリニック	菅田 文彦	川崎市麻生区上麻生5-38-10
ともクリニック	鈴木 知子	川崎市麻生区上麻生5-6-8
柿生すずき内科循環器内科	鈴木 宏行	川崎市麻生区上麻生5-23-6
新ゆり内科	高橋 央	川崎市麻生区王禅寺西4-3-8
新百合ヶ丘ステーションクリニック	高橋 啓泰	川崎市麻生区上麻生1-20-1 小田急アコルデ新百合ヶ丘5F
嶋崎内科医院	滝田 孝之	川崎市麻生区千代ヶ丘8-1-1-202
新ゆり武内クリニック	武内 宏之	川崎市麻生区上麻生1-3-5
百合ヶ丘診療所	竹岡 知子	川崎市麻生区百合丘1-16-12 サンラフレ百合ヶ丘8-101
玉川内科クリニック	玉川 恭士	川崎市麻生区白山4-1-1-119
塚本医院	塚本 房江	川崎市麻生区栗木台2-15-5
百合丘外科産婦人科	中原 大	川崎市麻生区百合丘1-14-6
たくこどもクリニック	橋本 卓史	川崎市麻生区上麻生5-6-18 泰平ビル柿生201
新ゆり山手通りこどもクリニック	東芝 直樹	川崎市麻生区万福寺6-7-2 メディカルモリノビル2階
ひらやま耳鼻咽喉科クリニック	平山 裕	川崎市麻生区万福寺6-7-2 メディカルモリノビル2階
新百合山手福本内科	福本 学	川崎市麻生区万福寺6-7-2 メディカルモリノビル206
藤木内科医院	藤木 博昭	川崎市麻生区王禅寺東1-9-3
ふるたクリニック	古田 一徳	川崎市麻生区百合丘1-19-2 司生堂ビル1階
あさおクリニック	前波 輝彦	川崎市麻生区万福寺1-8-10
百合が丘すみれクリニック	松浦 健太郎	川崎市麻生区細山2-8-7-1F
ミオ医院	三尾 英之	川崎市麻生区王禅寺東5-1-5
百合丘水野クリニック	水野 泰彦	川崎市麻生区百合丘1-16-22
みぞぶちクリニック	溝渕 昇	川崎市麻生区上麻生6-9-2 ピアシティ晃和1F
光永医院	光永 忍	川崎市麻生区百合丘1-2-2
みねき内科クリニック	峯木 仁志	川崎市麻生区東百合丘2-29-10
ニコニコこどもクリニック	宮下 好洋	川崎市麻生区はるひ野4-4-1 はるひ野メディカルヴィレッジC棟-1F
村松小児科医院	村松 芳子	川崎市麻生区王禅寺東3-29-3
耳鼻咽喉科よしだクリニック	吉田 高史	川崎市麻生区百合丘1-2-1-201

吉松クリニック	吉松 信彦	川崎市麻生区百合丘1-16-2-301
米田胃腸科外科医院	米田 禮之	川崎市麻生区王禅寺西1-24-1
新百合ヶ丘龍クリニック	龍 祥之助	川崎市麻生区古沢7
渡辺クリニック	渡邊 寛之	川崎市麻生区上麻生7-22-11
渡辺内科消化器科医院	渡辺 義郎	川崎市麻生区上麻生4-34-5

川崎市告示第162号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定により指定緊急避難場所の指定を行いましたので、同条第3項の規定に基づき別添のとおり告示します。

平成29年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

指定緊急避難場所の指定

NO	施設・場所名	住所	対象とする 異常な現象 の種類
			洪水
1	大師中学校	川崎区大師河原2-1-1	②
2	殿町小学校	川崎区殿町1-17-19	②
3	東門前小学校	川崎区東門前3-4-6	③
4	南大師中学校	川崎区四谷上町24-1	②
5	大師小学校	川崎区東門前2-6-1	②
6	四谷小学校	川崎区四谷下町4-1	③
7	川中島中学校	川崎区藤崎2-19-1	③
8	川中島小学校	川崎区川中島2-4-19	②
9	藤崎小学校	川崎区藤崎3-2-1	③
10	桜本中学校	川崎区池上新町1-2-4	③
11	田島支援学校桜校	川崎区池上新町1-1-3	③
12	さくら小学校	川崎区桜本1-9-15	③
13	臨港中学校	川崎区浜町2-11-22	③
14	大島小学校	川崎区浜町1-5-1	③
15	渡田小学校	川崎区田島町14-1	③
16	田島中学校	川崎区小田2-21-7	②
17	東小田小学校	川崎区小田5-11-20	③
18	南部防災センター	川崎区小田7-3-1	②
19	京町中学校	川崎区京町3-19-11	②
20	小田小学校	川崎区小田4-12-24	③
21	浅田小学校	川崎区浅田2-11-21	②
22	渡田中学校	川崎区渡田向町11-1	③
23	新町小学校	川崎区渡田新町3-15-1	③

24	東大島小学校	川崎区大島5-25-1	③
25	向小学校	川崎区大島4-17-1	③
26	田島小学校	川崎区渡田1-20-1	③
27	富士見中学校	川崎区富士見2-1-2	②
28	旭町小学校	川崎区旭町2-2-1	②
29	市立川崎高校・附属中学校	川崎区中島3-3-1	③
30	宮前小学校	川崎区宮前町8-13	②
31	川崎中学校	川崎区下並木50	③
32	川崎小学校	川崎区日進町20-1	③
33	京町小学校	川崎区京町1-1-4	③
34	南河原中学校	幸区中幸町4-31	③
35	南河原小学校	幸区都町18	③
36	幸町小学校	幸区中幸町2-17	③
37	御幸中学校	幸区戸手4-2-1	③
38	川崎総合科学高校	幸区小向仲野町5-1	④
39	御幸小学校	幸区遠藤町1	③
40	西御幸小学校	幸区小向西町4-30	③
41	市立幸高校	幸区戸手本町1-150	③
42	戸手小学校	幸区戸手本町1-165	②
43	塚越中学校	幸区塚越1-60	②
44	古市場小学校	幸区古市場1-1	②
45	古川小学校	幸区古川町70	②
46	下平間小学校	幸区下平間175	②
47	東小倉小学校	幸区東小倉1-1	②
48	日吉中学校	幸区北加瀬2-3-1	②
49	日吉小学校	幸区北加瀬1-37-1	②
50	南加瀬中学校	幸区南加瀬3-10-1	②
51	南加瀬小学校	幸区南加瀬4-24-1	②
52	小倉小学校	幸区小倉2-20-1	②
53	市立看護短期大学	幸区小倉4-30-1	③
54	夢見ヶ崎小学校	幸区南加瀬2-13-1	②

注) 対象施設は、次の通りとする。

洪水：②校舎、施設建物の2階以上 ③校舎、施設建物の3階以上 ④校舎、施設建物の4階以上

川崎市告示第163号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月28日から平成29年4月11日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	神木第8号線	川崎市宮前区神木2丁目12番22先 ----- 川崎市宮前区神木2丁目12番21先	3.64	63.67	
新	神木第8号線	川崎市宮前区神木2丁目12番2先 ----- 川崎市宮前区神木2丁目12番1先	4.00	63.67	隅きりを含む
旧	神木第42号線	川崎市宮前区神木2丁目12番22先 ----- 川崎市宮前区神木2丁目12番22先	5.30	3.30	
新	神木第42号線	川崎市宮前区神木2丁目12番2先 ----- 川崎市宮前区神木2丁目12番2先	5.30	3.30	隅きり部

川崎市告示第164号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月28日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月28日から平成29年4月11日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
神木第8号線	川崎市宮前区神木2丁目12番2先	隅きりを含む
	川崎市宮前区神木2丁目12番1先	
神木第42号線	川崎市宮前区神木2丁目12番2先	隅きり部
	川崎市宮前区神木2丁目12番2先	

川崎市告示第165号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている

区域を指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

平成29年3月28日

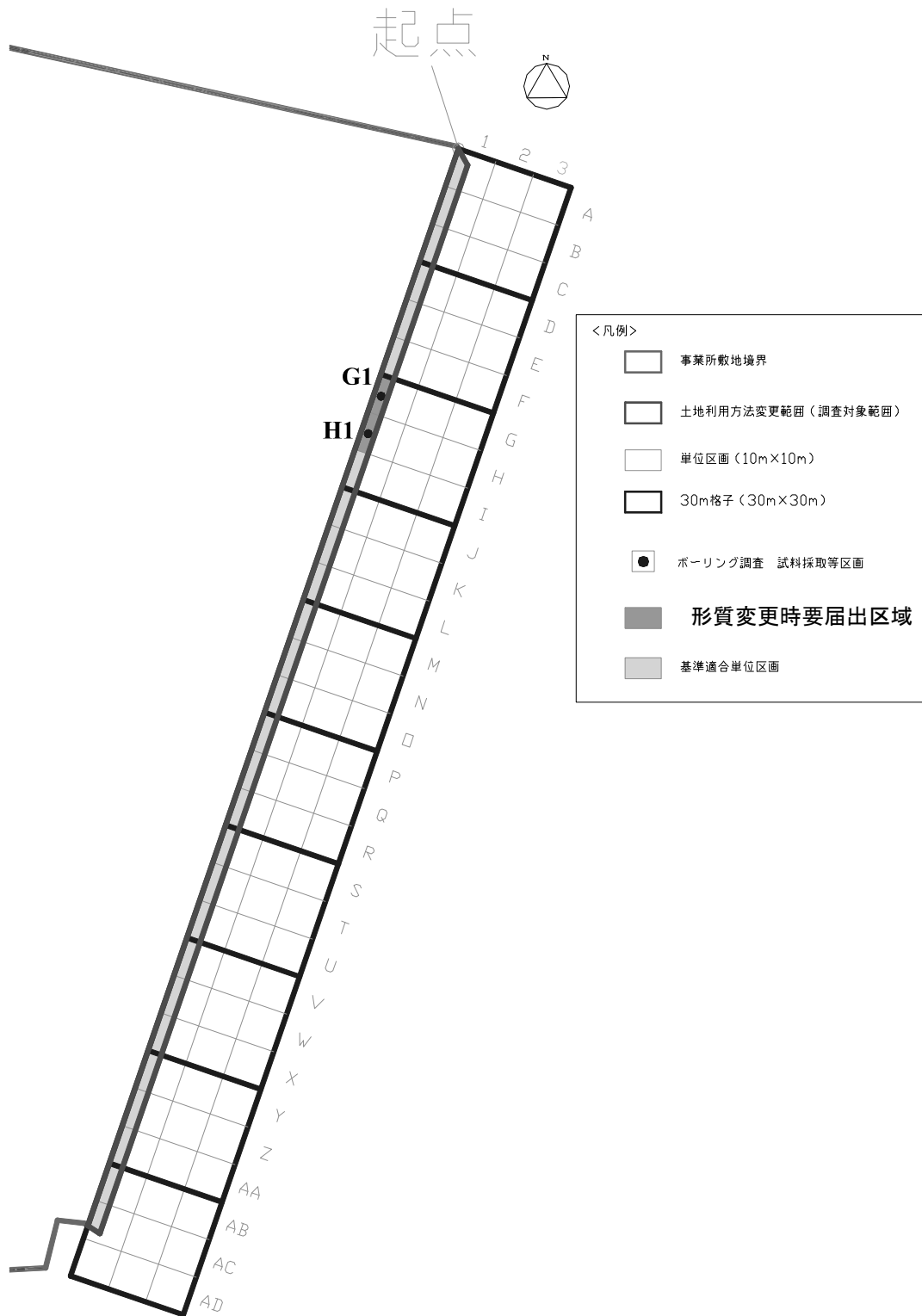
川崎市長 福田 紀彦

1 指定する区域

幸区小向東芝町4番の一部、5番の一部（地番表示）
（別図のとおり）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

ふっ素及びその化合物



別図

川崎市告示第166号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第27条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成29年3月28日

川崎市長 福田紀彦

1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

3 引取りの方法

(1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

(2) 引取りのできる日時

火曜日から金曜日までの午前11時から午後7時まで並びに土曜日及び日曜日の午前11時から午後5時まで。ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

(3) 引取りに要する費用

自転車	2,500円
原動機付自転車	5,000円
自動二輪車	10,000円

(4) 持参するもの

自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの

4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

(別紙省略)

川崎市告示第167号

地域再生法（平成17年4月1日法律第24号）第19条第2項の規定により、地域再生法人として次のとおり指定したので、告示します。

平成29年3月29日

川崎市長 福田紀彦

地域再生推進法人の名称及び住所	株式会社日本政策投資銀行 東京都千代田区大手町一丁目9番6号
-----------------	-----------------------------------

地域再生推進業務を
行う事務所の所在地

東京都千代田区大手町一丁目9
番6号

川崎市告示第168号

指定障害福祉サービスの事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありましたので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成29年3月29日

川崎市長 福田紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	廃止の年月日	事業所番号
セントラルソフト ケア株式会社	ソフトケア川崎店	川崎市川崎区小田4- 35-13	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成29年1月31日	1415000585
セントラルソフト ケア株式会社	ソフトケア鷺沼店	川崎市宮前区鷺沼1- 11-15鷺沼パレス108	居宅介護 重度訪問介護	平成29年1月31日	1415500519
株式会社アスリー ト	アイススタッフかわさき	川崎市川崎区小川町16 -11小島ビル2階	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	平成29年1月1日	1415000593

川崎市告示第169号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定を行いました

たので、同法第51条の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成29年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社ソラスト	ホームヘルプサービス ソラスト川崎	川崎市川崎区小田4- 35-13	居宅介護 重度訪問介護	平成29年2月1日	1415001112
株式会社ソラスト	ホームヘルプサービス ソラスト鷺沼	川崎市宮前区鷺沼1- 11-14 鷺沼パレス108	居宅介護 重度訪問介護	平成29年2月1日	1415500725

川崎市告示第170号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の24第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成29年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
モアナ・ビレッジ 株式会社	ラ・オハナ	川崎市多摩区西生田2 -14-21原島ビル2階 201号室	・児童発達支援 ・放課後等デイ サービス	平成29年2月1日	1455400257
ビッケル株式会 社	ハッピーテラス溝の口教 室	川崎市高津区二子6丁 目14番地10号Y T T ビ ル3階	・放課後等デイ サービス	平成29年2月1日	1455300259
株式会社メディカ ルアーツ	ホップステップスタディ 放課後等デイサービス	川崎市中原区上新城2 -8-20-2階	・放課後等デイ サービス	平成29年2月1日	1455200343

川崎市告示第171号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定

を行いましたので、同法第21条の5の24第1項の規定に基づき別表のとおり告示します。

平成29年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定の年月日	事業所番号
株式会社スイミー	フラワーキッズ さくら	川崎市高津区上作延438	・児童発達支援	平成29年3月1日	1455300143
株式会社アストラル	放課後等デイサービスあ おぞら ルピナス	川崎市宮前区野川274番 地	・放課後等デイ サービス	平成29年3月1日	1455500254
株式会社ラ・ヴィ ータ	こぼんはうすさくら 川 崎京町教室	川崎市川崎区渡田山王 町6-12ビッグガーデン 京町1階	・児童発達支援 ・放課後等デイ サービス	平成29年3月1日	1455000388
株式会社アイム	モーツアルト放課後 新 百合	川崎市麻生区王禅寺西 一丁目29番2号	・放課後等デイ サービス	平成29年3月1日	1455600260
有限会社エスエヌ 企画	ライズ児童デイサービス 南幸	川崎市幸区南幸町3- 97 リバーセンタービ ル301	・放課後等デイ サービス	平成29年3月1日	1455100170
株式会社三葉	COMPASS 発達支援 センター武蔵新城	川崎市中原区新城3- 17-9	・児童発達支援 ・放課後等デイ サービス	平成29年3月1日	1455200350

川崎市告示第172号

介護保険法によるサービス事業所等の廃止
等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、
第78条の5第2項、第82条第2項、第99条第2項、第
105条の5第2項、第115条の15第2項、若しくは第115
条の25第2項の規定又は第78条の8若しくは第91条の規
定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サ
ービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防

サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業
者若しくは指定介護予防支援事業者から廃止の届出があ
り、又は指定地域密着型介護老人福祉施設若しくは指定
介護老人福祉施設から辞退の届出があったため、同法第
78条、第78条の11、第85条、第104条の2、第115条の
10、第115条の20若しくは第115条の30の規定、又は同法
第78条の11若しくは第93条の規定に基づき告示します。

平成29年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

平成29年1月廃止等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社アスリート	1475001630	アイスタッフかわさき	川崎市川崎区小川町16 -11小島ビル2階	訪問介護 介護予防訪問介護
セントラルソフトケ ア株式会社	1475002109	ソフトケア川崎店	川崎市川崎区小田4- 35-13	訪問介護 介護予防訪問介護
セントラルソフトケ ア株式会社	1475501639	ソフトケア鷺沼店	川崎市宮前区鷺沼1- 11-14	訪問介護 介護予防訪問介護
社会福祉法人セイワ	1475200166	介護老人福祉施設すみ よし	川崎市中原区木月祇園 町2-1	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型 通所介護

川崎市告示第173号

介護保険法によるサービス事業者等の指定等について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項本文、若しくは第58条第1項の規定又は第94条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、若しくは指定介護予防支援事業者を指定し又は介護老人保健施設を許可したので、同法第78条、第78条の11、第85条、第93条、第115条の10、第115条の20、若しくは第115条の30の規定又は第104条の2の規定に基づき告示します。

平成29年3月29日

川崎市長 福田紀彦

平成29年3月1日指定等

事業者の名称	事業所番号	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
株式会社真成コーポレーション	1475302814	訪問介護 ひめしやら	川崎市高津区久地一丁目19番8号ガーデンパレス華1階	訪問介護
医療法人社団神天会	1465490180	登戸メディケア訪問看護リハビリステーション	川崎市多摩区登戸新町432番地 リビエール井田203号	訪問看護居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防居宅療養管理指導
メイライフ合同会社	1475601983	訪問介護ステーション・虹の風	川崎市麻生区岡上286番地6-1F	訪問介護 介護予防訪問介護
パナソニックエイジフリー株式会社	1495200360	パナソニック エイジフリーケアセンター川崎上平間・小規模多機能	川崎市中原区上平間283-1	小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

川崎市告示第174号

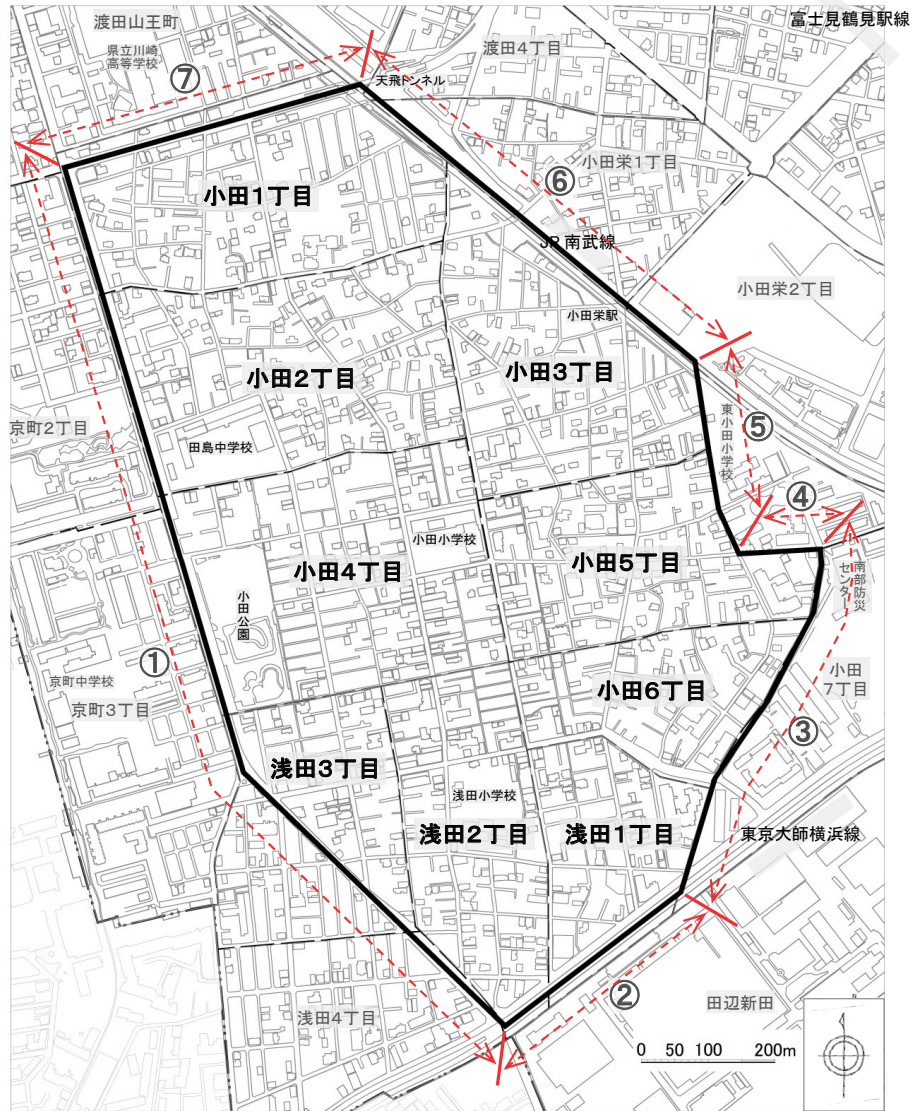
不燃化重点対策地区の指定

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成28年川崎市条例第89号）第5条第1項の規定に基づく不燃化重点対策地区を別図1、2のとおり指定します。

平成29年3月30日

川崎市長 福田紀彦

別図1 川崎区小田周辺地区



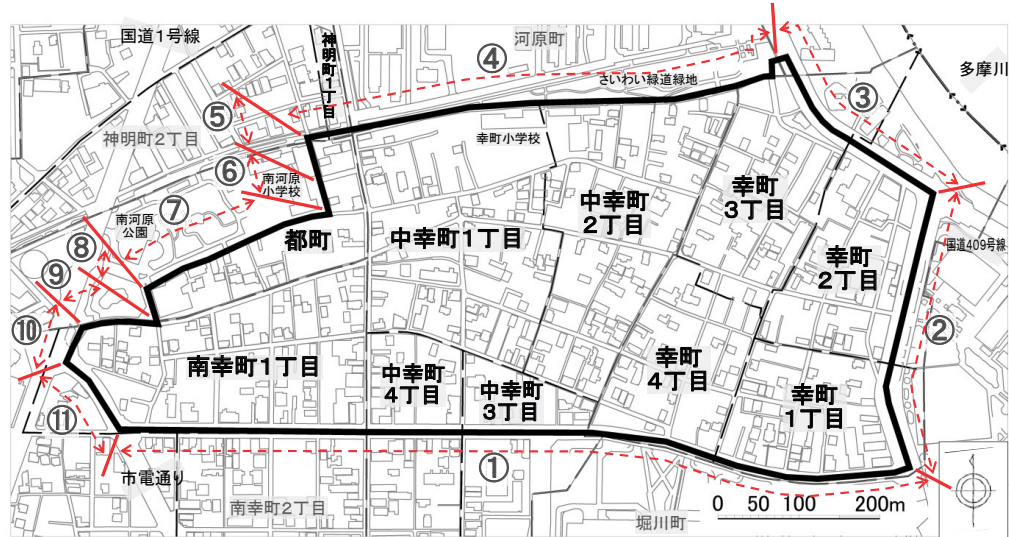
凡例

対象区域 (面積: 約9.1ヘクタール)

〔 小田1丁目の一部、小田2丁目、小田3丁目、小田4丁目、小田5丁目の一部、
小田6丁目、浅田1丁目、浅田2丁目、浅田3丁目の一部 〕

図示した境界線の 範囲の番号	境界線の位置	備考
①	道路の中心線	市道川崎1号線
②	道路の中心線	主要地方道東京大師横浜線 (産業道路)
③	道路の中心線	市道小田32号線
④	道路の中心線	市道小田70号線
⑤	道路の中心線	市道小田31号線
⑥	線路敷きの南側側線	JR南武線等
⑦	道路の中心線	市道貝塚京町線

別図2 幸区幸町周辺地区



凡例

対象区域 (面積: 約37ヘクタール)

幸町1丁目の一部、幸町2丁目の一部、幸町3丁目の一部、幸町4丁目、
 中幸町1丁目、中幸町2丁目、中幸町3丁目の一部、中幸町4丁目の一部、
 南幸町1丁目の一部、都町の一部、神明町1丁目の一部

図示した境界線の 範囲の番号	境界線の位置	備考
①	道路の中心線	市道幸6号線
②	道路の中心線	主要地方道川崎府中線 (府中街道)
③	道路の中心線	国道409号線 (府中街道)
④	都市計画施設の南側側線	さいわい緑道緑地
⑤	道路の中心線	市道都町3号線
⑥	学校敷地の東側側線	市立南河原小学校
⑦	道路の中心線	市道都町6号線
⑧	道路の中心線	市道都町2号線
⑨	道路の中心線	市道南幸町18号線
⑩	道路 (側道) の中心線	国道1号線
⑪	道路の中心線	市道幸7号線 (市電通り)

川崎市告示第175号

川崎市都市計画区域区分の変更に伴い、平成15年川崎市告示第579号に規定する別表第1及び別表第2の区域を変更したので、同告示の一部を次のように改正する。

なお、その関係図書は川崎市まちづくり局指導部建築

管理課において一般の縦覧に供する。

平成29年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

別表第1を次のように改める。

区 域		法第52条第1項第7号の規定に基づく数値	法第53条第1項第6号の規定に基づく数値	法第56条第1項第1号による別表第3(に)欄5の項の規定に基づく数値	法第56条第1項第2号ニの規定に基づく数値		
黒川上		1	10分の8	10分の4	1.25	1.25	
黒川東		2	10分の8	10分の4	1.25	1.25	
片平・栗木		3	10分の8	10分の4	1.25	1.25	
岡上		4	10分の8	10分の4	1.25	1.25	
古沢・五力田	イ	口を除く区域	5	10分の8	10分の4	1.25	1.25
	ロ	都市計画道路3・4・4号世田谷町田線の境界並びに小田急電鉄小田原線及び多摩線の軌道の中央から50m以内の区域等	6	10分の20	10分の6	1.25	1.25
上麻生・下麻生	イ	口を除く区域		10分の8	10分の5	1.25	1.25
	ロ	都市計画道路3・5・14号野川柿生線の境界から50m以内の区域	8	10分の20	10分の6	1.25	1.25
細山		9	10分の8	10分の4	1.25	1.25	
早野	イ	口を除く区域	10	10分の8	10分の4	1.25	1.25
	ロ	都市計画墓園早野聖地公園	11	10分の5	10分の3	1.25	1.25
王禅寺	イ	口、ハ及びニを除く区域	12	10分の8	10分の4	1.25	1.25
	ロ	都市計画道路3・4・9号尻手黒川線の境界から50m以内の区域等	13	10分の20	10分の6	1.25	1.25
	ハ	都市計画公園川崎市制60周年記念総合公園	14	10分の5	10分の3	1.25	1.25
	ニ	都市計画ごみ焼却場王禅寺ごみ焼却場	15	10分の20	10分の6	1.5	2.5
潮見台	イ	口を除く区域	16	10分の8	10分の4	1.25	1.25
	ロ	都市計画道路3・4・9号尻手黒川線の境界から50m以内の区域	17	10分の20	10分の6	1.25	1.25
上作延		18	10分の5	10分の3	1.25	1.25	
新作	イ	口を除く区域	19	10分の8	10分の5	1.25	1.25
	ロ	都市計画道路3・5・13号子母口宿河原線の境界から50m以内の区域	20	10分の20	10分の6	1.25	1.25
久末		21	10分の8	10分の5	1.25	1.25	
浮島		22	10分の20	10分の6	1.5	2.5	
上記以外の区域		23	10分の5	10分の3	1.25	1.25	

備考

- 1 この表中の1から23までは、関係図書に表示する1から23までとする。
- 2 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第1条第1号に規定する温室の用に供する敷地については、この表に定める数値のうち法第53条第1項第6号の規定に基づく数値は10分の7とする。
- 3 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第3号に規定する建築物、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の用に供する施設である建築物、社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業又は更生保護事業法（平成7年法律第86号）による更生保護事業の用に供する施設である建築物、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所の用に供する施設である建築物及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する施設である建築物の敷地（この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に、これらの用途以外からこれらの用途に変更する建築物の敷地及び新築する建築物の敷地を除く。）については、次のとおりとする。
 - (1) 法第52条第1項第7号の規定に基づく数値は、こ

の表中10分の8とあるのは10分の10とする。ただし、施行日において容積率が、10分の8を超えていない敷地及び10分の40を超えている敷地については、この限りでない。

- (2) 法第53条第1項第6号の規定に基づく数値は、この表中10分の4とあるのは10分の5とする。ただし、施行日において建ぺい率が、10分の4を超えていない敷地及び10分の7を超えている敷地については、この限りでない。
- (3) 法第56条第1項第1号による法別表第3（に）欄5の項の規定に基づく数値は、この表中1.25とあるのは1.5とする。ただし、施行日において、1.25による道路斜線（法第56条第1項第1号の規定による高さを用いる。以下同じ。）を超えていない建築物の部分及び1.5による道路斜線を超えている建築物の部分については、この限りでない。
- (4) 法第56条第1項第2号ニの規定に基づく数値は、この表中1.25とあるのは2.5とする。ただし、施行日において、1.25による隣地斜線（法第56条第1項第2号の規定による高さを用いる。以下同じ。）を超えていない建築物の部分及び2.5による隣地斜線を超えている建築物の部分については、この限りでない。

別表第2

法第52条第2項第3号の規定に基づく区域			法第52条第2項第3号の規定に基づく数値	
黒川上			1	10分の4
黒川東			2	10分の4
片平・栗木			3	10分の4
岡上			4	10分の4
古沢・五力田	イ	口を除く区域	5	10分の4
	ロ	都市計画道路3・4・4号世田谷町田線の境界並びに小田急電鉄小田原線及び多摩線の軌道の中央から50m以内の区域等	6	10分の4
上麻生・下麻生	イ	口を除く区域	7	10分の4
	ロ	都市計画道路3・5・14号野川柿生線の境界から50m以内の区域	8	10分の4
細山			9	10分の4
早野	イ	口を除く区域	10	10分の4
	ロ	都市計画墓園早野聖地公園	11	10分の4
王禅寺	イ	ロ、ハ及び別表第1の王禅寺区域のニを除く区域	12	10分の4
	ロ	都市計画道路3・4・9号尻手黒川線の境界から50m以内の区域等	13	10分の4
	ハ	都市計画公園川崎市制60周年記念総合公園	14	10分の4

潮見台	イ	口を除く区域	16	10分の4
	ロ	都市計画道路3・4・9号尻手黒川線の境界から50m以内の区域	17	10分の4
上作延			18	10分の4
新作	イ	口を除く区域	19	10分の4
	ロ	都市計画道路3・5・13号子母口宿河原線の境界から50m以内の区域	20	10分の4
久末			21	10分の4

備考

この表中の1から8まで、9から14まで及び16から21までは、関係図書に表示する1から8まで、9から14まで及び16から21までとする。

川崎市告示第176号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年3月30日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
川崎都市計画区域の区域
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年3月30日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画都市再開発の方針の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
川崎都市計画区域の市街化区域の区域
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第178号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年3月30日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
川崎都市計画区域の区域
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第179号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年3月30日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画防災街区整備方針の決定
- 2 都市計画を定める土地の区域
川崎都市計画区域の市街化区域の区域
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第180号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計

画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年 3月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 市街化区域に追加する部分
川崎市 高津区 久末地内
麻生区 王禅寺東3丁目、細山、細山7丁目、片平4丁目、片平、栗木台1丁目、栗木、黒川及び岡上地内
 - (2) 市街化調整区域に追加する部分
川崎市 川崎区 殿町3丁目地内
麻生区 細山、細山7丁目、細山8丁目、はるひ野2丁目、黒川及び岡上地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第181号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年 3月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画用途地域の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
川崎市 川崎区 殿町3丁目地内
高津区 久末及び下作延地内
麻生区 王禅寺東3丁目、細山、細山7丁目、細山8丁目、はるひ野2丁目、片平4丁目、片平、栗木台1丁目、栗木3丁目、栗木、黒川及び岡上地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第182号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年 3月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画高度地区の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
川崎市 川崎区 殿町3丁目地内
高津区 久末及び下作延地内
麻生区 王禅寺東3丁目、細山、細山7丁目、細山8丁目、はるひ野2丁目、片平4丁目、片平、栗木台1丁目、栗木3丁目、栗木、黒川及び岡上地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同法第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年 3月30日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
川崎市 麻生区 黒川地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第184号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定により、都市計画マスタープラン全体構想（川崎市の都市計画に関する基本的な方針）を改定したので、次のとおり告示し、この図書を公衆の縦覧に供します。

平成29年 3月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 図書の種類及び名称

川崎市都市計画マスタープラン全体構想

2 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第185号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する
条例施行規則に規定する調査の方法並びに
処理対策の方法及び管理の方法

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）第70条第1項第4号に規定する調査の方法を別記1のとおり、同規則第72条第3項に規定する処理対策の方法及び管理の方法並びに同規則第72条の2第2項に規定する管理の方法を別記2のとおり定め、平成29年4月1日から適用し、平成23年川崎市告示第482号は、同日から廃止する。

平成29年 3月30日

川崎市長 福 田 紀 彦

別記 1

土 壌 調 査 方 法

この土壌調査方法は、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第70条第1項第4号に規定する土壌汚染の調査手法及び規則第73条第2項に規定する効果確認調査方法について、必要な事項を定めるものである。

土壌調査は、原則として、土地改変等の機会をとらえて、事業者又は土地所有者が実施する。ただし、一般の周辺環境（大気、公共用水域及び地下水等）への汚染が認められる場合等必要と認められる場合は、土地改変等の機会以外であっても調査の対象とする。

土壌調査の実施に当たっては、特定有害物質等の物理化学的性質、対象地及び周辺地の状況、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて適当な調査計画を策定することが望ましい。なお、特定有害物質等の物理化学的性質を考慮した一般的な調査手順は次のとおりである。

規則第70条第1項第1号ア(ア)に規定する重金属等（ダイオキシン類を除く。）は、土壌・地下水の汚染がもつばら自然的原因による場合があること、一般に土壌中の移動性は小さいが対象地の状況等や油等共存する物質によっては、汚染が広がるおそれがあること等に十分留意しつつ、資料等調査において既存資料等調査（対象地の既設井戸による地下水調査等を含む。）、詳細調査において表層土壌調査（表土調査）、ボーリング調査及び地下水調査を行うものとする。なお、重金属等（ダイオキシン類を除く。）に区分される物質のうち、シアン化合物、有機燐化合物、PCB、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物は、化学的に重金属ではないが、調査手法の区分から重金属等（ダイオキシン類を除く。）に分類した。土壌中における重金属等（ダイオキシン類を除く。）の挙動は、その物理化学的な性状及び媒体となる土壌の性状により異なるが、一般に、重金属等（ダイオキシン類を除く。）は、水に溶けにくく、かつ土壌に吸着されやすいため、地下へ浸透した重金属等（ダイオキシン類を除く。）は、地表面近くの土壌中に存在し、深部まで拡散していないことが多い。しかし、土壌の吸着能を超える負荷が生じた場合又は六価クロムやシアン等のように水に対する溶解度が高く、移動性の高い物質の場合、雨水等の浸透とともに、地下深部まで拡散することがある。

ダイオキシン類は、廃棄物等の焼却の時、非意図的に形成される物質で、ばいじん等として大気に排出され地表面に落ちてくる。水には溶けにくい物質であり、降雨等でも地下にあまり浸透せず、地表面の土壌に蓄積される傾向があるため、この点を考慮して調査する必要がある。

規則第70条第1項第1号ア(イ)に規定する揮発性有機化合物については、揮発性が高く、液状で粘性が小さいという物理化学的性質を有しているため、重金属等とは異なる挙動を示し、地下水の水位の変動等様々な要因によりその影響範囲が変動するおそれがあること等に十分留意しつつ、資料等調査において既存資料等調査（対象地の既設井戸による地下水調査等を含む。）、詳細調査において表層土壌調査（土壌ガス調査）、ボーリング調査及び地下水調査を行うものとする。揮発性有機化合物による土壌・地下水の汚染機構は、その多くが地表面又はその近くから地下に浸透して土壌や地下水を汚染させるものである。土壌中に浸透した揮発性有機化合物は、一部が土壌間隙中に滞留し、土壌汚染を引き起こすが、表層土壌では、空气中に揮発しやすい。また、粘性が低く、比重が水より重いので不透水層の直上に滞留して地下水中に溶出し、地下水汚染を引き起こす。ただし、ベンゼンについては、他の揮発性有機化合物と異なり、水よりも比重が軽く、また、油に含まれるため、油分とともに地下に浸透することが多いことから、地下水面の上部に存在し、移動しやすいことに留意する必要がある。揮発性有機化合物は、その物理化学的特性により土壌・地下水汚染の分布範囲が重金属等による汚染に比べて広がりやすいこと、地下環境下において分解速度は遅いものの生物的又は化学的に分解され、異なる物質が生成されること等に留意する必要がある。

1 詳細調査

規則第70条第1項第1号に規定する詳細調査は、資料等調査の結果により特定有害物質等による土壌の汚染のおそれのある場合、対象地の既設井戸において地下水汚染がみられる場合等を実施する。詳細調査は、表層土壌調査（表土調査、土壌ガス調査）、ボーリング調査及び地下水調査を行う。なお、特定有害物質等の物理化学的性質、対象地及び周辺地の状況、汚染の程度や広がり、影響の態様等に応じて適当な調査計画を策定し、実施することが望ましい。

農薬に係る物質（有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P N）、

1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン及びピチオベンカルブをいう。以下同じ。)については、これらを農用地(非農用地であっても農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用に基づき農薬が施用されている場所を含む。)で施用する場合には、農薬取締法により使用方法等の規制等が行われている。ただし、資料等調査の結果、不適正な処理や事故等が認められる場合に、重金属等及び揮発性有機化合物の区分に従い、詳細調査を行うものとする。また、農用地以外のいわゆる市街地においては、これらの物質の製造、運搬、保管中の事故等本来の目的以外で漏出した場合で、土壌・地下水汚染のおそれがあると考えられる場合に、農用地と同様に詳細調査を行うものとする。

調査結果の報告については、表層土壌調査(表土調査、土壌ガス調査)、ボーリング調査及び地下水調査を実施した場合に、速やかに、規則第70条第2項第1号の規定により第28号様式に各調査結果の内容を添付して、市長に報告するものとする。

(1) 表層土壌調査

規則第70条第1項第1号アに規定する表層土壌調査は、資料等調査の結果により明らかに汚染の可能性がない場合を除き、対象地における表層土壌の汚染の有無を確認するため、重金属等については表土調査を公定法等により実施、揮発性有機化合物については土壌ガス調査を実施する。ただし、引き続き、ボーリング調査を行う予定があり、汚染源である範囲を絞り込むことを目的とする場合には、試料の測定方法として適当な簡易測定法を用いてもよい。この場合、汚染の評価は相対的なものとなる。なお、揮発性有機化合物については、土壌ガス調査の結果を基に、ボーリング調査を実施するものとする。

ア 表土調査(ダイオキシン類を除く。)

規則第70条第1項第1号ア(ア)に規定する重金属等についての表土調査の方法は、次のとおりとする。

(ア) 調査区画の設定

a 単位区画の設定

調査は、対象地を区画して行うものとする。

この場合における区画は、対象地の最も北にある地点(当該地点が複数ある場合には最も東にある地点。以下「起点」という。)を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10mの間隔で引いた線により設定する。ただし、区画された対象地(以下「単位区画」という。)の数が最も少なく、かつ、起点を支点として右に回転させた角度が最も小さくなるように回転させて得られる線により単位区画を設定することができ、隣接する単位区画の面積の合計が130㎡を超えないときは、一つの単位区画とすることができる。ただし、当該単位区画を、当該対象地を区画する線に垂直に投影したときの長さは20mを超えてはならない。

b 30m格子の設定

対象地を区画する線であって起点を通るもの及びこれらと平行して30m間隔で引いた線により分割された対象地のそれぞれの部分(以下「30m格子」という。)を設定するものとする。

c 土壌汚染のおそれの分類

対象地内の土地について土壌汚染が存在するおそれを次の3種類に分類するものとする。この場合において、対象地の利用状況又は現在取り扱い、若しくは過去に取り扱っていた特定有害物質等の製造、使用、保管若しくは処理の状況その他の対象地における土壌又は地下水の特定有害物質等による汚染のおそれを推定するための有効な情報を、調査実施者が容易に入手できると認められる範囲内で把握して分類するものとする。

(a) 当該土地が特定有害物質等を取り扱ったおそれがある事業所(以下「事業所」という。)において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地

土地の用途としては、従業員の福利厚生目的等事業目的の達成以外のために利用している土地であり、具体的には、専ら次の用途のみに利用されていた土地がこれに該当する。

(例) 山林、緩衝緑地、従業員の居住施設や駐車場、グラウンド、体育館、未利用地等

(b) 当該土地が事業所において事業の用に供されていない旨の情報その他の情報により、土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地

土地の用途としては、事業目的の達成のために利用している土地であって特定有害物質等の使用施設及びその関連施設等の敷地以外の土地であり、具体的には、専ら次の用途のみに利用されていた土地で、直接に特定有害物質等を取り扱っていない土地がこれに該当する。

(例) 事務所(就業中の従業員が出入りできるものに限る。)、作業場、資材置き場、倉庫、従業員用・作業車用通路、事業用の駐車場、中庭等の空き地(就業中の従業員が出入りできるものに限る。)、複数の工場棟を有する場合において特定有害物質等の使用施設

と一連の生産プロセスを構成していない工場棟の敷地等

(c) (a)及び(b)に掲げる土地以外の土地

土壤汚染が存在するおそれがあると認められる土地であり、例えば、直接に特定有害物質等を取り扱ったことがある土地として、専ら次の用途に利用されていた土地がこれに該当する。

(例) 特定有害物質等の使用施設及びそれを設置している建物、特定有害物質等の使用施設とつながっている配管、特定有害物質等の使用施設と配管でつながっている施設及びその建物、特定有害物質等の使用施設及びその関連施設の排水管及び排水処理施設、特定有害物質等を使用する作業場、特定有害物質等を保管する倉庫、特定有害物質等の浸透・埋設場所等

d 調査地点の配置

対象地について、調査対象物質ごとに土壤汚染のおそれの程度に応じて、表土調査を実施する。

(イ) 土壤試料の採取及び測定

a 採取方法

(a) 土壤汚染が存在するおそれがあると認められる土地で実施する場合 ((7) c (c)の土地)

(7) c (c)の土地を含む単位区画 (100㎡) (以下「個別調査区画」という。)ごとに採取地点を配置し、土壤汚染のおそれが高い地点の表層(地表から5cm)の土壤と、表層下5cmから50cmまでの深さの土壤を採取し、これら2種類の深さの土壤の重量が均等になるように混合して試料とする。

(b) 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地で実施する場合採取方法 ((7) c (b)の土地)

30m格子内にある土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地を含む単位区画(個別調査区画を除く。以下「一部対象区画」という。)のうちの5つの単位区画を選定し、選定した各単位区画の中心の1点に採取地点を配置し、表層(地表から5cm)の土壤と、表層下5cmから50cmまでの深さの土壤を採取し、2種類の深さの土壤の重量が均等になるように混合する。その後、各地点で採取し混合した試料を、それぞれの重量が均等になるように混合する。

なお、30m格子内にある単位区画の数が5つ以下である場合はすべての一部対象区画の各1地点で、試料採取地点の表層(地表から5cm)の土壤と、表層下5cmから50cmまでの深さの土壤を均等になるよう採取し、これら2種類の深さの土壤の重量が均等になるように混合する。その後、各地点で採取し混合した試料を、それぞれの重量が均等になるように混合する。

(c) 土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地の場合 ((7) c (a)の土地)

試料採取等を行わないものとする。

※試料採取地点の配置方法を図1-1に示す。

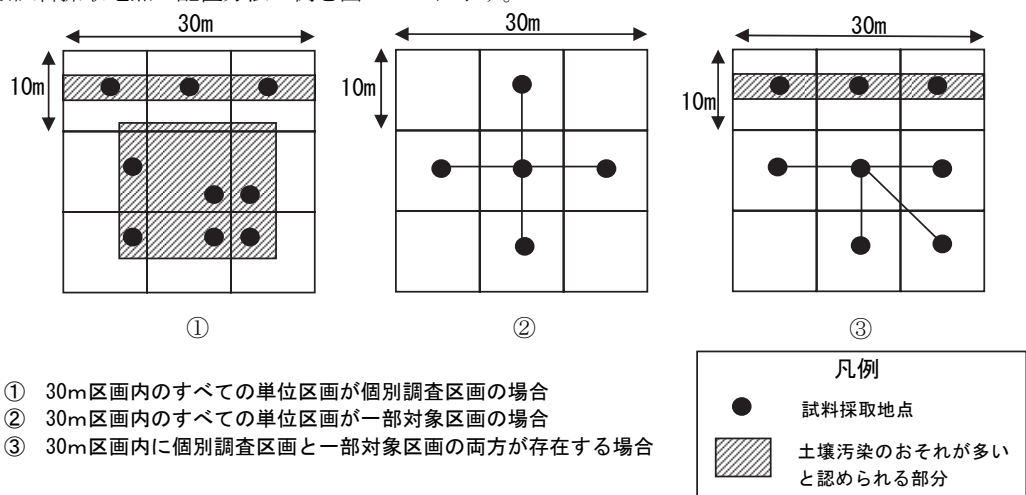


図1-1 試料採取地点の配置方法の例(重金属等(ダイオキシン類を除く。))

b 測定

(a) 測定項目

原則として、重金属等（ダイオキシン類を除く。）のすべてについて溶出試験を行う。また、カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物については、含有量も測定する。なお、資料等調査の結果により、明らかに汚染のおそれのない物質は、測定項目の対象から除外してもよい。

農業に係る物質（有機燐化合物、チウラム、シマジン及びチオベンカルブ）については、資料等調査の結果、不適正な処理や事故等が認められる場合に、測定を行うものとする。

(b) 測定方法

汚染の有無や評価をする場合には公定法を用いる。汚染範囲を推定する場合等には簡易測定法を用いることができる。

① 公定法

・溶出試験

土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第6条第3項第4号の規定に基づく土壤溶出量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第18号）に定める方法による。

・含有量試験

土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第6条第4項第2号の規定に基づく土壤含有量調査に係る測定方法（平成15年環境省告示第19号）に定める方法による。

② 簡易測定法

簡易測定法としては、簡易分光光度法（カドミウム、全シアン、鉛、総水銀等）や簡易比色法（全シアン、六価クロム等）等がある。現地で直ちに測定結果が得られるが、その精度や測定結果は、相対的なものである。

(c) 分析回数

分析誤差をなくすため、試料液の調製から3連以上分析することが望ましい。また、3連以上分析した場合、分析値は平均値とするが、明らかに異常値がある場合は、異常値を省く。

(d) 分析機関

分析を外部に委託する場合は、公的計量機関又は計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者で行う。

(e) クロスチェック

市長は、事業者又は土地所有者に対し、必要に応じてクロスチェックを指示できる。

(ウ) 調査結果の評価

a (イ) a (a)で実施した調査結果

(イ) a (a)の試料について測定した結果が規則第71条に規定する土壤汚染に関する基準（以下「土壤汚染に関する基準」という。）に適合しなかったときは、当該試料を採取した地点を含む単位区画を土壤汚染に関する基準に適合しない単位区画とみなす。

b (イ) a (b)で実施した調査結果

(イ) a (b)の試料について測定した結果が土壤汚染に関する基準に適合しなかったときは、基準に適合しなかった項目について、当該30m格子内の一部対象区画のすべてについて、1箇所ずつ試料採取地点を配置して追加的な試料採取及び測定を行う（図1-2）。試料採取は単位区画ごとに表層（地表から5cm）の土壤と、表層下5cmから50cmまでの深さの土壤を採取し、これら2種類の深さの土壤の重量が均等になるように混合して試料とする。また、測定は(イ) bと同様の方法により行う。なお、(イ) a (b)で既に採取した各地点の試料においては、地点間で混合をせずに、速やかに利用する。

測定した結果が土壤汚染に関する基準に適合しなかったときは、当該試料を採取した地点を含む単位区画を土壤汚染に関する基準に適合しない単位区画とみなす。

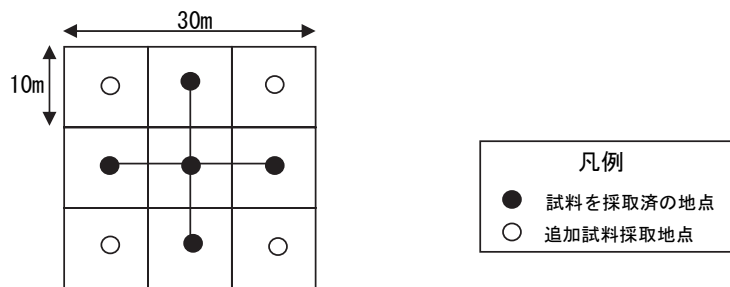


図 1 - 2 30m格子内の一部対象区画における試料採取地点の配置方法の例
(重金属等(ダイオキシン類を除く。))

- (イ) 表土調査の留意事項
 - a 資料等調査により、特定有害物質等及び対象地における特定有害物質等の移動経路について整理し、十分な知見を得ておく。
 - b 建築物やアスファルト舗装による被覆地がある場合、それらの位置関係を考慮して、調査地点を決定する。場合によっては、床コンクリートや舗装アスファルトを削孔した後に必要な深さの孔を開け、表土調査を実施する。
 - c 採取深度は、資料等調査結果から、対象地について盛土等を行っている場合が明らかな場合は、その結果を踏まえて設定する。
 - d (イ) a (b)により混合試料を作成する場合に、下層の土壌が表層に部分的に露出している場合等があるので、異なる性質の土壌を用いて混合試料を作成しないように留意する。
 - e 土壌中の重金属等の溶出特性は、環境により変化することが多いため、試料の採取においては、原位置における環境の状態を可能な限り保存できるようにする。
 - f 土壌試料を採取した状況について、採取日、採取地点名、採取機関名を明示して写真にて記録し、保存する。
 - g 採取した土壌試料は、単位区画の調査結果の評価がなされるまでの間は単位区画ごとで採取した状態で、特定有害物質等の分解、揮散に注意し、保存する。
 - h アスファルトやコンクリート舗装による被覆地の場合は、被覆面をはがして露出する土壌の位置を地表とみなして、土壌の試料を採取する。
 - i 地下ピットや配管からの漏洩に起因する土壌汚染は、表土調査により発見することが困難である。このような場合には、漏洩が発生しているおそれがある地点を資料等調査により絞り込んだ後、ボーリング調査により表層土壌のほか、深部土壌の試料の採取測定を行うことにより、土壌汚染の有無を判断する。
 - j 重金属等による汚染以外に揮発性有機化合物が存在する複合汚染の場合には、土壌中における両者の存在形態の違いや物質の特性を十分に理解の上、調査地点、深度及び採取・保存方法を決定する。
 - k 疎水性や脂溶性の物質やこれらの形態にある特定有害物質等は、油分の存在により移動性が変化する場合や高濃度地点が異なる場合があるため、油分が共存する場合には、試料採取地点、深度及び採取・保存方法の決定にあたって留意する。
 - l 試料の容器、試料の取扱い等については、公定法に示すところによるほか、規格K0094を参考に試料及び容器の汚染及び変質がないように十分留意する。
 - m (ア)から(ウ)までに示す方法のほか、土壌汚染対策法施行規則第3条、第4条、第6条、第7条の規定に準じた方法で実施する。
 - n 溶出試験の結果の定量限界は、重金属等(ダイオキシン類を除く。)の種類ごとに表1-1の右欄に掲げる数値以下とする。
 - o 含有量試験の結果の定量限界は、重金属等(ダイオキシン類を除く。)の種類ごとに表1-2の右欄に掲げる数値以下とする。

表1-1 重金属等(ダイオキシン類を除く。)の溶出試験に係る測定結果の定量限界

重金属等の種類(ダイオキシン類を除く。)	定量限界
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウムとして0.001ミリグラム
シアン化合物	検液1リットルにつきシアンとして0.1ミリグラム
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	検液1リットルにつき0.1ミリグラム
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛として0.001ミリグラム
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロムとして0.02ミリグラム
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素として0.001ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム
アルキル水銀化合物	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム
P C B	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム
チウラム	検液1リットルにつき0.0006ミリグラム
シマジン	検液1リットルにつき0.0003ミリグラム
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.002ミリグラム
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレンとして0.001ミリグラム
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素として0.1ミリグラム
ふっ素及びその化合物	検液1リットルにつきふっ素として0.08ミリグラム

表1-2 重金属等(ダイオキシン類を除く。)の含有量試験に係る測定結果の定量限界

重金属等の種類(ダイオキシン類を除く。)	定量限界
カドミウム及びその化合物	土壌1キログラムにつきカドミウムとして10ミリグラム
シアン化合物	土壌1キログラムにつきシアンとして5ミリグラム
鉛及びその化合物	土壌1キログラムにつき鉛として10ミリグラム
六価クロム化合物	土壌1キログラムにつき六価クロムとして10ミリグラム
砒素及びその化合物	土壌1キログラムにつき砒素として10ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	土壌1キログラムにつき水銀として1ミリグラム
セレン及びその化合物	土壌1キログラムにつきセレンとして10ミリグラム
ほう素及びその化合物	土壌1キログラムにつきほう素として100ミリグラム
ふっ素及びその化合物	土壌1キログラムにつきふっ素として100ミリグラム

イ 表土調査 (ダイオキシン類)

規則第70条第1項第1号ア(イ)に規定する重金属等のうちダイオキシン類の表土調査の方法は、次のとおりとする。

(イ) 調査範囲

調査範囲は、焼却施設等のダイオキシン類を発生するおそれがある施設（以下「ダイオキシン類発生施設等」という。）が設置されていた場所及び設置場所から5mまでの土地とする。ただし、ダイオキシン類発生施設等が設置されていた場所及び設置場所から5mまでの土地がすべて施設設置時からコンクリート等で覆われており、かつ設置場所から10mまでの土地に裸地がある場合は、当該裸地を調査範囲に含める。

(ロ) 試料の採取

調査範囲から汚染のおそれが高い地点を選定し、原則として5地点混合方式で1検体以上の調査を行う。検体数は、単位区画を設定した場合は、ダイオキシン類発生施設等を中心として設定した30m格子で1検体、単位区画を設定しなかった場合は、900m²で1検体を原則とするが、ダイオキシン類発生施設等の構造、使用状況等を考慮して試料を採取する。

(ハ) 採取方法

採取方法は、次のいずれかの方法で行う。

a 単位区画を設定して調査を行う場合

30m格子から、汚染のおそれがより高い単位区画を5区画選定し、5地点混合方式により1検体を採取する。ただし、汚染のおそれがより高い単位区画が4区画以下になる場合は、その区画の中から5地点を選定し、5地点混合方式により1検体を採取する。

b 単位区画を設定しないで調査を行う場合

ダイオキシン類発生施設等を中心として、4方向の約5m～10mの4地点を選定し、5地点混合方式により1検体を採取する。ただし、建屋や裸地の状況等により、4方向以外で試料採取に適切と判断できる地点があれば、その地点から採取することもできる。

(ニ) 汚染範囲の確定

調査の結果、ダイオキシン類の濃度が土壤汚染に関する基準（1,000pg-TEQ/g）に適合しない汚染が判明した場合は、適合しなかった区画及びそれに隣接する単位区画について、ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル（環境省）に基づく範囲確定調査を行い、汚染範囲を確定する。

汚染範囲の確定は、次のいずれかの方法で行う。

a 単位区画を設定して調査を行った場合

土壤汚染に関する基準に適合しなかった区画について、単位区画ごとに原則として中心から約3mの4方向を採取し、5地点混合方式により試料採取を行う。その結果、土壤汚染に関する基準に適合しなかった場合は、当該単位区画を土壤汚染に関する基準に適合しない単位区画とみなす。また、基準に適合しなかった単位区画に隣接した単位区画を同様に調査し、汚染範囲を確定する。なお、単位区画の中で密に試料採取を行い、汚染範囲を確定してもかまわない。

b 単位区画を設定しないで調査を行った場合

土壤汚染に関する基準に適合しなかった地点を中心として不適合地点及びその周辺を等間隔で調査する。試料の採取は原則として中心から約3mの4方向を採取し、5地点混合方式により試料採取を行う。

土壤汚染に関する基準に適合しなかった地点と近接する土壤汚染に関する基準に適合しなかった地点とを直線で結び、その中間点より垂線を引き、各垂線の交点で結ばれた多角形を汚染範囲とする。

また、土壤汚染に関する基準に適合しているが、平成11年環境庁告示第68号別表備考4に示す250pg-TEQ/g以上の場合は、ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル（環境省）に基づく調査指標確認調査を行い、土壤汚染に関する基準に適合しない土壤の有無を確認する。

(ホ) 測定方法

汚染の有無や評価をする場合には、公定法として平成11年環境庁告示第68号別表の土壤の項に掲げる測定方法による。具体的な測定方法及び測定結果の扱い方は、ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル（環境省）及び土壤のダイオキシン類簡易測定法マニュアル（環境省）による。汚染範囲を推定する場合等には簡易測定法を用いることができる。

ウ 土壤ガス調査

規則第70条第1項第1号ア(イ)に規定する揮発性有機化合物についての土壤ガス調査は、対象地における土壤汚染の可能性の有無を判断するとともに、揮発性有機化合物の表層土壤中の濃度分布を把握するため、既存資料等調査の結果により、対象地において揮発性有機化合物の使用履歴及び持ち込みがなく、対象地及びその周辺の地下水でも揮発性有機化合物が検出されていない等明らかに土壤汚染のおそれがない場合を除き、対象地全域について行う必要がある。

土壌ガス調査は、揮発性有機化合物について、効率的に実施するために行うものである。土壌ガス調査法は、土壌中に存在する揮発した揮発性有機化合物の濃度を測定することにより、土壌中の揮発性有機化合物の分布を間接的に把握する方法である。ガス化した揮発性有機化合物を測定する方法であり、効率的であることから、対象地の状況を広く面的にとらえることができる。なお、この調査法は簡易調査法であり、測定結果は、相対的なものである。また、留意事項も多くあることから、使用目的を十分に理解して調査を行う必要がある。

土壌ガス調査で揮発性有機化合物が検出された場合、揮発性有機化合物の種類を把握し、等濃度線図を作成することにより、土壌汚染の高濃度地点を絞り込み、ボーリング調査等の基礎資料とする。

(7) 調査対象区画の設定

ア(7)と同様に設定する。

(イ) 土壌試料の採取及び測定

a 採取地点

(a) 土壌汚染が存在するおそれがあると認められる土地で実施する場合 ((7) c (c)の土地)

個別調査区画ごとに、土壌汚染のおそれが高い地点に採取地点を配置して採取する。

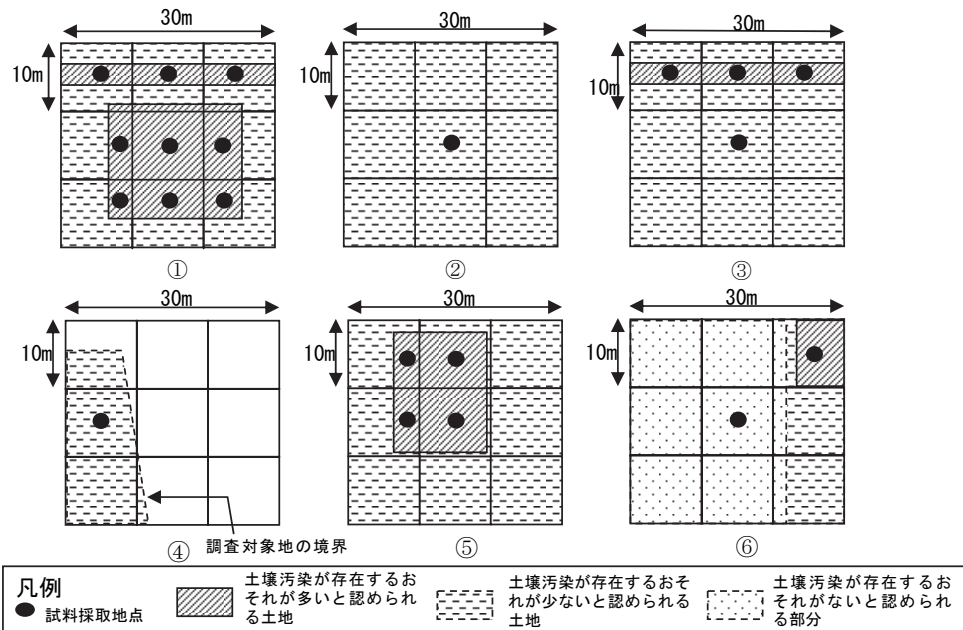
(b) 土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地で実施する場合採取方法 ((7) c (b)の土地)

30m格子の中央の単位区画の中心に採取地点を配置して土壌の採取を行う。なお、30m格子の中央の単位区画が調査対象地に含まれない場合は、いずれかの単位区画の中心で試料採取等を行うものとする。なお、30m格子の中央の単位区画が個別調査区画と同一である場合は、個別調査区画で試料を採取したことを以て採取したこととする。

(c) 土壌汚染が存在するおそれがないと認められる土地の場合 ((7) c (a)の土地)

試料採取等を行わないものとする。

※試料採取地点の配置方法の例を図1-3に示す。



- ① 30m区画内のすべての単位区画が個別調査区画の場合
- ② 30m区画内のすべての単位区画が一部対象区画の場合
- ③ 30m区画内に個別調査区画と一部対象区画の両方が存在する場合
- ④ 30m格子の中央の単位区画が調査対象地に含まれない場合
- ⑤ 30m格子の中央の単位区画が個別調査区画と同一である場合
- ⑥ 30m格子の中央の単位区画が個別調査区画と一部対象区画のいずれでもない場合

図1-3 試料採取地点の配置方法の例 (揮発性有機化合物)

b 採取及び測定の方法

(a) 測定項目

原則として、揮発性有機化合物のすべてとする。ただし、資料等調査の結果又は周辺の地下水の汚染状況等からみて明らかに土壤汚染の可能性がない物質は除外してもよい。

(b) 採取及び測定の方法

「土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件(平成15年3月環境省告示第16号)」に定める方法による。

(ウ) 30m区画内の絞込調査

(イ) a (b) の試料について測定した結果、土壤ガスから測定項目が検出されたときは、当該30m格子内の一部対象区画のすべてについて試料採取及び測定を行う。ただし、元々試料採取を実施した単位区画は除く(図1-4)。試料の採取及び測定は(イ) bと同様の方法により行う。

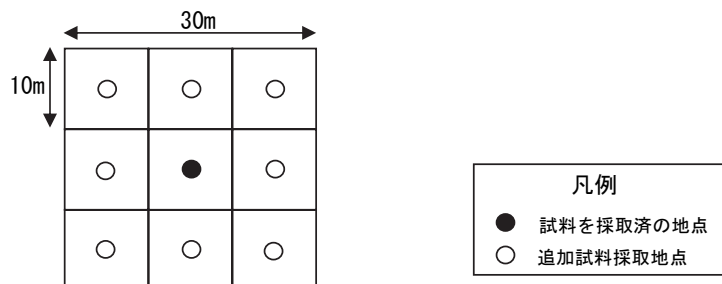


図1-4 30m格子内の一部対象区画における試料採取地点の例(揮発性有機化合物)

(エ) 土壤溶出量調査の実施

土壤ガスから測定項目が検出された地点があるときは、(2)のボーリング調査にて土壤溶出量調査を実施する。

(オ) 留意事項

- a 1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン等は、トリクロロエチレン等他の揮発性有機化合物が土壤中で分解して生成することがあること、また、油分が存在する場合には、ベンゼンが共存する場合があることから、揮発性有機化合物が特定できるまでの間は、広く揮発性有機化合物の検出に努める必要がある。
- b 汚染範囲を特定する場合には、使用する測定方法の検出限界値以上の範囲を把握できるように調査を行う。
- c 土壤ガスを採取する機材類は、汚染を避けるため、揮発性有機化合物を吸着しにくい材料を使用したものを用いるとともに、高濃度地点で使用した機材類は、できるだけ頻りに洗浄するか、又は交換する。
- d 表層に盛土等がある場合は、盛土以深までの適切な深さの孔を設け、土壤ガス試料を採取する。
- e 対象地の浅層部に粘土層が存在し、その粘土層より深い所に汚染が存在する場合等は、土壤ガスの調査結果が、実際の汚染状況を反映していないことがあるので注意を要する。
- f 建築物やアスファルト舗装による被覆地がある場合は、それらの位置関係を考慮して土壤ガス採取地点を決定する。場合によっては、コア抜き作業を行った後、必要な深さの孔を設け、土壤ガス試料を採取する。現状の地盤を維持した状態で採取することが望ましい。
- g 土壤ガス濃度は、気圧、温度、降雨等の気象条件によって変化する可能性があるため、調査は、悪天候時を避け短期間に行うことが望ましく、雨天時及び地上に水たまりがある状態の場合には行わないものとする。
- h 雨天時又は地上に水たまりがある状態以外の場合において、当該地点に地下水が存在することから土壤ガスの採取が困難であるときは、試料の採取は当該地点の地下水を適切に採取できる方法により採取して行うものとする。
- i 土壤ガス試料を採取した状況について、採取日、採取地点名、採取機関名を明示して写真にて記録し、保存する。

- j (ア)から(エ)までに示す方法のほか、土壤汚染対策法施行規則第3条、第4条、第6条から第8条までの規定に準じた方法で実施する。
- k 溶出試験の結果の定量限界は、揮発性有機化合物の種類ごとに表1-3の右欄に掲げる数値以下とする。

表1-3 揮発性有機化合物の溶出試験に係る測定結果の定量限界

揮発性有機化合物の種類	定量限界
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.001ミリグラム
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.0002ミリグラム
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.0004ミリグラム
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.0006ミリグラム
1, 3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.0002ミリグラム
ベンゼン	検液1リットルにつき0.001ミリグラム
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.0002ミリグラム

(2) ボーリング調査

規則第70条第1項第1号イに規定するボーリング調査は、汚染土量、汚染の範囲及び汚染の程度を把握して、汚染土壌の処理対策の基礎資料とするため、資料等調査の結果により明らかに汚染の可能性がない場合又は表層土壌調査の結果により土壤汚染に関する基準に適合していた場合を除き、対象地全域について現地状況に応じたボーリング調査を実施する。

なお、表層土壌調査の結果如何にかかわらず、資料等調査の結果により、下層の土壤に汚染のおそれがある場合、又は対象地の既設井戸による地下水調査の結果、地下水の汚染がみられる場合は、現地状況に応じたボーリング調査を実施する。また、処理対策に資するため、地層の状況、地下水の水位や必要に応じ地下水の流向・流速等についてもボーリング調査に合わせて実施する。

ア 調査地点の考え方

調査地点は、資料等調査及び表層土壌調査結果に基づき、現地状況、汚染の態様等に応じて、対象地の土壤・地下水汚染の三次元分布を確実に把握できるよう適切な手法により行うものとする。

(ア) 重金属等(ダイオキシン類を除く)

(1)アの調査の結果が土壤汚染に関する基準に適合しなかった単位区画の中で、相対的に高濃度の区画を中心に、土壤汚染の範囲が的確に把握できる範囲とする。地点の選定方法の例を図1-5に示す。なお、(1)アの調査を省略した場合は、資料等調査の結果に基づき、土壤汚染の範囲が的確に把握できる範囲とする。

また、資料等調査の結果、埋設配管や地下タンク等の存在により、下層に土壤汚染のおそれが確認されている地点についても調査地点とする。

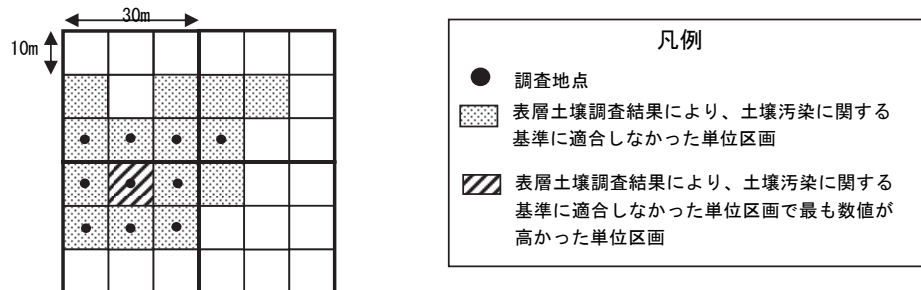


図1-5 ボーリング調査地点の考え方

(イ) 揮発性有機化合物

(1) ウの土壌ガス調査において土壌ガスから測定項目が検出された地点又は地下水から検出された測定項目が土壌汚染対策法施行規則別表第1に規定した地下水基準に適合しなかった地点を含む部分ごとに土壌汚染に関する基準に適合しない土壌が存在するおそれが最も多いと認められる地点とする。

(ウ) ダイオキシン類

(1) イの調査の結果、地表で最も高濃度のダイオキシン類が検出された単位区画または地点を中心に、土壌汚染の範囲が的確に把握できる範囲とする。

イ 土壌試料の採取及び測定

ボーリング調査における土壌の採取は、資料等調査及び表層土壌調査結果に基づく、現地の状況、汚染の態様等に応じて、適切な手法により行うものとする。

(7) 採取方法

a 重金属等（ダイオキシン類を除く。）

採取深度は、1 m、以下1 mおきの深度とし、土壌汚染の状況の深さを把握できると判断されるまで調査するものとする。当該深度を中心とするコアから必要量を採取することとするが、これら基本採取深度の間（例えば2 mと3 mの間）に異なる地層がある場合には、基本採取深度における採取に加えて、当該異なる地層からも代表的な試料を採取する。採取深度の参考例を図1-6に示す。ただし、表土調査を省略してボーリング調査を実施する場合は、表層（地表から5 cm）、表層下5 cm～50 cmの深さについても調査するものとする。土壌試料の採取量は、各層とも500 gを目安とするが、測定対象項目により採取量を適宜増減する。

なお、旧地表面の上に盛土・埋土が施されている場合等には、それらの情報を踏まえて深度を設定する。一方、十分な遮水機能を持つ基盤岩等に到達した場合等は、基盤岩等の上部の採取を行い、土壌汚染に関する基準に適合していれば、採取を終了してもよい。

正確な採取深度を標高値で把握する。このため、必要に応じて、既存資料や水準測量により地盤標高を測定するとともに、すべての採取深度を記録する。

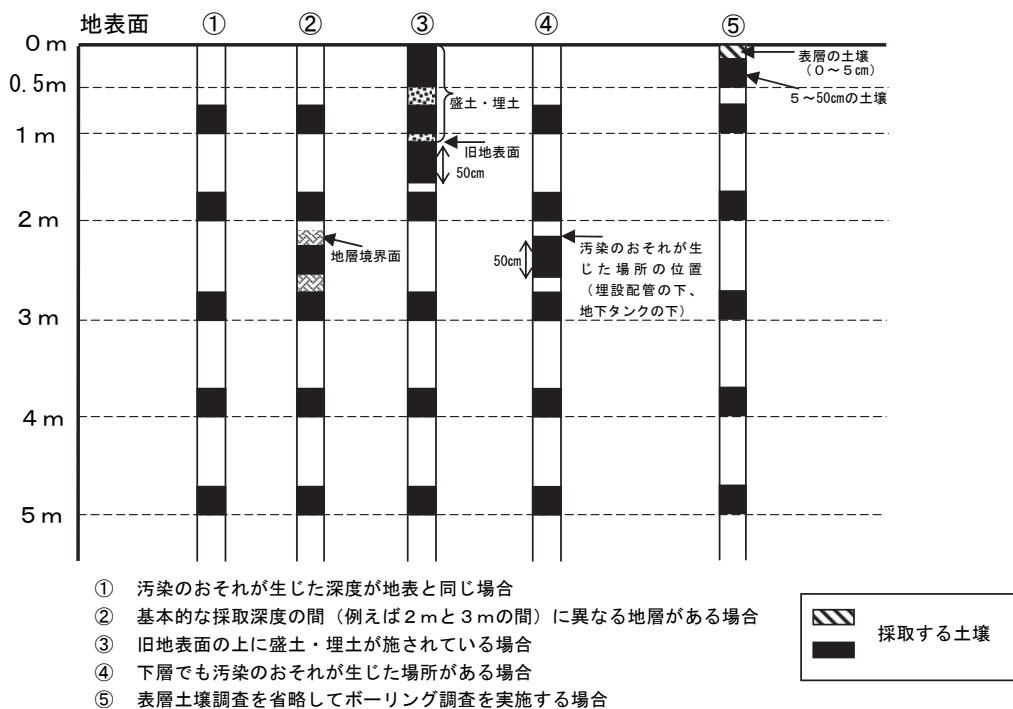


図1-6 ボーリング調査における土壌試料の採取深度の参考例
(重金属等（ダイオキシン類を除く。))

b 揮発性有機化合物

採取深度は、表層、表層下5～50cm、1m、以下1mごとの深度とし、原則として10mまでとする。ただし、最も上部にある帯水層の底が10m以内に分布する場合は、その帯水層の底までとする。地層の状況によっては、当該不透水層より深い所に汚染が拡散している可能性があるので注意する。また、地下水調査により汚染している帯水層が分かっている場合には、当該深度までボーリングを行う。採取深度の参考例は図1-7に示すとおりである。

土壌試料は、原則として、コアの中心部においてコア1mあたり1～2試料を目安として地層状況を勘案して適宜採取する。なお、測定を行う試料の採取にあたっては、現地において適当な簡易測定法を併用し、その結果を参考にしながら行う。

土壌試料の採取量は、各層とも100gを目安とするが、測定対象項目により採取量を適宜増減する。

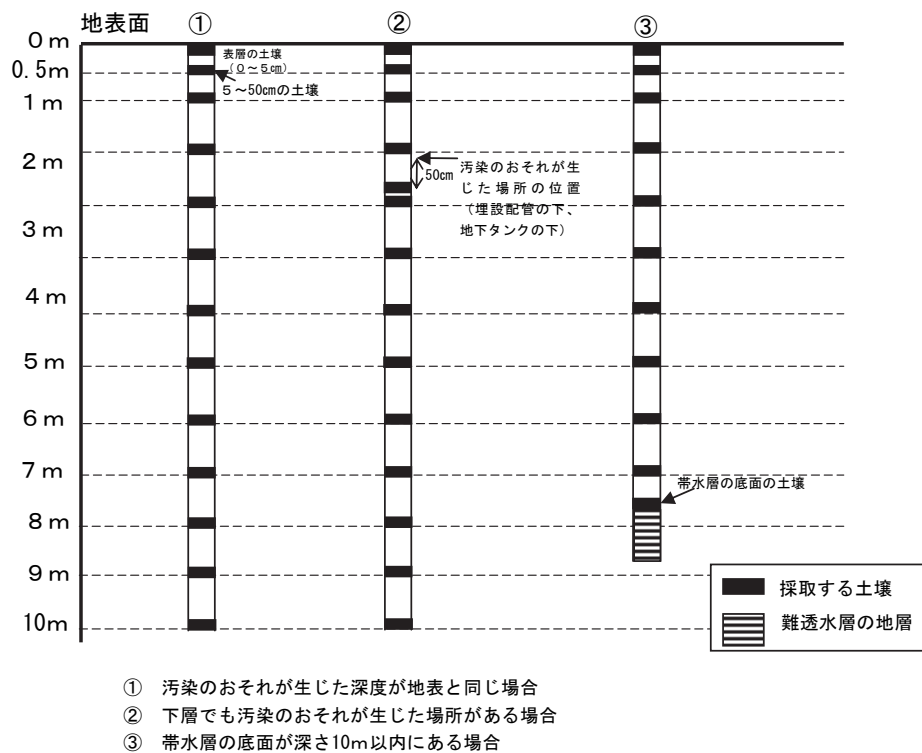


図1-7 対象地ボーリング調査における土壌試料のサンプリング深度の参考例
 (揮発性有機化合物)

c ダイオキシン類

採取深度は、表層から5cm までの調査に加え、5～10cm、10～15cm、15～20cm の深度で各々層別の試料の採取を行うことを基本とするが、資料等調査により汚染深度が推測できる場合はこの限りではない。

また、調査した深度でなお土壌汚染に関する基準に適合していない場合には、基準以下になると予想される深度まで適当な間隔をおいて深度方向の調査を実施する。

(1) 測定 (ダイオキシン類を除く。)

a 測定項目

(a) 重金属等 (ダイオキシン類を除く。)

表土調査の結果により土壌汚染に関する基準に適合していない測定項目、資料等調査の結果により下層の土壌に汚染のおそれがある物質及び対象地の既設井戸による地下水調査により地下水の汚染が認められた測定項目について、測定を行う。なお、資料等調査の結

果からみて、下層に土壤の汚染のおそれがある場合及び既設井戸による地下水調査で地下水の汚染が認められた場合では、表土調査の結果如何にかかわらず、ボーリング調査を行う。この場合、対象とする物質は、表土調査の結果にかかわらず、汚染のおそれのある物質及び地下水汚染が認められた物質とする。

また、汚染土壤の処理対策方法の選定等必要に応じて、溶出試験のほか、土壤中の特定有害物質等の含有量試験を併せて行うものとする。

なお、農薬に係る物質については、資料等調査の結果、農薬が施用される農用地等においては、農薬の不適正な処理や事故等により周辺環境への影響のおそれがある等の場合に調査を行うものとする。また、農用地等以外の場所においては、不適正な処理や事故等により土壤汚染のおそれがある等の場合に調査を行うものとする。

(b) 揮発性有機化合物

揮発性有機化合物については、資料等調査の結果により、明らかに土壤汚染の可能性がない物質を除き、分析を行う。なお、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン等は、トリクロロエチレン等他の揮発性有機化合物が土壤中で分解して生成することがあること、油分が存在する場合には、ベンゼンが共存する可能性があることに留意する必要がある。

b 測定方法

(a) 重金属等（ダイオキシン類を除く。）

① 公定法

原則として、公定法による土壤の測定は、溶出試験を行う。また、必要に応じて、含有量を分析する。

測定方法は、(1)ア(i) b (b)①と同じ。

② 簡易測定法

簡易測定法としては、簡易分光光度法（カドミウム、全シアン、鉛、総水銀等）や簡易比色法（全シアン、六価クロム等）等がある。現地で直ちに測定結果が得られるが、その精度や測定結果は、相対的なものである。

(b) 揮発性有機化合物

① 公定法

公定法による土壤の測定は、溶出試験を行う。

測定方法は、(1)ア(i) b (b)①の溶出試験と同じ。

② 簡易測定法

簡易測定法としては、ヘッドスペース・検知管法がある。

c 分析回数

(1) ア(i) b (c)と同じ。

d 分析機関

(1) ア(i) b (d)と同じ。

e クロスチェック

(1) ア(i) b (e)と同じ。

(ウ) 測定（ダイオキシン類）

ダイオキシン類の測定は、(1)イ(ウ)と同じ。

ウ 調査結果の評価

(ア) 重金属等（ダイオキシン類を除く。）

イ(i)の方法で測定した結果が土壤汚染に関する基準に適合しなかったときは、当該試料を採取した深度を土壤汚染に適合しない深度とみなす。

(イ) 揮発性有機化合物

イ(i)の方法で測定した結果が土壤汚染に関する基準に適合しなかったときは、1(1)ウの土壤ガス調査を行い測定項目が検出された単位区画を土壤汚染に関する基準に適合しない単位区画とみなす。ただし、イ(i)の方法で測定した結果が土壤汚染に関する基準に適合した単位区画を除く。また、この場合、当該試料を採取した深度を土壤汚染に関する基準に適合しない深度とみなす。

(ウ) ダイオキシン類

イ(ウ)の方法で測定した結果が土壤汚染に関する基準に適合しなかったときは、基準に適合しない層と近接する基準に適合する層の中間を境界として設定する。

エ 留意事項

(ア) ボーリング中に発生する汚染された泥水やスライム（掘かす）等は、専門の処理業者に処分を委託する等適切に処理を行う。なお、適宜、泥水中の特定有害物質等の濃度を測定し、汚染の拡散がある場合には、適切な措置を講ずる。

(イ) ボーリングによる地下埋設物の破損を防ぐため、事前に、水道管、ガス管、電話線等の埋

設の有無を調査するとともに、ある程度までは手掘りで試掘を行うなど配慮する。

- (ウ) 汚染されていない難透水層を貫通しないように適切なボーリングを行い、下層への汚染の拡散防止に努める。確認された汚染地層の下位の汚染されていない地層までボーリングを行う場合は、汚染地層のボーリングのケーシングをセメントミルク等でふさいだ後、下位の層に掘り進む等汚染の拡散防止を図る。
- (エ) 使用したボーリング資材は、使用後よく洗浄し、他の地点で使用する際に、汚染を生じさせないように注意する。
- (オ) 採取した土壌試料について、採取日、採取地点名、採取機関名を明示して写真にて記録し、保存する。
- (カ) 廃止後の最終処分場跡地については、一般環境から区分する機能を損なうような利用が行われることがあること等（例えば、土地利用の際に基礎杭の施工により遮水工を破壊する場合）により、土壌汚染の調査又は対策が必要であると考えられる土地において調査又は対策を実施する場合には、現地の実状を勘案した上で、調査を実施する。また、廃棄物層をボーリングするおそれのある場合には、遮水工の損壊を防止する等工法を十分検討する。
- (キ) 揮発性がある特定有害物質等について無水掘りによる掘削を行う場合等は、コア試料に熱が加わらないように十分注意する。
- (ク) 地層分布や汚染濃度がある程度把握された現場においては、必ずしも、オールコアによる試料採取を行う必要はない。
- (ケ) ボーリング調査を行った後に残された残孔は、観測井戸として利用する場合を除き、崩壊を起こす前に迅速に埋戻しを行う。埋戻しが不十分な場合には、汚染物質の拡散要因となることから、十分注意を払って埋戻しを行う。
- (コ) 重金属等（ダイオキシン類を除く。）の溶出試験の結果の定量限界は、種類ごとに表1-1の右欄に掲げる数値以下とする。
- (サ) 重金属等（ダイオキシン類を除く。）の含有量試験の結果の定量限界は、種類ごとに表1-2の右欄に掲げる数値以下とする。
- (シ) 揮発性有機化合物の溶出試験の結果の定量限界は、種類ごとに表1-3の右欄に掲げる数値以下とする。
- (ス) 揮発性有機化合物については、アからウまでに示す方法のほか、土壌汚染対策法施行規則第8条の規定に準じた方法で実施する。

(3) 地下水調査

規則第70条第1項第1号ウに規定する地下水調査は、特定有害物質等（ダイオキシン類を除く。）については、表層土壌調査又はボーリング調査の結果により土壌汚染に関する基準のうち溶出量基準値を超過した地点がある場合、土壌の汚染が地下水に影響を与えているか否かを把握するため、ボーリング孔、観測井戸等を利用して帯水層ごとに地下水の水質を測定する。また、必要に応じて、対象地の既設井戸における再調査を実施する。なお、ダイオキシン類については、土壌汚染に関する基準を超過し、かつ土壌の汚染の範囲が地下水の流動方向に拡散しているおそれがある場合に地下水の水質を測定する。

ア 地下水試料の採水

(ア) サンプルング地点

表層土壌調査及びボーリング調査の結果を勘案し、土壌汚染に関する基準に適合しなかった地点の中で高濃度である地点や、地下水の流向の下流側の地点など、地下水汚染の範囲を把握できるような地点を選定する。地下水の流向は、調査対象地内の数点で地下水位等を測定することにより把握する。また、サンプルングにあたっては、土壌調査の際の土壌試料採取孔等を利用して、帯水層ごとに地下水の水質を測定する。ただし、ボーリング直後の地下水の測定結果は、必ずしも実際の濃度を反映していない場合があるので注意する。

(イ) 採水深度

試料の採水は、浅井戸（第1地下水）とし、必要に応じて、深井戸も調査する。

なお、採取深度は、土壌汚染に起因する地下水汚染を把握できるよう適切に設定する。

(ロ) 採水量

地下水の汚染状況を把握するための地下水の採水量は、ウ(ア)に規定する各特定有害物質等の測定方法に定める量とする。

(エ) 地下水の採水方法

ボーリング孔又は観測井戸における地下水の採水方法は、次に示すとおりである。

なお、既設井戸は、井戸の設置目的（水質観測井戸ではない、ストレーナー深度が不適切等）により採水した試料が代表試料となっていない場合があることに留意する。

a ボーリング孔における採水方法

ボーリング孔で帯水層ごとに地下水を採水する場合は、浅い層から順に行う。また、ボー

リング時に地下水を採水する場合には、一定時間（例えば、1晩程度）放置した後、静かに採水する。

b 観測井戸における採水方法

事前に井戸孔内の水を汲み出し、新鮮な水を井戸孔内に呼び込む。井戸孔内の水の汲み出しは、地下水の水温が安定するまで行う。孔内水位が回復した時点で、適宜採水する。この場合、ストレーナーの位置に採水器を挿入し、ストレーナー深度の地下水を採水する方法とサンプリング用水中ポンプ等をストレーナー位置に懸垂し、地下水試料を採水する方法がある。採水はスクリーンの設置区間内で行うよう努める。

c 留意事項

(a) 開放型採水器の場合は、採水器内を孔内水が移動していくため、孔内水に濃度変化がある場合には、孔内水の代表値となりにくい場合がある。

(b) 閉塞型採水器の場合には、水圧との関係で採水時に急激に採水器への流入・採水器内の空気の解放が行われ、揮発性有機化合物濃度が変化する場合がある。

(c) 水中ポンプ等により採水した場合は、どの部分で採水が行われているか（同一帯水層であっても地下水を通しやすい部分と通しにくい部分がある。）が把握しにくい。この場合、ストレーナーの上下にパッカーを挿入し、そのパッカー間に懸垂した水中ポンプ等で地下水をサンプリングする方法がある。なお、井戸の充填砂利による影響も受けることがあることに注意する。

(d) ボーリング孔を利用した採水により適切な地下水の採取が困難である場合は、観測井戸を設置して採水を行う。

(オ) 試料の取扱い

a 重金属等

試料の取扱い等については、公定法に示すところによるほか、規格K0094を参考にする。

ただし、簡易測定法を用いる場合には、対象地の状況や測定方法によって、適切な管理を行う。また、採水した試料に濁りが認められる場合には、試料を静置した後の上澄み液をろ過してろ液を取り、これを検液とする。

b 揮発性有機化合物

試料を採水したその場所で分析せずに、運搬・保管する必要がある場合には、規格K0094に準拠し、0～10℃の暗所で保管することを基本とし、保冷箱や保冷剤などを利用して試料の保管や運搬を行うことが望ましい。ただし、現地分析を実施する場合には、現地の状況や分析方法によって適切な管理を行う。

(カ) 試料の記録

試料容器に、採水地点、番号、採水日時を記入するとともに、採水野帳を作成し、採水時の状況を記録しておく。この野帳には、採水地点名、番号、採水日、採水時間、水温、pH、電気伝導度等の測定データのほかに、採水方法、気温、天候等を記入する。また、採水時の状況を明示して写真により記録する。

イ 測定項目

表層土壌調査又はボーリング調査を実施した結果により土壌汚染に関する基準のうち溶出量基準値を超過した特定有害物質等（ダイオキシン類を除く。）及び基準値を超過したダイオキシン類とする。

ウ 測定方法

原則として公定法による。ただし、汚染範囲を絞り込む場合には、簡易測定法を用いることができる。

(ア) 公定法

特定有害物質等（ダイオキシン類を除く。）については、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第6-5条第2項第2号に基づく地下水に含まれる調査対象物質の量に係る測定方法（平成15年環境省告示第17号）に定める方法による。

ダイオキシン類については、規格K0312に定める方法による。

(イ) 簡易測定法

現地で直ちに測定結果が得られるが、その精度や測定結果は、相対的なものである。

a 重金属等

簡易分光光度法（カドミウム、全シアン、鉛、総水銀等）や簡易比色法（全シアン、六価クロム等）等がある。

b 揮発性有機化合物

ヘッドスペース・検知管法がある。

エ 分析回数

分析誤差をなくすため、3連以上分析することが望ましい。また、3連以上分析した場合、分析値は平均値とするが、明らかに異常値がある場合は、異常値を省いて評価する。

オ 分析機関

分析を外部に委託する場合は、公的計量機関又は計量法第107条の登録を受けた計量証明事業者で行う。また、ダイオキシン類については、特定計量証明事業の認定を受けた事業者で行う。

カ クロスチェック

市長は、事業者及び土地所有者に対し、必要に応じてクロスチェックを指示できる。

キ 調査結果の評価

(ア) 重金属等（ダイオキシン類を除く。）及び揮発性有機化合物

ウ(ア)の方法で測定した結果が土壤汚染対策法施行規則別表第1に規定した地下水基準に適合しなかったときは、地下水汚染が有るとみなす。

(イ) ダイオキシン類

ウ(イ)の方法で測定した結果が平成11年環境庁告示第68号別表に掲げる水質（水底の底質を除く。）の基準に適合しなかったときは、地下水汚染が有るとみなす。

(4) 調査の記録、保管及び報告

詳細調査（表土調査、土壤ガス調査、ボーリング調査又は地下水調査）を実施した場合には、次の内容を記録、保管する。また、土壤調査等（詳細調査）結果報告書に添付する。

ア 調査概要

目的、調査期間、調査機関名等を示す。

イ 調査内容及び方法

対象地の状況、表土調査、土壤ガス調査、ボーリング調査、地下水調査等に係る調査内容及び方法を示す。

試料の採取又は測定については、採取、測定の日時、方法、調査地点等を示す。また、必要に応じて、気温、降水量等測定結果を変動させる要因についても記録する。

調査地点の配置及び設定理由並びに測定の対象項目の選定理由を記録する。

ウ 分析結果

調査の種類（表土調査、土壤ガス調査、ボーリング調査、地下水調査等）ごとに示すとともに、項目ごとの調査結果を示す。現場写真、計量証明書等必要な資料は合わせて記録する。

エ 分析結果の評価・考察

土壤・地下水について汚染の有無、又は汚染がある場合には、土壤汚染のある汚染程度に応じた汚染の三次元分布及び対策をとるべき範囲、土量の設定について、評価・考察した結果を示すとともに、その範囲を図面に示す。

2 搬出土壤調査

規則第70条第1項第2号に規定する搬出土壤調査は、資料等調査の結果により土壤の汚染のおそれが認められる場合で、かつ、建設工事等で汚染のおそれのある土壤を対象地の敷地外に搬出する場合にあって、搬出先における二次的な土壤汚染を防止するため、次のいずれかにより実施し、搬出する土壤の汚染の有無を確認する。

(1) 対象地の原位置で調査する場合（ダイオキシン類を除く。）

対象地の原位置（土壤の掘削を行う前の状態）で試料を採取する場合は、表層土壤調査と同様な調査を実施する。ボーリング調査は、表層土壤調査の結果により土壤の汚染が認められた場合、掘削深度まで実施する。なお、資料等調査の結果により下層に土壤の汚染のおそれがある場合は、表層土壤調査の結果如何にかかわらず下層の土壤調査を実施する。

ア 表層土壤調査

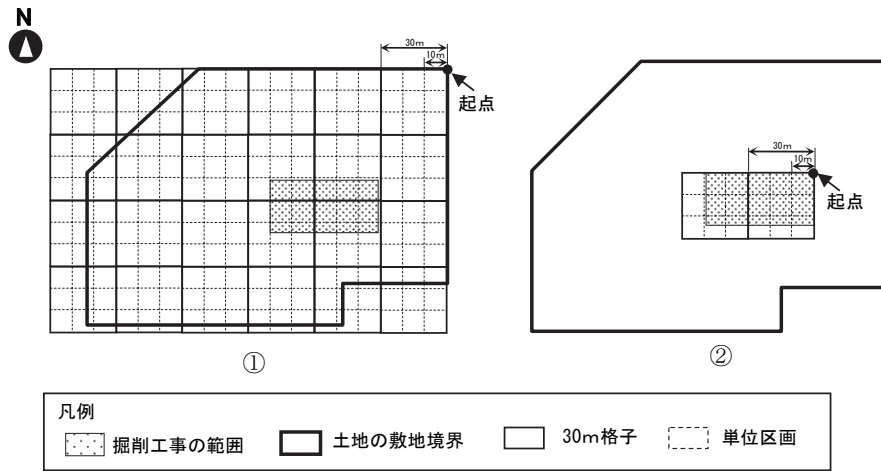
(ア) 調査区画の設定

調査区画の起点の設定にあたっては、次のいずれかを選択するものとする。

a 対象となる土地の敷地全体を区画する場合は、土地の敷地の最も北にある地点を起点とする。

b 掘削工事の範囲のみを区画する場合は、掘削工事の範囲における最も北にある地点を起点とする。

※調査区画の設定方法の例を図2-1に示す。



- ① 対象となる土地の敷地全体を区画する場合
- ② 掘削工事の範囲のみを区画する場合

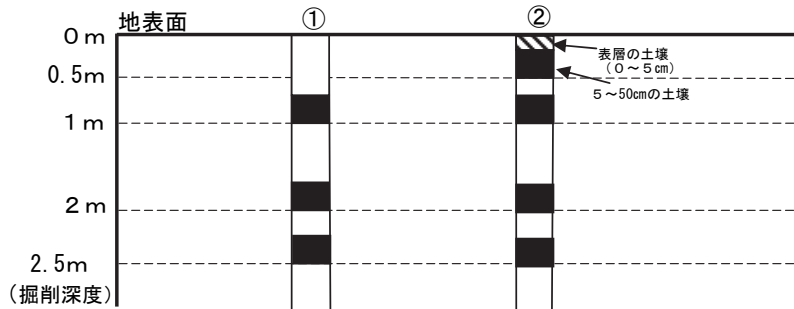
図 2 - 1 調査区画の設定方法の例

- (イ) 土壌試料の採取及び測定
 - a 重金属等 (ダイオキシン類を除く。)
 - 1 (1)ア(イ)と同様に実施する。
 - b 揮発性有機化合物
 - 1 (1)ウ(イ)と同様に実施する。
- (ウ) 調査結果の評価及び絞込調査
 - a 重金属等 (ダイオキシン類を除く。)
 - 1 (1)ア(ウ)と同様に実施する。
 - b 揮発性有機化合物
 - 1 (1)ウ(ウ)と同様に実施する。
- イ ボーリング調査
 - (ア) 調査地点の考え方
 - a 重金属等 (ダイオキシン類を除く。)
 - 1 (2)ア(ア)と同じ。
 - b 揮発性有機化合物
 - 1 (2)ア(イ)と同じ。
 - (イ) 試料採取方法
 - a 重金属等 (ダイオキシン類を除く。)

採取深度は、1 m、以下1 mおきの深度とし、掘削深度までとする。ただし、表層土壌調査を省略してボーリング調査を実施する場合は、表層 (地表から5 cm)、表層下5 cm～50 cmの深さについても調査するものとする。その他は1 (2)イ(ア) aと同様とする。
 - b 揮発性有機化合物

採取深度は、表層 (地表から5 cm)、表層下5 cm～50 cm、1 m、以下1 mおきの深度とし、掘削深度までとする。その他は1 (2)イ(ア) bと同様とする。

※土壌試料の採取深度の参考例を図 2 - 2 に示す。



- ① 重金属等（ダイオキシン類を除く。）で表層土壌調査が実施済みの場合
 ② 重金属等（ダイオキシン類を除く。）で表層土壌調査を省略してボーリング調査を実施する場合、または、揮発性有機化合物の場合

図2-2 搬出土壌調査におけるボーリング調査の土壌試料の採取深度の参考例

(掘削深度が2.5mの場合)

- (ウ) 測定方法
- a 重金属等（ダイオキシン類を除く。）
 (イ)で採取した土壌について、1 (1)ア(イ) b (b)①に示す方法で測定する。
 - b 揮発性有機化合物
 (イ)で採取した土壌について、1 (1)ア(イ) b (b)①の溶出試験に示す方法で測定する。
- (エ) 調査結果の評価
- a 重金属等（ダイオキシン類を除く。）
 (ウ) aの方法で測定した結果が土壌汚染に関する基準に適合しなかったときは、当該試料を採取した深度を土壌汚染に適合しない深度とみなす。
 - b 揮発性有機化合物
 (ウ) bの方法で測定した結果が土壌汚染に関する基準に適合しなかったときは、ア(イ) bの土壌ガス調査を行った単位区画を土壌汚染に関する基準に適合しない単位区画とみなす。ただし、(ウ) bの方法で測定した結果が土壌汚染に関する基準に適合した単位区画を除く。

(2) 掘削後の土壌を調査する場合（ダイオキシン類を除く。）

搬出予定土壌を掘削し、仮置き場等から土壌試料を採取する場合は、原則として、表土調査方法のうち、5地点採取混合方式に準じて行う。また、試料は、ボーリング調査方法を参考に、搬出土量に応じて、適切な試料数を採取する。

ア 試料採取方法

掘削した土壌を100m³以下ごとに区分し、区分された土壌のすべてについて、当該土壌の保管状況に応じて5地点の土壌を採取する。

イ 測定方法

- (ア) 重金属等（ダイオキシン類を除く。）
 アで採取した5地点の土壌を、それぞれ同じ量混合する。混合した試料について、(1)ア(イ) b (b)①に示す方法で測定する。
- (イ) 揮発性有機化合物
 掘削した土壌の保管の状況に応じて、次のいずれかで適切と考えられる方法を選択すること。
 - a (ア)に示す方法で混合した試料について、1 (1)ア(イ) b (b)①の溶出試験に示す方法で測定する。
 - b アで採取した5地点の土壌のうち任意の1地点の土壌について1 (1)ア(イ) b (b)①の溶出試験に示す方法で測定する。

ウ 留意事項

対象地が、揮発性がある特定有害物質等の土壌汚染のおそれがある土地である場合は、掘削

後速やかに試料採取を行う。

(3) ダイオキシン類の調査を行う場合

ア 調査対象地

次の土壌を搬出する際に調査を実施する。

(7) ダイオキシン類発生施設等が設置されていた場所及び設置場所から半径10mの範囲内の土壌（ダイオキシン類発生施設等の構造や使用方法、既存の土壌調査の結果等により明らかに汚染の恐れがないと認められる場合を除く。）

(イ) ダイオキシン類の漏洩等の履歴がある土壌

イ 調査方法

原則として、対象地の原位置にて1(1)イの表土調査と同様な調査を実施する。ボーリング調査は、表土調査の結果により土壌の汚染が認められた場合または資料等調査の結果により下層に汚染のおそれがある場合に、掘削深度まで実施する。なお、やむを得ず搬出予定土壌を掘削し、仮置き場等から土壌試料を採取する場合の試料採取方法は、(2)と同様の方法とし、掘削中及び掘削後の土壌の飛散防止に努めることとする。

(4) 調査の記録、保管及び報告

搬出土壌調査を実施した場合には、次の内容を記録、保管する。また、土壌調査等（搬出土壌調査）結果報告書に添付する。

ア 調査概要

目的、調査期間、調査機関名等を示す。

イ 調査内容及び方法

対象地の状況、表土調査、土壌ガス調査、ボーリング調査に係る調査内容及び方法を示す。

試料の採取又は測定については、採取、測定の日時、方法、調査地点等を示す。また、必要に応じて、気温、降水量等測定結果を変動させる要因についても記録する。

調査地点の配置及び設定理由並びに測定の対象項目の選定理由を記録する。

ウ 分析結果

調査の種類（表土調査、土壌ガス調査、ボーリング調査）ごとに示すとともに、項目ごとの調査結果を示す。現場写真、計量証明書等必要な資料は合わせて記録する。

エ 分析結果の評価・考察

土壌について汚染の有無、又は汚染がある場合には、土壌汚染のある汚染程度に応じた汚染の三次元分布及び対策をとるべき範囲、土量の設定について、評価・考察した結果を示すとともに、その範囲を図面に示す。

3 効果確認調査

規則第73条第1項に規定する調査は、地下水汚染等一般の周辺環境における汚染が認められる場合等で、市長の指示があった場合に、汚染土壌の処理対策完了後、処理対策の効果を確認するため実施する。

効果確認調査は、処理対策を実施した敷地及びその周辺において、一般の周辺環境における汚染状況に応じて、土壌、地下水、排水、公共用水域における水質、大気等を調査し、特定有害物質等による汚染の有無及び対策実施による効果を確認する。

(1) 調査期間

市と協議のうえ、一般の周辺環境の汚染状況等に応じて適切に設定する。

(2) 調査地点

市と協議のうえ、汚染土壌の処理対策を実施した敷地周辺において、一般の周辺環境の汚染状況等に応じて適切に設定する。

(3) 調査物質

土壌汚染に関する基準のうち、市長が調査の実施を指示した特定有害物質等とする。

(4) 調査内容

処理対策を実施した敷地周辺における土壌、井戸又は観測井戸における地下水、排水、公共用水域における水質、大気等について、一般の周辺環境における汚染状況に応じて、市と協議のうえ、定期的にモニタリングを実施する。

ア 土壌のモニタリング

処理対策を実施した敷地及びその周辺の表土を適宜採取し、表層土壌調査方法に準じて、特定

有害物質等のモニタリングを実施する。

イ 土壌ガスのモニタリング

処理対策を実施した敷地及びその周辺の土壌ガスを適宜採取し、土壌ガス調査手法に準じて、特定有害物質等のモニタリングを実施する。

ウ 排水のモニタリング

敷地境界で排水を採取し、特定有害物質等のモニタリングを実施する。

エ 公共用水域におけるモニタリング

敷地境界付近の公共用水域に定点を設け、特定有害物質等のモニタリングを実施する。

オ 地下水のモニタリング

敷地内及びその周辺の既存の井戸（必要に応じて観測井戸を設ける。）に定点を設け、特定有害物質等のモニタリングを実施する。

カ 大気中におけるモニタリング

敷地境界に定点を設け、ハイボリュームエアースンプラー等によるサンプリングを行い、大気中における特定有害物質等のモニタリングを実施する。

キ その他市長が必要と認めたもの

(5) 調査結果の報告

調査結果の報告は、市長から報告を求められた場合に、速やかに報告するものとする。

別 記 2

汚染土壌等の処理対策方法及び管理方法

この汚染土壌等の処理対策方法及び管理方法は、規則第72条第3項及び第72条の2第2項に基づき、必要な事項を定めるものである。

1 基本的考え方

(1) 処理対策

規則第72条第1項第1号及び第2号に規定する汚染土壌等の処理対策（以下「処理対策」という。）は、土壌調査の結果により土壌汚染に関する基準を超えた土壌が認められた場合に、事業者又は土地所有者が別表第1及び別表第2に掲げる土壌の処理対策選定基準に基づき、講ずるものである。また、この場合であって地下水等一般の周辺環境への影響が顕在化している場合又は土壌汚染の程度が著しい場合には、直ちに土壌汚染に関する基準を達成するための措置を講ずることとする。

処理対策に当たっては、その汚染物質の種類、汚染の程度、地形、地質、周辺地域の状況、土地利用の現状及び計画等現地の自然的、社会的条件を勘案し、最も適切な処理対策方法を採用することにより、土壌汚染に関する基準並びに土壌汚染対策法施行規則別表第1に規定した地下水基準（以下「地下水基準」という。）の適合を図る処理対策を講ずるものとする。処理対策を実施している間は必要に応じて周辺環境のモニタリング等、処理期間中の対策を実施するものとする。

(2) 汚染土壌等の管理

ア 規則第72条第2項に規定する管理

将来的には処理対策を実施することを目指しながらも、速やかに処理対策に着手することが困難なため当面の間実施されるものであり、人の健康を保護し、汚染の拡散を防止することを目的として行う。当該管理は、迅速かつ適切に実施されるように管理の方法を検討する。また、当該管理は処理対策の開始後にも必要となることがある。

イ 規則第72条の2第1項に規定する管理（土壌汚染対策法第11条第1項の規定により指定された区域（形質変更時要届出区域）の土地における汚染土壌等の管理）

形質変更時要届出区域の土地において汚染の除去が実施されない場合に、当該区域内の汚染土壌等が当該区域の周辺へ拡散することを防止することを目的として行う。当該管理は、迅速かつ適切に実施されるように管理の方法を検討する。

2 実施計画

(1) 計画立案の考え方

実施計画の立案にあたっては、次のような項目について検討し、処理対策については詳細調査の結果を、汚染土壌等の管理については詳細調査又は土壌汚染状況調査の結果を踏まえて実施計画全体を考慮し、効果的かつ合理的な工程を組む。

ア 調査結果の確認

詳細調査の結果（規則第72条の2第2項の規定による場合は土壌汚染状況調査の結果）により、特定有害物質等の種類と濃度、汚染の分布を確認する。また、処理対策の実施にあたって、対策範囲、処理対策方法等を決定するために、必要に応じて、追加的な調査を行う。

イ 処理対策及び汚染土壌等の管理手法の検討

汚染物質の種類、汚染の程度、地形、地質、周辺地域の状況、土地利用の現状及び計画等現地の自然的、社会的条件を勘案して検討する。

ウ 処理期間中の対策

処理対策の実施にあたっては、周辺環境を保全するための対策を検討するとともに、対策実施中における周辺環境保全対策の効果を確認するための計画を立てる。

エ 対策後の土地や土壌の利用

対策実施後の土地や掘削して処理した土壌の利用については、事前に計画を立てておくことが望ましい。

オ 実施体制

対策実施にあたって、役割ごとの責任者の設置等、実施体制を定めておく。

(2) 土壌の処理対策選定基準

汚染土壌の処理対策は、別表第1に掲げる特定有害物質等（ダイオキシン類を除く。）に係る土壌の処理対策選定基準及び別表第2に掲げるダイオキシン類に係る土壌の処理対策選定基準並びに特定有害物質等の区分に応じて、適切な対策を実施する。

(土壌の処理対策選定基準)

- ・溶出量基準値：規則別表第15の土壌汚染に関する基準のうち、溶出量基準値と同じ値
- ・第二溶出量基準値：「土壌汚染対策法施行規則」別表第4に規定した第二溶出量基準の値
- ・含有量基準値：規則別表第15の土壌汚染に関する基準のうち、含有量基準値と同じ値
(び体汚染を除く。)

(ダイオキシン類の処理対策選定基準)

- ・含有量基準値Ⅰ：規則別表第15の土壌汚染に関する基準のうち、含有量基準値と同じ値
- ・含有量基準値Ⅱ：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）第3条第11項に規定する値に準拠する値

(3) 処理対策及び汚染土壌等の管理を実施するべき範囲

ア 汚染土壌の範囲

処理対策又は汚染土壌等の管理を要する汚染土壌の対象範囲は、現地の実情に応じて適切に設定する。なお、含有量基準値を超えている場合には、汚染土壌の飛散及び流出防止等の観点から、対策の方法を検討する。

(ア) 重金属等（ダイオキシン類を除く。）

a 平面範囲

重金属等の処理対策の平面範囲は、単位区画（別記1の「単位区画」をいう。以下同じ。）ごとの調査結果に基づき、土壌汚染に関する基準に適合しなかった単位区画の全域とする。（図2-1）

ただし、掘削面の土壌に異常な着色が見られるなど、土壌汚染が残留していることが明らかかな場合には、掘削範囲を拡大するなどの適切な処置を実施する。また、汚染している平面範囲が単位区画の範囲より小さいと考えられる場合には、追加の調査を実施した上で汚染範囲の確定をしてもよい。その場合の確定方法は、要対策地点（詳細調査の結果、土壌の処理対策選定基準を超える土壌が検出された地点をいう。）と近接する対策不要地点（詳細調査の結果、土壌の処理対策選定基準を超える土壌が検出されなかった地点をいう。）とを直線で結び、対策不要地点より垂線を引き、各垂線の交点で結ばれた多角形内とする。（図2-2）

なお、詳細調査の結果、別表第1に掲げる溶出量基準値を超える土壌と第二溶出量基準値を超える土壌が検出された場合、処理対策の種類ごとの適用範囲の設定に当たっては、溶出量基準値を超える土壌が検出された地点を対策不要地点に、第二溶出量基準値を超える土壌が検出された地点を要対策地点に読み替えて設定する。

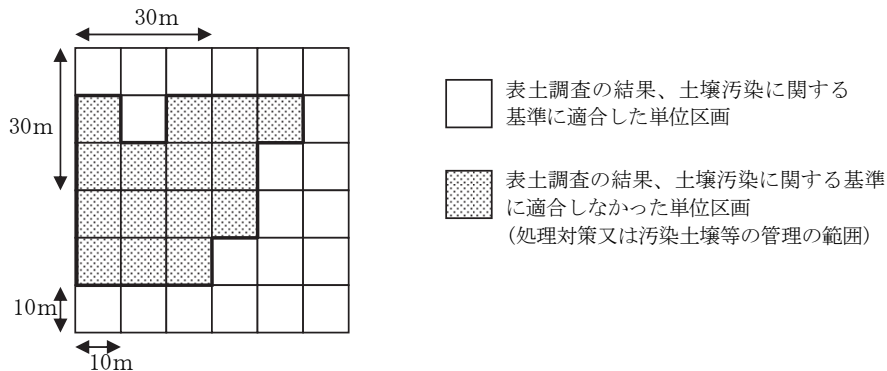


図2-1 処理対策又は汚染土壌等の管理を要する汚染土壌の対象範囲（平面範囲）の参考例

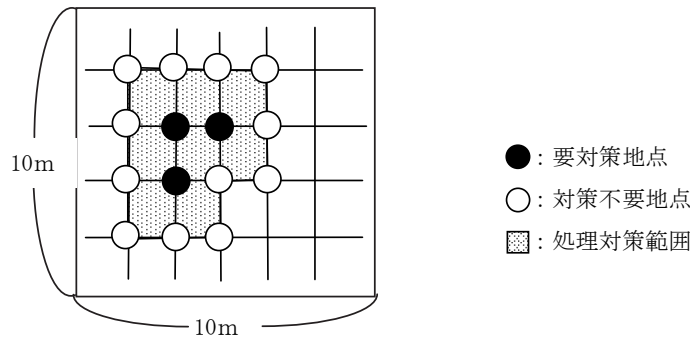


図 2-2 単位区画内における処理対策を要する汚染土壌の対象範囲（平面範囲）の参考例

b 深度範囲

重金属等の処理対策の深度範囲は、各单位区画の調査結果において、原則として連続した2m以上の範囲において、土壌汚染に関する基準に適合していることが確認された場合の基準適合点の深度とする。（例えば、深度2mで土壌汚染に関する基準に不適合であり、深度3m、4mで同基準に適合する場合であっては、深度3mを対策深度とし、表層から深度3mまでの範囲を処理対策の範囲とする。）また、汚染土壌の深度範囲を設定した後に、対策深度と基準適合点の深度との間において汚染土壌の深度範囲を絞り込むことは可能とする。

(図 2-3)

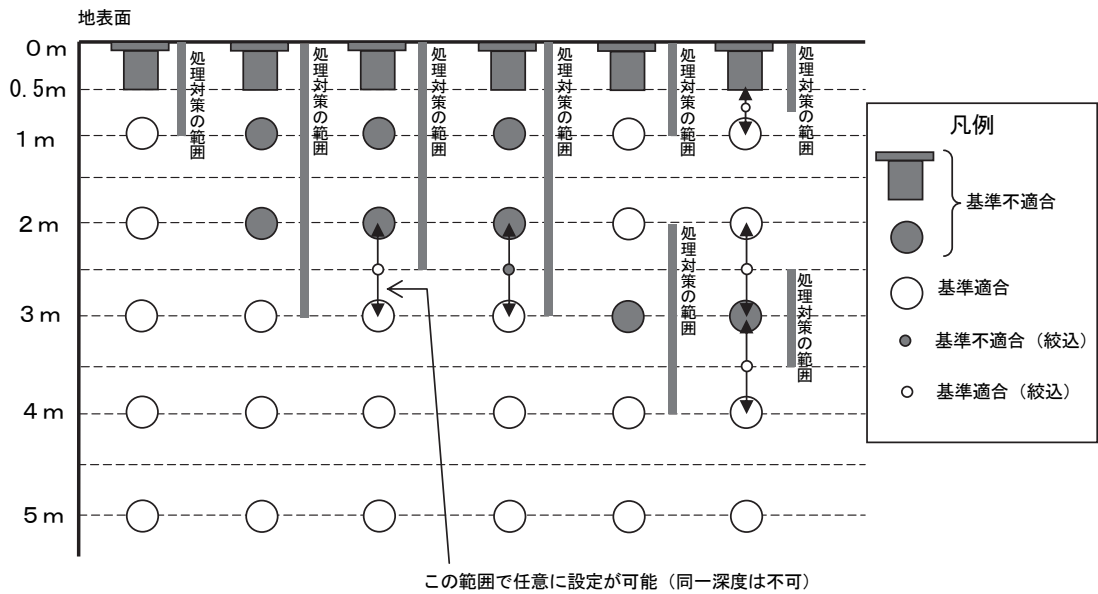


図 2-3 処理対策を要する汚染土壌の対象範囲（深度範囲）の参考例

ボーリング調査が実施されていない単位区画については、近接するボーリング調査地点の調査結果より汚染の到達深度を求めるものとする。具体的には、当該単位区画の中心点から最も近いボーリング調査地点における土壌汚染の到達深度を土壌汚染の分布深度とする。当該単位区画の中心点からの距離が同一の複数のボーリング調査地点が存在する場合には、汚染の到達深度が深い値を採用する。（図 2-4）

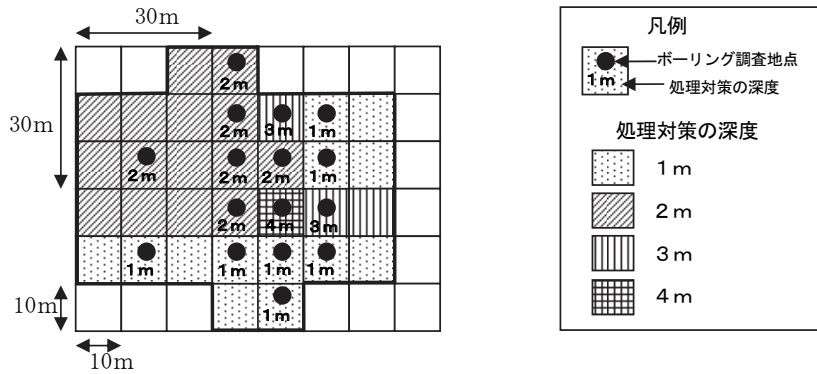


図2-4 ボーリング調査が実施されていない単位区画の汚染の分布深度決定の参考例

(イ) 揮発性有機化合物

a 平面範囲

揮発性有機化合物の処理対策の平面範囲は、別記1の(2)ボーリング調査のウ(イ)において土壤汚染に関する基準に適合しないとみなされた単位区画の全域とする。

また、汚染されている平面範囲が単位区画の範囲より小さいと考えられる場合には、ボーリング調査を実施した上で汚染範囲の確定をしてもよい。その場合の確定方法は、(ア) aと同様である。ボーリング調査は別記1の(2)ボーリング調査と同様に実施する。

b 深度範囲

(ア) bと同様である。

(ウ) ダイオキシン類

a 平面範囲

単位区画ごとに調査を行った場合は、調査結果に基づき、土壤汚染に関する基準に適合しなかった単位区画の全域とする。(図2-1)

また、単位区画ごとに調査を行わなかった場合は、基準適合地点と近接する基準不適合地点とを直線で結び、その中間点より垂線を引き、各垂線の交点で結ばれた多角形内とする。(図2-5)

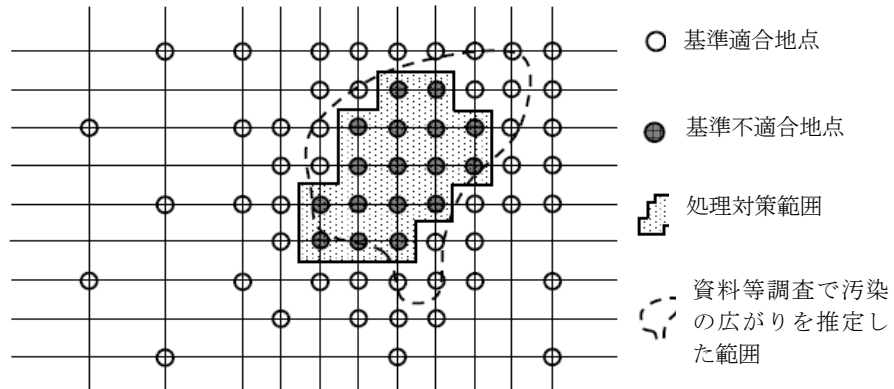


図2-5 単位区画ごとに調査を行わなかった場合の参考例

b 深度範囲

基準に適合しない層と近接する基準に適合する層の中間を境界として設定し、表層から境界までを処理対策の範囲とする。(例えば、深度20~25cmの層で土壤汚染に関する基準に不適合であり、深度45~50cmの層で同基準に適合する場合であれば、深度35cmを境界とし、表層から深度35cmまでの範囲を処理対策の範囲とする。)

イ 汚染地下水の範囲

処理対策を要する地下水の汚染範囲は、原則として、地下水基準に適合しない範囲について、現地の実情に応じて適切に設定する。

(4) 複合汚染等に関する留意事項

複合汚染が存在する場合には、それぞれの特定有害物質等の性質を十分に考慮して、対策技術の適切な組み合わせにより対策を講ずる。重金属等に分類される物質のように本来移動しにくい物質と揮発性有機化合物と油のように移動しやすい物質との複合汚染の場合には、一般環境に影響をおよぼさないよう配慮が必要である。

(5) 実施計画書の提出

ア 汚染土壌等処理対策実施計画書

処理対策を計画した場合には、次の内容を汚染土壌等処理対策実施計画書に添付し、市長へ提出する。

(イ) 処理対策の概要

目的、処理対策を実施する期間、処理対策の施工者名等を示す。

(ロ) 処理対策内容及び方法

処理対策を実施する土地の範囲、処理対策を計画した汚染土壌の量、処理対策の施工方法、処理期間中の対策の内容を示す。

イ 汚染土壌等管理実施計画書

汚染土壌等の管理を計画した場合には、次の内容を汚染土壌等管理実施計画書に添付し、市長へ提出する。

(イ) 汚染土壌等の管理の概要

目的、汚染土壌等の管理を実施する期間、施工者名等を示す。

(ロ) 汚染土壌等の管理の内容及び方法

汚染土壌等の管理を実施する土地の範囲、実施する管理の種類等を示す。なお、地下水のモニタリングを実施する場合は、観測井戸の構造、設置場所及び設置地点の選定理由、地下水のモニタリングの計画等を示す。

3 処理対策

(1) 基本的な考え方

特定有害物質等の物理化学的性質から、処理対策方法は重金属等（ダイオキシン類を除く。）、揮発性有機化合物及びダイオキシン類に係る汚染土壌等の処理対策方法の3つに分類するものとする。

ア 重金属等（ダイオキシン類を除く。）

処理対策の方法には、汚染土壌から特定有害物質等を除去する浄化と一般環境から隔離する封じ込めがある。

重金属等（ダイオキシン類を除く。）に分類される特定有害物質等に対する対策としては、汚染の除去を行うことが望ましい。また、移動性が比較的小さい等の理由から、封じ込めも対策の一つとして位置づけられる。ただし、封じ込めにあたっては、特定有害物質等が封じ込め施設の内部に残るため、施設の適切な管理が長期にわたって必要である。なお、汚染の除去と封じ込めを併用する場合もある。

詳細調査の結果、表層の土壌で含有量基準値を超えるものについては、土壌の飛散や表面流出防止の観点から対策を行う必要がある。なお、汚染地下水については、原則として、対象地内で対策を講ずることが望ましい。

イ ダイオキシン類

ダイオキシン類は、汚染土壌が別表第2に掲げる含有量基準値Ⅰを超え、含有量基準値Ⅱ以下の範囲及び含有量基準値Ⅱを超える範囲に分けて、汚染土壌の掘削・除去、原位置での浄化（分解、抽出）、覆土、植栽、舗装工及び原位置での封じ込め対策等が考えられる。

ウ 揮発性有機化合物

揮発性有機化合物についても、重金属類（ダイオキシン類を除く。）同様に汚染土壌から特定有害物質等を除去する浄化と一般環境から隔離する封じ込めがある。ただし、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「共同命令」という。）に基づき遮断工への封じ込め処理ができないため、第二溶出量基準値を超える汚染土壌に関しては、分離・分解による原位置浄化や掘削除去による対策を実施する。

(2) 処理対策の内容

ア 重金属等（ダイオキシン類を除く。）及び揮発性有機化合物

重金属等（ダイオキシン類を除く。）及び揮発性有機化合物に係る処理対策の種類及び方法は、次のとおりとする。

(イ) 処理対策の種類

処理対策は、別表第1に掲げる特定有害物質等（ダイオキシン類を除く。）に係る土壌の処理対策選定基準を勘案して特定有害物質等の種類ごとに表3-1の丸印で示した処理対策を選定する。

表 3 - 1 処理対策の種類

処理対策の種類		重金属等 (ダイオキシン類等)	揮発性有機化合物
汚染土壌及び汚染地下水の除去		○	○
溶出量基準値超過	遮断工封じ込め	○	—
	遮水工封じ込め	○*	○*
	原位置封じ込め	○*	○*
含有量基準値超過	舗装	○	—
	盛土	○	
	土壌入換え	○	

※汚染土壌の汚染状態を不溶化処理等により第二溶出量基準値以下にした上で行うこと。

(イ) 処理対策の方法

処理対策の方法は、表 3 - 2 の左欄に掲げる処理対策の種類ごとに、同表の右欄に掲げる土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）別表第 6 の各項に掲げる方法とする。

飽和帯水層の汚染土壌を掘削する場合、汚染土壌の攪乱による地下水への影響に注意する。必要に応じて、掘削完了面で特定有害物質等が土壌汚染に関する基準に適合していることを確認する。また、原則として、対策後の土地に 1 箇所以上の観測井を設け、1 年に 4 回以上地下水の水質を定期的に測定し、地下水基準に適合した状態が 2 年間継続することを確認する。（ただし、地下水汚染が生じていないときに処理対策を実施した場合は、地下水の水質の測定を実施し地下水基準に適合していることを 1 回確認すればよい。）

表 3 - 2 処理対策の方法

処理対策の種類	土壌汚染対策法施行規則別表第 6
汚染土壌及び汚染地下水の除去	5 土壌汚染の除去 4 地下水汚染の拡大の防止
遮断工封じ込め	6 遮断工封じ込め
遮水工封じ込め	3 遮水工封じ込め
原位置封じ込め	2 原位置封じ込め
舗装	8 舗装
盛土	11 盛土
土壌入換え	10 土壌入換え

(ウ) 掘削後の汚染土壌の処理

処理対策に伴い掘削除去した汚染土壌の処理については、汚染土壌処理業に関する省令（平成21年環境省令第10号）第 1 条の規定で定める施設と同等以上の能力を有する施設で行う。

(エ) 対策完了後の場所等の土地利用

対策完了後、対象地（封じ込めを行った場所を除く。）の汚染土壌及び地下水については、溶出量基準値及び地下水基準に適合していれば、当該土地の利用について環境保全上の観点から支障ない。ただし、含有量基準値を超えている場合は、土壌の飛散、流出防止等の観点から適切な覆土等を行うことにより、表層では、含有量基準値を下回る必要がある。

(オ) 処理対策の記録、保管及び報告

処理対策を実施した場合には、次の内容を記録保管する。また、汚染土壌等処理対策実施報告書に添付する。

a 処理対策の概要

目的、処理対策を実施する期間、処理対策の施工者名等を示す。

b 処理対策内容及び方法

処理対策を実施する土地の範囲、処理対策を実施した汚染土壌の量、処理対策の施工方法、処理期間中の対策の内容を示す。

c 処理対策結果

処理対策の実施の状況を写真にて記録する。また、処理対策が完了したことの確認として実施した調査について、調査の種類（ボーリング調査、地下水調査等）ごとに示すとともに、項目ごとの調査結果を示す。現場写真、計量証明書等必要な資料は合わせて記録する。

イ ダイオキシン類

ダイオキシン類に係る処理対策は、次のとおりとする。

(7) 処理対策の種類と方法

a 掘削除去

対象地から汚染土壌を掘削・除去する対策である。掘削除去した汚染土壌については、「ダイオキシン類基準不適合土壌の処理に関するガイドライン」(環境省)により適切な処理を行う。

また、必要に応じて掘削完了面で土壌を採取し、土壌汚染に関する基準に適合することを確認する。

b 原位置浄化

土壌の掘削を行わず、対象地の土壌を移動させずに行う対策である。対策後は、原位置浄化が適正に行われたことを調査し確認するため、最も高濃度でダイオキシン類が検出されていた地点及び汚染範囲の外縁を含んで、対策した範囲が土壌汚染に関する基準に適合することを確認する。

c 覆土・植栽等による被覆対策

土壌の飛散や表面流出等を防止する観点から、舗装措置、盛土措置、敷地内土壌入換え措置の対策を行う。覆土・植栽等による被覆対策を実施した場合には、一般環境と汚染土壌を結ぶ曝露経路が適切に遮断されていることを確認するため、当該覆土等の表面の中心及び汚染範囲の外縁で土壌試料を採取し、土壌汚染に関する基準に適合することを確認する。なお、アスファルト等の土壌以外の材料による被覆の場合は必要ない。対策実施後もダイオキシン類は封じ込まれた土壌中に存在するため、適切な維持管理が必要である。

d 封じ込め

ダイオキシン類を含む汚染土壌を一般環境から隔離し、汚染の拡散を防止する対策である。対策実施後もダイオキシン類は封じ込まれた土壌中に存在するため、適切な維持管理が必要である。

(4) 処理対策の記録、保管及び報告

ア(オ)と同様に行う。

4 処理期間中の対策

規則第72条第1項第3号に規定する汚染土壌・地下水の飛散及び流出を防止する措置等は次のとおりとする。処理対策を行う場合には、対策の実施が対象地の周辺環境に影響を与えることのないように、汚染土壌・地下水の飛散及び流出を防止するための措置とともに、周辺環境保全対策を講ずる。

(1) 周辺環境保全対策

処理対策の実施にあたっては、対策の実施が対象地の周辺環境に影響を与えないよう、適切な周辺環境の保全対策をあらかじめ講じておく。

ア 基本的な考え方

処理対策では、土壌の汚染の拡散の防止等の管理で実施する表示や隔離を主体とした方法のみでは不十分である。あらかじめ、周辺環境を調査した上で、周辺環境保全計画を立案し、対策実施時には、モニタリング調査の結果をフィードバックする。なお、対象地外で処理対策を行う場合にも、同様な配慮が必要である。

イ 周辺環境保全計画

(7) 周辺環境の調査

周辺環境保全計画を立案するため、あらかじめ周辺環境を調査し、影響の及ぶ範囲や程度を推定する。また、必要に応じて、大気、水質、騒音等の環境データを入手し、モニタリング調査のバックグラウンドデータとする。周辺環境については、次のような項目を必要に応じて調査する。

a 周辺状況

- (a) 住宅等の分布状況
- (b) 周辺道路の位置、幅員、交通量、利用状況
- (c) 公共下水道の状況

b 大気及び気象

- (a) 周辺の大気汚染状況(粉じん等)
- (b) 気象データ

c 水質及び地盤沈下

- (a) 地下水の利用状況及び水質
- (b) 地盤沈下の有無(過去も含めて)

(c) 河川の利用状況及び水質

(d) 水道の普及状況

d その他

周辺及び施設敷地境界等における騒音、振動及び悪臭の状況

(4) 周辺環境保全計画の立案と実施

周辺環境の調査結果に基づき、処理の対策実施に伴う周辺環境保全計画を立案する。計画内容は、対策の種類や方法、対策の期間、稼働時間帯等によって異なる。

対策の開始後は、モニタリング調査を実施し、周辺環境保全対策が適切であるか検証し、必要に応じて対策方法を見直す。対策実施者には、対象物質の取扱い上の留意事項等を認識させるとともに、周辺環境保全計画について周知徹底させる。

周辺環境保全計画が具備すべき事項の例示は次のとおりである。

a 実施体制及び責任者

b 関連法規の順守

c 各工程における周辺環境保全対策

d 緊急対応策

(7) 周辺環境保全計画の周知

施行規則第72条第1項第3号に規定する周知については、次のような実施方法が考えられる。処理対策の実施にあたっては、周辺住民の意向や周辺環境を考慮し、掲示板を設置するとともに、適切な周知の方法を選択することによって、周辺住民の理解を得て円滑に処理対策を実施することが大切である。

a 周知の方法及び留意事項

(a) 掲示板の設置

処理対策の対象地の見やすい場所に、処理対策の内容を記載した掲示板を設置することにより、周知を行う方法である。少なくともこの方法を選択することが望ましいが、掲示内容が不十分であると周辺住民の理解を得られない可能性があるため、他の方法も併せて選択することが望ましい。

(b) 住民説明会の開催

処理対策の内容の説明や質疑応答に十分な時間を設け、住民の理解度を深めることが望ましい。また、説明会に参加できなかった周辺住民に対しては、戸別訪問や説明文書の配布・回覧により対応することも考えられる。

(c) 戸別訪問

住民の理解度に応じた丁寧な説明が可能であるため、当該処理対策の実施による周辺環境への影響が大きい場合は、この方法が望ましい。

(d) 説明文書の配布・回覧

住民説明会や戸別訪問を補助する形で選択されることが望ましい。

b 周知の内容

次の内容から必要に応じて選択する。

(a) 土壌汚染等の状態

(b) 処理対策の種類及び施工方法

(c) 処理対策の施工期間及び施工時間

(d) 周辺環境保全計画

(e) 工事の実施主体及び問合せ先

(f) その他処理対策の施工にあたり周知が必要な項目

ウ 周辺環境保全対策内容

(7) 発生ガス対策

重金属等による汚染土壌の化学的不溶化処理に硫化ナトリウムを使用する場合には、硫化水素が発生することがある。また、揮発性有機化合物による汚染土壌を掘削除去し、加熱処理や石灰処理を行う場合等には、有害ガスや悪臭が発生する。これらの場合には、発生したガスを適切に処理する対策を講ずる必要がある。

(4) 排ガス対策

加熱を伴う浄化対策の場合には、排ガス対策が必要である。大気汚染防止法に定める「ばい煙発生施設」、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に定める「指定施設」等に該当する場合は、同法・条例に基づき、該当しない場合は、必要に応じてそれらに準じた対策を行う。

排ガス処理施設には、活性炭吸着、スクラバー、バグフィルター等があり、特定有害物質等の特性に応じた処理施設を選択する。

- (ウ) 揮散防止対策

特定有害物質等に揮散性がある場合（例えば水銀化合物、揮発性有機化合物）又は揮発性の物質を共存している場合は、掘削時の揮散又は揮散による影響を防止するため、悪臭防止と同様に対策を講ずる。
- (エ) 悪臭防止対策

必要に応じて、悪臭発生地点の被覆（シート、覆土）、消臭剤等の利用、集ガス装置や脱臭設備の設置等の対策を講ずる。また、発生源の露出を極力避けるため、小規模ずつ順次対策を行う方法もある。
- (オ) 粉じん防止対策

掘削や運搬等を伴う場合に、粉じんが発生しやすいことから、汚染土壌の飛散等を防止するため、現地の状況に応じた粉じん防止対策を講ずる。一般的な飛散防止対策としては、aからfまでの方法がある。

 - a 散水
 - b シート等による被覆
 - c 仮囲いの設置
 - d 防風ネットの設置
 - e 仮設の壁及び天井による作業範囲の隔離
 - f 排気処理設備を設けた排風機による作業場所内部の空気の誘引及びフィルター等による排気の処理
- (カ) 作業員や車両、機材等による持出しの防止対策

処理工事中は、作業員の靴、手袋、衣服、車両のタイヤ及び使用機材等に特定有害物質等が付着し、周辺環境に持ち出されることを防止するため、回収、洗浄等の適切な対策を講ずる。
- (キ) 排水、雨水等対策

処理対策時に発生する排水には、処理施設からの排水、掘削工事中に発生する湧水、雨水による浸出水等がある。これらの処理には、沈降分離や中和処理等の一般的な排水処理方法が適用できる。また、雨水による特定有害物質等の流出又は地下への浸透を防止するため、掘削面、仮置き土壌にシートをかけ、集水渠を設ける等次のような対策を行う。

 - a 掘削面等の不透水シート等による被覆
 - b 処理対策地周辺の集水渠及び沈砂池等の設置
 - c 集水施設、排水処理施設の設置
 - d 掘削、処理対策の工程で汚染土壌が拡散、流出した場合の速やかな回収
- (ク) 井戸障害及び地盤沈下防止対策

処理において、地下水の汲上げや地下水位低下工法を用いた掘削を行う場合には、周辺井戸の水位の低下等の障害及び地盤沈下が生ずるおそれがある。処理にあたっては、事前にそれらの予測を行い、影響が予測される場合は、対策技術や揚水量の変更等の対策を行う。
- (ケ) 騒音振動対策

処理対策では、掘削工事等で使用する重機類、地下水揚水で用いるポンプ等により、騒音・振動が発生するため、近隣地域に配慮した騒音・振動防止対策を講ずる。
- (コ) 人による汚染土壌の摂取防止対策
 - a 立札等による立入禁止の表示
 - b 立入禁止柵の設置

表 4 - 1 処理対策の種類と周辺環境保全の主な種類の例

	汚染土壌及び汚染地下水の除去		封じ込め対策	
	原位置浄化	掘削除去	原位置封じ込め	掘削除去後、封じ込め
発生ガス・排ガス等	浄化（処理）施設からの排ガス等	揮散・発生ガス処理施設からの排ガス		揮散・発生ガス
粉じん・土壌の拡散		掘削、運搬、その他取扱い時の粉じん	工事に伴う粉じん	掘削、運搬等に伴う粉じん
排水	浄化（処理）施設からの排水	湧水対策処理施設からの排水	湧水対策	湧水対策
井戸障害・地盤沈下	揚水に伴う影響	工法によっては地下水位に影響	遮水壁による地下水流路への影響	工法によっては地下水位に影響
騒音・振動	浄化（処理）施設からの騒音・振動	掘削工事に伴う騒音・振動 処理施設からの騒音・振動	工事に伴う騒音・振動	掘削工事に伴う騒音・振動

(2) 汚染土壌を掘削する場合における対策

汚染土壌を掘削する場合は、周辺環境保全対策を講ずるとともに、掘削に際して発生する地下水及び汚染土壌等が飛散及び流出しないように留意する必要がある。

ア 共通事項

- (ア) 掘削のための土留め等の仮設は、汚染土壌の取り残しがないよう余裕を持って計画する。
- (イ) 特定有害物質等の種類、汚染の程度、土の性質等によって、分別掘削が必要となる場合があるため、対策技術を考慮して、ロット単位での適切な管理を行う。
- (ウ) 汚染土壌の掘削や山止めについては、通常の掘削と同様にのり面及び掘削底面の安定性を検討する。
- (エ) 汚染土壌の処理施設の能力や搬出能力に合わせた掘削を行い、汚染土壌の対象地等における仮置き期間をできるだけ短縮する。
- (オ) 掘削において発生する地下水（湧水）、掘削した汚染土壌からの浸出水及び汚染土壌と接触した雨水は、汚染されているおそれがあるため、必要に応じて、対象地に排水処理施設等を設置し、適切に処理する必要がある。

イ 重金属等

- (ア) 地下水汚染防止の止水壁等の設置にあたっては、遮水層となる難透水層の分布等について念入りの調査を行う必要がある。
- (イ) 掘削作業に伴う対象物質や粉じん等の大気への拡散等を防止する必要がある。
- (ウ) 汚染土壌を仮置きする場合には、汚染土壌を運搬する場合における対策及び保管する場合における対策を参考に必要な措置を講ずる。

ウ 揮発性有機化合物

- (ア) 揮発性有機化合物の原液が地盤中の粘土層上に滞留しているような場合には、その直下の滞留層に汚染を拡大させない措置を講ずる。粘土層を通過して井戸を掘削する場合には、揚水、粘土層位置でのシールを行う。
- (イ) 地下水の水位以下まで汚染土壌を掘削する場合は、掘削範囲の周囲に適切な遮水（止水）工事を行うとともに、地下水を揚水して地下水の水位を下げる。揚水した地下水は、特定有害物質等の濃度を定期的に測定し、適切に処理する。また、周囲の地下水位や水質への影響にも留意する。
- (ウ) 汚染土壌を仮置・搬送する場合、汚染土壌の飛散や特定有害物質等の揮散を防止するため、不透水シートで覆うとともに、汚染土壌を仮置きする場合、対象物質の地下浸透を防止するため、底面にも不透水シートを敷設する。また、外部に搬出する場合は、なるべく早く容器に入れる。

(3) 汚染土壌を保管する場合の対策

汚染土壌又は揚水した汚染地下水等を中継又は処理のために保管する場合は、周辺環境保全対策によるほか、次のような点に留意する。

ア 基本的な考え方

保管にあたっては、処理が行われるまでに、周辺環境等に影響のないようにする。保管は、浄化処理等が行われるまでの暫定措置であるので、保管期間中、含有する汚染物質の性状に応じた環境保全措置を講ずることを念頭に、簡便な構造とすることが望ましい。

- (ア) 揮発性有機化合物による汚染土壌を保管する場合は、保管中の揮発を防止するために、なるべく容器に封入し、長期間の保管は避けることが望ましい。
- (イ) 重金属等による汚染土壌を保管する場合は、飛散や雨水との接触を防止するために、容器に入れることが望ましい。
- (ウ) 保管施設・方法は、保管する汚染土壌又は揚水した汚染地下水等による荷重、土圧、水圧、地震荷重に対して十分安全なものとする。
- (エ) 汚染土壌を堆積して保管する場合は、斜面が崩壊しないように安全な勾配とする。また、揮発性有機化合物による汚染土壌は、特定有害物質等の揮発防止のため、ガスの発生面をシートや建造物で覆い、その空間を強制換気し、排出空気を活性炭等で浄化する対策も行う。
- (オ) 保管施設における保管期間中について、周辺環境（公共用水域、地下水、大気、土壌等）への影響をモニタリングにより把握することが望ましい。
- (カ) 保管終了による施設撤去後の跡地は、表層土壌調査等を実施することにより、二次汚染の影響がないことを確認する。

イ 保管施設

保管施設は、保管する目的、保管物質の性状、保管期間、保管場所等を考慮して、周辺環境等への影響がないよう計画、設置する。容器に封入している場合は、容器からの漏洩や雨水、対象物質の揮発等に留意した適切な保管施設とする。堆積して保管する場合の保管施設の構造例を次に示す。

(7) 遮水シート等被覆型

保管施設底部を遮水構造とし、その上に汚染土壌を保管する。汚染土壌の上部は、遮水シート等で被覆し、雨水の浸透を防止し、かつ汚染土壌の飛散を防止する。汚染土壌の保有水が流出するおそれのある場合は、集排水設備を設ける。雨水等が汚染土壌と接触したり、保有水が漏洩したおそれがある場合は、一時貯留して水質を確認してから適切に排水する。この構造形式は、簡易な構造であり、数か月程度の保管に適する。

(留意事項)

- a 特定有害物質等からの発生ガスや臭気が周辺環境に影響を与えている場合は、ハンドリングの度の開閉が煩雑であり、管理が難しい。
- b 上部の被覆シートは、風等の影響を受けやすい。
- c 底部の遮水構造に遮水シート等を使用する場合は、汚染土壌の積み卸し作業で遮水シート等が破損しないよう十分留意する。

(4) 屋根覆蓋型

保管施設の底部は遮水構造とし、その上をテントや鉄骨等の屋根で覆った中に汚染土壌を保管する。屋根覆蓋型の場合は、積み卸しを全天候型で行うことができ、同作業時に遮水シートを捲る必要がない。保管場所が、雨水にさらされないことにより、排水が発生しないため、排水処理の対象となるのは、保有水のみとなる。遮水シート被覆に比較し、管理が容易である。この構造は、長期的な管理を要する場合、比較的住居等が近い場合、対象物質が発生する有害ガスや臭気が周辺環境に与える影響が大きい場合に適する。

(留意事項)

底部の遮水構造に遮水シート等を使用する場合は、汚染土壌の積み卸し作業で遮水シート等が破損しないよう十分留意する。

(9) 地盤を掘削して地下部を保管施設とする場合

遮土工及び遮断工の構造に準じる。ただし、いずれは撤去することを考慮した計画とする必要があるため、汚染土壌の被覆面については、遮水シートやテント屋根で被覆する。

ウ モニタリング

保管施設から、周辺環境に対する影響を把握するため、管理基準を定めて、モニタリング調査方法に準じたモニタリングを行う。

(4) 汚染土壌を運搬する場合における対策

対象地の外に汚染土壌又は揚水した汚染地下水等を運搬する場合は、汚染土壌又は揚水した汚染地下水等が飛散及び流出しないように留意する。対象地内の運搬においても、二次汚染対策がなされていない場所については、対象地の外への運搬と同様である。万一、飛散又は流出した場合には、速やかに回収する。

ア 運搬容器

汚染土壌又は揚水した汚染地下水等を搬出するに当たっては、飛散、こぼれ、漏洩等がないよう、汚染物質の性状を考慮して、適切な措置を施した運搬容器及び運搬車両を使用する。なお、高濃度の揮発性有機化合物については、汚染物質の揮発及び容器の腐食にも留意する。

(7) 運搬容器及び運搬車両の種類

運搬容器及び運搬車両には、次のようなものがある。

a 運搬容器

- (a) フレキシブルコンテナ
- (b) ゴムバック
- (c) コンテナ
- (d) 鋼製容器
- (e) 合成樹脂容器等

b 運搬車両

- (a) タンクローリー車 (液状物)
- (b) ダンプトラック (標準仕様、蓋付き、防水仕様等)

(4) 運搬容器及び運搬車両の選択

運搬容器及び運搬車両の選択にあたっては、次のような点に留意する。

- a 揮発性有機化合物は、揮発防止のため、容器に密封する。
- b ダンプトラック等については、運搬中に飛散ないようにシート等で完全に覆う。

- c 汚染土壌の含水率が高い場合は、運送中の振動によって液状化を起し、流れ出す場合があるため、前処理として脱水を施す等の改質を行うか、流動化に対応できる防水仕様の車両や容器を利用する。
- d 先端が鋭利な夾雑物（コンクリート片、金属片、鉄筋等）の多いものをフレキシブルコンテナに入れる場合は、コンテナが破損するおそれがあるため、前処理によって除去する。
- e 処分先が異なる汚染土壌が混合することのないように区分して運搬すること。
- f 運搬車両に汚染土壌を運搬している旨を表示する。

(g) その他の留意事項

車両のタイヤ及び車体に汚染土壌を付着させたまま走行することがないように、必要に応じて運搬車両及び関連機材等の洗浄施設、排水処理施設を設置し、洗車、清掃を行う。

イ 運搬管理

(7) 搬出計画

汚染土壌又は揚水した汚染地下水等の対象地外への搬出に当たっては、対象地周辺及び運搬途上の環境に配慮するとともに、搬出作業を円滑に遂行するため、次のような事項を含む搬出計画を事前に策定する。

- a 搬出作業の時間と時間帯、汚染土壌の搬出数量と搬入先、車両の種類と台数等を事前に関係者に周知しておく。
- b 運搬経路については、騒音、振動、排ガス等周辺環境の保全に配慮して選択する。特に、住宅街、商店街、通学路、狭い道路等を可能な限り避ける等の配慮が必要である。
- c 交通事故等緊急時の対処として、連絡体制を整備するとともに、汚染土壌の拡散防止、回収方策を確立しておく。

(4) 搬出管理

- a 汚染土壌の搬出にあたっては、不適切な取扱い等を防止するため、汚染土壌に関して「汚染土壌管理票」を発行して管理を行う。管理票の記載事項については、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第67条第1項の規定に定めるとおりとする。
- b 汚染土壌を処理した事業者が他の事業者へ汚染土壌の再処理を委託する場合は、処理対策の実施者は汚染土壌が適正に処理されたことを確認することとし、再処理を実施した事業者は再処理が適正に実施されたことを記録し、管理を行う。なお、処理対策の実施者は、再処理を実施した事業者から書面による報告を受けることにより、汚染土壌が適正に処理されたことを確認することが望ましい。

(5) モニタリング

処理対策の実施中、その周辺環境への影響を監視するため、必要に応じて、対象地周辺の土壌、公共用水域、地下水及び大気中の特定有害物質等及び二次的に生成されるおそれのある物質について、定期的にモニタリングを行う。モニタリングの結果、対象地周辺の土壌、地下水、大気等への影響が認められる場合には、処理対策を休止し、原因を究明し、周辺環境保全対策を講ずる。

ア 基本的な考え方

- ・モニタリングは、対策が周辺環境保全計画に沿って行われていることを確認するために行う。
- ・モニタリングには、日常モニタリングと定期的モニタリングがある。処理期間が長い場合には、日常モニタリングと定期的モニタリングを行うことが望ましい。
- ・日常モニタリングは、作業の変遷や環境変化に即応できるように、作業者が簡便にできる方法を採用する。また、継続モニタリング機器の設置も有効である。
- ・定期モニタリングは、公的計量機関又は計量法に基づく計量証明事業所で行う。定期モニタリングは、日常モニタリングのクロスチェックの役割も担っている。
- ・モニタリングにおいて、周辺環境への影響が認められる場合は、周辺環境保全計画の見直し、対策の徹底等を行う。

イ モニタリング計画の立案

モニタリングの実施に先立って、特定有害物質等、処理方法及び立地条件等の諸条件を考慮した計画を立案する。モニタリング計画では、モニタリング対象、特定有害物質等、場所、頻度、測定方法、測定者、管理のための基準値等の計画項目を定める。

(7) モニタリング計画項目

a モニタリング対象

大気浮遊物質、排出又は発生ガス、地下水、排水、臭気、表層流出水、周辺土壌

b 対象項目

- (a) 環境基準等に定められた物質等
- (b) 油（対象物質と共存する場合に限る。）
- (c) 対策に用いた薬剤、非意図的に発生しうる物質等

- (d) その他 (pH、水温、地下水位等)
- c 場所
対象地の四方向、雨水排水口、排出水の排水口、地下水の上下流及び周辺の四方向の土壌表面
- d 頻度
 - (a) 日常モニタリング：項目によって毎日～1回/週
 - (b) 定期モニタリング：類似する法令等又は処理工程による適切な頻度
- e 測定期間
処理対策着工前から対策完了まで
- f 測定方法等
対象地の周辺の状況、処理対策方法等を考慮して、必要に応じたモニタリングを実施する。
 - (a) 大気中におけるモニタリング
対象地から粉じんとして飛散するおそれのある汚染土壌について、対象地の境界に定点を設け、浮遊粉じんはベータ線吸収法、浮遊粉じん中の特定有害物質等(重金属等)はハイボリュームエアースンプラー又はローボリュームエアースンプラーによる採取、測定を行う。また、必要に応じて、ガス状物質(例：シアン化合物、水銀化合物、揮発性有機化合物等)について、ガスモニタリング機器又は検知管による測定を行う。なお、測定値は、風向により異なることに留意する。
 - (b) 発生ガス、排ガスのモニタリング
掘削作業等に伴う発生ガス、処理施設からの排ガスについて、モニタリングを行う。ガス状物質(例：シアン化合物、水銀化合物、揮発性有機化合物等)は、ガスモニタリング機器又は検知管による測定を行うほか、必要に応じて、官能試験法による悪臭調査を行う。
 - (c) 公共用水域におけるモニタリング
対象地の敷地境界付近の公共用水域に定点を設け、サンプル瓶による採取を行い、特定有害物質等の水質調査を実施する。
 - (d) 地下水のモニタリング
対象地及びその周辺の既存の井戸(必要に応じて観測井戸を設ける。)に定点を設け、特定有害物質等、地下水位のモニタリングを実施する。飲用に供される井戸については、特に、配慮する。なお、モニタリングにあたっては、季節による地下水の変動に留意する。また、地下水の測定においては、自動記録計による地下水位観測や電気伝導度の連続測定を用いる方法がある。
 - (e) 排水のモニタリング
揚水処理した地下水、雨水による浸出水、掘削時に発生する湧水又はこれらの処理等について、排水を排出する地点(排水口等)で、サンプル瓶により排水を採取し、特定有害物質等の水質測定を行う。
 - (f) 処理対策地周辺の土壌モニタリング
処理対象地の周辺土壌について、ダストジャーによる採取、測定を行なう。この場合、同一場所でのサンプリング比較が必要である。また、必要に応じて、重金属等については処理対象地周辺の表土を適宜採取し、特定有害物質等のモニタリングを実施する。揮発性有機化合物については、処理対策地周辺の土壌を土壌ガス調査等によりモニタリングを実施する。
 - (g) 地盤沈下
地下水の揚水を行なう場合は、地盤沈下のおそれがあるため、処理対象地の周辺の地盤において、必要に応じて、地下水位及び地盤変動の監視を行う。
- g 測定機関
 - (a) 日常モニタリング：処理対策を実施する事業者等
 - (b) 定期モニタリング：計量証明事業所
- h 管理基準等
法律、条例、要綱、指針等による基準値等又は対策開始前に実施した測定値を参考に設定する。
- (イ) 留意事項
モニタリング計画の立案に当たっては、次の点に留意する。
 - a モニタリングは、対策の開始前より行い、対策期間全般において状態が把握できるように計画することが望ましい。
 - b 敷地境界等に定点を定めて、定期的に行う。定点は、敷地境界を囲む四方位とするのが一般的である。

- c 配置、数量、頻度については、対象地周辺の土地利用状況、地形、気象条件等を考慮して設定する。
 - d 測定時には、同時に風向、風速等を測定することが望ましい。
 - e 日常モニタリングは簡易な測定法により測定してもよい。
 - f モニタリングの状況を写真にて記録する。
- ウ モニタリングの実施と結果の評価
- (7) モニタリングの実施
モニタリングは、モニタリング計画に沿って行う。ただし、強風、風向の変化、大雨による気象条件等の状態でモニタリング値に影響があると考えられる場合は、モニタリングの時期及び方法を検討し、必要に応じて変更する。
 - (4) 結果の評価
モニタリングにより、管理基準値等を超える値が測定された場合は、作業方法及び測定値について確認を行うとともに、必要に応じて、周辺環境保全対策を行う。

- (6) 処理期間中の対策の記録、保管及び報告
処理期間中の対策について、次の内容を記録、保管する。また、汚染土壌等処理対策実施報告書に添付する。
- ア 処理期間中の対策の概要
対策の実施目的、対策期間、対策実施者の名称等を示す。
 - イ 処理期間中の対策の内容及び方法
汚染土壌・地下水の飛散及び流出防止対策、汚染土壌の処理、汚染土壌の保管、周辺住民への周知、周辺環境保全対策、モニタリングの内容及び方法について記録する。
 - ウ 処理期間中の対策の結果
処理期間中の対策の結果を書面や写真にて記録する。モニタリング結果は、モニタリングの種類ごとに示すとともに、項目ごとの結果を示す。現場写真、計量証明書等必要な資料は合わせて記録する。
- (7) 留意事項
処理期間中の対策のうち(2)の汚染土壌を運搬する場合における対策については、ここに定めるもののほか、土壌汚染対策法第17条に定める規定に準拠して実施する。

5 汚染土壌等の管理

- (1) 規則第72条第2項に規定する管理
規則第72条第2項に規定する汚染土壌又は地下水の人による摂取を防止するために必要な管理及び拡散を防止するために必要な管理（以下(1)に限り「管理」という。）は、次のとおりとする。管理の実施にあたっては、周辺地域の状況等を勘案し、適切な措置を講ずる。
- ア 管理の種類と選定
管理の種類は、次のように分類される。
管理は、特定有害物質等の移動性、他の汚染物質との共存等に留意しつつ、対象地の状況等にに応じて適切な対策を講ずるものとする。なお、土壌調査等の結果が溶出量基準値を超過している場合はイ(1) a の地下水のモニタリングを実施する。地下水のモニタリングの実施後は、周辺の状況、地下水汚染の程度等を勘案して、地下水モニタリングの実施計画又は汚染地下水の拡散防止対策を検討する。
 - イ 管理の方法
 - (7) 含有量基準値を超過した場合
次の a から c までの対策を状況に応じて選定する。
 - a 立入禁止塀、フェンス、柵等の設置、立入禁止立札の設置（100cm×200cm以上）
 - b 種子吹き付け工等の植栽工、シート等による汚染土壌の被覆
 - c 防風ネットの設置
 - (4) 溶出量基準値を超過した場合
不透水シート、アスファルト舗装等による雨水の遮断及び地下水のモニタリングを実施する。また、状況に応じて、汚染された地下水の飲用の防止、対象地周辺における集水渠及び沈砂池等の設置を実施する。
 - a 地下水のモニタリング
汚染地下水の周辺への影響の有無、汚染地下水の拡散防止対策の効果を確認するため、対象地の敷地内に観測井戸を設置し、地下水の水質についてモニタリングを行う。
 - (a) 観測井戸の設置場所の考え方

表層土壌調査及びボーリング調査の結果を勘案し、土壌汚染に関する基準のうち溶出量基準値を超過した地点の中で高濃度である地点や、地下水の流向の下流側の地点など、地下水汚染の周辺への影響の有無を把握できるような地点を選定する。

(b) 観測井戸の構造 (図5-1)

観測井のスクリーン設置区間の構造は、目詰まりを防ぐために網巻きした有孔管を用いたスクリーンを用いる。設置にあたっては、掘削時の孔内洗浄を入念に行い、スクリーンの周りは砂利充填等で保護し、地表水や他の帯水層の地下水が混入しないように適切なシールを施すことや管材料からの汚染が生じないこと等に留意する。ただし、有孔管の孔が十分小さく②に示すグラベルパッキングで目詰まりを防ぐことができる場合には網巻きは不要とする。十分に小さい孔の有効管の例としてスリット幅が0.15mm程度のポリ塩化ビニル管がある。

① ケーシングとスクリーン

掘削及び孔壁の洗浄が完了した後、帯水層位置にスクリーンを取り付けたケーシングを挿入する。材質は、ケーシング、スクリーンとも汚染物質と反応するような材質は避け、特定有害物質等の種類に応じて長期的な観測に耐え得る材料を選定する。一般には塩化ビニルやステンレス (SUS) 製を選定することとなるが、塩化ビニルを用いた場合には、管の継目はネジ加工とし、接着剤を用いた管継ぎは行わないこととする。

② グラベル・パッキングとシール

- ・グラベル・パッキング (砂利充填) スクリーン及びケーシング挿入完了後にスクリーン外周に砂利を充填する。これは対象帯水層の損壊防止と揚水時の防砂を目的として行い、グラベル・パッキングと呼ばれている。充填砂利の粒径は地質構成やスクリーンの種類によって決定するが、一般には5~10mm程度の細礫 (豆砂利) を使用する。
- ・シール (遮水) 遮水はケーシングと掘削孔の間隙にセメントあるいは凝固剤を注入し地表や上位の帯水層から地下水や汚染物質が流入するのを防止するために行う。シール (遮水) はスクリーン上端より地表部にわたって行う。

(c) 地下水試料の採水

① 採水深度

土壌汚染に起因する地下水汚染を把握できるよう適切に設定する。なお、採取深度の設定にあたっては、宙水である可能性も視野に入れ、土壌汚染の深度、対象地の地層の状況等を勘案して設定すること。

② 採水量

(e)に規定する各特定有害物質等の測定方法に定める量とする。

③ 採水方法

事前に井戸孔内の水を汲み出し、新鮮な水を井戸孔内に呼び込む。井戸孔内の水の汲み出しは、地下水の水温が安定するまで行う。孔内水位が回復した時点で、適宜採水する。この場合、ストレーナーの位置に採水器を挿入し、ストレーナー深度の地下水を採水する方法とサンプリング用水中ポンプ等をストレーナー位置に懸垂し、地下水試料を採水する方法がある。採水はスクリーンの設置区間内で行うよう努める。

(d) 測定項目

表層土壌調査又はボーリング調査を実施した結果が土壌汚染に関する基準のうち溶出量基準値を超過した特定有害物質等とする。

(e) 測定方法

土壌汚染対策法施行規則 (平成14年環境省令第29号) 第6条第2項第2号に基づく地下水に含まれる調査対象物質の量に係る測定方法 (平成15年環境省告示第17号) に定める方法による。

(f) モニタリングの頻度

① 県道東京大師横浜線以西の地域

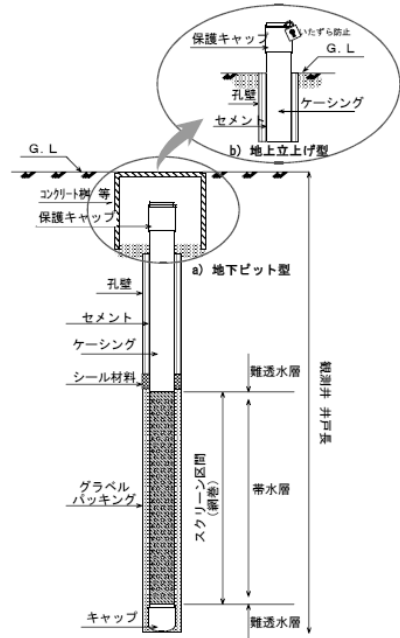


図5-1 観測井戸の構造

原則として、対象地において地下水の流向の下流側に1箇所以上の観測井を設け、1年に4回以上地下水の水質を定期的に測定する。1年を通じて地下水基準に適合していた場合は、次の年以降は1年に2回以上地下水の水質を定期的に測定し、地下水基準の適合状況を確認する。

② ①以外の地域

原則として、対象地において地下水の流向の下流側に1箇所以上の観測井を設け、1年に4回以上地下水の水質を定期的に測定する。1年を通じて地下水基準に適合していた場合は、その後はモニタリングを要しないが、必要に応じて地下水のモニタリングを実施できるように観測井戸は残すこととする。

また、当該測定の結果、当該土地の土壤汚染に起因する地下水汚染が生じていることが明らかである場合は、1年に4回以上の地下水の水質の測定を継続することとするが、モニタリングの頻度は、地下水汚染の状況、地下水基準の適合状況を勘案して減ずることができる。

(g) モニタリング結果の評価及び対策

地下水のモニタリングの結果、次のいずれかに該当する場合、bの汚染地下水の拡散防止対策、汚染土壌の処理、地下水使用の自粛措置等適切な対策を講ずる。

① 県道東京大師横浜線以西の地域

当該土地の土壤汚染に起因する地下水汚染が生じていることが明らかである場合であって、地下水汚染の状況、周辺の地下水の飲用状況等を勘案して必要と認められる場合

② ①以外の地域

当該土地の土壤汚染に起因する地下水汚染が生じていることが明らかである場合であって、著しい程度の地下水汚染が生じており、周辺の公共用水域への影響が生じるおそれがある場合

この場合の著しい程度の地下水汚染が生じている状態とは、例えば、地下水中に含まれる特定有害物質等の濃度が規則別表第11に掲げる排水の規制基準に不適合である状態が考えられる。

(h) モニタリングの記録、保管及び報告

次の内容を記録、保管するとともに、報告書に添付して定期的に市へ報告する。

① 調査概要

目的、調査期間、調査機関名等を示す。

② 調査内容及び方法

対象地の状況、モニタリングの内容及び方法を示す。

試料の採取又は測定については、採取、測定の日時、方法、調査地点等を示す。また、必要に応じて、気温、降水量等測定結果を変動させる要因についても記録する。モニタリング地点の配置及び設定理由並びに測定の対象項目の選定理由を記録する。

③ 分析結果

特定有害物質等ごとの調査結果を示す。現場写真、計量証明書等必要な資料は合わせて記録する。

④ 分析結果の評価・考察

地下水について汚染の有無、又は汚染がある場合には、汚染の程度に応じた汚染の三次元分布及び対策をとるべき範囲の設定について、評価・考察した結果を示すとともに、その範囲を図面に示す。

b 汚染地下水の拡散防止対策

汚染地下水の拡散防止対策として、次の(a)から(c)までのいずれかの対策を講じるものとする。

(a) 遮水壁の設置

遮水壁は、土壌・地下水が高濃度に特定有害物質等で汚染されている場所から周辺への拡散を防止するため、鋼矢板等で囲い込むものであり、現地及びその周辺地の地層状況、帯水層の分布、地下水の流動等を考慮して、不透水層まで設置する。遮水壁の構造には、鋼矢板、連続地中壁、セメント壁、モルタル壁等があるが、これらの構造は、遮水精度、地層の特性、設置する深さ等に応じて選定する。

遮水壁の深度は、土壌・地下水汚染の深度より深い不透水層まで設置する。

低濃度から高濃度までの汚染に対応可能であるが、できるだけ高濃度域を囲い込む方が効果が高い。遮水壁を設置する施工機械は大型であるため、遮水壁の設置はその機械の搬入可能な場所に限定される。

① 留意事項

・設置場所に建築物、埋設配管等が存在する場合には、それらの移設、きりまわしを行う。移設、きりまわしが不可能な場合、遮水壁の連続性を保持できるように薬液注入等

の止水性が得られる補助工法を併用する。

- ・アスファルト舗装や建築物等の設置により、遮水壁で囲いこんだ範囲に雨水が侵入することを防止するとともに、遮水壁で囲い込んだ範囲内に観測井戸を設置し、地下水の水位の状況を把握するとともに、水位が上昇したことを確認した場合は、揚水による遮水壁内の地下水水位の低下や、遮水構造の補強等、適切な対策を講ずる。この時に揚水した地下水は適正に処理する
- ・広域を遮水壁で囲むと地下水流動に影響を及ぼす場合があるため、下流域で井戸等の水利用があるときは十分注意する。
- ・遮水壁の設置にあたっては、騒音、振動に十分配慮する。
- ・不透水層の判定は一般的に透水係数で行うが、従来、不透水層と考えられているシルト粘土層にも特定有害物質等が浸透している事例があるので、不透水層は透水係数だけではなく、層厚や汚染の深さにも配慮する。
- ・遮水壁を設置する際、薬液を注入するときは二次汚染の防止に注意する。
- ・遮水壁で囲いこんだ範囲の外側において、地下水の流向の下流側に観測井戸を設置し、原則として1年に4回以上地下水の水質を定期的に測定する。

(b) バリア井戸の設置

バリア井戸は、地下水の下流域において地下水を揚水することにより、汚染の拡散を防止するものであり、地下水の流向・流速、地層の状況、利水状況等を考慮して設置する本数、位置、揚水量等を定める。なお、既存井戸からの揚水も汚染の拡散を防止する効果がある。揚水した汚染地下水の処理は、対象物質の種類及び濃度、処理水量、地下水温度等を考慮して、処理によって排出される排ガス、排水等が法令に定める規制基準等を下回るような除去効果が得られるよう適切な処理方法を選定する。揚水井戸とは別に、適切な位置に観測井戸を設置し、原則として1年に4回以上地下水の水質を定期的に測定する。

(c) 不溶化埋め戻し措置

この対策は、汚染土壌の全てが第二溶出量基準値以下である場合に、当該汚染土壌掘削し、薬剤を混合・攪拌することにより掘削した汚染土壌の重金属等を不溶化し、原位に埋め戻した上で不溶化土壌の飛散防止措置を行うものである。不溶化実施後は、原則として、地下水の下流側に1箇所以上の観測井を設け、1年に4回以上地下水の水質を定期的に測定し、地下水基準に適合した状態が2年間継続することを確認する。その後は、1年に2回以上地下水の水質を定期的に測定する。

ウ 留意事項

管理の実施にあたっては、処理土壌の特性、対象物質の特性、施工場所の特性等を十分に把握し、周辺住民等の健康及び周辺環境への影響を未然に防止するため、迅速かつ適切な実施に努める。具体的には、次の点に留意する。

(ア) 特定有害物質等の種類、濃度、特性等に関する継続的な情報把握

管理の実施にあたり、特定有害物質等の挙動を把握するほか、管理の実施中に特定有害物質等以外の有害物質を新たに生成、混入することがないように留意する。必要に応じて、試験等により管理の効果や二次影響の予測を行う。

(イ) 実施体制

管理の実施者は、実施時の管理体制を含めて、状況の変化に応じた工事計画の検討、事故等が発生した場合の措置及び報告等が適切に行われるようにする。

(ロ) 土地の形質変更を実施する場合の地下水のモニタリングの実施

汚染範囲内の土地の形質を変更する場合は、当該変更が汚染状態に与える影響を勘案して、必要に応じて地下水モニタリングを実施する。

(2) 規則第72条の2第1項に規定する管理

規則第72条の2第1項に規定する汚染土壌又は地下水の人による摂取を防止するために必要な管理及び拡散を防止するために必要な管理（土壌汚染対策法第11条第1項の規定により指定された区域の土地における汚染土壌等の管理。以下(2)に限り「管理」という。）は、次のとおりとする。管理の実施にあたっては、周辺地域の状況等を勘案し、適切な措置を講ずる。

ア 管理の種類と選定

管理の種類は、次のように分類される。

管理は、特定有害物質等の移動性、他の汚染物質との共存等に留意しつつ、対象地の状況等に応じて適切な対策を講ずるものとする。なお、土壌調査等の結果が溶出量基準値を超過している場合はイ(イ) bの地下水のモニタリングを実施する。地下水のモニタリングの実施後は、周辺の

状況、地下水汚染の程度等を勘案して、地下水モニタリングの実施計画又は汚染地下水の拡散防止対策を検討する。

イ 管理の方法

(7) 含有量基準値を超過した場合

次の a から c までの対策を状況に応じて選定する。

- a 立入禁止堀、フェンス、柵等の設置、立入禁止立札の設置 (100cm×200cm以上)
- b 種子吹き付け工等の植栽工、シート等による汚染土壌の被覆
- c 防風ネットの設置

(イ) 溶出量基準値を超過した場合

- a 地下水の摂取防止対策
状況に応じて汚染された地下水の飲用防止に関する指導を実施する。

- b 地下水のモニタリング

(1) イ (イ) a と同じ。

- c 汚染地下水の拡散防止対策

(1) イ (イ) b と同じ。

ウ 留意事項

(1) のウと同じ。

別表第1

特定有害物質等(ダイオキシン類を除く。)に係る土壌の処理対策選定基準

特定有害物質等の種類	第二溶出量基準値	溶出量基準値	含有量基準値
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウムとして0.3ミリグラム	検液1リットルにつきカドミウムとして0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつきカドミウムとして150ミリグラム
シアン化合物	検液1リットルにつきシアンとして1ミリグラム	検液中に検出されないこと。	土壌1キログラムにつき遊離シアンとして50ミリグラム
有機燐化合物	検液1リットルにつき1ミリグラム	検液中に検出されないこと。	
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛として0.3ミリグラム	検液1リットルにつき鉛として0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき鉛として150ミリグラム
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロムとして1.5ミリグラム	検液1リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム	土壌1キログラムにつき六価クロムとして250ミリグラム
砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素として0.3ミリグラム	検液1リットルにつき砒素として0.01ミリグラム	土壌1キログラムにつき砒素として150ミリグラム
水銀及びその化合物(総水銀)	検液1リットルにつき水銀として0.005ミリグラム	検液1リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム	土壌1キログラムにつき水銀として15ミリグラム
アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液1リットルにつき0.003ミリグラム	検液中に検出されないこと。	
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.3ミリグラム	検液1リットルにつき0.03ミリグラム	
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム	
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき3ミリグラム	検液1リットルにつき1ミリグラム	
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.02ミリグラム	検液1リットルにつき0.002ミリグラム	
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.2ミリグラム	検液1リットルにつき0.02ミリグラム	
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム	検液1リットルにつき0.004ミリグラム	

1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき1ミリグラム	検液 1 リットルにつき0.1ミリグラム	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 リットルにつき0.4ミリグラム	検液 1 リットルにつき0.04ミリグラム	
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき0.06ミリグラム	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム	
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム	
チウラム	検液 1 リットルにつき0.06ミリグラム	検液 1 リットルにつき0.006ミリグラム	
シマジン	検液 1 リットルにつき0.03ミリグラム	検液 1 リットルにつき0.003ミリグラム	
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき0.2ミリグラム	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム	
ベンゼン	検液 1 リットルにつき0.1ミリグラム	検液 1 リットルにつき0.01ミリグラム	
セレン及びその化合物	検液 1 リットルにつきセレンとして0.3ミリグラム	検液 1 リットルにつきセレンとして0.01ミリグラム	土壌 1 キログラムにつきセレンとして150ミリグラム
ほう素及びその化合物	検液 1 リットルにつきほう素として30ミリグラム	検液 1 リットルにつきほう素として1ミリグラム	土壌 1 キログラムにつきほう素として4,000ミリグラム
ふっ素及びその化合物	検液 1 リットルにつきふっ素として24ミリグラム	検液 1 リットルにつきふっ素として0.8ミリグラム	土壌 1 キログラムにつきふっ素として4,000ミリグラム
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1 リットルにつき0.02ミリグラム	検液 1 リットルにつき0.002ミリグラム	
備考 溶出量基準値、第二溶出量基準値及び含有量基準値は、別記1の土壌調査方法で測定した値を用いる。			

別表第2

ダイオキシン類に係る土壌の処理対策選定基準

特定有害物質等の種類	含有量基準値Ⅱ	含有量基準値Ⅰ
ダイオキシン類	土壌 1 グラムにつきダイオキシン類として3,000ピコグラム	土壌 1 グラムにつきダイオキシン類として1,000ピコグラム

備考

含有量基準値Ⅰ及び含有量基準値Ⅱは、別記1の土壌調査方法で測定した値を用いる。
ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ
-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

川崎市告示第186号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による認可の告示を受けたので、同法第66条の規定により次のとおり公告します。

平成29年 3月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画事業の種類及び名称

川崎都市計画道路事業

3・3・7号 溝ノ口線

同

3・5・6号 小杉菅線（関連外郭部）

同

3・5・14号 野川柿生線（関連外郭部）

2 施工者の名称

川崎市

3 事務所の所在

- (1) 川崎市川崎区駅前本町12番1号 川崎駅前タワー・リパークビル14階

川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課

- (2) 川崎市中原区下小田中2丁目9番1号

川崎市建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所

4 事業地の所在

- (1) 収用の部分

川崎市高津区下作延2丁目、溝口2丁目及び久本1丁目地内

- (2) 使用の部分

川崎市高津区溝口2丁目地内

3・5・6号 小杉菅線（関連外郭部）

同

3・5・14号 野川柿生線（関連外郭部）

2 縦覧場所

- (1) 川崎市川崎区駅前本町12番1号 川崎駅前タワー・リパークビル14階

川崎市建設緑政局道路河川整備部道路整備課

- (2) 川崎市中原区下小田中2丁目9番1号

川崎市建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所

川崎市告示第188号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月30日から平成29年4月13日まで一般の縦覧に供します。

平成29年 3月30日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	市ノ坪第200号線	川崎市中原区市ノ坪670番6先	5.60	89.85	
		川崎市中原区市ノ坪673番69先	9.00		
新	市ノ坪第200号線	川崎市中原区市ノ坪670番6先	6.00	89.85	隅きりを含む
		川崎市中原区市ノ坪673番69先	7.43		

川崎市告示第187号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成29年 3月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 都市計画事業の種類及び名称

川崎都市計画道路事業

3・3・7号 溝ノ口線

同

川崎市告示第189号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月30日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月30日から平成29年4月13日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
市ノ坪 第200号線	川崎市中原区市ノ坪670番6先	
	川崎市中原区市ノ坪673番69先	

川崎市告示第190号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成29年3月30日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月30日から平成29年4月13日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

路線名	供用開始の区間	備考
登戸 第303号線	川崎市多摩区登戸2211番1先	
	川崎市多摩区登戸2220番3先	

川崎市告示第191号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月30日から平成29年4月13日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	幸多摩線	川崎市多摩区登戸新町419番1先	12.52	8.85	
		川崎市多摩区登戸新町419番1先	13.64		
新	幸多摩線	川崎市多摩区登戸新町414番2先	13.50	8.85	
		川崎市多摩区登戸新町414番2先	13.64		

川崎市告示第192号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月30日から平成29年4月13日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員(m)	延長(m)	備考
旧	西生田 第97号線	川崎市多摩区西生田4丁目2299番2先	4.00	7.19	
		川崎市多摩区西生田4丁目2299番2先			
新	西生田 第97号線	川崎市多摩区西生田4丁目2299番3先	8.46 ～ 12.83	7.19	
		川崎市多摩区西生田4丁目2299番3先			

川崎市告示第193号

川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第11条第3項の規定による保有個人情報の目的外利用等の届出について、同条第5項の規定に基づき公表します。

平成29年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

1 届出の状況

(1) 目的外利用

- ア 市長 4件
- イ 上下水道事業管理者 1件

(2) 外部提供

- ア 市長 5件
- イ 上下水事業管理者 1件
- ウ 消防長 1件

2 届出書

別紙のとおり（省略）

川崎市告示第194号

平成29年度川崎市一般廃棄物処理実施計画

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年川崎市条例第51号）第6条第1項の規定に基づき、平成29年度川崎市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示します。

平成29年3月31日

川崎市長 福田 紀彦

平成29年度川崎市一般廃棄物処理実施計画

1 区域

川崎市全域

2 処理計画量

(1) ごみ

	収集対象人口 (人)	処理計画量 (トン)
計画収集	1,499,700	305,869
施設搬入		113,500
熊本市災害廃棄物		4,340
合 計		423,709

(2) し尿・浄化槽汚泥等

	収集対象人口 (人)	処理計画量 (キロリットル)
し尿収集	10,420	7,659
浄化槽清掃	7,670	18,348
汚泥処理		14,186
事業所汚水		2,102
処理計画総量		42,295

3 一般廃棄物の排出抑制及び再生利用等の方策

(1) 再使用、再生利用可能な廃棄物の収集等

ア 再生利用可能な廃棄物を分別収集する。

・収集日 週1回または2回の定曜日収集とし、月曜日から土曜日のうち地域ごとに収集曜日を定めて実施する。

・収集対象物 空き缶・空きびん・ペットボトル・使用済み乾電池・ミックスペーパー・プラスチック製容器包装・蛍光管

イ 地域ごとに月2回の粗大ごみ収集日に、30cm未満の金属製品を「小物金属」として分別収集する。

ウ 古紙の収集については、資源集団回収の補完的な事業として実施する。

エ 市民が排出する粗大ごみのうち、再利用可能な家具等については、リサイクルビレッジ及びリサイクルコミュニティセンターに展示して市民に提供するなど、可能な限り資源の有効利用を図る。

(2) 食品廃棄物の減量化・資源化の取組

ア 家庭から発生する生ごみ減量のための普及啓発の実施（3きり運動の推進、エコ・クッキング講習会の開催など）

イ 生ごみリサイクルリーダーの派遣や生ごみリサイクル講習会の開催

ウ 家庭用生ごみ処理機等購入費の助成

エ 家庭から発生する生ごみを堆肥化し、有効活用する市民団体の活動に対する助成

オ 小学校から排出される生ごみの一部を民間事業者への委託等により飼料化及び堆肥化

カ 食べ残り協力店の設定など、外食産業と連携した食品ロス対策の実施

キ 食品廃棄物を多く排出する事業者等の排出実態把握とリサイクル推進に向けた普及啓発の実施

(3) 資源回収の実施

ア 粗大ごみ処理施設における資源の回収

処理の過程において粗大ごみ及び小物金属の中から金属類及び使用済み小型電子機器等の再資源化促進に関する法律への対応として小型家電の回収を実施する。

イ 資源化処理施設における資源の回収

資源化処理施設において空き缶、空きびん、ペットボトル、ミックスペーパー及びプラスチック製容器包装の資源化を図る。

(4) 資源集団回収実施への支援

ア 根拠 川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱等

イ 支援方法 ・実施団体に対し、奨励金を交付する。

・回収業者に対し、報償金を交付する。

・川崎市資源集団回収事業連絡協議会に対し助成する。

ウ 対象品目 ・紙類・布類・びん類（リターナブルびんに限る）

エ 布類については、資源集団回収の補完的な事業として、拠点回収を行う。

(5) 資源化計画量

再生利用可能な廃棄物の収集量	51,798 トン
市の処理施設からの資源回収量	1,001 トン
資源集団回収量	44,903 トン
資源化量合計	97,702 トン

(6) 拠点回収の実施

小型家電、牛乳パック、蛍光管、古着類、インクカートリッジについては、生活環境事業所・区役所等に拠点回収場所を設け、資源化等を行う。

(7) 川崎市廃棄物減量指導員の委嘱

定数 1,994人

組織 川崎市廃棄物減量指導員連絡協議会及び各区廃棄物減量指導員連絡協議会

(8) 廃棄物に係る環境学習

3R 推進講演会の開催、社会科副読本（「くらしとごみ」）の配布、出前ごみスクール、ふれあい出張講座の実施

(9) 再生利用等の普及啓発施設の運営

施設名	住 所
橘リサイクルコミュニティセンター	高津区新作 1-20-3
リサイクルビレッジ堤根	川崎区堤根 52

(10) 市民に対する普及啓発活動等

ア 市政だより、ホームページ、ごみ分別アプリ、リーフレット及びポスター等各種広報媒体による啓発

イ 3Rの推進に関する行事開催

ウ 廃棄物の排出抑制及び分別排出への協力要請

エ エコマーク製品、グリーンマーク製品等、再生品等の積極的使用の協力要請

オ 減量、再生利用等の実績が顕著な市民等の表彰

- カ ごみの減量、資源化、美化推進に係る恒常的な普及啓発活動
- キ 市民まつり・区民祭への出展

(11) 事業者に対する指導等

- ア 事業系一般廃棄物多量・準多量排出事業者等に対する減量化、資源化等の指導
- イ 排出事業者向けごみ減量化、資源化冊子等の作成
- ウ 事業系ごみの減量化及び資源化の推進
- エ 事業系ごみの適正排出の指導
- オ 適正包装及びレジ袋削減の推進
- カ リユース・リサイクルショップ制度及びエコショップ制度の普及
- キ 一般廃棄物処理業者の立入検査及び実績報告書の徴収事務等
- ク 一般廃棄物処理業の許可事務等（更新対象業者数：29業者）

4 一般廃棄物処理実施計画

(1) ごみ処理計画

ア ごみ収集計画等

(ア) ごみ収集計画

区分	収集 計画量 (トン)	収集方法及び 収集運搬主体	搬 入 先	処理処分方法 及び処理処分 主体	市民及び事業者等の 協力義務等
家庭系 廃棄物	普通ごみ 244,280	ステーション 方式(所定の集 積所)による週 2回の定曜日 収集とし、地域 毎に収集曜日 を定めて実施 する。(市)	処理センター 及び加瀬クリ ーンセンター	焼却後埋立 (市)	可能な限り再生利用 等の減量を行って排 出すること。 排出方法は、所定の 集積所に原則として ふた付きポリ容器又 は透明・半透明袋に より行うこと。 竹串等鋭利なものに ついては折るなど し、また、ガラス・ 陶磁器については厚 紙に包み、危険であ ることを表示した上 排出すること。 収集後は集積所の清 掃等を行い、清潔の 保持に努めること。 分別対象の廃棄物は 混入しないこと。

粗大ごみ []は再 利用可能 な家具等 に限る。	9,431	収集申込みによる地域ごとの月2回の戸別収集を実施する。(委託) [市あるいは橋リサイクルコミュニティセンター指定管理者が引き取りを行う]	浮島処理センター粗大ごみ処理施設及び王禅寺処理センター資源化処理施設 [リサイクルビレッジ及びリサイクルコミュニティセンター等]	金属類等は資源化(委託) 可燃物は焼却(市) [市民への提供など、資源の有効利用を図る]	再利用可能なものは、排出抑制に努めること。
粗大ごみ (火災ごみ)	141	り災者自らが指定処理施設に運搬する。	指定処理施設	金属類等は資源化(委託) 可燃物は焼却(市)	再利用可能なものは、排出抑制に努めること。
空き缶	6,315	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	缶内の残留物を除去し、ペットボトルと一緒に透明又は半透明袋に入れて排出すること。
空きびん	11,316	ステーション方式(空きびん入れ)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	堤根処理センター資源化処理施設及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	雑びんを対象とし、びん内の残留物を除去し、空きびん入れに排出すること。 リターナルびんは販売店又は資源集団回収等に出すこと。
ペットボトル	5,075	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	南部リサイクルセンター及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	ボトル内の残留物を除去し、キャップ・ラベルを取り、つぶしてから空き缶と一緒に透明又は半透明袋に入れて排出すること。

小物金属	2,545	ステーション方式(所定の集積所)による月2回の隔週定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター粗大ごみ処理施設及び王禅寺処理センター資源化処理施設	資源化(委託)	散乱しやすいものは、紐かテープにより結束して排出すること。 なお、鋏、剃刀、包丁等は厚紙に包むなど安全に配慮すること。
使用済み乾電池	289	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	処理センター(王禅寺資源化処理施設を含む)及び南部リサイクルセンター	資源物抽出型無害化処理(委託)	乾電池が確認できる透明又は半透明袋に入れ、資源物集積所に排出すること。 ボタン型・充電式電池は、販売店等の回収に協力すること。
古紙	98	資源集団回収の補完的な事業として実施する。(市)	生活環境事業所、処理センター及び加瀬クリーンセンターのストックヤード	資源化(委託)	可能な限り資源集団回収等に出すこと。
ミックスペーパー	13,141	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター資源化処理施設及び梶ヶ谷貨物ターミナル駅資源物積替施設	資源化(委託)	ミックスペーパー対象物※1は紙袋に入れる、包装紙で包む、または、紐で縛るなど中身が出ないようにして排出すること。
プラスチック製容器包装	12,958	ステーション方式(所定の集積所)による週1回の定曜日収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(委託)	浮島処理センター資源化処理施設及び梶ヶ谷貨物ターミナル駅資源物積替施設	資源化(委託)	軽く洗うか、汚れをふき取り透明又は半透明の中身の確認できる袋に入れて排出すること。

	蛍光管	61	ステーション方式(所定の集積所)による週2回の定曜日(普通ごみと同じ)収集とし、地域毎に収集曜日を定めて実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	資源化(委託)	購入時に入れられていた箱等に入れるか、厚紙等に包んで排出すること。
	道路清掃ごみ	360	公衆用くず入れのごみ収集及び駅前喫煙所の清掃等を実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	焼却後埋立(市)	公共の場所に吸い殻、空き缶等の投げ捨てはしないこと。
	犬猫等の死体	4,722 個	市民からの申込み等により、戸別収集を実施する。(市)	処理センター及び加瀬クリーンセンター	専用焼却炉により焼却(市)	申込みの際には、段ボール箱等に収納して排出すること。
	特定家庭用機器再商品化法対象品目※2	家電小売業者に回収してもらうか、自らで指定引取場所に持ち込む。回収した廃棄物を製造事業者等は、再商品化等を行う。市民は、収集運搬及び再商品化等に必要な料金を支払うこと。				
	パソコン※3	製造事業者等が回収し、再資源化する。市民は、再商品化等に必要な料金を支払うこと。				
	原動機付き自転車	製造事業者等が回収し、資源化する。				
	使用済小型電子機器等	認定事業者または、再資源化を適正に実施し得る者は、再資源化等を行う。市民は、拠点回収等に出すこと。				
事業系一般廃棄物	普通ごみ	113,500	事業者自ら又は許可業者が指定処理施設に運搬する。ただし、特別の事情がある場合は、市が収集運搬を行う。※4	指定処理施設	焼却後埋立(市)	可能な限り資源化を行うなど減量化を図ること。焼却不適物や産業廃棄物は混入しないこと。許可業者に運搬を委託する場合は、保管場所、収集時間、排出方法等について十分協議し、適正排出に努めること。保管場所の清掃等を行い、清潔の保持に努めること。

犬猫等の死体(実験動物の死体を除く。)	308 個	事業者自ら指定処理施設に運搬する。	指定処理施設	専用焼却炉により焼却(市)	段ボール箱等に収納して排出すること。
実験動物の死体	事業者が自らの責任において適正処理する。				
資源物	原則として、事業者が自らの責任において資源化する。				
食品廃棄物及び木くず※5	事業者自ら又は一般廃棄物収集運搬業者が、一般廃棄物処分業者の処理施設に搬入・処理する。				

※1 ミックスペーパーの対象物は次のもの以外の紙類とする。

- (1) 資源集団回収対象品目の紙類(実施団体により異なる)
- (2) 臭いの強い紙類
- (3) 汚れた紙類

※2 テレビ、エアコン、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機など、特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に定める特定家庭用機器が廃棄物となったものに限る。

※3 資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第12項に定める指定再資源化製品であって「パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」に基づき、製造事業者等による自主回収及び再資源化が可能なものに限る。

※4 市が事業系一般廃棄物を収集運搬する場合は次のとおりとする。

- (1) 事業者が無償の社会奉仕活動として行う公共の場所の清掃・美化活動
- (2) 天災のために特に必要と認める者
- (3) 社会福祉関係の施設であって、市が処理を行うと認定した施設等
- (4) その他市長が特に必要と認める施設等

※5 食品廃棄物にあつては資源化するものに限る、また木くずにあつては資源化等するもの又は指定処理施設の受入基準に適合させるために処理するものに限る。

(イ) 市が収集しないごみ

区 分	廃棄物の例	適 用
有害性物質を含む物	人体に影響を及ぼすおそれのある化学物質を含む物 (硫酸、塩酸、苛性ソーダ、農薬、毒劇物性薬品等)	販売店等に相談し、適正な処理を行うこと。
引火性のある物	可燃性のもので着火点が低く、火炎によって瞬間的に燃え出す物質 (ガソリン、シンナー、灯油、多量のマッチ、花火、火薬等)	
危険性のある物	収集運搬等の安全作業に支障を及ぼす物(爆発物、銃砲刀剣類、注射針等)	
著しく悪臭を発する物	著しく悪臭を発する物 (汚物及び汚物の付着した紙おむつ等)	排出の方法又は排出の量によっては、収集が可能となるものもあるため、その処理については、事前に環境局又は生活環境事業所の指示に従うこと。
市の処理施設で処理できない物	一辺の長さが概ね2メートルを超える粗大ごみ、堅牢な物等、収集車両及び処理施設の能力を超えるもの	

(ウ) 特別管理廃棄物の取扱

一般家庭から排出されるPCB使用部品を含む電子レンジ等のうち、PCB使用部品を除去したものについては、粗大ごみの収集対象とする。

(エ) 川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第26条に規定する指定処理施設

指定処理施設名	搬入しようとする事業系一般廃棄物が排出された区
浮島処理センター	川崎市内全域
堤根処理センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区
王禅寺処理センター	中原区・高津区・宮前区・多摩区・麻生区

※一日平均30キログラムを超えないごみを排出する事業者で、一回の搬入量が200キログラム以下の事業者については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

※犬猫等の死体(実験動物の死体を除く。)については、全ての指定処理施設に搬入することができる。

イ ごみ中継輸送計画及び中継施設

(ア) 中継輸送計画

ごみ種別	中 継 区 域	輸送計画量 (トン)
普通ごみ 及び 粗大ごみ 可燃物	加瀬クリーン センター (車両) → 浮島処理 センター 及び 堤根処理 センター	75,505
	王禅寺処理 センター (車両) → 梶ヶ谷貨物 ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 末広町駅 (車両) → 浮島処理 センター	39,890
ミックス ペーパー	梶ヶ谷貨物 ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 末広町駅 (車両) → 浮島処理センター 資源化处理施設	7,884
プラスチ ック製容 器包装	梶ヶ谷貨物 ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 末広町駅 (車両) → 浮島処理センター 資源化处理施設	8,030
焼却灰	王禅寺処理 センター (車両) → 梶ヶ谷貨物 ターミナル駅 (鉄道) → 神奈川臨海鉄道 末広町駅 (車両) → 浮島廃棄物 埋立処分場 (2期地区)	13,643

(イ) 中継施設

施設名	所在地	形式	公称能力	受入計画量
加瀬 クリーンセンター	幸区南加瀬 4-40-23	ごみ圧縮・専用コ ンテナ詰め込み	300 トン/5h	75,505 トン

ウ 中間処理計画

(ア) 焼却処理

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/24h)	処理計画量 (トン)	焼却灰量 (トン)
浮島 処理センター	川崎区浮島町 509-1	全連続燃焼式	900	201,300 (内施設搬入分 66,690)	25,364
堤根 処理センター	川崎区堤根 52	全連続燃焼式	600	67,675 (内施設搬入分 18,320)	8,595
王禅寺 処理センター	麻生区王禅寺 1285	全連続燃焼式	450	108,280 (内施設搬入分 28,490)	13,643
計			1,950	377,255 (内施設搬入分 113,500)	47,602

※浮島処理センター処理計画量には、熊本市災害廃棄物(4,340 t)搬入分を含む

(イ) 破碎処理 (小物金属含む)

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/5h)	処理計画量 (トン)
浮島処理センター 粗大ごみ処理施設	川崎区浮島町 509-1	回転式、剪断式破碎機	50	5,464
王禅寺処理センター 資源化処理施設	麻生区王禅寺 1285	回転式、剪断式破碎機	40	6,653
計			90	12,117

(ウ) 資源化処理

a 空き缶及びペットボトル

施設名	所在地	品目	形式	公称能力 (トン/5h)	受入計画量 (トン)
王禅寺処理センター 資源化処理施設	麻生区王禅寺 1285	空き缶	磁選圧縮成型	20 トン/5h	4,325
		ペットボトル	圧縮・結束	12.5 トン/5h	3,067
南部リサイクルセン ター	川崎区夜光 3-1-3	空き缶	選別、 圧縮・成型等	28 トン/4h	1,990
		ペットボトル	選別、 圧縮・結束等	7 トン/1h	2,008
計		空き缶		—	6,315
		ペットボトル		—	5,075

b 空きびん

施設名	所在地	形式	公称能力 (トン/5h)	受入計画量 (トン)
堤根処理センター 資源化処理施設	川崎区堤根 52	手選別	20	4,928
王禅寺処理センター 資源化処理施設	麻生区王禅寺 1285	手選別	25	6,388
計			45	11,316

c 使用済み乾電池

施設名	処理内容	受入計画量 (トン)
民間資源化施設 (委託)	運搬・処理委託し、無害化処理を行う。	289

d ミックスペーパー

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力 (トン/10h)	受入計画量 (トン)
浮島処理センター資源 化処理施設	川崎区浮島町 509-1	選別、圧縮	70	13,141

e プラスチック製容器包装

施設名	所在地	処理内容・形式	公称能力 (トン/10h)	受入計画量 (トン)
浮島処理センター資源 化処理施設	川崎区浮島町 509-1	選別、圧縮・梱包	55	12,958

f 蛍光管

施設名	処理内容	受入計画量 (トン)
民間資源化施設(委託)	運搬・処理委託し、無害化処理を行う。	61

(エ) 動物死体処理

施設名	所在地	処理対象物	公称能力	受入計画量
浮島処理センター 動物死体処理施設	川崎区浮島町 509-1	犬猫等の死体	150 キログラム/5h × 2 炉	5,030 個

エ 最終処分計画

施設名		浮島廃棄物埋立処分場(2期地区)		
所在地		川崎区浮島町523番地1先		
埋立計画量	都市施設 廃棄物	一般廃棄物	47,631	トン
		産業廃棄物	18,555	トン
	産業廃棄物		232	トン
	一般廃棄物		123	トン
	合計		66,541	トン
埋立対象物		燃え殻、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、汚泥		

※市が行う処理に支障をきたさない範囲において、一般家庭から排出される埋立対象物について、搬入を受け入れる。

オ 特定家庭用機器再商品化法に定める特定家庭用機器の引取場所

(ア) 特定家庭用機器再商品化法第17条に規定する指定引取場所

指定引取場所	場 所
日本通運株式会社 神奈 川東支店 川崎北物流セ ンター	高津区下野毛 2-14-1

(イ) 川崎家電リサイクル協議会加盟家電小売業者が利用できる市ストックヤード

	場 所	取扱量(トン)
川崎生活環境事業所	川崎区堤根 52	30
多摩生活環境事業所	多摩区枅形 1-14-1	53

カ 市が処理する産業廃棄物

川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第29条第2項の規定に基づき、市が処理する産業廃棄物を次のとおり定める。

- (ア) 発生場所 川崎市内
 (イ) 排出者 川崎市内の小規模事業者
 (ウ) 処理の方法 埋立
 (エ) 対象物 市が行う一般廃棄物の処理に支障をきたさない産業廃棄物の一部について、市の処理施設への搬入を受け入れる。なお、焼却処理施設での受入は行わない。

(オ) 種類等

処理方法	産業廃棄物の種類	受入基準
埋 立	ガラス及び陶磁器くず	再生利用が困難なもの 最大径15cm以下のもの 中空でないもの 有害でないもの
	がれき類	再生利用が困難なもの 最大径概ね30cm以下のもの 中空でないもの 有害でないもの

※収集計画量と処理計画量は、焼却炉の運転状況等により必ずしも一致しない。

(2) し尿等処理実施計画

し尿収集、浄化槽清掃及び汚泥収集は市が行う。また、これに伴うし尿及び浄化槽汚泥処理は市が行う。

ア し尿収集及び浄化槽清掃計画

	対象件 (基) 数	計 画 量 (キ ロ リ ッ ト ル)	収集及び清掃方法	市民等の協力義務等
し尿収集 (仮設トイレ収集分 含む)	61,721 件 (収集延 件数)	7,659	・原則として、月 2 回収集とする。 ・仮設トイレは事 業者等からの申込 みにより収集を実 施する。	公共下水道処理区域内において くみ取りトイレを設けている建 築物等の所有者は、下水道直結 の水洗化に努めること。 便槽内に布切れ等異物を投入し ないこと。 くみ取り口等から雨水等が流入 しないようにすること。
浄化槽清掃	4,140 基 (対象基 数)	18,348	設置管理者の申込 みによる各戸清掃 とする。	公共下水道処理区域において浄 化槽を設けている建築物等の所 有者は、下水道直結の水洗化に 努めること。
汚泥収集	1,251 件 (収集延 件数)	14,186		

イ し尿及び浄化槽汚泥処理計画

施設名	所在地	処理方法	公称能力 (キ ロ リ ッ ト ル / h)	受入計画量 (キ ロ リ ッ ト ル / 年)
入江崎 クリーンセンター	川崎区塩浜 3-14-1	夾雑物を除去し、希 釈して下水処理施 設へ圧送する。	20.0	31,186
宮前生活環境事業所	宮前区宮崎 172	汚泥を沈殿分離し 上澄水を希釈して 下水管に投入する。	8.0	11,109 ※

※事業所汚水排出量 2,102kl を含む

ウ 公衆トイレ清掃計画

公衆トイレ数	清掃方法	市民等の協力義務等
13	・ 原則、1日2回清掃を行う。 ・ 清掃間隔を2日以上空けない。	利用者が快適に使用できるよ うに清潔に使用すること。

川崎市告示第195号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成29年3月31日から平成29年4月14日まで一般の縦覧に供します。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	小杉町第19号線	川崎市中原区小杉町1丁目403番52先	8.00	21.97	
		川崎市中原区小杉町1丁目403番52先	8.11		
新	小杉町第19号線	川崎市中原区小杉町1丁目403番52先	10.50	21.97	
		川崎市中原区小杉町1丁目403番52先	19.78		

川崎市告示第196号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市アートセンターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市アートセンタ一条例（平成18年川崎市条例第62号）第4条第3項の規定により告示します。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市アートセンター 川崎市麻生区万福寺6丁目7番1号
指定管理者	(所在地) 川崎市川崎区駅前本町12番地1 (名 称) 川崎市文化財団グループ (代表者名) 公益財団法人川崎市文化財団 理事長 多田 昭彦
指定期間	平成29年4月1日から 平成34年3月31日まで

川崎市告示第197号

川崎市港湾施設条例（昭和22年川崎市条例第33号）第2条第2項の規定により、港湾施設の名称、位置、規模等（昭和40年川崎市告示第35号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から適用する。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

別表13荷さばき地の表中

「

2級荷さばき地	一般利用	川崎区千鳥町	24,753
		川崎区東扇島 (92番地を除く。)	166,033
	専用利用	川崎区千鳥町	233,115
		川崎区東扇島	92,565
		川崎区夜光1丁目1番地の5ほか	1,416
川崎区夜光3丁目2番地の5地先	1,483		

を

「

2級荷さばき地	一般利用	川崎区千鳥町	23,409
		川崎区東扇島 (92番地を除く。)	166,039
	専用利用	川崎区千鳥町	233,115
		川崎区東扇島	92,565
		川崎区夜光1丁目1番地の5ほか	1,149
川崎区夜光3丁目2番地の5地先	1,483		

に改める。

別表14ふ頭用地の表中

「

名称	位置	面積
ふ頭用地	川崎区千鳥町、水江町、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、小島町、浮島町、浅野町、塩浜3丁目、塩浜4丁目、田町3丁目、池上町、白石町、大川町、扇島及び東扇島（東扇島92番地を除く。)	平方メートル 2,569,261

を

「

名称	位置	面積
ふ頭用地	川崎区千鳥町、水江町、夜光1丁目、夜光2丁目、夜光3丁目、小島町、浮島町、浅野町、塩浜3丁目、塩浜4丁目、田町3丁目、池上町、白石町、大川町、扇島及び東扇島（東扇島92番地を除く。)	平方メートル 2,569,614

に改める。

別表17事務所の表中

名称	位置	構造	面積
千鳥町事務所A棟	川崎区千鳥町8番1号	鉄筋コンクリート造陸屋根二階建	平方メートル 2,195
千鳥町事務所B棟	川崎区千鳥町8番2号	鉄筋コンクリート造陸屋根三階建	1,844

を

名称	位置	構造	面積
千鳥町事務所B棟	川崎区千鳥町8番2号	鉄筋コンクリート造陸屋根三階建	平方メートル 1,844

に改める。

別表18事務所附帯施設の表中

名称	位置	構造	面積
作業員詰所A棟	川崎区千鳥町8番3号	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	平方メートル 396
作業員詰所B棟	〃	〃	348
作業員詰所C棟	〃	〃	252
作業員詰所D棟	〃	〃	126
作業員詰所E棟	川崎区千鳥町20番1号	木造折板葺平家建	290
作業員詰所F棟	〃	〃	290
プロパン格納庫	川崎区千鳥町8番3号	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	14
荷役機械置場	川崎区千鳥町14番地	アスコン舗装	3,719

を

名称	位置	構造	面積
----	----	----	----

作業員詰所B棟	川崎区千鳥町8番3号	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	平方メートル 348
作業員詰所C棟	〃	〃	252
作業員詰所D棟	〃	〃	126
荷役機械置場	川崎区千鳥町14番地	アスコン舗装	3,719

に改める。

別表22港湾環境整備施設の表中

名称	位置	施設の概要	規模	備考
水江町公園	川崎区水江町5番地6及び5番地27	休息緑地	6,411平方メートル	

を

名称	位置	施設の概要	規模	備考
水江町公園	川崎区水江町5番地6、5番地26、5番地27、5番地28及び5番地40	休息緑地	6,764平方メートル	

に改める。

公 告

川崎市公告第175号

川崎都市計画地区計画を決定したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画面案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

平成29年3月17日

川崎市長 福田紀彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画地区計画の決定（よみうりランド地区地区計画）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

川崎市多摩区菅仙谷1丁目、菅仙谷3丁目及び菅仙谷4丁目並びに麻生区細山6丁目地内

(2) 削除する部分

- なし
- (3) 変更する部分
なし
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)
多摩区役所10階市政資料コーナー
(多摩区登戸1775-1)
多摩区役所生田出張所1階情報コーナー
(多摩区生田7-16-1)
麻生区役所2階情報コーナー
(麻生区万福寺1-5-1)
川崎市立多摩図書館
(多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎)
川崎市立麻生図書館
(麻生区万福寺1-5-2 麻生区文化センター)
- 4 縦覧期間
平成29年3月17日(金)から平成29年3月31日(金)
まで

川崎市公告第176号

川崎都市計画用途地域を変更したいので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

平成29年3月17日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画用途地域の変更(菅仙谷95号線の線形変更)
- 2 都市計画を定める土地の区域
- (1) 追加する部分
なし
- (2) 削除する部分
なし
- (3) 変更する部分
川崎市多摩区菅仙谷4丁目及び麻生区細山6丁目地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)
多摩区役所10階市政資料コーナー
(多摩区登戸1775-1)
多摩区役所生田出張所1階情報コーナー
(多摩区生田7-16-1)
麻生区役所2階情報コーナー
(麻生区万福寺1-5-1)
川崎市立多摩図書館
(多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎)
川崎市立麻生図書館
(麻生区万福寺1-5-2 麻生区文化センター)
- 4 縦覧期間
平成29年3月17日(金)から平成29年3月31日(金)
まで

- (麻生区万福寺1-5-1)
川崎市立多摩図書館
(多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎)
川崎市立麻生図書館
(麻生区万福寺1-5-2 麻生区文化センター)
- 4 縦覧期間
平成29年3月17日(金)から平成29年3月31日(金)
まで

川崎市公告第177号

川崎都市計画高度地区を変更したいので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

平成29年3月17日

川崎市長 福田紀彦

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画高度地区の変更(菅仙谷95号線の線形変更)
- 2 都市計画を定める土地の区域
- (1) 追加する部分
なし
- (2) 削除する部分
なし
- (3) 変更する部分
川崎市多摩区菅仙谷4丁目及び麻生区細山6丁目地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課
(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)
多摩区役所10階市政資料コーナー
(多摩区登戸1775-1)
多摩区役所生田出張所1階情報コーナー
(多摩区生田7-16-1)
麻生区役所2階情報コーナー
(麻生区万福寺1-5-1)
川崎市立多摩図書館
(多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎)
川崎市立麻生図書館
(麻生区万福寺1-5-2 麻生区文化センター)
- 4 縦覧期間
平成29年3月17日(金)から平成29年3月31日(金)
まで

川崎市公告第178号

川崎都市計画防火地域及び準防火地域を変更したいの

で、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、この都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この都市計画案について、縦覧期間満了の日までに川崎市に意見書を提出することができます。

平成29年 3月17日

川崎市長 福 田 紀 彦

1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画防火地域及び準防火地域の変更（菅仙谷95号線の線形変更）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

川崎市多摩区菅仙谷 4丁目及び麻生区細山 6丁目地内

3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

(川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル5階)

多摩区役所10階市政資料コーナー

(多摩区登戸1775-1)

多摩区役所生田出張所1階情報コーナー

(多摩区生田7-16-1)

麻生区役所2階情報コーナー

(麻生区万福寺1-5-1)

川崎市立多摩図書館

(多摩区登戸1775-1 多摩区総合庁舎)

川崎市立麻生図書館

(麻生区万福寺1-5-2 麻生区文化センター)

4 縦覧期間

平成29年3月17日(金)から平成29年3月31日(金)まで

川崎市公告第179号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月21日

川崎市長 福 田 紀 彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	中原区内一般国道409号舗装道補修(切削)工事
	履 行 場 所	川崎市高津区北見方3丁目10番地先
	履 行 期 間	契約の日から120日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、主観評価項目変更登録申請を入札参加申込締切日の前日までに行ってください。</p> <p>なお、開札日の前日までに主観評価項目変更登録が完了していない場合は、事後審査で入札参加資格が無いものとして入札が無効となります。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、「災害時における川崎市との協力体制確認書」に代えて「災害時における川崎市との協力体制届出書(誓約書)」（主観評価項目制度実施要領「届出書(誓約書)様式2」）を提出してください。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>	

参加資格	(11) 監理技術者資格者証(業種「舗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年4月14日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	市道水江町2号線道路補修(打換)工事
	履行場所	川崎市川崎区水江町6番地先
	履行期間	契約の日から120日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成29年4月4日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	市道大川町4号線道路補修(切削・打換)工事
	履行場所	川崎市川崎区大川町9番地先
	履行期間	契約の日から90日間
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。	

参加資格	(5) 川崎市川崎区、幸区又は中原区内に本社を有すること。 (6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年4月4日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第180号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成29年3月21日

川崎市長 福田紀彦

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者			設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
所在	現況地目	面積(m ²)	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名又は名称	住所		
川崎市麻生区岡上 字丸山635の一部	田	437の内 199.83	梶 亨 梶 敏子	川崎市麻生区 岡上233	質借権	水田	平成29年 4月1日	平成32年 3月31日	¥ 3,300	毎年12月末日までに貸手宅へ持参する。	田辺美裕	川崎市宮前区 馬絹592	賃貸借	
川崎市麻生区岡上 字梨子ノ木1226の一部	畑	1,254の内 624	星野道人 星野早苗	川崎市麻生区 岡上267	質借権	普通畑	平成29年 4月1日	平成32年 3月31日	¥ 12,500	毎年12月末日までに貸手の口庭に振込む。	清水良一	川崎市宮前区 菅生6-15-1	賃貸借	
川崎市麻生区岡上 字梨子ノ木1226の一部	畑	1,254の内 630	星野道人 星野早苗	川崎市麻生区 岡上267	質借権	普通畑	平成29年 4月1日	平成32年 3月31日	¥ 12,600	毎年12月末日までに貸手の口庭に振込む。	川崎寿文	川崎市宮前区 菅生3-18-14	賃貸借	
川崎市麻生区黒川 字明坪 2080	田	744	元木要介	川崎市麻生区 黒川1343	質借権	水田	平成29年 4月1日	平成31年 3月31日	¥ 10,000	毎年12月末日までに貸手宅へ持参する。	坂本 正	川崎市麻生区 黒川245	賃貸借	
麻生区早野 字広地178	畑	575	杉本順子	横浜市青葉区 美しが丘1-21 たまが丘アパート 6-1棟204号	使用借権	栽培試験	平成29年 4月1日	平成30年 3月31日	—	—	川崎市	川崎市川崎区 宮本町1番地	使用貸借	
麻生区黒川 字海道1361	畑	1,198	市川啓司	川崎市麻生区 黒川1773	使用借権	ボラン ティア育 成研修会 の実習は 場として 利用	平成29年 4月1日	平成30年 3月31日	—	—	川崎市	川崎市川崎区 宮本町1番地	使用貸借	

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは、民法第609条（明治29年法律第89号）によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、川崎市農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の途中において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかに問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、川崎市農業委員会及び市が協議して定める。

2-2 特記事項

(1) 解除条件

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事（平成12年6月1日付け農林水産事務次官通知（12構改B第404号）、農地法関係事務に係る処理基準第二の1の(5)の②に規定する年間150日以上）と認められない者になった場合に、農用地を適正に利用していないと認められるときは賃貸借又は使用貸借を解除する。

上記により解除するときは、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な事項（平成22年6月、川崎市）第4-1-（13）農用地利用集積計画の取消し

等によるものとする。

(2) 農用地の利用状況についての報告義務

利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事と認められない者になった場合に、農業経営基盤強化促進法第18条第2項第7号及び同法施行規則第16条の2に規定する農用地の利用状況

についての報告を市長にしなければならない。

川崎市公告第181号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	四谷小学校ほか1校受変電その他設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区四谷下町4番1号ほか1校
	履 行 期 間	契約の日から平成29年9月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年4月21日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	住吉小学校受変電その他設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市中原区木月祇園町17番1号
	履 行 期 間	契約の日から平成29年9月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。	

参加資格	(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を専任で配置できること。 ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年4月17日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	浅田小学校ほか1校受変電その他設備改修工事
	履行場所	川崎市川崎区浅田2丁目11番21号ほか1校
	履行期間	契約の日から平成29年9月29日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年4月21日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	玉川小学校受変電その他設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市中原区北谷町32番地
	履 行 期 間	契約の日から平成29年9月29日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(9) 主任技術者(業種「電気」)を専任で配置できること。</p> <p>ただし、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年4月17日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	梶ヶ谷小学校ほか1校体育館改修及び会議室等新築電気その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市高津区梶ヶ谷4丁目12番地ほか1校
	履 行 期 間	契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年5月8日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第182号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

平成29年3月22日

川崎市長 福田紀彦

1 プロポーザルに付する事項

(1) 件名

平成29年度シニア人材等の社会参加促進モデル事業実施委託

(2) 履行場所

市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課ほか

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月23日(金)まで

(4) 業務概要

ア 業務目的

地域において多様な主体が協働・連携して地域課題の解決に取り組んでいくための支援として、プロボノを活用した新しい形での地域貢献の取組を推進することを目的とし、本事業を実施する。具体的には、課題を抱えている市民活動団体と、アクティブシニア(主に50歳以上)を中心とした地域の高度人材との間でマッチングを行い、地域課題の解決に多層的に市民が関わる土壌づくりを行う。併せて、本事業実施にあたっては、支援した参加者に対して実費弁償程度の活動支援金を支給する有償モデルとして行うことで、新たなボランティアモデルを提示する。

イ 業務概要

- (ア) 地域貢献に関心のある市民に対する説明会・事前相談会の開催
- (イ) 支援を希望する市内の団体に対する説明会・事前相談会の開催
- (ウ) 団体における組織運営上の課題整理、参加市民と団体による課題解決に向けた方策に関する検討会の開催
- (エ) 支援活動の具体化、進行状況のフォロー

(オ) 参加者(プロボノワーカー)及び支援を受けた団体に対するアセスメントの実施

(カ) 継続的な関係性を構築するための機会の提供

(キ) 活動支援金の支給に関する事務

(ク) 報告書の作成

(ケ) その他、本事業実施に必要な支援

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について登録済であること(業種コード:99その他業務 種目コード:01催物会場設営及びイベント、運営・企画又は99その他業務)。

(4) 事業目的・趣旨等を理解し、事業を推進できる者

3 提案者を特定するための評価基準

(1) 事業目的の理解度

(2) 企画内容の提案

(3) 知識、能力、実績

(4) 事業実施体制

(5) 企画内容と見積書の整合性

※評価点の合計について、全評価委員の平均点が6割に満たない場合は、受託者として特定しない。

4 参加意向申出書等の配布、提出及び問い合わせ先

このプロポーザルに参加を希望するものは、次により参加意向申出書、団体に関する確認書、実績表(類似業務の契約実績を証する書類)を提出しなければなりません。

また、参加意向申出書及び類似業務の契約実績を証する書類の提出は持参又は郵送とします。なお、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りま

す。

(1) 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル7階

市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課
鈴木、陣内

参加意向申出書等につきましては、川崎市ホームページからダウンロード可能です。

(http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000085592.html)

(2) 配布・提出期間

配布・提出期間：平成29年3月22日(水)から
平成29年3月30日(木)※郵送の場合、平成29年3月30日(木)必着
受付時間：午前9時から午後5時(閉庁日
及び正午～午後1時を除く)

(3) その他

参加意向申出書を配布する際、団体に関する確認書、実績表、企画提案書作成要領等も併せて配布します。

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付期間

受付期間：平成29年3月22日(水)から平成29年
3月28日(火)受付時間：午前9時から午後5時(閉庁日及び正
午～午後1時を除く)

(2) 質問書の様式

参加申出意向書に添付の「質問書」の様式により
提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メールのみとします。電子メール 25kyodo@
city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

平成29年3月29日(水) 全社宛てに電子メールに
て送付します。

6 参加資格確認結果通知書の交付

4により、参加資格確認申請書を提出した者には、
次により当該業務委託の提案資格の有無について、参
加資格確認結果通知書を交付します。川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子
メールのアドレスを登録している場合は、電子メール
で配信します。電子メールのアドレスを登録していな
い場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

平成29年4月3日(月)

(2) 場所

4(1)に同じ

7 プロポーザル参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、プロポーザ

ル参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) プロポーザル参加資格確認申請書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき。
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

受付期間：平成29年4月3日(月)から平成29年
4月14日(金)受付時間：午前9時から午後5時(閉庁日及び正
午～午後1時を除く)

(2) 提案書の提出方法

持参又は郵送とします。持参の場合の提出場所
は、4(1)に同じ。

※郵送の場合、平成29年4月14日(金)必着

(3) 提出書類

- ア 企画提案書 8部
- イ 見積書 1部
- ウ 業務実施体制表 1部
- エ 会社概要(パンフレット等) 8部

9 企画提案会(プレゼンテーション)

(1) 日時・開催場所

平成29年4月20日(木) ※予定

※開催日時・場所については、各提案事業者へ別
途通知します。

(2) プレゼンテーションについて

統括責任者又は担当者を含む2名以内により各社
25分程度(説明15分、質疑応答10分)

10 審査結果の通知

審査結果については、「審査結果通知書」により、
平成29年5月上旬頃に全ての業者に郵送で通知します。

11 その他

(1) 事業概算額(参考)

2,492,000円(消費税額及び地方消費税額込み)

(2) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の
負担とします。

(3) 提出された企画提案書等は、返却いたしません。

(4) 契約保証金

免除とします。

(5) 契約書作成の要否

必要とします。

(6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は川崎市ホームページで閲覧で
きます。(http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.
htm)

- (7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (8) 詳細は、企画提案書作成要領によります。
- (9) 関連情報を入手するための窓口は4(1)と同じです。

川崎市公告第183号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年 3月22日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市多摩区堰三丁目219番1
ほか2筆
796平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川崎市宮前区土橋2丁目6番地17
株式会社 成建
代表取締役 浅川 聡
- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅
計画戸数：9戸
- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成28年12月28日
川崎市指令ま建管宅地（イ）第149号

川崎市公告第184号

プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

平成29年 3月23日

川崎市長 福 田 紀 彦

- 1 業務名
（仮称）平成29年度介護人材マッチング・定着支援事業
- 2 事業概要
受託法人において積極的な広報を行い、介護職員初任者研修（又はホームヘルパー2級研修）以上の資格を有していない求職者（正規職員を希望する求職者や、パート、アルバイトを希望する主婦、学生、中高年齢層等の多様な人材層をターゲットとする。）を募集する。その後、求職者に対し、介護職員初任者研修等の求職者向け研修を実施し、介護保険サービス事業所で就労するために必要な知識・技術を習得させるほか、後述のインストラクター研修参加事業所との交流研修、実習、見学を組み合わせた研修を実施し、就職相談会を開催して、主としてインストラクター研修に参加する市内介護保険サービス事業所への就労支援を行う。

並行して、市内介護保険サービス事業所に対し、介護保険サービス事業所全体のボトムアップにつながる、コミュニケーション力、コーチング、メンタルコントロール、採用力等のノウハウを培うインストラクター研修を実施することによって、事業所全体の課題解決、風通しの良さを育む雰囲気づくりや、採用力の向上を図った後、就職相談会を通じて、就労のマッチングを実施する。

さらに、事業効果を確認可能なものとするため、求職者向け研修とインストラクター研修の受講者双方にフォローアップ研修を実施する。

- 3 履行期間
契約締結日から平成30年 3月31日まで
- 4 応募資格
以下をすべて満たすこと。
 - (1) 提案期日までの間、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 提案期日までの間、川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 川崎市の「平成29・30年度業務委託有資格業者名簿」において、「業種 その他」「種目 その他」として登載されている（または契約時に登載見込みである）こと。
 - (4) 職業安定法による職業紹介事業許可を得ていること。
 - (5) 本事業について確実に履行することができること。
 - (6) 本事業を円滑に遂行できる、安定的かつ健全な財務能力を有すること。
 - (7) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しないこと。
- 5 評価項目
 - (1) 事業効果
 - ① 適切な事業達成目標の設定
 - ② 求職者向け研修対象者へ向けた効果的な広報の実施
 - ③ 求職者の適切な選考の実施
 - ④ 効果的な研修の実施（求職者向け研修）
 - ⑤ 効果的な研修の実施（インストラクター研修）
 - ⑥ 就職相談会の効果的な実施
 - ⑦ 具体的かつ効果的な就職支援、定着支援の実施
 - ⑧ 多数の就職マッチングを実施するための革新的かつ効果的な取組
 - (2) 事業基盤
 - ⑨ 事業を円滑に実施できる財務状況等の運営基盤
 - ⑩ 事業の適切な運営体制
 - ⑪ 類似する事業の実績
- (3) 適正実施

- ⑫ 個人情報保護の取組
⑬ 適切な経費の積算
- 6 担当部署
川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
- 7 公募参加申込書
- (1) 配布期間
平成29年3月23日(木)から平成29年4月7日(金)まで
- (2) 配布場所
川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
〒212-0013 川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館10階
(川崎市インターネットホームページからもダウンロード可能)
- (3) 提出書類
公募参加申込書(様式1) 1部
- (4) 提出期限
平成29年4月7日(金)午後5時(必着)
- (5) 提出方法
郵送または電子メールのいずれかとする。
- 8 企画提案書
- (1) 提出期限
平成29年4月14日(金)午後5時まで
- (2) 提出場所
7(2)と同様
- (3) 提出方法
事務局(問合せ先)へ事前に予約の上、持参とする。(提出期限までの開庁日で午前9時から午後5時まで。ただし正午から午後1時までを除く。)
- (4) 提出書類
次の書類をファイルに綴じてインデックスを付し、7部(原本1部+写し6部)作成して、提出する。
- ① 応募法人の紹介に関する書類
ア 応募法人が運営する他の事業の実績が分かる資料
イ 応募法人の組織、財務状況等が分かる資料
(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書(3か月以内のもの)
(イ) 平成27年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
平成28年度に設立された法人にあつては、設立時の財産目録
(ウ) 職業紹介事業許可を証する書類の写し
(エ) 「コンプライアンス(法令遵守)に関する申告書(様式3)」
(オ) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱に定める「誓約書(別表様式)」
- ② 企画提案書

- 9 提案会の実施(予定)
- (1) 日時
平成28年4月20日(木)
※ 日程変更の可能性があります。
※ 時間は後日お知らせします。
- (2) 場所
ソリッドスクエア西館10階
- (3) 時間
各応募法人について説明時間は15分、質疑応答10分程度とする。
- 10 事務局(問合わせ先)
川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課
場 所 川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館10階
電 話 044(200)2652
FAX 044(200)3926
電子メール 40kosui@city.kawasaki.jp
- 11 その他
- (1) 募集要領の承諾
公募に関する事項については「(仮称)平成29年度介護人材マッチング・定着支援事業受託法人募集要領」による。応募法人は、応募書類の提出をもってこの募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 費用負担
応募に関して必要となる費用は、応募法人の負担とする
- (4) 概算金額
38,064千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を限度額とする。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 本事業は、内閣府の地方創生推進交付金の活用を予定している。そのため、交付決定がなされなかった等により、本事業の実施に当たって効力が発しない場合においても、応募に要した費用その他一切の損害について、本市は賠償の責を負わない

川崎市公告第185号

道路位置の指定について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年3月23日

川崎市長 福田紀彦

築 造 主 住所・氏名	川崎市高津区溝口二丁目7番27号 株式会社丸貞 代表取締役 持田 裕司		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区平五丁目889番7の一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	11.74メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導 第231号	指 定 年月日	平成29年 3月23日	

川崎市公告第186号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年3月23日

川崎市長 福田 紀彦

築 造 主 住所・氏名	川崎市宮前区土橋二丁目6番地17 株式会社 成建 代表取締役 浅川 聡		
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区平五丁目889番9の一部 別図省略		
幅 員	4.50メートル	延 長	20.10メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導 第232号	指 定 年月日	平成29年 3月23日	

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	道水路台帳補正測量委託
	履 行 場 所	川崎市内全域
	履 行 期 限	平成30年3月23日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (4) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年4月20日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	

川崎市公告第187号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年3月23日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区犬蔵三丁目1283番19、水沢一丁目1418番5

2,167平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝4-8-2

青木あすなろ建設株式会社

代表取締役 上野 康信

- 3 予定建築物の用途

共同住宅

計画戸数：61戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号

平成27年11月 6日

川崎市指令ま建管宅地（イ）第89号

平成29年1月19日

川崎市指令ま建管宅地（イ）第160号（変更）

川崎市公告第188号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	東扇島掘込部細部実施設計委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区東扇島地先
	履 行 期 限	平成29年10月31日限り
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「港湾及び空港部門」で登録されている者。</p> <p>(4) ガントリークレーンを上載するハイブリッドケーソン岸壁の基本設計または細部設計業務の元請履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。なお、下記アとイの兼務は不可とする。</p> <p>ア 管理技術者は、技術士（建設部門：港湾及び空港）、技術士（総合技術監理部門：建設－港湾及び空港）またはRC CMの「港湾及び空港」部門のいずれかの資格を有する者とし、かつガントリークレーンを上載するハイブリッドケーソン岸壁の基本設計または細部設計業務の履行完了実績を有すること。</p> <p>イ 照査技術者は、技術士（建設部門：港湾及び空港）、技術士（総合技術監理部門：建設－港湾及び空港）またはRC CMの「港湾及び空港」部門のいずれかの資格を有すること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097	
入札日時等	平成29年4月20日 14時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第189号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	一般県道上麻生連光寺舗装道補修（切削）工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区黒川821番地先
	履 行 期 間	契約の日から90日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 川崎市高津区、宮前区、多摩区又は麻生区内に本社を有すること。</p> <p>(6) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。</p>	

参加資格	<p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(8) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、「災害時における川崎市との協力体制確認書」に代えて「災害時における川崎市との協力体制届出書(誓約書)」(主観評価項目制度実施要領「届出書(誓約書)様式2」)を提出してください。</p> <p>(9) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(10) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(11) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(12) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年4月10日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名 高津区内主要地方道幸多摩線舗装道補修(切削)工事
	履行場所 川崎市高津区瀬田9番地先他1箇所
	履行期間 契約の日から90日間
参加資格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、「災害時における川崎市との協力体制確認書」に代えて「災害時における川崎市との協力体制届出書(誓約書)」(主観評価項目制度実施要領「届出書(誓約書)様式2」)を提出してください。</p> <p>(8) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(10) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(11) 主任技術者(業種「舗装」)を配置できること。</p>
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成29年4月10日 13時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第190号

次の市営住宅跡地について、一般競争入札による売払いを実施します。

平成29年3月27日

川崎市長 福田 紀 彦

1 売買物件の概要

- (1) 売買物件 別表のとおり
(2) 予定価格（最低売却価格）別表のとおり

2 一般競争入札参加資格

次の(1)～(10)に該当しないこと。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の規定に該当する職員
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
(3) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中である者
(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中である者
(5) 下記4の入札案内書に定める一般競争入札参加申込みに必要な書類を提出しない者
(6) 下記4の入札案内書に定める事項及び法令等を遵守する能力を有しない者
(7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及び当該団体の役員又は構成員
(8) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者
(9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者
(10) (7)及び(9)に掲げるものから委託を受けた者並びに(7)及び(9)に掲げるものの関係団体

3 契約の条件

(1) 禁止する用途

売買物件の所有権が川崎市から物件購入者（落札者）へ移転した日から5年間は、売買物件（その上の建物等を含む。）を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに「川崎市暴力団排除条例」第2条第1号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びこれらの構成員がその活動のために利用する等の公序良俗に反することの用途としては利用できません。

なお、物件購入者（落札者）が、売買物件の「所

有権の移転等」をする場合においても、新たに権利を取得する方（以下「新権利者」という。）に、この「契約の条件」を承継しなければなりません。売買物件の「所有権の移転等」をする際には、必ず売買契約書等にこの「契約の条件」について明記し、新権利者に対して、十分な説明をしなければなりません。

（「所有権の移転等」とは、土地について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転並びに地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をいいます。なお、抵当権の設定は含みません。）

(2) 実地調査

上記(1)の履行を確認するため、川崎市が土地利用状況等についての実地調査を行う際には、物件購入者（落札者）及び新権利者は必ず協力しなければなりません。

(3) 違約金

上記(1)の条件に違反した場合には、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として川崎市に支払っていただきます。

4 一般競争入札による市営住宅跡地売払いの案内書（入札参加申込書を含む）の配布

入札に参加を希望する者には、次により「一般競争入札による市営住宅跡地売払いの案内書」（以下「入札案内書」という。）を配布します。

- (1) 配布場所 川崎市まちづくり局住宅政策部市営住宅管理課（明治安田生命川崎ビル6階）
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町6番地
電話 044-200-2951（直通）
(2) 配布期間 平成29年3月27日（月）から平成29年4月21日（金）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前8時30分～午後5時（正午～午後1時を除く。）

5 入札参加申込書等の提出

入札に参加を希望する者は、次により上記4の入札案内書に記載されている申込みに必要な書類を提出しなければなりません。

- (1) 提出場所 上記4(1)に同じ
(2) 提出期間 平成29年4月10日（月）から平成29年4月21日（金）まで
午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く。）
(3) 提出方法 持参又は書留郵便

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、入

札日時において上記2の各号のいずれかに該当していたときは、当該一般競争入札参加資格を喪失します。

7 入札の手續等

(1) 入札方法

ア 入札書の提出日時 平成29年5月19日(金) 午後2時

イ 入札書の提出場所 明治安田生命川崎ビル8階 会議室

川崎市川崎区宮本町6番地

(2) 入札保証金

地方自治法施行令第167条の7第1項に規定する入札保証金(以下「入札保証金」という。)の納付額は、別表のとおりです。

(3) 開札の日時 上記(1)アと同じ

(4) 開札の場所 上記(1)イと同じ

8 落札者の決定等

(1) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規定に基づいて決定した予定価格書の価格(最低売却価格)以上の価格をもって有効な入札を行った者のうち最高の価格をもって入札を行った者を落札者とします。

(2) 入札の無効 入札案内書及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手續等

(1) 契約条項 上記4で配布する「入札案内書」に記載してあります。

内書」に記載してあります。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約保証金 地方自治法施行令第167条の16第1項に規定する契約保証金の納付額は、契約金額の10分の1以上(円未満切上げ)とします。

(4) 売買契約の締結期限 平成29年5月29日(月)

(5) 契約の締結 落札者が平成29年5月29日(月)までに契約を締結しない場合は、落札は無効となり、上記7(2)の入札保証金は、地方自治法第234条第4項の規定に基づき、川崎市に帰属します。

(6) 売買代金の支払方法

次のア又はイのいずれかの方法によります。

ア 売買契約の締結期限(平成29年5月29日(月))までに売買代金の全額を納入する方法

イ 売買契約の締結期限(平成29年5月29日(月))までに売買代金の10分の1以上の契約保証金を納付し、その後、売買代金の納期限(平成29年6月26日(月))までに売買代金の残金(売買代金と契約保証金との差額をいう。)を納入する方法

10 その他

(1) 事情により予告なく入札の中止や内容を変更する場合があります。

(2) 詳細は「入札案内書」によります。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、上記4(1)に同じです。

(別表)

物件番号	所在(地番) (住居表示)	地目	実測面積 (㎡)	建ぺい率 容積率(%)	最低売却価格 (万円)	入札保証金 納付額(万円)
1	幸区鹿島田二丁目657番7 (幸区鹿島田二丁目20)	宅地	59.96	60 200	2,100	50

川崎市公告第191号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告します。

平成29年3月27日

川崎市長 福田紀彦

1 プロポーザルに付する事項

(1) 件名

平成29年度若者の行政参加促進事業実施委託

(2) 履行場所

市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課 ほか

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月30日(金)まで

(4) 業務概要

ア 業務目的

市民自治のまちづくりを進める上で、より多様

な世代・立場の市民による参加が求められている中で、若者（当事業では市内の高校生や大学生などを中心とした概ね30歳台までの市民を対象とする。以下「若者」という。）を対象とした参加層の掘り起こしを模索してきた。これを背景とし、若者の社会参加・地域参加のすそ野を広げるとともに、若者の主体的な市政への参加を促し、若者の声を市政に反映していくための取組みのひとつとして、行政参加に対する若者の関心を惹き、実際に参加するきっかけを提供することを目的として本事業を実施する。

具体的には、本市の抱える地域課題の解決に向けたワークショップイベントを開催し、若者目線での課題検討と課題解決へ向けた活動を通じて市政運営に若者自身が主体的に参加し、若者世代の声を市政に反映するきっかけづくりを目指す。受注者は、ワークショップイベントを効果的、効率的に実施するため、本事業の企画提案及びイベントの開催に向けた運営等の支援を行う。

イ 業務概要

「平成29年度若者の行政参加促進事業実施委託仕様書」のとおり。

2 プロポーザル参加資格

このプロポーザルに参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格名簿の当該契約に対応するとして定めた業種・種目について登録済の団体であること（業種コード：99その他業務種目コード：01催物会場設営及びイベント、運営・企画又は99その他業務）
- (4) 事業目的・趣旨等を理解し、事業を推進できる者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 事業目的の理解度
仕様書の趣旨に沿った内容であるか。
- (2) 企画提案の内容
事業に対する意欲が高いか。事業者の特性・特徴を生かした創意・工夫のある提案であるか。対象とする若者に対する広報の情報発信能力を有するとともに、若者の関心を惹く広報の内容提案があり、参加が十分に見込まれるか。さらに本事業の目的に資する内容であるか。
- (3) 知識、能力、実績
若者に関する業務実績や本事業に類似する業務実績並びに知識・ノウハウを有するか。

(4) 事業実施体制

実現可能な計画の提案、事業実施に必要なスタッフの確保ができるか。

(5) 企画内容と見積書の整合性

仕様書の内容が反映されているか。提案内容の見積もりのバランスが取れているか、

※基準点として、受託予定者に特定する下限の得点ラインは、全評価委員の評価点の平均の6割とする。

4 参加意向申出書等の配布、提出及び問合わせ先

このプロポーザルに参加を希望するものは、次により参加意向申出書（様式1）、団体に関する確認書（様式2）を提出しなければなりません。また、参加意向申出書及び団体に関する確認書の提出は持参又は郵送とします。なお、郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

(1) 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問合わせ先

〒210-0007

川崎市川崎区駅前本町11番地2 川崎フロンティアビル7階

川崎市市民文化局コミュニティ推進部協働・連携推進課 担当 山口、山田

電話 044-200-2094（直通）、FAX 044-200-3800、電子メール 25kyodo@city.kawasaki.jp

参加申出意向書等につきましては、川崎市ホームページからダウンロード可能です。

(<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000085159.html>)

(2) 配布・提出期間

配布・提出期間：平成29年3月27日（月）から平成29年4月5日（水）

※郵送の場合、平成29年4月5日（水）必着

受付時間：午前9時から午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）

(3) その他

参加意向申出書を配布する際、団体に関する確認書、企画提案書作成要領等も併せて配布します。

5 質問書の受付・回答

(1) 質問受付期間

受付期間：平成29年3月27日（月）から平成29年3月31日（金）

受付時間：午前9時から午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）

(2) 質問書の様式

参加申出意向書に添付の「質問書」の様式により提出してください。

(3) 質問受付方法

電子メールのみとします。電子メール 25kyodo@city.kawasaki.jp

(4) 回答方法

平成29年4月3日(月) 全社宛てに電子メールにて送付します。

6 参加資格確認結果通知書の交付

4により、参加資格確認申請書を提出した者には、次により当該業務委託の提案資格の有無について、参加資格確認結果通知書を交付します。

川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録した際に電子メールのアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。電子メールのアドレスを登録していない場合は、直接受取りに来るようお願いします。

(1) 交付日

平成29年4月7日(金)

(2) 場所

4(1)と同じ

7 プロポーザル参加資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) プロポーザル参加資格確認申請書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき。
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。

8 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

受付期間：平成29年4月10日(月)から平成29年4月21日(金)

受付時間：午前9時から午後5時(閉庁日及び正午～午後1時を除く)

(2) 提案書の提出方法

持参又は郵送とします。持参の場合の提出場所は、4(1)と同じ。

※郵送の場合、平成29年4月21日(金)必着

(3) 提出書類

ア 企画提案書(様式自由)9部

(ア) A4版縦横どちらでも構いません。

(イ) 表紙を除いて30ページ以内で作成してください。

(ウ) 散逸しないような形で綴ってください。

イ 見積書(様式自由)1部

※見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税額を抜いた金額です。

ウ 団体概要(パンフレット等)9部

エ 業務実績表(様式3)9部

オ 担当予定技術者の経歴等(様式4)9部

9 企画提案会(プレゼンテーション)

(1) 日時・場所

ア 日時：平成29年4月28日(金)午後 ※予定
※開催日時・場所については、各提案事業者へ別途通知します。

(2) プレゼンテーションについて

統括責任者又は担当者を含む原則3名以内により各団体30分程度(説明20分、質疑応答10分)

10 審査結果の通知

審査結果は、「結果通知書」(第7号様式)により、平成29年5月下旬に提案各社全てに郵送で通知します。

11 その他

(1) 事業概算額(参考)

2,200,000円(消費税額及び地方消費税額込み)

※提案額が事業概算額を超過している場合は失格となります。

(2) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。

(3) 提出された企画提案書等は、返却いたしません。

(4) 契約保証金

免除とします。

(5) 契約書作成の要否

必要とします。

(6) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則等は川崎市ホームページで閲覧できます。

(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)

(7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(8) 当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達にかかる予算の議決を要します。

(9) 詳細は、企画提案書作成要領によります。

(10) 関連情報を入手するための窓口は4(1)と同じです。

(11) 10審査結果の通知により、非特定の通知を受けた者は、書面によりその理由についての説明を求めることができます。

川崎市公告第192号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第81条第3項の規定により、同条第1項の命令をしたので公示します。

平成29年3月27日

川崎市長 福田 紀彦

1 土地の所在 川崎市麻生区早野字広地201番1

2 被命令者の 横浜市都筑区牛久保町1845番

住所及び氏名 有限会社 永光社

代表取締役 唐戸 照夫

- 3 命令の内容 この命令書の到達した日から起算して60日以内に建築物を除却すること。
- 4 違反内容 都市計画法第43条第1項（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限）の規定に違反して、市街化調整区域内で建築行為を行った。
（建築物の構造等）
棟数 2棟
構造 プレハブ造
階数 地上1階建
用途 作業所、トイレ
- 5 命令年月日 平成29年3月27日

川崎市公告第193号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第81条第3項の規定により、同条第1項の命令をしたので公示します。

平成29年3月27日

川崎市長 福田紀彦

- 1 土地の所在 川崎市麻生区早野字広地201番1
- 2 被命令者の住所及び氏名 樋口製作所 樋口忠昭
- 3 命令の内容 この命令書の到達した日から起算して60日以内に建築物の使用を停止すること。
- 4 違反内容 都市計画法第43条第1項（開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限）の規定に違反して、市街化調整区域内で建築された建築物を使用していること。
（建築物の構造等）
棟数 2棟
構造 プレハブ造
階数 地上1階建
用途 作業所、トイレ
- 5 命令年月日 平成29年3月27日

川崎市公告第194号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年3月28日

川崎市長 福田紀彦

築造主住所・氏名	横浜市西区南軽井沢5-1 株式会社 あさひハウジングセンター 代表取締役 高村 明彦		
道路位置の地名・地番	川崎市多摩区菅三丁目522番8の一部 別図省略		
幅員	6.00メートル	延長	4.47メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導第233号		指 定 年月日	平成29年 3月28日

川崎市公告第195号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築審査課に備えて縦覧に供します。

平成29年3月28日

川崎市長 福田紀彦

築造主住所・氏名	横浜市西区浅間町一丁目4番7号 ユーヨープランニング株式会社 代表取締役 小野田 孔明		
道路位置の地名・地番	川崎市多摩区菅野戸呂1611-3、1608-4の一部1608-1の一部、 別図省略		
幅員	4.01メートル ～ 4.05メートル	延長	13.53メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま建管指導第234号		指 定 年月日	平成29年 3月28日

川崎市公告第196号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年3月29日

川崎市長 福田紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区東百合丘一丁目7167番1
ほか5筆
4,740平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市保土ヶ谷区常盤台74番7
 社会福祉法人 育明会 理事 佐原 幹夫

3 予定建築物の用途
 特別養護老人ホーム

4 開発許可年月日及び許可番号
 平成28年4月8日
 川崎市指令ま建管宅地(イ)第8号

計画戸数：1戸

平成29年2月2日
 川崎市指令ま建管宅地(イ)第168号(変更)

川崎市公告第197号
 一般競争入札について次のとおり公告します。
 平成29年3月29日
 川崎市長 福田 紀彦

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	長沢小学校外壁塗装改修その他工事
	履行場所	川崎市麻生区東百合丘2丁目24番7号
	履行期間	契約の日から平成29年11月20日まで
参加資格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (11) ピンネット工法の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年5月12日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	臨港消防署ほか2か所非常用発電機設備改修工事
	履行場所	川崎市川崎区池上新町3丁目1番5号ほか2か所
	履行期間	契約の日から平成29年9月7日まで

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年4月17日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	中野島中学校太陽光発電設備その他設置工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区中野島1丁目16番1号
	履 行 期 間	契約の日から平成30年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年5月8日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名	新作小学校校舎改修衛生その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市高津区新作1丁目9番1号
	履 行 期 間	契約の日から平成29年11月15日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」ランク「C」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。 	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年5月8日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	片平小学校太陽光発電設備その他設置工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区片平5丁目28番1号
	履 行 期 間	契約の日から平成29年12月28日まで
参 加 資 格	<ol style="list-style-type: none"> (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 	

参 加 資 格	(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年5月8日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	田島中学校ほか1校体育館改修その他工事
	履行場所	川崎市川崎区小田2丁目21番7号ほか1校
	履行期間	契約の日から平成29年11月10日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年5月12日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名	中野島中学校校舎・体育館改修電気その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区中野島1丁目16番1号
	履 行 期 間	契約の日から平成30年1月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報において、主観評価項目制度実施要綱第2条(1)イの「災害時における本市との協力体制」に登録があること。</p> <p>ただし、現在未登録でこの入札に参加を希望する者は、「災害時における川崎市との協力体制確認書」に代えて「災害時における川崎市との協力体制届出書(誓約書)」(主観評価項目制度実施要領「届出書(誓約書)様式2」)を提出してください。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。</p> <p>ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年5月12日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名	南菅中学校外壁塗装改修その他工事
	履 行 場 所	川崎市多摩区菅馬場4丁目1番1号
	履 行 期 間	契約の日から平成29年12月15日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者。</p> <p>(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(8) 塗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p>	

参 加 資 格	(9) 監理技術者資格者証(業種「塗装」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。 (10) ピンネット工法の施工に必要な技術を有することを証明するピンネットメーカー発行の認定証を有すること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成29年5月12日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	西御幸小学校ほか1校校舎等改修電気その他設備工事
	履 行 場 所	川崎市幸区小向西町4丁目30番地ほか1校
	履 行 期 間	契約の日から平成29年10月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証(業種「電気」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成29年5月12日 14時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市公告第198号

平成29年度早野地区協働事業実施委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成29年 3月29日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型企画提案に関する事項

- (1) 件 名 平成29年度早野地区協働事業実施委託
- (2) 委 託 期 間 契約締結日～平成30年3月23日
- (3) 予算額(参考金額) 2,895千円以内(消費税及び地方消費税含む)

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

- (1) 事業実施に関わるノウハウと実績がある者
- (2) 法人格を有する者
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立がなされていない者
- (6) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (7) 川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱の別表各号に掲げる要件に該当しない者

3 提案者を特定するための評価基準

- (1) 企画提案の視点・内容
- (2) 提案内容の工夫
- (3) 事業実施体制
- (4) 提案内容の実行可能性
- (5) 経費の妥当性

4 担当部局

川崎市経済労働局都市農業振興センター農地課
 〒213-0015 神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷2-1-7 JAセレサ川崎ビル2階
 電 話(直通) 044-860-2461 F A X 044-860-2464
 メールアドレス 28nouti@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

- (1) 配付期間 平成29年3月29日(水)～4月14日(金)(土曜日及び日曜日を除く)
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期限 平成29年3月29日(水)～4月14日

(金)(土曜日及び日曜日を除く)

- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(必着)

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

- (1) 受付期間 平成29年4月24日(月)～5月23日(火)(土曜日、日曜日及び祝祭日を除く)
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案書(7部)、見積書(1部)、川崎市の入札契約における暴力団等排除措置要綱に定める「誓約書(別表様式)」「(1部)、会社概要(7部)、定款等応募する団体又は企業の事業内容がわかるもの(1部)、直近の決算書(1部)
- (4) 提出方法 持参又は郵送(必着)

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要する

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

11 その他必要と認める事項

- (1) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無
 企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) その他
 ア 応募にあたっては、本公募型企画提案実施要領をご一読ください。
 イ 選定結果の発表は5月26日(金)を予定しており、文書により全ての参加者に通知します。電話等による問い合わせには一切応じません。

川崎市公告第199号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成29年3月29日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
 川崎市宮前区東有馬1丁目2496番1

ほか3筆

2,296平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 川崎市宮前区東有馬1丁目10番26号

持田 文男

- 3 予定建築物の用途

老人ホーム

計画戸数：1戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成28年10月19日

川崎市指令ま建管宅地（イ）第104号

平成29年1月16日

川崎市指令ま建管宅地（イ）第155号（変更）

平成29年2月21日

川崎市指令ま建管宅地（イ）第182号（変更）

川崎市公告第200号

平成29年度医工連携推進事業に係る業務委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

平成29年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型プロポーザルに関する事項

(1) 件 名 平成29年度医工連携推進事業実施業務

(2) 業務事項

ア セミナー等の開催

イ 他自治体との連携した取組の推進

ウ 市内事業者の医療機器産業参入へ向けた支援

(3) 委託期間 契約締結日～平成30年3月23日

2 提案書の提出者の資格

次の条件をすべて満たしていること。

(1) 医工連携に関するノウハウと実績がある者

(2) 法人格を有する者

(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格名簿において「99 その他業務」「99 その他」へ掲載されている者。ただし、契約締結（平成29年5月下旬を予定）までに掲載が見込まれる場合はこの限りではない。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止期間中でない者

(5) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者

(7) 団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

3 提案者を特定するための評価基準

(1) 事業目的の理解度

(2) 企画提案の内容

(3) 専門的知識・能力

(4) 事業実績

(5) 本市の現状についての理解度

(6) 事業実施体制

(7) 事業費

4 担当部局

川崎市経済労働局次世代産業推進室

〒210-0007 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11-2

電話（直通）044-200-2334 F A X 044-200-3920

メールアドレス 28ziseda@city.kawasaki.jp

5 公募型企画提案実施要領の交付の期間、場所

(1) 配付期間 平成29年3月30日（木）～4月14日（金）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

6 参加意向申出書の受付期間、場所及び方法

(1) 受付期限 平成29年3月30日（木）～4月14日（金）

(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

7 企画提案書の受付期間、場所及び方法

(1) 受付期間 平成29年5月11日（木）～5月12日（金）

(2) 受付場所 4の担当部局と同じ

(3) 提出書類 企画提案書（7部）、見積書（1部）、業務実施体制・主な事業実績（1部）、会社概要（7部）

(4) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）

8 企画提案書に使用する言語及び通貨

(1) 言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

9 契約書作成の要否

要する。

10 関連情報を入手するための照会窓口

4と同じ

11 その他必要と認める事項

(1) 業務規模概算額 2,817,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 提案書の作成及び提出に関する提出者の費用負担の有無

企画提案書の作成及び提出に係る一切の費用は、プロポーザル参加者の負担とします。

(3) その他

ア 審査結果の発表は5月下旬を予定しています。

イ 詳細につきましては、本公募型企画提案実施要領をご参照ください。

川崎市公告第201号

森林法の一部を改正する法律（平成28年法律第44号）

附則第4条第1項の規定に基づき川崎市森林整備計画を平成29年3月30日付けで変更したので、森林法（昭和26

年法律第249号)第10条の5第10項の規定に基づき公表するため、次のとおり公告し、公衆の閲覧に供します。

平成29年3月30日

川崎市長 福田紀彦

1 縦覧場所

川崎市都市農業振興センター農業振興課

(事務所所在地 川崎市高津区梶ヶ谷2丁目1番7号 JAセレサ梶ヶ谷ビル2階)

2 縦覧時間

川崎市の休日を定める条例(平成元年条例第16号)第1条に規定する市の休日以外の日の8時30分から17時15分まで

川崎市公告第202号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項の規定による登録建築物エネルギー消費性能判定機関への建築物エネルギー消費性能適合性判定の委任について

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項の規定により、登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部を行わせることとしましたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第8条の規定により、次のとおり公告します。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関に行わせることとした建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務

建築物エネルギー消費性能適合性判定の全部

2 登録建築物エネルギー消費性能判定機関の当該判定の業務の開始の日

平成29年4月1日

公告(調達)

川崎市公告(調達)第168号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称及び数量

教育機関向けライセンス(EES)

(川崎市教育委員会版)

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

平成29年3月15日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 有隣堂 アトレ川崎店

店長 伊東 治

川崎市川崎区駅前本町26-1-6040

5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)

38,115,792円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年1月25日

川崎市公告(調達)第169号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称及び予定数量

(1) 再生紙・A3 約 1,600箱

(2) 再生紙・A4 約 20,000箱

(3) 再生紙・B4 約 10,000箱

(4) 再生紙・B5 約 7,000箱

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

財政局資産管理部契約課

川崎市川崎区宮本町1番地

3 落札者を決定した日

平成29年3月14日

4 落札者の氏名及び住所

理想科学工業 株式会社 理想川崎支店

理想川崎支店長 水嶋 啓之

川崎市高津区溝口2-11-8

リバーストーン第3ビル7F

5 落札金額

(消費税及び地方消費税を除く1箱あたりの単価)

(1) 再生紙・A3 1,344円

(2) 再生紙・A4 1,150円

(3) 再生紙・B4 1,650円

(4) 再生紙・B5 840円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年1月25日

川崎市公告(調達)第170号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称及び予定数量
 - (1) 児童生徒用机(固定式) 約5,500台
 - (2) 児童生徒用椅子(固定式) 約5,500脚
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年3月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 児童生徒用机(固定式) 約5,500台
 - (2) 児童生徒用椅子(固定式) 約5,500脚
コクヨマーケティング株式会社
空間ビジネスカンパニー首都圏空間営業本部
本部長 栗原 良夫
横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号
ランドマークタワー33階
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く1台または1脚あたりの単価)
 - (1) 児童生徒用机(固定式) 4,050円
 - (2) 児童生徒用椅子(固定式) 2,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年1月25日

川崎市公告(調達)第171号

入札公告

平成29年度幸区子ども総合支援ネットワーク会議関連事業運営支援業務委託に関する一般競争入札について、次のとおり公告します。

平成29年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 件名
平成29年度幸区子ども総合支援ネットワーク会議関連事業運営支援業務委託
 - (2) 履行場所
川崎市幸区役所(川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1)及び幸市民館(川崎市幸区戸手本町1丁目11

番地2)、他幸区内施設

- (3) 履行期限
契約締結日から平成30年3月28日まで
- (4) 業務概要
仕様書による
- 2 競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「調査・測定」に登録されていること。
 - (4) 国又は地方自治体において、以下の項目の全てについて類似実績があること。
 - ア 子どもや高齢者、障害者等の支援関係団体による情報交換、相互協力を行うための、会議等の運営支援業務。
 - イ 子どもや高齢者、障害者等の支援関係団体との共催イベント等の開催運営支援業務。
 - ウ 情報誌の編集企画業務。
- 3 競争参加申込書の配布及び提出
一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。
 - (1) 配布・提出場所
〒212-8570
川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1
川崎市幸区役所保健福祉センター地域ケア推進担当
電 話：044-556-6730
F A X：044-556-6659
E-Mail：63keasui@city.kawasaki.jp
※競争入札参加申込書は川崎市のホームページからダウンロードできます。「入札情報かわさき」-「入札情報」の「委託」-「入札公表・財政局」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/>)
 - (2) 配布・提出期間
平成29年4月10日(月)から平成29年4月14日(金)までの下記の時間
午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで
 - (3) 提出物
ア 一般競争入札参加申込書
イ 類似契約の契約書写し
 - (4) 提出方法
持参
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付及び入札説

明書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書及び入札説明書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

ただし、川崎市業務委託有資格者業者名簿に登録した際に電子メールアドレスを登録している場合は、電子メールで配信します。

(2) 交付日時

平成29年4月17日(月)午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

5 仕様に関する問合せ

(1) 質問受付方法

電子メールまたはFAXによります。
電子メール 63keasui@city.kawasaki.jp
FAX : 044-556-6659

(2) 質問受付期間

平成29年4月17日(月)午前9時から平成29年4月24日(月)午後5時までとします。

(3) 質問書の様式

入札説明書に添付の「質問書」により提出してください。

FAX・電子メールで「質問書」を送信した場合、その旨を3(1)の所管課まで電話連絡願います。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、平成29年4月27日(木)に、全参加者宛てにFAX又は電子メールにて送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札

(ア) 入札日時

平成29年5月8日(月) 午後3時

(イ) 入札場所

川崎市幸区戸手本町1丁目11番地1
川崎市幸区役所4階 第4会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

7(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格の無い者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報 かわさき」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報入手するための照会窓口は、3(1)と同じです。

(4) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

川崎市公告(調達)第172号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 調達の名称及び数量

かわさき市政だより1日号 6,996,000部

かわさき市政だより21日号 4,536,000部

2 契約に関する事務担当部局

財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地

- 3 落札者を決定した日
平成29年3月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
東洋紙業 株式会社 東京本社
東日本商印事業部長 江畑 克己
東京都品川区南品川6丁目1番5号
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)
28,245,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年1月25日

川崎市公告(調達)第173号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称及び数量
平成29年度 焼却灰運搬車(鉄道輸送用)の購入
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成29年3月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
新明和工業 株式会社 流体事業部営業本部
本部長 石川 貞仁
横浜市鶴見区尻手三丁目2番43号
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)
49,332,278円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年2月10日

川崎市公告(調達)第174号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称及び予定数量

(1) 重金属安定剤	約282トン
(2) 重曹	約500トン
(3) アンモニア水	約544トン
- 2 契約に関する事務担当部局
財政局資産管理部契約課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 落札者を決定した日

(1) 重金属安定剤	平成29年3月14日
(2) 重曹	平成29年3月7日
(3) アンモニア水	平成29年3月7日
- 4 落札者の氏名及び住所

(1) 重金属安定剤 大成クリーン 株式会社 代表取締役 加藤 直彦 川崎市川崎区中島一丁目7番1号	
(2) 重曹 株式会社 泰山堂 代表取締役 金成 敏史 川崎市川崎区駅前本町15番地1	
(3) アンモニア水 株式会社 ホンダ 代表取締役 本田 啓子 川崎市川崎区池田一丁目13番8号	
- 5 落札金額(税抜き単価)

(1) 重金属安定剤	215,000円
(2) 重曹	153,000円
(3) アンモニア水	56,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続

(1) 重金属安定剤	一般競争入札
(2) 重曹	一般競争入札
(3) アンモニア水	一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日

(1) 重金属安定剤	平成29年1月10日
(2) 重曹	平成29年1月25日
(3) アンモニア水	平成29年1月25日

川崎市公告(調達)第175号

落札者等の公示

川崎市物品又は特定役務の調達手続の定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者について公示します。

平成29年 4月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 調達の名称
ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守
- 2 契約事務担当部局の名称及び所在地

環境局環境総合研究所
川崎市川崎区殿町3丁目25-13川崎生命科学環境研
究センター3階

- 3 落札者を決定した日
平成29年3月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社神奈川法人支店
支店長 大竹 知之
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
- 5 落札金額(消費税及び地方消費税を除く。)
28,870,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成29年1月25日

川崎市公告(調達)第176号

公募型プロポーザルの実施について次のとおり公告し
ます。

平成29年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

- 1 プロポーザルに付する事項
 - (1) 件名
平成29年度小杉駅周辺の新たな魅力づくり推進事
業実施委託
 - (2) 履行期限
契約日から平成30年3月31日まで
 - (3) 履行場所
川崎市中原区内
 - (4) 委託概要
詳細は、プロポーザル実施要領及び仕様書により
ます。
- 2 プロポーザル参加資格
このプロポーザルに参加を希望する者は、次の条件
を全て満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第
2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中でないこと。
 - (3) 入札期日において平成29・30年度川崎市業務委託
有資格業者名簿の「業種「調査・測定」」に登録さ
れていること。
- 3 プロポーザル参加意向申出書の配布及び提出
このプロポーザルに参加を希望する者は、次により
プロポーザル参加意向申出書を提出しなければなりま
せん。
 - (1) 配布及び提出場所
〒211-8570 川崎市中原区小杉町3-245

中原区役所まちづくり推進部地域振興課
工藤、林担当
電話 044-744-3282(直通)

- (2) 配布及び提出期間
平成29年4月11日(火)から平成29年4月18日
(火)まで(土曜日及び日曜日を除く、午前8時30
分から正午まで及び午後1時から午後5時まで)
- (3) プロポーザル実施要領及び仕様書の縦覧
プロポーザル実施要領及び仕様書は、(1)の場所
において、(2)の期間、縦覧に供します。
- (4) 提出方法
持参とします。
- 4 参加資格確認結果通知書の交付
3により、プロポーザル参加意向申出書を提出いた
だいた後、次により当該実施委託の提案資格の有無に
ついて、参加資格確認結果通知書を交付します。
 - (1) 交付場所及び問合せ先
3(1)と同じ
 - (2) 交付日時
平成29年4月24日(月)
- 5 プロポーザルの実施説明び仕様書等の配布
平成29年4月27日(木)の別途指定する時間及び場
所において、プロポーザルの実施説明を行い、仕様書
及びプロポーザル実施要領を配布します。
- 6 仕様書等に関する問合せ
仕様書等の内容に関する質問は、次により行います。
 - (1) 問合せ先
3(1)と同じ
 - (2) 受付方法
電子メールにより質問を受け付けます。
電子メールアドレス 65tisin@city.kawasaki.jp
 - (3) 質問書の様式
任意
 - (4) 受付期間
平成29年4月28日(金)から平成29年5月9日
(火)午後5時まで
 - (5) 回答方法
平成29年5月11日(木)までに、参加資格確認結
果通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付
します。
- 7 プロポーザルの実施手続等
 - (1) 方法
企画提案書の提出及び企画提案会の開催
 - (2) 企画提案書の受付方法
ア 企画提案書の提出日時
平成29年5月18日(木)午後5時まで
イ 企画提案書の提出場所
3(1)と同じ

(3) 企画提案会の日時及び場所

ア 日時
平成29年5月25日(木)の指定する時間

イ 場所
指定する場所

(4) 受託者の特定方法

平成29年度小杉駅周辺の新たな魅力づくり推進事業実施委託受託者特定のためのプロポーザル評価委員会において、提案内容の審査及び評価を行い、中原区役所業者選定等委員会において、当該委託に最適な提案を行ったと認められる提案者を受託者として特定します。

(5) 提案の無効

プロポーザルに参加する資格のない者が行った提案は無効とします。

8 業務規模等

- (1) 上限額は3,015,000円(税込み)とします。
- (2) プロポーザル参加者は、上記に係る見積書を作成し、7に掲げる企画提案書と併せて持参してください。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。
イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、プロポーザル実施要領によります。
- (3) 関連情報を入手するための窓口は3(1)と同じです。

川崎市公告(調達)第177号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月10日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市役所第3庁舎の電気需給に関する契約

(2) 履行場所

川崎市役所第3庁舎(川崎市川崎区東田町5-4)

(3) 履行期限

平成29年7月1日から平成30年6月30日まで

(4) 調達概要

上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 約4,344,300キロワット時

(5) 契約の解除

平成30年川崎市議会定例会において、この契約に係る平成30年度の予算を定める議決がない場合、又は当該予算の削除を伴う議決があった場合については、この契約は平成30年3月31日をもって解除されます。詳細については入札説明書によります。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

(1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法(昭和39年7月11日法律第170号)第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。

(2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) 入札期日において平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「その他物品販売」種目「電気供給」に記載されていること。なお、有資格業者名簿に記載のない者(入札参加業種に搭載のない者も含む。)は財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29年4月18日(火)までに行うこと。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱(平成20年10月1日制定)第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。なお、Aランク又はBランクに格付けのない者は環境局地球環境推進室に所定の様式により、評価の申請を平成29年4月18日(火)までに行うこと。

3 競争参加申込書の配布及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布・提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所 第3庁舎

川崎市総務企画局総務部庁舎管理課

電話 044-200-3555

(2) 配布・提出期間

平成29年4月10日(月)から平成29年4月25日

(火)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 提出方法

持参

4 入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に、無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は縦覧に供します。

(1) 縦覧場所

3(1)と同じ

(2) 縦覧期間

平成29年4月10日(月)から平成29年4月25日

(火)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

5 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、平成29年4月28日(金)午後5時までに平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿へ登録した際に届出のあった電子メールアドレス(以下、「届出電子メールアドレス」という。)宛て競争参加資格確認通知書を送付します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所

3(1)と同じ

(2) 交付日時

平成29年4月28日(金)

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

6 仕様書に関する問い合わせ

仕様書の内容に関する質問は、持参、電子メール又はFAXにより受け付けます。

(1) 質問書の提出方法

ア 持参の場合の受付場所

3(1)と同じ

イ 電子メールの場合の提出先

17tyosya@city.kawasaki.jp

ウ FAXの場合の提出先

044-200-3749

(2) 受付期間

平成29年5月8日(月)から平成29年5月10日

(水)までの下記の時間

午前9時から正午までと午後1時から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。

(3) 質問回答縦覧

質問に対する回答は3(1)の場所において、平成29年5月15日(月)の午前9時から正午までと、午後1時から午後5時まで縦覧に供するとともに、平成29年5月15日(月)に、競争参加資格確認通知書の交付を受けた者(審査の結果、入札参加資格があると認められなかった者を除く。)へ届出電子メールアドレス宛て送信します。なお、電子メールアドレスの登録を行っていない場合は、FAXで送付します。

7 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 持参による入札の場合

(ア) 入札日時

平成29年5月24日(水)午前11時

(イ) 入札場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所
第3庁舎4階総務企画局会議室

イ 郵送による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限

平成29年5月22日(月) 必着

(イ) 入札書の提出先

3(1)と同じ

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

8(1)ア(ア)と同じ

(4) 開札の場所

8(1)ア(イ)と同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、
免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納
付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

否

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、3(1)の場所において閲覧できます。

10 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口

3 (1) と同じ

11 Summary

(1) Nature and quantity of product to be
purchased :

Electricity about 4,344,300kWh to use at
Kawasaki City Office Building No.3

(2) Time-limit for tender:

11:00 A.M. May, 24, 2017

(3) Time-limit for tender by mail:

May, 22, 2017

(4) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

City Hall Management Section

General Administration Department

General Affairs and Planning Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa, 210-8577, JAPAN

Tel 044-200-3555

川崎市公告（調達）第178号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等につい
て公示します。

平成29年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

平成29年度川崎市立中学校自然教室運営委託

2 契約担当部局の名称及び所在地

教育委員会事務局学校教育部指導課

川崎市川崎区宮本町6番地

3 契約の相手方を決定した日

平成29年3月9日

4 契約の相手方の氏名及び住所

川崎市川崎区南町22番3号

京浜トラベルサービス株式会社

代表取締役 内藤 貴士

5 落札金額

66,127,769円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告（公示）を行った日

平成29年1月25日

川崎市公告（調達）第179号

入札公告

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件名

番号連携サーバ端末に係る機器等の賃貸借及び保
守に関する契約

(2) 履行場所

本市の指定する場所

(3) 履行期間

平成29年7月15日から平成34年7月14日まで

(4) 調達物品の概要

詳細については、入札説明書によります。

2 一般競争入札参加資格者に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて
満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第
2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成29・30年度川崎市製造の請負・物件の供給等
有資格業者名簿の業種「リース」に登録されており、
かつ、Aの等級に格付けされていること。

(3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指
名停止等要綱による指名停止の措置を受けていない
こと。

(4) この調達物品について、本市又は他官公庁におい
て類似の契約実績があること。

(5) この調達物品及び数量を確実に速やかに納入す
ることができること。

(6) この調達物品の納入後、本市の求めに応じて、ア
フターサービスを速やかに提供できること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び
問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
〒210-8577
川崎市川崎区東田町5番地4
川崎市役所第3庁舎9階
総務企画局情報管理部システム管理課
担当 嶋津・坂本
電話：044-200-2073（直通）
FAX：044-200-3752
E-Mail：17syskan@city.kawasaki.jp
- (2) 配布・提出期間
平成29年4月10日（月）から平成29年4月17日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
- (3) 提出物
ア 一般競争入札参加資格確認申請書
イ 類似契約実績の調達内容を確認できる契約書等の写し
ウ 本業務の実施体制
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出方法
持参してください。
- 4 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。
 - (1) 交付場所及び問い合わせ先
上記3(1)に同じ
 - (2) 日時
平成29年4月19日(水)午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - (3) その他
一般競争入札参加資格があると認められた者には、入札説明書を無料交付します。
また、入札説明書は上記3(1)の場所において平成29年4月10日（月）から平成29年4月17日（月）まで縦覧に供します（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。
- 5 一般競争入札参加者に求められる義務
この入札の参加者には、入札説明書を交付しますので、次の日時・場所のとおり御来庁ください。
 - (1) 交付場所及び問い合わせ先
上記3(1)に同じ
 - (2) 日時
上記4(2)に同じ
- 6 仕様に関する問い合わせ

- (1) 問い合わせ先
上記3(1)に同じ
- (2) 問い合わせ期間
平成29年4月20日（木）から平成29年4月24日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）
- (3) 問い合わせ方法
入札説明書に添付の質問書にて、上記3(1)のFAX番号又はE-mailアドレス宛て送付してください。
なお、その際には、質問書を送付した旨を担当宛て御連絡ください。
- (4) 回答方法
質問に対する回答は、平成29年4月27日（木）までに、FAX又は電子メールにより全社宛て送付します。
- 7 商品説明書（カタログ等）の提出
この入札の参加者は、納入する物品の商品説明書（カタログ等）を、平成29年5月8日（月）午後5時までに上記3(1)の場所に提出しなければなりません。
また、入札の参加者は、開札日の前日までの間において、本市から該当書類に関し説明を求められたときには、これに応じなければなりません。
- 8 一般競争入札参加資格の喪失
次の各号のいずれかに該当するときは、一般競争入札参加資格を喪失します。
 - (1) 開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類等について、虚偽の記載をしたとき。
- 9 入札の手続等
 - (1) 入札方法
本契約に要する経費の総額で行います。
 - (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時
平成29年5月12日（金）午後2時
イ 場所
川崎市役所第3庁舎9階開発室Ⅱ
 - (3) 入札保証金
免除とします。
 - (4) 落札者の決定方法
川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。
 - (5) 入札の無効
入札に参加する資格のない者が行った入札及び川崎市競争入札参加者心得第7条に該当する入札は無

効とします。

10 契約の手続き等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

契約書を作成することを必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

11 その他

(1) 公告に定めるもののほかは、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得の定めるところによります。

(2) この入札への参加者が、2社以上にならないときは、この入札を中止することがあります。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を本市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(5) その他問い合わせ窓口は、上記3(1)に同じです。

川崎市公告(調達)第180号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 調達の名称

平成29年度川崎市立小学校自然教室運営委託

2 契約担当部局の名称及び所在地

教育委員会学校教育部指導課

川崎市川崎区宮本町6番地

3 契約の相手方を決定した日

平成29年3月10日

4 契約の相手方の氏名及び住所

川崎市川崎区南町22番3号

京浜トラベルサービス株式会社

代表取締役 内藤 貴士

5 落札金額

71,476,443円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告(公示)を行った日

平成29年1月25日

川崎市公告(調達)第181号

入札公告

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年4月10日

川崎市長 福田 紀彦

1 一般競争入札に付する事項

(1) 件 名 平成29年度川崎市立学校校務用コンピュータ機器賃貸借契約

(2) 履行場所 川崎市立小学校・中学校・特別支援学校

(3) 履行期間 平成29年9月1日から平成34年8月31日

(4) 概 要 仕様書によります。

2 一般競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(3) 入札期日において平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」の業種「リース」に登載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、平成29・30年度川崎市「製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿」に登載のない者(入札参加業種に登載のない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成29年4月17日(月)までに行ってください。

(4) 本市又は他の官公庁において過去5年以内に類似の契約実績を有すること。

3 一般競争参加申込書の配付及び提出

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。

(1) 一般競争入札参加申込書配付及び提出場所

〒213-0001 川崎市高津区溝口6-9-3

川崎市総合教育センター 3F

情報・視聴覚センター

電話 044-844-3712

(2) 配付及び提出期間

平成29年4月10日(月)から平成29年4月24日(月)まで

午前8時30分～正午及び午後1時～5時(土・日曜日を除く。)

(3) 提出方法

持参に限ります。申込書及び入札説明書は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」の中にあります。)。ダウンロードができない場合には、上記3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します。(「入札情報かわさき」<http://keiyaku.city.kawasaki.jp>)

4 仕様・入札に関する問い合わせ先

(1) 問い合わせ場所 上記3(1)と同じ。

(2) 問い合わせ期間

平成29年4月10日(月)午前8時30分から平成29年5月18日(木)午後5時まで(土・日曜日・祝日を除く)

(3) 問い合わせ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、指定するFAXまたは電子メールアドレスあて送付してください。

(4) 回答方法

質問があった場合の回答は、平成29年5月25日(木)までに、参加全者あてに、FAXまたは電子メールアドレスにて送付します。

5 競争入札参加資格確認通知書の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成29・30年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに平成29年5月12日(金)までに送付します。

なお、申請者がメールアドレスを登録されていない場合は、平成29年5月12日(金)の午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までを除く)に、3(1)にて、書類を交付します。

6 カタログの提出について

導入予定機種等のカタログを平成29年5月31日(水)午後5時までに3(1)の場所に提出してください。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

(1) 開札前に上記2の各号のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

入札金額は、税抜きで総額で行います。月額賃貸借料(税抜きで1円未満の端数を切り捨てた額)を月数(60ヶ月)で乗じる方法で見積もりしてください。

なお、入札に際しては、「川崎市競争入札参加者心得」第3条第2項の規定に関わらず、契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ア 入札書の提出日時

平成29年6月9日(金)午前9時30分

イ 入札書の提出場所

川崎市総合教育センター 3階 第5研修室
川崎市高津区溝口6-9-3

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限

平成29年6月8日(木)午後5時着

エ 郵送による場合の入札書の宛先

3(1)と同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 8(1)アと同じ

(4) 開札の場所 8(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 再入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再入札を実施します。再入札用の入札書も準備のうえ、参加してください。

(8) その他

当該落札決定の効果は、平成29年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

9 契約手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金 契約金額の10%

ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則、川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所及び川崎市のホームページの

「入札情報」(<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

- (1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は入札説明書によります。
- (3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

- (4) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

- (5) 支払については、毎月払いとします。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased:

Lease computers installed in Elementary schools, Junior high schools, Special support schools in Kawasaki City.

- (2) Time-limit for tender:

9:30AM 9 June 2017

- (3) Time-limit for tender by mail:

5:00PM 8 June 2017

- (4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

KAWASAKI CITY Comprehensive Education Center
6-9-3, Mizonokuchi, Takatsu-ku Kawasaki,
Kanagawa 213-0001, Japan

TEL:044-844-3712

税 公 告

川崎市税公告第50号

不動産等の最高価申込者の決定等公告

川崎市税公告第25号に係る公売財産の最高価申込者を次のとおり決定しました。

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第106条第2項の規定により公告します。

平成29年3月16日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第51号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第52号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第53号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第54号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月22日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第55号

配当計算書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第56号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第57号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第58号

差押書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第59号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月28日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第60号

給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第61号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第62号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

(別紙省略)

川崎市税公告第63号

次の市税に係る督促状を別紙記載の方に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年

法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成29年3月30日

川崎市長 福田 紀彦

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成28年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第 1 期 分	平成29年4月11日	計2件
平成28年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第 2 期 分	平成29年4月11日	計4件
平成28年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第 3 期 分	平成29年4月11日	計14件
平成28年度	市民税・県民税 （普通徴収）	第 4 期 分	平成29年4月11日	計516件
平成28年度	市民税・県民税 （普通徴収）	7月随時分	平成29年4月11日	計1件
平成28年度	市民税・県民税 （普通徴収）	8月随時分	平成29年4月11日	計1件
平成28年度	市民税・県民税 （普通徴収）	10月随時分	平成29年4月11日	計2件
平成28年度	市民税・県民税 （普通徴収）	11月随時分	平成29年4月11日	計1件
平成28年度	市民税・県民税 （普通徴収）	12月随時分	平成29年4月11日	計34件
平成28年度	固定資産税 都市計画税 （土地・家屋）	第 3 期 分	平成29年4月11日	計2件
平成28年度	固定資産税 都市計画税 （土地・家屋）	12月随時分	平成29年4月11日	計3件
平成28年度	固定資産税 （償却資産）	9月随時分	平成29年4月11日	計1件
平成28年度	軽自動車税	全 期 分	平成29年4月11日	計2件

(別紙省略)

訓 令

川崎市訓令第4号

庁中一般
各 かい

川崎市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市事務決裁規程の一部を改正する訓令

川崎市事務決裁規程(昭和41年川崎市訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「並びに」の次に「区役所、」を加え、同条第3号中「並びに」を「、」に改め、「の長」の次に「、保健福祉センター副所長並びに区役所支所長」を、同条第4号中「の長」の次に「及び区役所出張所長」を加える。

第3条第1項中「並びに局長」の次に「、副区長」を加える。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、区役所においては、副区長の専決事項とする。

第6条第1項中「医務監に」の次に「、部長の専決事項の一部を医監にそれぞれ」を加える。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、区役所においては、副区長がその事案を代決するものとする。

第9条第3項に次のただし書を加え、同項を同条第4項とする。

ただし、保健福祉センターにおける川崎市保健所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第41号)及び川崎市福祉事務所事務分掌規則(昭和51年川崎市規則第42号)に規定する業務以外の業務に係る事案にあつては、保健福祉センター所長が不在の場合には保健福祉センター副所長がその事案を代決するものとする。

第9条第2項の次に次の1項を加える。

3 副区長専決事項に係る事案について、副区長が不在の場合には、所管課長がその事案を代決するものとする。

第13条中「第4項」を「第5項」に改める。

別表2人事事項(11)の項中「育児休業」を「自己啓発等休業、配偶者同行休業、育児休業」に改め、(12)の項中「部長(担当理事)」の次に「及び副区長」を加え、同表3財務事項(6)の項、(7)の項及び(10)の項中「20,000円」を「50,000円」に改める。

附 則
(施行期日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(川崎市市区役所等事務決裁規程の廃止)

2 川崎市市区役所等事務決裁規程(昭和47年川崎市訓令第4号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この訓令の施行の際現に決裁中の文書の取扱いについては、なお従前の例による。

川崎市訓令第5号

庁中一般
各 かい

川崎市事業所等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市事業所等事務決裁規程の一部を改正する訓令

川崎市事業所等事務決裁規程(昭和41年川崎市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

別表3財務事項(1)一般(4)の項、(5)の項及び(8)の項並びに同表3財務事項(2)看護短期大学(4)の項、(5)の項及び(8)の項中「20,000円」を「50,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に決裁中の文書の取扱いについては、なお従前の例による。

川崎市訓令第6号

庁中一般
各 かい

川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市長 福田紀彦

川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程(平成19年川崎市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「長」の次に「(教育委員会事務局にあつては、教育次長。以下同じ。)」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市訓令第7号

市民文化局
健康福祉局

まちづくり局

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市職員の勤務時間等に関する規程（昭和35年川崎市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

別表市民文化局の部市民文化振興室の款市民ミュージアムの項を削り、同表健康福祉局の部保健所の款を次のように改める。

保健所	動物愛護センターに勤務する職員	38時間45分 (所長)	1 日勤 8:30～ 17:15 2 変則勤務 (1) 7:00～ 15:45 (2) 7:30～ 16:15 (3) 9:30～ 18:15 (4) 11:00～ 19:45 (5) 12:00～ 20:45	1 日勤 12:00～ 13:00 2 変則勤務勤務時間の途中において1時間	日曜日及び土曜日
	中央卸売市場食品衛生検査所に勤務する職員	38時間45分 (所長)	1 日勤 8:30～ 17:15 2 変則勤務 4:30～ 13:15	1 日勤 12:00～ 13:00 2 変則勤務 8:00～ 9:00	日曜日及び4週間を通じ4日

別表まちづくり局の部建築管理課の款中「管理担当及び調整担当の」を「建築、開発行為、宅地造成及び住宅用家屋に係る証明等の業務に従事する」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市訓令第8号

庁中一般
各 かい

川崎市職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令

川崎市職員出勤記録整理規程（昭和35年川崎市訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、局」の次に「、本部」を加える。

第4条第1項第3号中へをホとし、ノからフまでをハ

からへまでとし、ネの次に次のように加える。

ノ 介護時間
介時間

第4条第1項第4号エを次のように改める。

エ 自己啓発等休業を承認された場合
自休業

第4条第1項第4号中キをケとし、カをクとし、オをキとし、エの次に次のように加える。

オ 配偶者同行休業を承認された場合
配休業

カ 育児休業を承認された場合
育休業

別表市民文化局の項中

「

平和館 市民ミュージアム	館長 副館長
-----------------	-----------

」

を

「

平和館	館長
-----	----

」

に改め、港湾局の項の次に次のように加える。

臨海部国際戦略本部	キングスカイフロントマネジメントセンター	所長
-----------	----------------------	----

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市訓令第9号

庁中一般
各 かい

川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市職員服務規程の一部を改正する訓令

川崎市職員服務規程（昭和35年川崎市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市訓令第10号

庁中一般
各 かい

川崎市職員提案規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員提案規程の一部を改正する訓令

川崎市職員提案規程(昭和39年川崎市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「改善意見」を「取組についての意見」に改め、「改善への」を削る。

第5条第1号中「の改善に関する」を「に関する取組の」に改め、同条第2号中「の改善の」を「に関する取組の」に、「業務の改善に」を「業務に」に改める。

第3号様式中「改善」を「取組」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市訓令第11号

庁中一般

各 かい

川崎市職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 3月31日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市職員の育児休業等に関する規程(平成4年川崎市訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第3条第7号」を「第3条第8号」に、「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同条第2項ただし書中「第3条第7号」を「第3条第8号」に改め、同条第3項中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改める。

第6条の4第1項中「第11条第5号」を「第11条第6号」に改める。

第1号様式(表)中「続柄」の次に「等」を加え、「1歳6か月」を「1歳6箇月」に改め、同様式(裏)記入上の注意第1項中「続柄」の次に「等」を加え、同様式(裏)記入上の注意第2項中「1歳6か月」を「1歳6箇月」に、「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同様式(裏)記入上の注意第4項中「1歳2か月」を「1歳2箇月」に、「1歳6か月」を「1歳6箇月」に、「第2条の2第2号」を「第2条の3第2号」に改め、同様式(裏)記入上の注意第5項中「続柄」の次に「等」を加える。

第2号様式中「第3条第4号又は第11条第5号」を「第3条第5号又は第11条第6号」に改める。

第3号様式中

「

- 休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む)。
- 休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

その他 ()

を
「

- 休業等に係る子と離縁した。
- 休業等に係る子との養子縁組が取り消された。
- 休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- 休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- 休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。
- その他 ()

に改める。

第3号様式の2及び第4号様式中「続柄」の次に「等」を加える。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

上下水道局規程

川崎市上下水道局規程第2号

川崎市上下水道局企業職員の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 3月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

川崎市上下水道局企業職員の標準的な職を

定める規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の標準的な職を定める規程(平成28年川崎市上下水道局規程第17号)の一部を次のように改正する。

別表川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程(以下「規程」という)別表第1上下水道企業職給料表(1)の適用を受ける職員の職務の部課長級の項中「センターの長」の次に「、課に相当する場の長」を加える。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第3号

川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 3月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

川崎市上下水道局事務分掌規程の一部を改

正する規程

川崎市上下水道局事務分掌規程（昭和56年川崎市水道局規程第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中

「

給水装置センター	業務係 工務係 給水管理係
南部営業センター	業務係 調定事務係 収納管理係 特別整理係
北部営業センター	業務係 調定事務係 収納管理係 特別整理係

」

を

「

給水装置課	工務係 メーター管理係
南部サービスセンター	業務係 調定事務係 料金管理係 給水管理係
中部サービスセンター	業務係 調定事務係 料金管理係 給水管理係
北部サービスセンター	業務係 調定事務係 料金管理係 給水管理係

」

に、

「

下水道管路課	
--------	--

」

を

「

下水道管路課	
管路保全課	

」

に、

「

北部下水道管理事務所	管理係 維持係 排水設備係
------------	---------------------

」

を

「

北部下水道管理事務所	管理係 維持係 排水設備係
施設保全課	

」

に改める。

第2条管財課の事務分掌中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同条管財課の事務分掌第4号中「こ」を「こと」に改め、同号を同条管財課の事務分掌第5号とし、同条管財課の事務分掌中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 委託の契約に関すること。

第2条サービス推進課の事務分掌の前に次の3号を加える。

- (1) 下水道使用料関係業務の調査及び指導に関すること。
- (2) 下水道使用料に係るシステムの企画及び調整に関すること。
- (3) その他下水道使用料に関すること。

第2条営業課の事務分掌第2号中「営業センター」を「サービスセンターの料金」に改め、同条営業課の事務分掌第5号中「営業センター及び給水装置センターとの事務の」を削り、同条営業課の事務分掌中第6号を削り、第7号を第6号とし、同条営業課の事務分掌第8号中「及び」を「、」に改め、「下水道使用料」の次に「等」を加え、同号を同条営業課の事務分掌第7号とし、同条営業課の事務分掌中第9号を第8号とする。

第2条給水装置センターの事務分掌を次のように改める。

給水装置課

工務係

- (1) 指定給水装置工事事業者に関する行政上の調査、企画及び指導に関すること。
- (2) 給水装置工事に関する調査及び企画に関すること。
- (3) 給水用機材の調査及び企画に関すること。
- (4) 課の業務に係る委託及び工事の設計に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 指定給水装置工事事業者の技術指導に関すること。

- (6) 水道利用加入金に関すること。
- (7) 給水装置に係るシステムの運用管理に関すること。
- (8) 給水装置工事台帳の整理及び保管に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。
- (10) 課内他係に属しないこと。

メーター管理係

- (1) 水道メーターの調査及び研究に関すること。
- (2) 水道メーターに係る委託及び工事の設計に関すること。
- (3) 給水装置工事の施行に伴う水道メーターの新設に関すること。
- (4) 水道メーターの取替に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5) 水道メーターの管理に関すること。

第2条営業センターの事務分掌を次のように改める。

サービスセンター

業務係

- (1) 指定給水装置工事事業者の施行する給水装置工事の道路占用許可及び路面復旧の手続に関すること。
- (2) 給水装置改良資金の融資に関すること。
- (3) 給水装置工事費その他諸収入の調定手続及び納入通知書の発行に関すること。
- (4) 指定給水装置工事事業者の施行する給水装置工事の施行手続に関すること。
- (5) 工事費の精算に関すること。
- (6) センターにおける広報及び広聴事務に関すること。
- (7) センターの庶務に関すること。
- (8) センター内他係に属しないこと。

調定事務係

- (1) 水道料金の調定に関すること。
- (2) 給水に係る届出に関すること。
- (3) 給水の取締りに関すること。
- (4) 検針に係る委託会社への指導及び連絡調整に関すること。

料金管理係

- (1) 水道料金その他収入の収納に関すること。
- (2) 水道料金の督促及び滞納整理に関すること。
- (3) 集金に係る委託会社への指導及び連絡調整に関すること。
- (4) 未収金に係る委託会社への指導及び連絡調整に関すること。

給水管理係

- (1) 指定給水装置工事事業者の施行する給水装置工事の設計審査及び検査に関すること。
- (2) 直結給水に係る設計水圧調査に関すること。

- (3) 検査日報その他報告に関すること。
- (4) 給水装置工事の施行に伴う水道メーターの管理等に関すること。
- (5) 水道メーターの取替に関すること。

第2条下水道部の事務分掌中第1号から第4号までを削る。

第2条下水道管理課の事務分掌第2号中「連絡調整の」を「連絡調整に」に改める。

第2条下水道管路課の事務分掌中第5号から第9号までを削り、第10号を第5号とし、同条下水道管路課の事務分掌の次に次のように加える。

管路保全課

- (1) 管きよの維持管理の総括に関すること。
- (2) 管きよの補修計画及び設計に関すること。
- (3) 下水道台帳の調製、保管及び閲覧に関すること。
- (4) 排水設備に係る指導及び調整に関すること。
- (5) 開発行為に係る下水道の協議、検査等に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

第2条下水道管理事務所の事務分掌の次に次のように加える。

施設保全課

- (1) 水処理センター、入江崎総合スラッジセンター、ポンプ場等の維持管理の総括に関すること。
- (2) 水処理センター、入江崎総合スラッジセンター、ポンプ場等の修繕（建物修繕を除く。）の設計及び監督に関すること。
- (3) 水処理センター、入江崎総合スラッジセンター、ポンプ場等の電気設備に係る保安監督の統括に関すること。
- (4) 水処理センター及びポンプ場との連絡調整に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

別表1中

「

給水装置センター
南部営業センター
北部営業センター

」

を

「

南部サービスセンター
中部サービスセンター
北部サービスセンター

」

に改める。

別表2中

給水装置センター	川崎市中原区上平間1,183番地	
南部営業センター	川崎市川崎区宮本町1番地	川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号。以下この表において「条例」という。)第2条に定める川崎区、幸区及び中原区の区域
北部営業センター	川崎市高津区末長1丁目44番地	条例第2条に定める高津区、宮前区、多摩区及び麻生区の区域

を

南部サービスセンター	川崎市中原区上平間1,183番地	川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号。以下この表において「条例」という。)第2条に定める川崎区、幸区及び中原区の区域
中部サービスセンター	川崎市高津区末長1丁目44番地	条例第2条に定める高津区及び宮前区の区域
北部サービスセンター	川崎市麻生区高石4丁目15番7号	条例第2条に定める多摩区及び麻生区の区域

に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第4号

川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典
川崎市上下水道局事務決裁規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局事務決裁規程(昭和62年川崎市水道局規程第15号)の一部を次のように改正する。

第11条中「うえ」を「上」に改める。

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項1一般事項第23号中「(営業センター所長)」を「(サービスセンター所長)」に改める。

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項2人事・労務事項第9号中「営利企業等の従事」を「営利企業への従事等」に改める。

別表管理者決裁事項及び部課長専決事項3財務事項第4号及び第5号中「(給水装置センター所長)」を「(サービスセンター所長)」に改め、同表管理者決裁事項及び部課長専決事項3財務事項第15号中「、修繕」を削り、同表管理者決裁事項及び部課長専決事項3財務事項に次のように加える。

(50) 事業収入の履行期限の繰上げに関する こと。			○
(51) 事業収入の配当の要求その他債権の申出に関する こと。			○
(52) 事業収入の徴収停止に関する こと。			○
(53) 事業収入の履行延期の特約又は処分に関する こと。			○
(54) 事業収入の免除(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の7の規定によるもの)に関する こと。			○

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第5号

川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月29日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典
川崎市上下水道局安全衛生管理規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局安全衛生管理規程（昭和61年川崎市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

第19条第4項第1号中「水管理センター所長」の次に「、長沢浄水場長」を加え、同項第2号中「4人」を「5人」に、「2人」を「3人」に改める。

別表中

給水装置センター	給水装置センター所長	1人	1人	1人	
給水装置センター北部担当	給水装置センター担当課長（北部担当）	1人	1人	1人	
南部営業センター	南部営業センター所長	1人	1人	1人	
北部営業センター	北部営業センター所長	1人	1人	1人	

を

南部サービスセンター	南部サービスセンター所長	1人	1人	1人	
中部サービスセンター	中部サービスセンター所長	1人	1人	1人	
北部サービスセンター	北部サービスセンター所長	1人	1人	1人	

に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第6号

川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当

支給規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の特殊勤務手当支給規程（昭和46年川崎市水道局規程第29号）の一部を次のよう

に改正する。

別表作業手当の部従事した日1日につきの款甲額330円の項及び同款乙額280円の項中「給水装置センター給水管理係、メーター管理担当、北部給水管理担当及び高津・宮前担当並びに」を削り、同款丙額990円（技術職員については660円）の項中「給水装置センター給水管理係、メーター管理担当、北部給水管理担当及び高津・宮前担当」を「サービスセンター給水管理係、給水装置課メーター管理係」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第7号

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程の

一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員被服貸与規程（昭和43年川崎市水道局規程第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「休職者」の次に「、休業者」を加え、同条第2項中「が休職」の次に「、休業」を加え、「わたって」を「わたる」に、「休職又は病気休暇の」を「当該」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第2条関係)

被貸与者	品 名				
	夏 作 業 服	半 袖 作 業 服	冬 作 業 服	作 業 ズ ボ ン	防 風 衣
貸与時期	6 月	6 月	10 月	10 月	10 月
サービスセンター職員	2-1	2-1	2-1	2-1 (除)	
区分1に属する事務職員	2-1	2-1	2-1	2-1	3-1
区分2に属する事務職員	3-1	3-1	2-1	3-1	
上記以外の事務職員			2-1		

備考

- 1 本表中「2-1」等の数字は、職員に貸与する被服の貸与期間及び貸与数量を表す。
「2-1」は、「貸与期間2年-貸与数量1着」を表し、その他の数字もこれに準じて「貸与期間-貸与数量」として読むものとする。
- 2 本表中「(除)」とあるのは、「所長及び係長を除く。」ことを表す。
- 3 区分1に属する事務職員は、庶務課、管財課、サービス推進課、下水道使用料担当、水処理センター及び入江崎総合スラッジセンターに属する事務職員のうちから、管理者が別に定める。
- 4 区分2に属する事務職員は、情報管理課、給水装置課、工業用水課、施設整備課、配水工事事務所、水道施設管理課、水道水質課、水運用センター、浄水課、生田浄水場、下水道管理事務所及び下水道事務所管理課に属する事務職員のうちから、管理者が別に定める。

別表第3中

「

庶務課	技能職員	2-1	1-1	2-1	2-2	4-1				1-2	
管財課	技術職員	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1		
給水装置センター	技術職員(所長及び担当課長)	2-1	1-1	2-1	2-2						
	工務係	技術職員	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
	給水管理 係及び メーター 管理担当	技術職員(係長)	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
		技術職員	1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	4-1	4-1	2-1	
		技能職員及び業務職員	1-1	1-1	1-1	1-4	3-1	4-1	4-1	2-1	1-1
	北部担当	技術職員(担当係長 (北部給水管理担当) 及び担当係長(高津・ 宮前担当))	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
技術職員		1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	4-1	4-1	2-1		

」

を

「

庶務課	技術職員	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
	技能職員	2-1	1-1	2-1	2-2	4-1				1-2
管財課	技術職員	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1	
給水装置課	技術職員(課長)	2-1	1-1	2-1	2-2					
	工務係	技術職員	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1
	メーター管理係	技術職員(係長)	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1
		技術職員	1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	4-1	4-1	2-1
サービスセンター	給水管理係	技術職員(係長)	2-1	1-1	2-1	2-2	3-1	5-1		4-1
	技術職員	1-1	1-1	1-1	1-2	3-1	4-1	4-1	2-1	

に、
「

下水道管路課	技術職員	2-1	1-1	2-1	1-1	3-1	5-1		3-1	
施設課	技術職員	2-1	1-1	2-1	1-1	3-1	5-1	5-1	3-1	
保全担当	技術職員	2-1	1-1	2-1	1-1	3-1	5-1		3-1	

を
「

下水道管路課	技術職員	2-1	1-1	2-1	1-1	3-1	5-1		3-1	
管路保全課	技術職員	2-1	1-1	2-1	1-1	3-1	5-1		3-1	
施設課	技術職員	2-1	1-1	2-1	1-1	3-1	5-1	5-1	3-1	
施設保全課	技術職員	2-1	1-1	2-1	1-1	3-1	5-1		3-1	

に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第8号

川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支給

規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の通勤手当支給規程(昭和34年川崎市水道部規程第1号)の一部を次のように改正する。

第12条の2第1項第3号中「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣され」の次に「、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業を

し、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし」を加える。

第12条の3第2項第2号中「公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され」の次に「、法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし」を加える。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第9号

川崎市上下水道局企業職員の自己啓発等休業に関する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

川崎市上下水道局企業職員の自己啓発等休

業に関する規程

(趣旨)

第1条 上下水道局企業職員(以下「職員」という。)の自己啓発等休業については、川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成28年川崎市条例第74号。以下「条例」という。)その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第2条 条例第3条の任命権者が定める場合は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第3条 条例第6条の自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書(第1号様式)及び自己啓発等休業計画書(第2号様式)により、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)は、前項の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第4条 前条の規定は、条例第7条第1項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(職務復帰)

第5条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(自己啓発等休業に係る通知書の交付)

第6条 管理者は、次に掲げる場合には、職員に対して通知書を交付するものとする。

(1) 条例第2条の規定により職員の自己啓発等休業を承認する場合

(2) 条例第7条第3項の規定により職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合

(3) 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合(報告)

第7条 条例第9条第1項の規定による報告は、自己啓発等休業状況報告書(第3号様式)により行うものとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の報告について準用する。

(職務復帰後における号給の調整)

第8条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場

合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(昭和47年川崎市水道局規程第18号)第12条第2項に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第9条 条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される川崎市職員退職手当支給条例(昭和23年川崎市条例第73号。以下「退職手当支給条例」という。)第10条第1項第3号の任命権者が定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 自己啓発等休業の期間中の条例第3条に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日(条例第7条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあつては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日)までに、管理者の承認を受けたこと。

(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間(退職手当支給条例第10条第2項又は川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年川崎市条例第2号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第18条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間を含む。)が5年に達するまでの期間中に退職したのではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤(退職手当支給条例第5条第1項に規定する通勤(他の法令等の規定により通勤とみなされるものを含む。)をいう。以下同じ。)による傷病若しくは死亡により退職した場合又は退職手当支給条例第5条第2項に規定する公務上の傷病若しくは死亡(他の法令等の規定により公務とみなされる業務上の傷病又は死亡を含む。)により退職

した場合

イ 法第28条の2第1項の規定により退職した場合
(法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。)又はこれに準ずる他の法令等の規定により退職した場合

ウ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合

エ 退職手当支給条例第20条又は公益的法人等派遣条例第18条第3項の規定に該当して退職した場合

2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

(1) 法第28条第2項の規定による休職の期間(通勤による傷病又は退職手当支給条例第5条第2項に規定する公務上の傷病(他の法令等の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。)により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。)

(2) 法第29条の規定による停職の期間

(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書の規定による許可を受けて労働組合の業務に専ら従事した期間

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定による育児休業をした期間

(5) 自己啓発等休業をした期間

(6) 川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成28年川崎市条例第75号)第2条の規定による配偶者同行休業をした期間

(7) 前各号に掲げる期間に準ずる期間

(職員情報システムによる処理)

第10条 この規程の規定により行うこととされている承認の申請等に関する事務について、職員情報システム(職員の勤務情報等を処理するための電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を利用することができる場合は、原則として、職員情報システムにより行うものとする。

2 この規程の規定により作成することとされている書類等(書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、職員情報システムによる情報処理の用に供されるものをいう。)をもって代えることができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、

別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(裏)

記入上の注意

- 1 この申請書には、次の内容が確認できる書類を添付すること。
 - (1) 大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容及び期間
 - (2) (1)の内容に関する照会先
- 2 「履修の期間」欄には、大学等の課程に在学して履修しようとする期間を記入すること。
- 3 「活動組織」欄には、「青年海外協力隊」、「シニア海外ボランティア」等を記入すること。
- 4 「国内訓練」欄には、独立行政法人国際協力機構が行う派遣前訓練等の準備行為に参加する期間等を記入すること。
- 5 「備考」欄には、以前に自己啓発等休業をしている場合における当該自己啓発等休業の内容（大学等課程の履修又は国際貢献活動の別及び休業期間）、自己啓発等休業の期間を延長する場合における当該自己啓発等休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
- 6 「所属長記入欄」には、当該職員が休業を取得することにより生じる業務上の支障、当該職員に期待される公務に関する能力の向上等についての意見を記入すること。

第2号様式(第3条関係)

押 印 欄	
自 己 啓 発 等 休 業 計 画 書 年 月 日 (宛先) 上下水道事業管理者 所 属 _____ 職名・氏名 _____ 印 職 種 _____ 職員コード _____ 次のとおり自己啓発等休業の計画について提出します。	
目 的	
具体的な内容	
公務に関する 能力の向上に ついて	

- (注) 1 自己啓発等休業計画書は、自己啓発等休業申請書と同時に提出すること。
 2 「目的」及び「具体的な内容」欄は、休業期間中における大学等課程の履修又は国際貢献活動について記入すること。
 3 「公務に関する能力の向上について」欄は、「目的」及び「具体的な内容」欄に記入した内容が今後の公務に関する能力の向上にどのように資するのか、具体的に記入すること。

第3号様式 (第7条関係)

押 印 欄	
自己啓発等休業状況報告書	
年 月 日	
(宛先) 上下水道事業管理者	
所 属 _____	
職名・氏名 _____ 印	
職 種 _____ 職員コード _____	
次のとおり自己啓発等休業の状況について報告します。	
1 休業期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 報告内容	

(注) 1 川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例第9条第1項に基づく任命権者から求められた報告の場合は、「報告内容」欄に求められた内容についても記入すること。
2 川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例第9条第1項各号に基づく報告の場合は、「報告内容」欄に具体的な経緯、理由等についても記入すること。

川崎市上下水道局規程第10号

川崎市上下水道局企業職員の配偶者同行休業に関する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典
川崎市上下水道局企業職員の配偶者同行休業に関する規程

(趣旨)

第1条 上下水道局企業職員（以下「職員」という。）の配偶者同行休業については、川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年川崎市条例第75号。以下「条例」という。）その他別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第2条 条例第5条の配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書（第1号様式）により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、前項の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求められることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第3条 前条の規定は、条例第6条第1項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(届出)

第4条 条例第8条の規定による届出は、配偶者同行休業状況変更届（第2号様式）により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(職務復帰)

第5条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき（条例第7条第3号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(配偶者同行休業に係る通知書の交付)

第6条 管理者は、次に掲げる場合には、職員に対して通知書を交付するものとする。

- (1) 条例第2条の規定により職員の配偶者同行休業を承認する場合
- (2) 条例第6条第3項の規定により職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合
(任期付採用に係る承諾書の提出)

第7条 管理者は、条例第9条第1項の規定により任期

を定めて職員を採用する場合には、その採用する者から任期を定めて採用すること及びその任期についての承諾書を提出させるものとする。

2 管理者は、条例第9条第5項の規定により職員の同意を得る場合には、当該職員から任期を更新すること及びその更新する期間についての承諾書を提出させるものとする。

(任期付採用に係る辞令等の交付)

第8条 管理者は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令又は通知書（以下「辞令等」という。）を交付するものとする。ただし、第3号に掲げる場合のうち、辞令等の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令等に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令等の交付に代えることができる。

- (1) 条例第9条第1項の規定により任期を定めて職員を採用する場合
- (2) 条例第9条第3項の規定により任期を定めて採用された職員（次号において「任期付職員」という。）の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職する場合

(職務復帰後における号給の調整)

第9条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（川崎市上下水道局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程（昭和47年川崎市水道局規程第18号）第12条第2項に規定する昇給日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(職員情報システムによる処理)

第10条 この規程の規定により行うこととされている承認の申請等に関する事務について、職員情報システム（職員の勤務情報等を処理するための電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を利用することができる場合は、原則として、職員情報システムにより行うものとする。

2 この規程の規定により作成することとされている書類等（書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、職員情報システムによる情報処理の用に供されるものをいう。）をもって代えることができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

(表)

押 印 欄	
配 偶 者 同 行 休 業 承 認 申 請 書	
年 月 日	
(宛先) 上下水道事業管理者	
所 属 _____	
職名・氏名 _____ 印	
職 種 _____ 職員コード _____	
次のとおり 配偶者同行休業 の承認を申請します。 期 間 の 延 長	
1 申 請 の 区 分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業 (2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 期間の延長 (2、3及び5に記入) (<input type="checkbox"/> 再度の延長)
2 申 請 に 係 る 配 偶 者	氏 名 _____
	職 業 _____
	申請時の所属先の名称 (所在地) (_____)
	外国滞在事由 (_____)
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地) (_____)
	外国滞在事由の継続する期間 _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで
3 職 員 及 び 配 偶 者 の 外 国 滞 在 中 の 住 所 (居 所)	
4 申 請 期 間	_____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで
5 延 長 の 期 間	_____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで
既 に 配 偶 者 同 行 休 業 を し て い る 期 間	_____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで 〔 うち、期間の再度の延長の場合における 当初の配偶者同行休業の期間 _____ 年 月 日まで 〕
6 備 考	

(裏)

記入上の注意

- 1 この申請書には、配偶者の外国滞在事由及び期間が確認できる書類を添付すること。
- 2 期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。
- 3 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄は、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
- 4 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由及び休業期間)、配偶者同行休業の期間を初めて延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。

第2号様式 (第4条関係)

押 印 欄

配 偶 者 同 行 休 業 状 況 変 更 届

年 月 日

(宛先) 上下水道事業管理者

所 属 _____

職名・氏名 _____ 印

職 種 _____ 職員コード _____

次のとおり配偶者同行休業の状況について変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由が発生した日

年 月 日

2 届出の事由

- 配偶者が死亡した。
- 配偶者が職員の配偶者でなくなった。
- 配偶者と生活を共にしなくなった。
- 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった。
- 職員の出産を事由とする特別休暇を取得することとなった。
- その他 ()

川崎市上下水道局規程第11号

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成18年川崎市水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「(平成3年法律第110号)の次に」。以下「育児休業法」という。」を加える。

第9条第1項を次のように改める。

管理者は、子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について、家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他同条第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)(小学校就学の始期に達するまでのものに限る。)のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)における勤務(以下「深夜勤務」という。)をさせてはならない。

第9条第5項中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る子(第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。)に限る。)が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第10条第7項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ第1項又は第2項に規定する職員に該当しなくなった場合

第11条を次のように改める。

(介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第11条 前2条の規定(第9条第2項及び第5項第3号から第6号まで並びに前条第7項第3号から第5号まで及び第8項各号を除く。)は、第17条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、第9条第1項中「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について、家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他同条第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)(小学校就学の始期に達するまでのものに限る。)のある職員が当該子を養育」とあり、前条第1項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、前条第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第9条第5項第1号及び前条第7項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第9条第5項第2号及び前条第7項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、前条第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第9条第3項から第6項までの規定及び第8項中

「第1項」とあるのは「第11条において準用する第1項」と、第10条第3項中「第1項又は前項」とあるのは「次条において準用する第1項又は第2項」と、「第1項」とあるのは「次条において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「次条において準用する前項」と、同条第4項中「第1項又は第2項」とあるのは「次条において準用する第1項又は第2項」と、「管理者は、第1項又は第2項」とあるのは「管理者は、それぞれ次条において準用する第1項に規定する支障の有無又は第2項」と、同条第5項中「第1項又は第2項の規定」とあるのは「次条において準用する第2項の規定」と、「で、第1項又は第2項」とあるのは「で、同項」と、同条第7項及び第8項中「第1項又は第2項」とあるのは「次条において準用する第1項又は第2項」と、同条第10項中「第1項若しくは第2項」とあるのは「次条において準用する第1項若しくは第2項」と読み替えるものとする。

第12条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 介護時間

第17条第1項中「ため、」の次に「職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 前項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、管理者に対して行わなければならない。

4 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第17条に次の4項を加える。

5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、管理者に対し申し出なければならない。

6 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初

日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、歴に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第17条の次に次の2条を加える。

第17条の2 介護休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。

2 半日を単位とする介護休暇は、1日を通じ、1時間を単位とする介護休暇又は介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がない日に与えるものとする。

3 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第17条の3 職員は、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、介護時間を受けることができる。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の単位は、30分とする。

4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業又は職員の育児を事由とする特別休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業又は当該特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

5 職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合に

は、川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年川崎市条例第32号)第12条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第19条の見出しを「(病気休暇等の承認)」に改め、同条第1項中「及び」を「、介護時間又は」に改め、同条第2項中「第17条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間」に、「者」を「とき」に改め、「期間」の次に「(当該指定期間が2週間未満である場合その他の管理者が定める場合には管理者が定める期間)」を加え、同条第3項中「及び」を「、介護時間又は」に改め、同条第4項中「及び」を「又は」に改め、同条第5項第2号中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

別表第5の18 短期の介護の項中「孫及び」を「孫若しくは」に、「並びに」を「又は」に、「配偶者及び」を「配偶者若しくは」に改める。

別表第5備考第2項を次のように改める。

2 この表に定める子(18の子を除く。)には、特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含むものとする。

別表第5備考12関係第1号及び同表備考13関係中「第2項において子に含まれるものとされる者」を「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」に改める。

別表第5備考15関係第4号中「この休暇は、半日を単位として与える」を「付与日数の単位は、第13条第11項(後段を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項前段中「、半日又は1時間」とあるのは「又は半日」と読み替えるものとする」に改める。

別表第5の付表第1備考第2号中「別表第5備考第2項において子に含まれるものとされる者」を「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規程第17条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の規程第17条第2項に規定する指定期間については、管理者は、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

(附則第2項の規定による指定期間の指定)

3 前項に規定する職員の申出は、指定期間の末日とす

ることを希望する日を明らかにして、管理者に対して行わなければならない。

4 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、初日から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 附則第2項に規定する職員(以下「職員」という。)は、同項の申出に基づき前項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、管理者に対し申し出なければならない。

6 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 附則第4項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、この規程の施行の日から附則第3項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間(以下「施行日以後の申出の期間」という。)又は附則第3項の申出に基づき附則第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間(以下「延長申出の期間」という。)の全期間にわたり介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

川崎市上下水道局規程第12号

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び
勤勉手当の支給に関する規程の一部を改正
する規程

川崎市上下水道局企業職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規程(昭和38年川崎市水道局規程第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号中「(平成4年水道局規程第5号)」

を「(平成4年川崎市水道局規程第5号)に改め、同項第7号の次に次の2号を加える。

(8) 自己啓発等休業職員(法第26条の5第1項の規定により自己啓発等休業をしている職員をいう。以下同じ。)

(9) 配偶者同行休業職員(法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業をしている職員をいう。以下同じ。)

第4条第1項中「100分の90」を「100分の85」に、「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

第4条の4第1項第1号中「100分の103.5」を「100分の98.5」に、「100分の180」を「100分の170」に改め、同項第2号中「100分の96」を「100分の91」に、「100分の103.5」を「100分の98.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の88.5」を「100分の83.5」に改める。

第4条の5第1項各号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

第5条第2項第5号中「第4項第5号」を「第4項第7号」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第2号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 自己啓発等休業職員として在職した期間の2分の1の期間

(3) 配偶者同行休業職員として在職した期間の2分の1の期間

第5条第4項ただし書中「第6号若しくは第9号(第6号)」を「第8号若しくは第12号(第8号)」に改め、同項第9号中「第2号」を「第4号」に、「第3号」を「第5号」に、「第4号」を「第6号」に、「前3号」を「前4号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第8号中「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 勤務時間規程第17条の3の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第5条第4項第7号中「(平成18年水道局規程第10号)」を「(平成18年川崎市水道局規程第10号。以下「勤務時間規程」という。)」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第2号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 自己啓発等休業職員として在職した期間

(3) 配偶者同行休業職員として在職した期間

第7条ただし書中「第5条第4項第4号及び第6号」を「第5条第4項第6号及び第8号」に、「同項第7号」を「同項第9号」に改め、「勤務しなかった期間」の次に「、同項第10号に規定する介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間、同項第11号に規定する部分休業の承

認を受けて勤務しなかった期間」を加え、「及び同号」を「、第9号、第10号及び第11号」に改める。

第10条第2項第6号中「(昭和63年水道局規程第4号)」を「(昭和63年川崎市水道局規程第4号)」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第13号

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程等の一部を改正する規程

(川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部改正)

第1条 川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程(昭和32年川崎市水道部規程第5号)の一部を次のように改正する。

第6条中第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 自己啓発等休業(地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下この号において同じ。)を始め、又は自己啓発等休業の終了により職務に復帰した場合

(6) 配偶者同行休業(地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下この号において同じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第9条第4項中「第12条」の次に「又は川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成18年川崎市水道局規程第10号。以下「勤務時間規程」という。)第17条の3第5項」を加え、第9条の3第2項第3号、第10条第1項及び第4項中「第12条」の次に「又は勤務時間規程第17条の3第5項」を加える。

第12条の2第1項中「川崎市上下水道局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成18年水道局規程第10号。以下「勤務時間規程」という。)」を「勤務時間規程」に改める。

別表第4中「下水道部担当課長(保全担当)」を「サービス推進部担当課長(下水道使用料担当)」に改める。

第3号様式を次のように改める。

(川崎市水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第2条 川崎市水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程(平成19年川崎市水道局規程第22号)の一部を次のように改正する。

附則第12項第3号中「又は川崎市水道局企業職員の育児休業等に関する規程(平成4年水道局規程第5号)」を「、川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程(平成4年川崎市水道局規程第5号)」に改め、「第12条」の次に「、川崎市上下水道局企業職員の自己啓発等休業に関する規程(平成29年川崎市上下水道局規程第9号)第8条又は川崎市上下水道局企業職員の配偶者同行休業に関する規程(平成29年川崎市上下水道局規程第10号)第9条」を加える。

(川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正)

第3条 川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法等に関する規程の一部を改正する規程(平成28年川崎市上下水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

附則第2項第3号中「又は川崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年川崎市条例第2号)第8条」を「、川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程(平成4年川崎市水道局規程第5号)第12条、川崎市上下水道局企業職員の自己啓発等休業に関する規程(平成29年川崎市上下水道局規程第9号)第8条又は川崎市上下水道局企業職員の配偶者同行休業に関する規程(平成29年川崎市上下水道局規程第10号)第9条」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第14号

川崎市水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

川崎市水道条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市水道条例施行規程(平成22年川崎市水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

第24号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「北部営業センター」を「中部サービスセンター」に改める。

第34号様式②中「上記の営業センター」を「連絡先電話番号」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第15号

川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の育児休業等に関する規程(平成4年川崎市水道局規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第3条第7号」を「第3条第8号」に、「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同条第2項ただし書中「第3条第7号」を「第3条第8号」に改め、同条第3項中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改める。

第14条第1項中「第11条第5号」を「第11条第6号」に改める。

第1号様式(表)中「第1号様式」を「第1号様式(第2条関係)」に、

「
続柄
」

を

「
続柄等
」

に、「1歳6か月」を「1歳6箇月」に改め、同様式(裏)(注)第1項中「続柄」の次に「等」を加え、同様式(裏)(注)第2項中「1歳6か月」を「1歳6箇月」に、「第2条の2第3号」を「(以下「条例」という。)第2条の3第3号」に改め、同様式(裏)(注)第4項中「1歳2か月」を「1歳2箇月」に、「1歳6か月」を「1歳6箇月」に、「2条の2第2号」を「第2条の3第2号」に改め、同様式(裏)(注)第5項中「続柄」の次に「等」を加える。

第2号様式中「第2号様式」を「第2号様式(第2条、第14条関係)」に、「第3条第4号又は第11条第5号」を「第3条第5号又は第11条第6号」に改める。

第3号様式を次のように改める。

第4号様式中「第4号様式」を「第4号様式(第14条関係)」に、

「

続柄

」

を「

続柄等

」

に改め、同様式(注)第1項及び第3項中「続柄」の次に「等」を加える。

第5号様式(1)中「第5号様式(1)」を「第5号様式(1)(第19条関係)」に、

「

続柄

」

を「

続柄等

」

に改め、同様式(注)第1項中「続柄」の次に「等」を加える。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第16号

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典
川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員出勤記録整理規程(昭和46年川崎市水道局規程第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」を「庶務課長」に改める。

第3条第1項第2号オ中「管理者」を「上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)」に改める。

第4条第1項第3号中「(平成18年水道局規程第10号)」を「(平成18年川崎市水道局規程第10号)」に改め、同号中へをホとし、ノからフまでをハからヘまでとし、ネの次に次のように加える。

ノ 介護時間を承認された場合 介時間

第4条第1項第4号中キをケとし、カをクとし、オをキとし、同号エ中「休業」を「育休業」に改め、同号エを同号カとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 自己啓発等休業を承認された場合 自休業
オ 配偶者同行休業を承認された場合 配休業
別表給水装置センターの項中「給水装置センター」を「給水装置課」に、「所長」を「課長」に改め、同項の次に次のように加える。

サービス推進部下水道使 用料担当	担当課長
---------------------	------

別表南部営業センターの項中「南部営業センター」を「南部サービスセンター」に改め、同表北部営業センターの項中「北部営業センター」を「中部サービスセンター」に改め、同項の次に次のように加える。

北部サービスセンター	所長
------------	----

別表下水道管路課の項の次に次のように加える。

管路保全課	課長
-------	----

別表下水道部保全担当の項中「下水道部保全担当」を「施設保全課」に、「担当課長」を「課長」に改める。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第17号

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

川崎市上下水道局財務規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局財務規程(昭和39年川崎市水道局規程第8号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及びセンター」を削り、同条第3号中「給水装置センター」を「給水装置課」に改める。

第3条第2項中「給水装置センター」を「給水装置課」に、「業務係長」を「メーター管理係長」に改める。

第4条第1項中「営業課」を「下水道使用料担当」に、「営業センター」を「サービスセンター」に改め、「下水道管路課」を削り、同条第2項第2号中「営業課」を「下水道使用料担当」に改め、同項第3号中「営業センター」を「サービスセンター」に改め、同項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1項中「営業課」を「下水道使用料担当」に、「営業センター」を「サービスセンター」に改め、「下水道管路課」を削る。

第127条の2及び第129条第2項中「給水装置センター所長」を「給水装置課長」に改める。

第134条第1号オ中「陸上運搬具」の次に「(取得価額が10万円未満である軽車両を除く。)」を加え、同条第2号カを同号ケとし、同号オ中「ア」を「イ」に、「エ」

を「キ」に、「カ」を「ケ」に改め、同号オを同号クとし、
同号エを同号オとし、その次に次のように加える。

カ 庁舎使用权

キ 電話加入権

第134条第2号ウを同号エとし、同号イを同号ウとし、
同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 水利権

第138条の2第4号を削り、同条第5号を同条第4号
とし、同号の次に次の1号を加える。

- (5) ファイナンス・リース取引により取得した固定資
産については、原則として、リース料総額から利息
に相当する額を控除した額

第138条の2に次の1号を加える。

- (7) 前各号に掲げる固定資産以外のものについては、
見積価額

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第18号

川崎市工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程
を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

川崎市工業用水道条例施行規程の一部を改
正する規程

川崎市工業用水道条例施行規程（平成22年川崎市水道
局規程第50号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

第 1 号様式 (第 4 条関係)

年 月 日

工業用水給水申込書

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

申込者

住 所 _____

名 称 _____

代表者 _____ 印

工業用水の給水について、次のとおり申し込みます。

申込区分	新規	増量	その他 ()
給水場所	川崎市	区	町 丁目 番号
希望責任消費水量	m ³ /日	現行責任消費水量	m ³ /日
給水開始予定	年 月	左記の給水開始予定月を過ぎても給水を開始しない場合は、再度の給水申込みと審査が必要となりますので、慎重に決定してください。	
給水管取出口径	配水管等	mm × 給水管	mm

第2号様式 (第4条関係)

年 月 日

工業用水給水審査結果通知書

様

川崎市上下水道事業管理者

印

年 月 日付けの給水申込みについて、審査を行った結果、
次のとおり通知します。

給水の可否	可 ・ 否		
申込区分	新規	増量	その他 ()
給水場所	川崎市 区 町 丁目 番 号		
予定責任消費水量※	m ³ /日	現行責任消費水量	m ³ /日
給水開始予定	年 月	左記の給水開始予定月を過ぎても給水を開始しない場合は、再度の給水申込みと審査が必要になります。	
給水管取出口径	配水管等	mm ×	給水管 mm
管理番号			
<備考> ※予定責任消費水量について 本通知書は、現時点において、給水が可能な水量を通知したものであり、給水開始予定時まで当該水量を保証するものではありません。			

第 3 号様式 (第 5 条関係)

年 月 日

工業用水給水申込取消届

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

申込者

住 所 _____

名 称 _____

代表者 _____ 印

給水申込みを取り消すので、次のとおり届け出ます。

管理番号	
申込区分	新規 増量 その他 ()
給水場所	川崎市 区 町 丁目 番 号
取消理由	

第4号様式(2)中「別紙添付のとおり」を「裏面の
とおりに改める。

第5号様式(2)中

「

工業用水需給変更契約書

」

を

「

(表)

工業用水需給変更契約書

」

に、「別紙添付のとおり」を「裏面のとおりに改める。

第6号様式から第8号様式までを次のように改める。

第 6 号様式 (第 6 条関係)

年 月 日

工業用水需給契約変更届出書

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

使用者

住 所 _____

名 称 _____

代表者 _____ 印

工業用水需給契約について、次のとおり変更が生じたので届け出ます。

変更年月日		年 月 日
変更前	代 表 者	
	給水先名称	
	その他()	
変更後	代 表 者	
	給水先名称	
	その他()	

第7号様式 (第9条関係)

年 月 日

給水装置工事施行届出書

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

使用者

住 所 _____

名 称 _____

代表者 _____ 印

次のとおり給水装置工事を施行したので届け出ます。

給 水 先	
工事施行理由	
工事施行期間	年 月 日 ~ 年 月 日
工事施行内容	

第 8 号様式 (第 1 4 条関係)

年 月 日

工業用水給水開始届

(宛先) 川崎市上下水道事業管理者

使用者

住 所 _____

名 称 _____

代表者 _____ 印

工業用水の給水を開始するため、次のとおり届け出ます。

管理番号	
給 水 先	
給水先の責任消費水量	m ³ /日
給水開始年月日	年 月 日

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市上下水道局規程第19号

川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典
川崎市上下水道局企業職員服務規程の一部
を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員服務規程（平成10年川崎市水道局規程第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加え、同条第4項中「(平成18年水道局規程第10号)」を「(平成18年川崎市水道局規程第10号)」に改める。

第13条第1項中「(昭和46年水道局規程第10号)」を「(昭和46年川崎市水道局規程第10号)」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

上 下 水 道 局 告 示

川崎市上下水道局告示第9号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成29年3月22日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

1 指定有効期間

平成29年4月1日から

平成34年1月31日まで

2 指定工事店

指定番号 1018

商号又は名称 東京ガスエスネット株式会社東京ガスライフバル川崎北

営業所所在地 川崎市多摩区三田4丁目2番1号

代表者氏名 鈴木 政孝

指定番号 1019

商号又は名称 工藤企画サービス

営業所所在地 相模原市中央区光が丘2丁目28番11号

代表者氏名 工藤 博

指定番号 1020

商号又は名称 正宗産業株式会社

営業所所在地 川崎市川崎区大島五丁目8番13号

代表者氏名 市川 洋治

指定番号 1021

商号又は名称 E-WORKS

営業所所在地 神奈川県厚木市中依知67番地22

代表者氏名 前田 瑞樹

川崎市上下水道局告示第10号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年川崎市水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成29年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

1 指 定 番 号 第1538号

氏名又は名称 株式会社クオリアワークス

住 所 川崎市麻生区岡上752番地38

代表者氏名 板垣 雅彦

指 定 年 月 日 平成29年3月30日

2 指 定 番 号 第1539号

氏名又は名称 株式会社水巧舎

住 所 横浜市瀬谷区阿久和南二丁目32番地9

代表者氏名 龍野 貴嗣

指 定 年 月 日 平成29年3月30日

3 指 定 番 号 第1540号

氏名又は名称 E-WORKS

住 所 神奈川県厚木市中依知67番地22

代表者氏名 前田 瑞樹

指 定 年 月 日 平成29年3月30日

4 指 定 番 号 第1541号

氏名又は名称 ナガシマ住設

住 所 東京都江戸川区鹿骨2丁目28番1号

代表者氏名 長嶋 信明

指 定 年 月 日 平成29年3月30日

5 指 定 番 号 第1542号

氏名又は名称 ニッカホーム関東株式会社

住 所 東京都世田谷区松原二丁目26番15号

代表者氏名 河合 晃司

指 定 年 月 日 平成29年3月30日

6 指 定 番 号 第1543号

氏名又は名称 フジクス株式会社

住 所 川崎市川崎区貝塚一丁目8番2号

代表者氏名 細田 次郎

指 定 年 月 日 平成29年3月30日

7 指 定 番 号 第1544号

氏名又は名称 三平産業株式会社東京支店
 住 所 東京都杉並区下井草五丁目11番13号
 マルシン井荻ビル3階
 代表者氏名 三平 友則
 指定年月日 平成29年3月30日
 8 指 定 番 号 第1545号
 氏名又は名称 イズミインダストリー株式会社
 住 所 横浜市南区宿町四丁目70番地1
 代表者氏名 和泉 忠
 指定年月日 平成29年3月30日

川崎市上下水道局告示第11号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成
10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届
出があり、次の指定給水装置工事事業者の指定事項の変
更を行いましたので告示します。

平成29年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

1 指 定 番 号 第110号

氏名又は名称 横山設備工業株式会社
 住 所 川崎市中原区上平間1700番地269
 代表者氏名 (新) 諸橋 悟
 (旧) 諸橋 守

変更年月日 平成28年9月1日

2 指 定 番 号 第900号

氏名又は名称 興信工業株式会社
 住 所 横浜市西区伊勢町二丁目95番地
 代表者氏名 (新) 村 淳一
 (旧) 清永 哲弘

変更年月日 平成29年1月10日
 3 指 定 番 号 第445号
 氏名又は名称 堀内設備工業有限公司
 住 所 (新) 神奈川県川崎市多摩区堰一丁
 目17番68号
 (旧) 川崎市多摩区堰三丁目2番14
 号
 代表者氏名 堀内 健次
 変更年月日 平成28年11月1日

川崎市上下水道局告示第12号

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者
の休止について

川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成
10年川崎市水道局規程第3号）第5条の規定に基づく届
出がありましたので、次の指定給水装置工事事業者の指
定の休止を行いましたので告示します。

平成29年3月30日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

指 定 番 号 第669号

氏名又は名称 株式会社国松工業
 住 所 横浜市瀬谷区本郷4丁目44-1
 代表者氏名 國松 義弘
 休止年月日 平成29年2月23日

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第24号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	水道事業 中大口径管路基本構想等策定業務委託
	履 行 場 所	川崎市水道事業給水区域全域
	履 行 期 間	契約の日から平成32年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に登録されている者。 (4) 平成18年4月1日以降に国又は地方公共団体等が発注した、口径500mm以上の管路を含む延長50 km以上の管路更新に係る計画策定業務（更新優先順位の設定を含む）の元請履行完了実績を有 すること。 (5) 次の要件を満たす者を配置できること。ただし、下記ア及びイは兼任できません。 ア 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門 上下水道－上水道及び工業用水道）を有する者 イ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門 上下水道－上水道及び工業用水道）を有する者	

参加資格	ウ 技術士（建設部門 土質及び基礎）又はRCCM（土質及び基礎）のいずれかの資格を有する者 また、業務責任者及び照査技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明できる書類（健康保険証の写し等）及び(4)の業務に従事したことがわかる書類を提出できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097
入札日時等	平成29年4月11日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	工業用水道事業 送水管基本構想等策定業務委託
	履行場所	川崎市工業用水道事業給水区域全域
	履行期間	契約の日から平成30年3月9日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に記載されている者。</p> <p>(4) 平成18年4月1日以降に国又は地方公共団体等が発注した、口径500mm以上の管路を含む延長50km以上の管路更新に係る計画策定業務（更新優先順位の設定を含む）の元請履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 次の要件を満たす者を配置できること。ただし、下記ア及びイは兼任できません。</p> <p>ア 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門 上下水道-上水道及び工業用水道）を有する者</p> <p>イ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門 上下水道-上水道及び工業用水道）を有する者</p> <p>また、業務責任者及び照査技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明できる書類（健康保険証の写し等）及び(4)の業務に従事したことがわかる書類を提出できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年4月11日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	平成29年度 川崎区下水幹線実施設計委託第1号
	履行場所	川崎市川崎区地内
	履行期間	契約の日から平成30年1月31日まで

参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「下水道部門」に登録されている者。</p> <p>(4) 平成23年4月1日以降に契約した、耐震実施設計（レベル1・2）業務を含む下水道管きよの開削工法（内径1,200mm未満）に係わる実施設計（詳細設計）業務の元請履行完了実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 平成23年4月1日以降に契約した、耐震実施設計（レベル1・2）業務を含む下水道管きよの推進工法（中大口径）に係わる実施設計（詳細設計）業務の元請履行完了実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(6) 次の要件を満たす者を配置できること。 ただし、下記オ及びカは兼任できません。</p> <p>ア 技術士（総合技術監理部門 上下水道一下水道）の資格を有する者</p> <p>イ 技術士（建設部門 鋼構造及びコンクリート）又はRCCM（鋼構造及びコンクリート）のいずれかを有する者</p> <p>ウ 技術士（建設部門 トンネル）又はRCCM（トンネル）のいずれかを有する者</p> <p>エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者</p> <p>オ 業務責任者は、技術士（総合技術監理部門 上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門 下水道）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者</p> <p>カ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門 上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門 下水道）又はRCCM（下水道）のいずれかを有する者</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課委託契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2097</p>
入札日時等	平成29年4月11日 午後2時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市上下水道局公告第25号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月21日

川崎市上下水道事業管理者 金子正典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	東百合丘4丁目150mm-75mm配水管布設替工事
	履行場所	自：麻生区東百合丘4-41-1先 至：麻生区東百合丘4-47-14先
	履行期間	契約の日から280日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p>	

参 加 資 格	<p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」又は「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>
契約条項を示す場所等	<p>財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）</p> <p>電話 044-200-2099</p>
入札日時等	平成29年4月17日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	<p>本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。</p> <p>(1) 入札参加者は本案件又は「宮内4丁目300mm-75mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) 落札候補者決定は、本案件、「宮内4丁目300mm-75mm配水管布設替工事」の順に行います。</p> <p>(3) 本案件の落札候補者となった者は、「宮内4丁目300mm-75mm配水管布設替工事」の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。</p> <p>川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレスhttp://keiyaku.city.kawasaki.jp</p>

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	宮内4丁目300mm-75mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	<p>自：中原区宮内4-27-1先</p> <p>至：中原区宮内4-7-9先 ほか3件</p>
	履 行 期 間	契約の日から280日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p>	

参加資格	(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。 (10) 監理技術者資格者証（業種「水道施設」又は「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年4月17日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	本案件は川崎市上下水道局請負工事受注機会確保方式試行対象案件です。 (1) 入札参加者は本案件又は「東百合丘4丁目150mm-75mm配水管布設替工事」のいずれか1件のみ落札ができるものとします。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 (2) 落札候補者決定は、「東百合丘4丁目150mm-75mm配水管布設替工事」、本案件の順に行います。 (3) 「東百合丘4丁目150mm-75mm配水管布設替工事」の落札候補者となった者は、本案件の落札候補者にはなれません。ただし、「川崎市請負工事受注機会確保方式試行要領」第3条の規定に該当する場合はこの限りではありません。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	殿町地区下水枝線第2号工事
	履行場所	川崎市川崎区殿町3丁目地内
	履行期間	契約の日から280日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道推進」ランク「A」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。	

参加資格	(10) 監理技術者資格者証(業種「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年4月17日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	細山配水塔ほか3箇所 フェンス、門扉等設置工事
	履行場所	川崎市麻生区細山6-3-11(細山配水塔内)ほか3箇所
	履行期間	契約の日から180日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」種目「その他のとび」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) とび・土工工業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年4月12日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

川崎市上下水道局公告第26号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成29年3月28日

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度南部下水管内取付管布設第1号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区、幸区地内
	履 行 期 間	契約の日から平成30年1月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「下水管きよ」種目「下水道開削」ランク「B」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証（業種「土木」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満となった場合は専任を要しません。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-2099	
入札日時等	平成29年4月18日 午後1時30分（砂子平沼ビル7階入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	平成29年度 宮前区 給水管維持工事（単価契約）
	履 行 場 所	本市指定箇所一円
	履 行 期 間	契約の日から平成30年3月30日まで
参 加 資 格	<p>本工事の入札は、混合入札により執行します。</p> <p>入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている2者（以下それぞれ「代表者」及び「構成員2」という。）により結成されている共同企業体又は単体企業でなければなりません。</p> <p>ただし、共同企業体の出資割合は、全ての構成員を20%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を上回らなければいけません。</p> <p>(1) 共同企業体の資格条件</p> <p>ア 全ての構成員に必要な条件</p> <p>(ア) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(ウ) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(エ) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p>	

参加資格	<p>(オ)「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(カ)本工事の一般競争入札参加資格確認申請に当たって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。</p> <p>イ 共同企業体の代表者に必要な条件</p> <p>(ア)平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」で登録されている者</p> <p>(イ)水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(ウ)監理技術者資格者証(業種「水道施設」又は「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。</p> <p>(エ)有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書(総合評定値「水道施設」)を有していること。</p> <p>ウ 共同企業体の構成員2に必要な条件</p> <p>(ア)平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調衛生」で登録されている者</p> <p>(イ)管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(ウ)主任技術者(業種「管」)を専任で配置できること。</p> <p>(エ)有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書(総合評定値「管」)を有していること。</p> <p>(オ)川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者登録を行っている者。</p> <p>(2)単体企業の資格条件</p> <p>ア 「(1)共同企業体の資格条件」のうち「ア 全ての構成員に必要な条件」及び「イ共同企業体の代表者に必要な条件」を全て満たす者であること。</p> <p>イ 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>ウ 主任技術者(業種「管」)を専任で配置できること。なお、(1)イ(ウ)の技術者との兼任を可とする。</p> <p>エ 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書(総合評定値「管」)を有していること。</p> <p>オ 川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者登録を行っている者。</p>
------	---

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年4月18日 午後5時(財政局資産管理部契約課土木契約係(川崎市川崎区宮本町1番地))
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	生田浄水場ほか1箇所 外灯設備改良工事
	履行場所	川崎市多摩区生田1-1-1(生田浄水場内)ほか1箇所
	履行期間	契約の日から120日間
参加資格	(1)川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2)川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3)建設業退職金共済制度に加入していること。	

参 加 資 格	(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「B」で登録されている者。 (6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100
入札日時等	平成29年4月19日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	台町200mm-100mm配水管布設替に伴う給水管付替工事
	履 行 場 所	自：川崎区観音2-21-1先 至：川崎区台町6-3先 ほか1件
	履 行 期 間	契約の日から260日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。 (5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備(川崎市上下水道指定)」で登録されている者。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年4月19日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名	潮見台配水所 非常用自家発電設備修理工事
	履 行 場 所	川崎市宮前区潮見台4-1 (潮見台配水所内)
	履 行 期 間	契約の日から平成30年3月2日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「機械」種目「その他の機械設置」で登録されている者。</p> <p>(5) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。</p> <p>(7) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2100	
入札日時等	平成29年4月19日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名	台町200mm-100mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自：川崎区観音2-21-1先 至：川崎区台町6-3先 ほか1件
	履 行 期 間	契約の日から300日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入していること。</p> <p>(4) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に地域区分「市内」で登録されている者。</p> <p>(5) 平成29・30年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「水道施設」種目「配水施設」ランク「A」で登録されている者。</p> <p>(6) 平成29・30年度の業者登録情報における主観評価項目の合計点が20点以上であること。</p> <p>(7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。</p> <p>(8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。</p> <p>(9) 水道施設工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、一般建設業の許可でも可とします。</p> <p>(10) 監理技術者資格者証(業種「水道施設」又は「土木」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。ただし、受注後の下請契約の請負代金の額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)を下回り、「下請契約に関する誓約書」を提出した場合は、主任技術者でも可とします。また、本案件の請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)未満となった場合は専任を要しません。</p>	

契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課土木契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2099
入札日時等	平成29年4月24日 午後1時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市上下水道局公告第27号

平成29年3月28日

一般競争入札について次のとおり公告します。

川崎市上下水道事業管理者 金子 正 典

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	黒川配水池・千代ヶ丘配水塔送水連絡管整備基本設計業務委託
	履 行 場 所	麻生区黒川313番地(黒川配水池)ほか
	履 行 期 間	契約の日から平成30年10月31日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に登録されている者。</p> <p>(4) 平成18年4月1日以降に国又は地方公共団体等が発注した、口径500mm以上の管路更新もしくは新設に係る(基本・詳細)設計業務の元請履行完了実績を有すること。</p> <p>(5) 平成18年4月1日以降に国又は地方公共団体等が発注した、ポンプ施設の更新もしくは新設に係る(基本・詳細)設計業務の元請履行完了実績を有すること。</p> <p>(6) 次の要件を満たす者を配置できること。ただし、下記ア及びイは兼任できません。</p> <p>ア 業務責任者は、技術士(上下水道部門 上水道及び工業用水道)を有する者</p> <p>イ 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門 上下水道-上水道及び工業用水道)を有する者</p> <p>また、業務責任者及び照査技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明できる書類(健康保険証の写し等)及び(4)・(5)の業務に従事したことがわかる書類を提出できること。</p>	
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097	
入札日時等	平成29年4月18日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	百合丘配水塔廃止・百合丘配水ポンプ所移設に伴う施設整備等基本設計業務委託
	履 行 場 所	麻生区百合丘3丁目14番地1(百合丘配水塔)ほか
	履 行 期 間	契約の日から平成30年10月31日まで

参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、種目「上水道及び工業用水道部門」に登録されている者。 (4) 平成18年4月1日以降に国又は地方公共団体等が発注した、口径500mm以上の管路更新もしくは新設に係る(基本・詳細)設計業務の元請履行完了実績を有すること。 (5) 平成18年4月1日以降に国又は地方公共団体等が発注した、ポンプ施設の更新もしくは新設に係る(基本・詳細)設計業務の元請履行完了実績を有すること。 (6) 次の要件を満たす者を配置できること。ただし、下記ア及びイは兼任できません。 ア 業務責任者は、技術士(上下水道部門 上水道及び工業用水道)を有する者 イ 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門 上下水道-上水道及び工業用水道)を有する者 また、業務責任者及び照査技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明できる書類(健康保険証の写し等)及び(4)・(5)の業務に従事したことがわかる書類を提出できること。
契約条項を示す場所等	財政局資産管理部契約課委託契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-2097
入札日時等	平成29年4月18日 午後2時30分(砂子平沼ビル7階入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

交 通 局 規 程

川崎市交通局規程第3号

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月24日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯 塚 哲

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程の一部を改正する規程

川崎市乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和29年交通部規程第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1(第3条関係)中

「

〃	千年・木月四丁目	元住吉
〃	〃	労災病院前

」

を

「

〃	千年・木月四丁目	元住吉
---	----------	-----

」

に、

「

〃	木月四丁目	元住吉
〃	〃	労災病院前

」

を

「

〃	木月四丁目	元住吉
---	-------	-----

」

に、

「

〃	木月四丁目	元住吉
〃		井田営業所前

」

を

「

〃		井田営業所前
---	--	--------

」

に、

「

〃	卸売市場前	〃
小杉駅前	下平間	川崎駅西口北

」

を
「

小杉駅前	下平間	川崎駅西口北
------	-----	--------

」

に、
「

野川	中有馬	〃
----	-----	---

」

を
「

野川	中有馬	〃
〃	千年	小杉駅前

」

に、
「

おし沼	向丘出張所	溝口駅南口
蔵敷団地	蔵敷（浄水場通り）・向丘出張所	〃

」

を
「

おし沼	向丘出張所	溝口駅南口
-----	-------	-------

」

に、
「

宮前平駅	〃	〃
たまプラーザ駅	犬蔵・宮前美しの森公園	向丘遊園駅南口

」

を
「

宮前平駅	〃	〃
菅生車庫	犬蔵	宮前平駅
〃	犬蔵・宮前平駅	宮前区役所前
たまプラーザ駅	犬蔵・宮前美しの森公園	向丘遊園駅南口

」

に、
「

宮前区役所前	犬蔵・稗原・長沢入口	生田駅
--------	------------	-----

」

を
「

宮前区役所前	清水台・蔵敷・五所塚	登戸駅（生田緑地口）
〃	犬蔵・稗原・長沢入口	生田駅

に改める。

附 則

この規程は、平成29年3月26日から施行する。

川崎市交通局規程第4号

川崎市交通局現業機関設置規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月24日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯塚 哲

川崎市交通局現業機関設置規程の一部を改正する規程

川崎市交通局現業機関設置規程（昭和30年8月1日交通部規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「菅生営業所」を「井田営業所」に改める。

第3条中「菅生営業所」を「井田営業所」に改める。

附 則

この規程は、平成29年3月26日から施行する。

川崎市交通局規程第5号

川崎市交通局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月24日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯塚 哲

川崎市交通局職員安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

川崎市交通局職員安全衛生委員会規程（昭和49年4月25日交通局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中の「

(2) 井田営業所

(3) 鷺ヶ峰営業所」

を

「

(2) 鷺ヶ峰営業所

(3) 菅生営業所」

に改める。

別表第1中の「

川崎市 交通局 職員安全 衛生委員 会	企画管理 部長	労働組合副 委員長	庶務課長、 管理課長、 運輸課長、 担当課長 (労務担 当)、塩浜 営業所長、 井田営業所 長、鷺ヶ峰 営業所長、 労働組合の 推薦により 局長が任命 した者7名	庶務課 職員係長
---------------------------------	------------	--------------	--	-------------

を
「

川崎市交 通局職員 安全衛生 委員会	企画管理 部長	労働組合副 委員長	庶務課長、 管理課長、 運輸課長、 担当課長 (労務担 当)、塩浜 営業所長、 鷺ヶ峰營 業所長、 菅生営業 所長、労 働組合の 推薦によ り局長が 任命した 者7名	庶務課職 員係長
-----------------------------	------------	--------------	--	-------------

に改める。

附 則

この規程は、平成29年3月26日から施行する。

川崎市交通局規程第6号

川崎市交通局職員総括安全衛生管理者等の設置に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月24日

川崎市交通事業管理者
交通局長 飯 塚 哲

川崎市交通局職員総括安全衛生管理者等の
設置に関する規程の一部を改正する規程

川崎市交通局職員総括安全衛生管理者等の設置に関する規程（昭和49年4月25日交通局訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中の「

- (2) 井田営業所
- (3) 鷺ヶ峰営業所」

を
「

- (2) 鷺ヶ峰営業所

(3) 菅生営業所」
に改める。

附 則

この規程は、平成29年3月26日から施行する。

川崎市交通局規程第7号

川崎市交通局被服規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯 塚 哲

川崎市交通局被服規程の一部を改正する規程
川崎市交通局被服規程（昭和43年交通局規程第19号）
の一部を次のように改正する。

別表中

「

通年	10 / 1 ~ 6 / 30
----	-----------------

を

「

通年	10 / 1 ~ 5 / 31
----	-----------------

に、

「

3-1			
-----	--	--	--

を

「

3-1		2-1	1-1
-----	--	-----	-----

に、

「

永-1		永-2
-----	--	-----

を

「

永-1	1-1	永-2
-----	-----	-----

に、

「

1-1初2	3-1
1-1初2	永-1

を

「

1-1初3	3-1
1-1初2	永-1

に、
「

1-2	永-2
1-2	永-2

を
「

1-2初3	永-2
1-2	永-2

に、
「

3-1初2	1-2	1-1初2
-------	-----	-------

を
「

3-1初2	1-2初3	1-1初3
-------	-------	-------

に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第8号

川崎市交通局企業職員の自己啓発等休業に関する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯塚 哲

川崎市交通局企業職員の自己啓発等休業に関する規程

(趣旨)

第1条 川崎市交通局企業職員(以下「職員」という。)の自己啓発等休業については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合)

第2条 川崎市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成28年川崎市条例第74号。以下「条例」という。)第3条の任命権者が定める場合は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定する大学院の課程(同法第104条第4項第2号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。)又はこれに相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を

含む。)の課程であって、その修業年限が2年を超え、3年を超えないものに在学してその課程を履修する場合とする。

(自己啓発等休業の承認の申請手続)

第3条 条例第6条の自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業承認申請書(第1号様式)及び自己啓発等休業計画書(第2号様式)により、自己啓発等休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 交通局長(以下「局長」という。)は、前項の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(自己啓発等休業の期間の延長の申請手続)

第4条 前条の規定は、条例第7条第1項の規定による自己啓発等休業の期間の延長の申請について準用する。

(職務復帰)

第5条 自己啓発等休業の期間が満了したとき又は自己啓発等休業の承認が取り消されたときは、当該自己啓発等休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(自己啓発等休業に係る通知書の交付)

第6条 局長は、次に掲げる場合には、職員に対して通知書を交付するものとする。

- (1) 条例第2条の規定により職員の自己啓発等休業を承認する場合
- (2) 条例第7条第3項の規定により職員の自己啓発等休業の期間の延長を承認する場合
- (3) 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合(報告)

第7条 条例第9条第1項の規定による報告は、自己啓発等休業状況報告書(第3号様式)により行うものとする。

2 第3条第2項の規定は、前項の報告について準用する。

(自己啓発等休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第8条 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その自己啓発等休業の期間を大学等課程の履修又は国際貢献活動のためのもののうち、職員としての職務に特に有用であると認められるものにあつては100分の100以下、それ以外のものにあつては100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(昭和47年交通局規程第9号)第10条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第9条 条例第11条第2項の規定により読み替えて適用される川崎市職員退職手当支給条例（昭和23年川崎市条例第73号。以下「退職手当支給条例」という。）第10条第1項第3号の任命権者が定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 自己啓発等休業の期間中の条例第3条に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が、その成果によって当該自己啓発等休業の期間の終了後においても公務の能率的な運営に特に資することが見込まれるものとして当該自己啓発等休業の期間の初日の前日（条例第7条の規定により自己啓発等休業の期間が延長された場合にあっては、延長された自己啓発等休業の期間の初日の前日）までに、局長の承認を受けたこと。

(2) 自己啓発等休業の期間中の行為を原因として地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けていないこと。

(3) 自己啓発等休業の期間の末日の翌日から起算した職員としての在職期間（退職手当支給条例第10条第2項又は川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年川崎市条例第2号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第18条第1項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされる期間を含む。）が5年に達するまでの期間中に退職したのではないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア 通勤（退職手当支給条例第5条第1項に規定する通勤（他の法令等の規定により通勤とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）による傷病若しくは死亡により退職した場合又は退職手当支給条例第5条第2項に規定する公務上の傷病若しくは死亡（他の法令等の規定により公務とみなされる業務上の傷病又は死亡を含む。）により退職した場合

イ 法第28条の2第1項の規定により退職した場合（法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）又はこれに準ずる他の法令等の規定により退職した場合

ウ 任期を定めて採用された職員が、当該任期が満了したことにより退職した場合

エ 退職手当支給条例第20条又は公益的法人等派遣条例第18条第3項の規定に該当して退職した場合

2 前項第3号の職員としての在職期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

(1) 法第28条第2項の規定による休職の期間（通勤に

よる傷病又は退職手当支給条例第5条第2項に規定する公務上の傷病（他の法令等の規定により公務とみなされる業務に係る業務上の傷病を含む。）により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間を除く。）

(2) 法第29条の規定による停職の期間

(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第6条第1項ただし書の規定による許可を受けて組合の業務に専ら従事した期間

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定による育児休業をした期間

(5) 自己啓発等休業をした期間

(6) 川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成28年川崎市条例第75号）第2条の規定による配偶者同行休業をした期間

(7) 前各号に掲げる期間に準ずる期間

（職員情報システムによる処理）

第10条 この規程の規定により行うこととされている承認の申請等に関する事務について、職員情報システム（職員の勤務情報等を処理するための電子情報処理組織で総務企画局人事部が所管するものをいう。以下同じ。）を利用することができる場合は、原則として、職員情報システムにより行うものとする。

2 この規程の規定により作成することとされている書類等（書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、職員情報システムによる情報処理の用に供されるものをいう。）をもって代えることができる。

（委任）

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、局長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第9号

川崎市交通局企業職員の配偶者同行休業に関する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯塚 哲

川崎市交通局企業職員の配偶者同行休業に関する規程

（趣旨）

第1条 川崎市交通局企業職員(以下「職員」という。)の配偶者同行休業については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(配偶者同行休業の承認の申請手続)

第2条 川崎市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成28年川崎市条例第75号。以下「条例」という。)第5条の配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書(第1号様式)により、配偶者同行休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 交通局長(以下「局長」という。)は、前項の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第3条 前条の規定は、条例第6条第1項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。
(届出)

第4条 条例第8条の規定による届出は、配偶者同行休業状況変更届(第2号様式)により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、前項の届出について準用する。

(職務復帰)

第5条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、配偶者同行休業の承認が休職若しくは停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は配偶者同行休業の承認が取り消されたとき(条例第7条第3号に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。)は、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(配偶者同行休業に係る通知書の交付)

第6条 局長は、次に掲げる場合には、職員に対して通知書を交付するものとする。

(1) 条例第2条の規定により職員の配偶者同行休業を承認する場合

(2) 条例第6条第3項の規定により職員の配偶者同行休業の期間の延長を承認する場合

(3) 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合(任期付採用に係る承諾書の提出)

第7条 局長は、条例第9条第1項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、その採用する者から任期を定めて採用すること及びその任期についての承諾書を提出させるものとする。

2 局長は、条例第9条第5項の規定により職員の同意を得る場合には、当該職員から任期を更新すること及びその更新する期間についての承諾書を提出させるものとする。

(任期付採用に係る辞令等の交付)

第8条 局長は、次に掲げる場合には、職員に対して、辞令又は通知書(以下「辞令等」という。)を交付す

るものとする。ただし、第3号に掲げる場合のうち、辞令等の交付によらないことを適当と認める場合は、辞令等に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令等の交付に代えることができる。

(1) 条例第9条第1項の規定により任期を定めて職員を採用する場合

(2) 条例第9条第3項の規定により任期を定めて採用された職員(次号において「任期付職員」という。)の任期を更新する場合

(3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職する場合

(配偶者同行休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第9条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(川崎市交通局企業職員の初任給、昇格、昇給等に関する規程(昭和47年交通局規程第9号)第10条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(職員情報システムによる処理)

第10条 この規程の規定により行うこととされている承認の申請等に関する事務について、職員情報システム(職員の勤務情報等を処理するための電子情報処理組織で総務企画局人事部が所管するものをいう。以下同じ。)を利用することができる場合は、原則として、職員情報システムにより行うものとする。

2 この規程の規定により作成することとされている書類等(書類その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)については、当該書類等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、職員情報システムによる情報処理の用に供されるものをいう。)をもって代えることができる。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、局長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第10号

川崎市交通局分課分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯 塚 哲

川崎市交通局分課分掌規程の一部を改正する規程

川崎市交通局被服規程(昭和27年10月1日交通部規程第1号)の一部を次のように改正する。

第3条の表を次のように改める。

企画管理部

- (1) 職員の勤務条件に関する事。
- (2) 労働組合との調整に関する事。
- (3) 職員の給与に関する事。
- (4) 職員の福利厚生に関する事。
- (5) 職員の被服の貸与に関する事。

庶務課

庶務係

- (1) 局内の連絡調整に関する事。
- (2) 課の庶務に関する事。
- (3) 条例、規程等の調整及び審査に関する事。
- (4) 公文書の收受発送及び保管に関する事。
- (5) 公印の総括管理に関する事。
- (6) 市議会に関する事。
- (7) 危機管理の総合調整に関する事。
- (8) 広報及び広聴の総合調整に関する事。
- (9) 局報の発行に関する事。
- (10) 庁内管理に関する事。
- (11) 乗用自動車の管理に関する事(他の所管に属するものを除く。)
- (12) 局内他課の主管に属しないこと。

職員係

- (1) 職員の任免、分限、賞罰、服務その他身分取扱いに関する事。
- (2) 職員計画に関する事。
- (3) 職員の選考に関する事。
- (4) 職員の人事評価に関する事。
- (5) 職員の研修に関する事(安全・サービス課の所管に属するものを除く。)
- (6) 職員の公務災害に関する事。
- (7) 職員の衛生管理及び安全管理に関する事。

経営企画課

- (1) 経営計画の策定、調整及び進行管理に関する事。
- (2) 経営の分析及び改善に関する事。
- (3) 企画及び総合調整に関する事。
- (4) 局の行財政改革の推進に関する事。
- (5) 国庫補助金に関する事。
- (6) 情報化推進の総合調整に関する事。

経理課

- (1) 工事その他の請負契約に関する事。

- (2) 物件の購入及び修繕契約に関する事。
- (3) 物件の売却契約に関する事。
- (4) その他用度に関する事。

出納係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 預金現金及び有価証券の出納及び保管に関する事。
- (3) 会計証拠書類及び会計帳簿の審査保管に関する事。
- (4) 出納及び収納取扱金融機関に関する事。
- (5) 資金調達(企業債を除く。)に関する事。
- (6) 債券の管理、保管及び受取利息に関する事。
- (7) 固定資産の総括管理及び減価償却に関する事。
- (8) 財産の損害保険に関する事(安全・サービス課が所管するものを除く。)
- (9) 不用品の処分に関する事。
- (10) 課内他係の主管に属しないこと。

財務係

- (1) 予算及び決算に関する事。
- (2) 企業債に関する事。
- (3) 財務諸表の作成に関する事。

自動車部

管理課

- (1) 部内の連絡調整及び営業所の総括管理に関する事。
- (2) 乗車券類に関する事。
- (3) 乗車料金に関する事。
- (4) 運輸収入等の精算に関する事。
- (5) 営業成績その他諸統計に関する事。
- (6) 乗車券発売所に関する事。
- (7) 停留所施設の整備及び維持管理に関する事。
- (8) 営業所施設の管理、改修等に関する事。
- (9) 広報に関する事。
- (10) 貸切バス事業に関する事。
- (11) 広告に関する事。
- (12) その他営業推進に関する事。
- (13) 部内他課の主管に属しないこと。

運輸課

運輸係

- (1) 課の庶務に関する事。
- (2) 運行に関する事。
- (3) 運行計画の策定、変更及び実施に関する事。
- (4) 走行環境整備に関する事。
- (5) 自動車運転手及び誘導員の配置計画に関する事。
- (6) 車内放送及び方向幕に関する事。
- (7) 課内他係の主管に属しないこと。

車両係

- (1) 営業車両の維持管理に関する事。

- (2) 営業車両の整備及び検査の計画に関すること。
- (3) 営業車両の仕様に関すること。
- (4) 営業所整備係との指導連絡調整に関すること。
- (5) 営業所整備係員の配置計画に関すること。

安全・サービス課

- (1) 輸送の安全の確保に係る基本的な方針及び計画の策定並びに事業の実施に関すること。
- (2) 輸送の安全の確保に係る内部監査の実施及び業務の改善に関すること。
- (3) 輸送の安全に係る文書等の管理及び情報の公表その他運輸安全マネジメントに関すること。
- (4) 自動車運転手の指導教育に関すること。
- (5) 自動車の保険及び事故に関すること。
- (6) お客様サービスの向上に係る調査、分析及び企画に関すること。
- (7) 広聴に関すること。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第11号

川崎市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯 塚 哲

川崎市交通局事務決裁規程の一部を改正する規程

川崎市交通局事務決裁規程（昭和55年3月28日交通局規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「

(25) 広告掲出の承認に関すること。			○ (安全・サービス課長)
---------------------	--	--	------------------

」

を「

(25) 広告掲出の承認に関すること。			○ (管理課長)
---------------------	--	--	-------------

」

に、「

(24) 被服の貸与に関すること。			○ (経理課長)
-------------------	--	--	-------------

」

を「

(24) 被服の貸与に関すること。			○
-------------------	--	--	---

に改める。」

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市交通局規程第12号

川崎市交通局 I Cカード取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯 塚 哲

川崎市交通局 I Cカード取扱規程の一部を

改正する規程

川崎市交通局 I Cカード取扱規程（平成19年交通局規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「あすか交通株式会社」

を

「あすか交通株式会社

西岬観光株式会社」

に、

「横浜市交通開発株式会社」

を

「横浜市交通開発株式会社

ジェイアールバス関東株式会社」

に、

に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

交 通 局 告 示

川崎市交通局告示第1号

川崎市交通局公印規程（昭和54年交通局規程第5号）第6条の規定により、次の名称の公印を廃止しますので、同規程第7条の規定に基づき告示します。

平成29年3月24日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯 塚 哲

分任企業出納員印

1 保管場所及び個数

交通局自動車部井田営業所 1個

2 廃止年月日

平成29年3月25日

川崎市交通局告示第2号

川崎市交通局公印規程（昭和54年交通局規程第5号）

第6条の規定により、次の名称の公印を新調しましたので、同規程第7条の規定に基づき告示します。

平成29年3月24日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯塚 哲

分任企業出納員印

- 1 使用開始日 平成29年3月26日
- 2 一般公印 ひな方番号(ケ)
- 3 書 体 てん書
- 4 寸 法 方18mm
- 5 保管場所及び個数 交通局自動車部菅生営業所 1個
- 6 印 影



川崎市交通局告示第3号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局井田営業所の管理の委託に伴う公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成29年3月24日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯塚 哲

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地 藤沢市辻堂新町3丁目4番23号
名 称 神奈川中央交通東株式会社
代表者 代表取締役社長 平岩 敦
- 2 委託業務の種類
川崎市交通局井田営業所の管理の委託に伴う公金の徴収
- 3 委託期間
平成29年3月26日から平成30年3月31日まで

川崎市交通局告示第4号

公金徴収業務の委託について

川崎市交通局上平間営業所の管理の委託に伴う公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成29年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯塚 哲

- 1 受託者の所在地及び名称
所在地 川崎市川崎区中瀬3丁目21番6号

名 称 川崎鶴見臨港バス株式会社

代表者 取締役社長 宮沢 和徳

2 委託する業務の種類

川崎市交通局上平間営業所の管理の委託に伴う公金の徴収

3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

川崎市交通局告示第5号

公金徴収業務の委託について

上作延停留所及び上作団地前停留所における公金の徴収業務を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成29年3月31日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯塚 哲

1 受託者の所在地及び名称

所在地 川崎市高津区久本一丁目2番5号

名 称 株式会社互幸ワークス

代表者 代表取締役 竹中 伸幸

2 委託する業務の種類

上作延停留所及び上作団地前停留所における公金の徴収

3 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

交通局公告(調達)

川崎市交通局公告(調達)第3号

落札者等の公示

川崎市交通局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成29年4月10日

川崎市交通事業管理者

交通局長 飯塚 哲

1 調達の名称

- (1) 軽油A(4~6月分) 予定数量 271キロリットル
- (2) 軽油B(4~6月分) 予定数量 386キロリットル
- (3) 軽油C(4~6月分) 予定数量 178キロリットル
- (4) 軽油D(4~6月分) 予定数量 436キロリットル

2 契約事務担当部局の名称及び所在地

交通局企画管理部経理課

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

(川崎御幸ビル9階)

3 契約の相手方を決定した日

平成29年 3月17日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 軽油A

中日本商事株式会社
代表取締役 中川 秀信
名古屋市港区潮見町37番地の23

(2) 軽油B

中日本商事株式会社
代表取締役 中川 秀信
名古屋市港区潮見町37番地の23

(3) 軽油C

中日本商事株式会社
代表取締役 中川 秀信
名古屋市港区潮見町37番地の23

(4) 軽油D

中日本商事株式会社
代表取締役 中川 秀信
名古屋市港区潮見町37番地の23

5 落札金額

(1) 軽油A 82,900円 (1キロリットル当たり)

(2) 軽油B 82,900円 (1キロリットル当たり)

(3) 軽油C 82,900円 (1キロリットル当たり)

(4) 軽油D 82,900円 (1キロリットル当たり)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成29年 1月25日

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第4号

川崎市病院局事務分掌規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年 3月31日

川崎市病院事業管理者 堀 内 行 雄

川崎市病院局事務分掌規程等の一部を改正する規程

(川崎市病院局事務分掌規程の一部改正)

第1条 川崎市病院局事務分掌規程(平成17年川崎市病院局規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

「(2) 病院の企画調整に関すること。」
を

「(2) 病院職員の安全衛生管理に関すること。

(3) 病院の経営・企画に関すること。」

に、

「(3) 病院職員の安全衛生管理に関すること。

(4) 病院の経営企画に関すること。

(5) 病院内他の所管に属しないこと。」
を

「(3) 病院内他の所管に属しないこと。」
に、

「(1) 小児救急医療に関すること。」
を

「(1) 小児救急医療に関すること。
高度脳神経治療センター

(1) 高度な脳神経治療に関すること。」

に改める。

第5条第4項中「救命救急センター」の次に「及び高度脳神経治療センター」を加え、同条第6項中「小児急病センター」の次に「、高度脳神経治療センター」を加える。

別表川崎病院の項中

「
肝臓内科

を

「
肝臓内科
緩和ケア内科

に、

「
脳神経外科
脳血管外科

を

「
脳神経外科

に、

「
小児急病センター

を

「
小児急病センター
高度脳神経治療センター

に改める。

(川崎市病院局公文書管理規程の一部改正)

第2条 川崎市病院局公文書管理規程(平成17年川崎市病院局規程第5号)の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「総務局情報管理部行政情報課」を「総務企画局情報管理部行政情報課」に改める。

(川崎市病院局企業職員の標準的な職を定める規程の一部改正)

第3条 川崎市病院局企業職員の標準的な職を定める規程(平成28年川崎市病院局規程第8号)の一部を次のように改正する。

別表規程別表第3病院企業職給料表(3)の適用を受ける職員の職務の項中「救命救急センター」の次に「、高度脳神経治療センター」を加える。

(川崎市病院局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程の一部改正)

第4条 川崎市病院局企業職員の級別の基準となるべき職務の内容を定める規程(平成17年川崎市病院局規程第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1病院企業職給料表(3)の項中「救命救急センター」の次に「、高度脳神経治療センター」を加える。

(川崎市病院局企業職員管理職手当支給規程の一部改正)

第5条 川崎市病院局企業職員管理職手当支給規程(平成17年川崎市病院局規程第31号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

副院長 (医師又は歯科医師である職員に限る。) 救命救急センター所長 救急センター所長 かわさき総合ケアセンター所長
総務部長 副院長 (5種の副院長を除く。)
部長 (6種の部長を除く。)(医師又は歯科医師である職員に限る。) 病院の部に相当する室又はセンターの室長又は所長 (5種の所長を除く。) 救命救急センター副所長 かわさき総合ケアセンター副所長 担当部長 (病院事業管理者 (以下「管理者」という。)が別に定める職員に限る。)(医師又は歯科医師である職員に限る。)
経営企画室長 事務局長 部長 (6種及び7種の部長を除く。) 担当部長 (管理者が別に定める職員に限る。)(7種の担当部長を除く。)
担当部長 (7種及び8種の担当部長を除く。)(医師又は歯科医師である職員に限る。)
担当部長 (7種、8種及び9種の担当部長を除く。)

を
「

副院長 (医師又は歯科医師である職員に限る。) 救命救急センター所長 高度脳神経治療センター所長 救急センター所長 かわさき総合ケアセンター所長 部長、病院の部に相当する室又はセンター (救命救急センター、高度脳神経治療センター、救急センター及びかわさき総合ケアセンターを除く。)の室長又は所長 (病院事業管理者 (以下「管理者」という。)が別に定める職員に限る。)(医師又は歯科医師である職員に限る。)
総務部長 副院長 (5種の副院長を除く。)
部長 (5種及び6種の部長を除く。)(医師又は歯科医師である職員に限る。) 病院の部に相当する室又はセンターの室長又は所長 (5種の室長及び所長を除く。) 救命救急センター副所長 高度脳神経治療センター副所長 かわさき総合ケアセンター副所長 担当部長 (管理者が別に定める職員に限る。)(医師又は歯科医師である職員に限る。)
経営企画室長 事務局長 部長 (5種から7種までの部長を除く。) 担当部長 (管理者が別に定める職員に限る。)(7種の担当部長を除く。)
担当部長 (7種及び8種の担当部長を除く。)(医師又は歯科医師である職員に限る。)
担当部長 (7種から9種までの担当部長を除く。)

」

に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第5号

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市病院事業管理者 堀内 行雄

川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程

(川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に

関する規程の一部改正)

第1条 川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第15号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「同法」を「育児休業法」に改める。

第11条第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他同条第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。))に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)(小学校就学の始期に達するまでのものに限る。)」に改める。

第11条第5項第4号を次のように改める。

(4) 当該請求に係る子(第1項において子に含まれるものとされる者(以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。))に限る。))が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。))又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

第11条第5項に次の1号を加える。

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員が第1項に規定する職員に該当しなくなった場合

第12条第5項中「以下」の次に「この項において」を加える。

第12条第8項に次の2号を加える。

(4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。))又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合

(5) 第1号、第2号又は前号に掲げる場合のほか、当該請求をした職員がそれぞれ第1項又は第2項に規定する職員に該当しなくなった場合
第13条を次のように改める。

(介護を伴う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第13条 第11条(同条第1項各号及び第5項第3号から第5号までを除く。))及び前条(同条第1項及び第8項第3号から第5号までを除く。))の規定は、第20条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。))を介護する職員について準用する。この場合において、第11条第1項中「子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他同条第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。))に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童を含む。次条第1項及び第2項において同じ。)(小学校就学の始期に達するまでのものに限る。))のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして、次の各号のいずれにも該当する者である場合における当該職員を除く。))が当該子を養育」とあり、前条第1項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、同条第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第11条第5項第1号及び前条第8項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、第11条第5項第2号及び前条第8項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、前条第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、第11条第2項中「前項」及び第3項から第5項までの規定中「第1項」とあるのは「第13条において準用する第1項又は前項」と、前条第3項中「第1項又は前項」とあるのは「第13

条において準用する第1項又は前項」と、「第1項」とあるのは「同条において準用する第1項」と、「前項」とあるのは「同条において準用する前項」と、同条第4項中「第1項又は第2項の規定」とあるのは「次条において準用する第1項又は第2項の規定」と、「管理者は、第1項又は第2項」とあるのは「管理者は、それぞれ次条において準用する第1項に規定する支障の有無又は第2項」と、同条第5項中「第1項又は第2項の規定」とあるのは「次条において準用する第2項の規定」と、「で、第1項又は第2項」とあるのは「で、同項」と、同条第7項から第9項までの規定中「第1項又は第2項」とあるのは「次条において準用する第1項又は第2項」と、「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

第15条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 介護時間

第20条第1項中「介護をするため、」の次に「職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において」を加え、同条第2項から第4項までを次のように改める。

- 2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。
- 3 前項に規定する職員の申出は、指定期間の指定を希望する期間の初日及び末日を明らかにして、管理者に対し行わなければならない。
- 4 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第7項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定するものとする。

第20条に次の4項を加える。

- 5 職員は、第3項の申出に基づき前項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、管理者に対し申し出なければならない。
- 6 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、第4項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第4項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、申出の期間又は第3項の申出に基づき第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この項において「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

8 指定期間の通算は、暦に従って計算し、1月に満たない期間は、30日をもって1月とする。

第20条の2を第20条の4とし、第20条の次に次の2条を加える。

第20条の2 介護休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。

2 半日を単位とする介護休暇は、1日を通じ、1時間を単位とする介護休暇又は介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がない日に与えるものとする。

3 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

(介護時間)

第20条の3 職員は、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、介護時間を受けることができる。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 介護時間の単位は、30分とする。

4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業又は職員の育児を事由とする特別休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業又は当該特別休暇の承認を受けて勤務しない時間を

減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。

5 職員が介護時間の承認を受けて勤務しない場合には、川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年川崎市条例第32号)第12条第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

第21条の見出し中「、特別休暇、介護休暇及び組合休暇」を「等」に改め、同条第1項中「及び」を「、介護時間又は」に改め、同条第2項中「第20条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態」を「介護休暇の承認を受けようとする場合において、1回の指定期間」に、「者」を「とき」に改め、「期間」の次に「(当該指定期間が2週間未満である場合その他の管理者が定める場合には、管理者が定める期間)」を加え、同条第3項中「及び」を「、介護時間又は」に改め、同条第4項中「及び」を「又は」に改め、同条第5項第2号中「介護休暇」の次に「、介護時間」を加える。

別表第5の16の項中「この号」を「この項」に改め、同表の18の項中「及び兄弟姉妹並びに」を「若しくは兄弟姉妹又は」に、「配偶者及び」を「配偶者若しくは」に改め、同表備考第2項中「民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として管理者が別に定める者」を「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」に改め、同表備考12関係第1号及び13関係第1号中「第2項において子に含まれるものとされる者」を「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」に改め、同表備考15関係第4号本文を次のように改める。

付与日数の単位は、第16条第11項(後段を除く。)の規定を準用する。この場合において、同項前段中「、半日又は1時間」とあるのは、「又は半日」と読み替えるものとする。

別表第5の付表第1備考第3号中「別表第5備考第2項において子に含まれるものとされる者」を「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」に改める。

(川崎市病院局企業職員給与支給規程の一部改正)

第2条 川崎市病院局企業職員給与支給規程(平成17年川崎市病院局規程第24号)の一部を次のように改正す

る。

第15条第1号、第17条第1号、第32条第1項、第4項及び第5項並びに第33条中「第12条」を「第12条又は勤務時間規程第20条の3第5項」に改める。

(川崎市病院局企業職員単身赴任手当支給規程の一部改正)

第3条 川崎市病院局企業職員単身赴任手当支給規程(平成17年川崎市病院局規程第29号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「第12条」を「第12条又は川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第15号)第20条の3第5項」に改める。

(川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第4条 川崎市病院局企業職員の育児休業等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第3条第7号」を「第3条第8号」に、「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同条第2項中「第3条第7号」を「第3条第8号」に改め、同条第3項中「第3条第4号」を「第3条第5号」に改める。

第10条第2号中「第2条第1項第2号及び第3号」を「第2条第1項第3号、第4号、第8号及び第9号」に改める。

第13条中「第11条第5号」を「第11条第6号」に改める。

第19条第1項中「勤務時間規程により育児時間」を「(勤務時間規程により育児時間又は介護時間)に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間」を加え、同条第2項中「非常勤職員が育児時間」の次に「又は介護時間」を、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間」を加える。

第23条第1項中「総務局人事部」を「総務企画局人事部」に改める。

第1号様式(表)中

続	柄

を

「

続柄等	

に、

「

再度の育児休業 再度の育児休業期間の延長（再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業が必要な事情を記入）

を

再度の育児休業 再度の育児休業期間の延長（再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1歳6箇月までの子の育児休業が必要な事情を記入）

に改める。

第1号様式（裏）記入上の注意第1項中「続柄」の次に「等」を加え、同様式記入上の注意第2項中「1歳6か月」を「1歳6箇月」に、「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同様式記入上の注意第4項中「1歳2か月」を「1歳2箇月」に、「1歳6か月」を「1歳6箇月」に、「第2条の2第2号又は第3号」を「第2条の3第2号又は第3号」に改め、同様式記入上の注意第5項中「続柄」の次に「等」を加える。

第2号様式中「第3条第4号又は第11条第5号」を「第3条第5号又は第11条第6号」に改める。

第3号様式中

- 休業等に係る子と離縁した（養子縁組の取消しを含む。）。
- 休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。

を

- 休業等に係る子と離縁した。
- 休業等に係る子との養子縁組が取り消された。
- 休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
- 休業等に係る子についての民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した。
- 休業等に係る子との養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された。

に改める。

第4号様式及び第5号様式(1)中「続柄」の次に「等」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 第1条の規定による改正前の川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第20条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第20条第2項に規定する指定期間については、管理者は、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

(附則第2項の規定による指定期間の指定)

3 前項に規定する職員の申出は、指定期間の末日とすることを希望する日を明らかにして、管理者に対し行わなければならない。

4 管理者は、前項の規定による指定期間の指定の申出があった場合には、初日から当該申出による期間の末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 附則第2項に規定する職員（以下「職員」という。）は、同項の申出に基づき前項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指定期間若しくはこの項の申出（短縮の指定の申出に限る。）に基づき次項若しくは附則第7項の規定により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合においては、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を明らかにして、管理者に対し申し出なければならない。

6 管理者は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があった場合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 附則第4項又は前項の規定にかかわらず、管理者は、それぞれ、この規程の施行の日から附則第3項の規定により申し出た指定期間の末日とすることを希望する日までの期間（以下「施行日以後の申出の期間」という。）又は附則第3項の申出に基づき附則第4項若しくはこの項の規定により指定された指定期間の末日の翌日から附則第5項の規定による指定期間の延長の指定の申出があった場合の当該申出に係る末日までの期間（以下「延長申出の期間」という。）の全期間にわたり介護休暇を承認できないことが明らかである場合は、当該期間を指定期間として指定しないものとし、施行日以後の申出の期間又は延長申出の期間中の一部の日が介護休暇を承認できないことが明らかな日である場合は、これらの期間から当該日を除いた期間について指定期間を指定するものとする。

川崎市病院局規程第6号

川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程及び川崎市病院局企業職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市病院事業管理者 堀内行雄

川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程及び川崎市病院局企業職員服務規程の一部を改正する規程

(川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程の一部改正)

第1条 川崎市病院局企業職員出勤記録整理規程(平成17年川崎市病院局規程第16号)の一部を次のように改正する。

第1条中「総務局人事部」を「総務企画局人事部」に改める。

第4条第1項第3号中へをホとし、ノからフまでをハからへまでとし、ネの次に次のように加える。

ノ 介護時間 介時間

第4条第1項第4号エを次のように改める。

エ 自己啓発等休業を承認された場合 自休業

第4条第1項第4号中キをケとし、カをクとし、オをキとし、エの次に次のように加える。

オ 配偶者同行休業を承認された場合 配休業

カ 育児休業を承認された場合 育休業

(川崎市病院局企業職員服務規程の一部改正)

第2条 川崎市病院局企業職員服務規程(平成17年川崎市病院局規程第17号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「総務局人事部」を「総務企画局人事部」に改める。

第11条第3項中「介護休暇」の次に「又は介護時間」を加える。

第34条中「総務局人事部労務課」を「総務企画局人事部労務課」に、「総務局情報管理部行政情報課」を「総務企画局情報管理部行政情報課」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

川崎市病院局規程第7号

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

川崎市病院事業管理者 堀内行雄

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程の一部を改正する規程

川崎市病院局企業職員期末手当及び勤勉手当支給規程(平成17年川崎市病院局規程第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の2号を加える。

(8) 自己啓発等休業職員(法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員をいう。以下同じ。)

(9) 配偶者同行休業職員(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員をいう。以下同じ。)

第4条の3第1項第1号中「100分の103.5」を「100分の98.5」に、「100分の180」を「100分の170」に改め、同項第2号中「100分の96」を「100分の91」に、「100分の103.5」を「100分の98.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の88.5」を「100分の83.5」に改める。

第4条の4第1項各号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

第5条第2項第3号中「第12条」を「第12条又は川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第15号。以下「勤務時間規程」という。)第20条の3第5項」に改め、同項第9号中「第14条の2」を「第14条の4」に改める。

第6条第2項第5号中「第4項第5号」を「第4項第7号」に改め、同号ア中「又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第14条(公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和32年法律第117号)及び教育公務員特例法施行令(昭和24年政令第6号)第10条第2項において準用する場合を含む。)」を削り、同号を同項第7号とし、同項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号の次に次の2号を加える。

(2) 自己啓発等休業職員として在職した期間の2分の1の期間

(3) 配偶者同行休業職員として在職した期間の2分の1の期間

第6条第4項ただし書中「第6号若しくは第9号(第6号)を「第8号若しくは第12号(第8号)に改め、同項第9号中「第2号」を「第4号」に、「第3号及び第4号並びに前3号」を「第5号及び第6号並びに前4号」に改め、同号を同項第12号とし、同項第8号中「1日の勤務時間の一部について」を削り、「日が90日」を「期間が30日」に、「期間」を「全期間」に改め、同号を同項第11号とし、同項第7号中「川崎市病院局企業職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(平成17年川崎市病院局規程第15号)」を「勤務時間規程」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 勤務時間規程第20条の3の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

第6条第4項中第6号を第8号とし、第2号から第5号までを2号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の2号を加